

医政発 0329 第 39 号
平成 31 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

本年 3 月 29 日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号。以下「改正法」という。）により、医療用機器の特別償却制度が見直され、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備、共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の特別償却の対象の拡充・見直しが行われました。併せて、同日付で、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 102 号。以下「改正政令」という。）が公布され、租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等（平成 31 年厚生労働省告示第 151 号）及び租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等（平成 31 年厚生労働省告示第 153 号）が告示され、改正法とともに平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。改正法、改正政令及び告示による特別償却制度の取扱いについては、下記のとおりですので、これを御了知の上、制度の実施に当たり必要な手続等にご対応いただくとともに、医療機関への周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。

記

第 1 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度について

1 趣旨

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が平成 31 年 4 月 1 日から施行されるところ、医師については 5 年間適用が猶予され、2024 年 4 月 1 日から上限規制が適用される。一方で、医師は、全業種・職種の中でも最も長時間労働の実態にあり、月 80 時間を超えて時間外労働を行う者が

約4割という調査もあるため、時間外労働の上限規制の適用日に向け、また適用された後についても、労働時間の短縮をはじめとした働き方改革が強く求められている。

医療機関の経営者には、勤務環境改善のマネジメント改革を押し進め、

- ・医師の労働時間管理の適確な把握
- ・医師の長時間労働解消に向けた業務の移管（タスク・シフト）の推進や時間の短縮や医師間での業務の共同化（タスク・シェア）に資するチーム医療の推進
- ・医師から業務の移管（タスク・シフト）を受ける医師以外の医療従事者の労働時間の短縮

を実現することが求められている。

この点を踏まえて、医師及びその他医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進することとし、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とするものである。

2 概要

(1) 制度の概要

(2) に掲げる者が、(3) に掲げる設備等を取得又は製作して、(2) に掲げる者が営む医療保健業の用に供した場合は、当該設備等について、普通償却限度額に加え、特別償却限度額（当該設備等の取得額の15%に相当する額）まで償却することを認めるもの。

(2) 制度の対象となる者

青色申告書を提出する法人（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含む。以下同じ。）又は個人で医療保健業を営むもの。

(3) 制度の対象となる設備等

器具及び備品（医療用の機械及び装置を含む。）並びにソフトウェア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）（以下「設備等」という。）であって、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資する未使用の勤務時間短縮用設備等（以下「勤務時間短縮用設備等」という。）のうち、3の要件を満たすもの。

(4) 医療機関における手続等

(2) に掲げる者が開設する医療機関は、その所在地の属する都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）の助言を受けて医師等勤務時間短縮計画（以下「計画」という。別添1。）を作成し、当該計画に勤務時間短縮設備等を記載した場合には、都道府県の医療勤務環境改善担当課（室）長（公印を所持する官職）の確認を受け、勤務時間短縮用設備等を取得等（所有権移転外リース取引による取得を除く。）し医療保健業の用に供した上で、その用に供した日の属する事業年度（個人の場合は年）の青色申告の際に、勤務時間短縮用設備等について通常の償却費の額とその

取得価格の 100 分の 15 に相当する金額との合計額以下の金額で当該法人又は個人が必要経費として計算した額を記載し、計画の写しを各法人又は個人の納税地を管轄する税務署に青色申告する際に添付する。

また、計画開始後に、追加的に勤務時間短縮用設備等が必要となった場合には、計画を修正し、当該勤務時間短縮用設備等を計画に盛り込み、修正後の計画について再度、都道府県の医療勤務環境改善担当課（室）長の確認を受け、当該勤務時間短縮用設備等に係る青色申告の際に添付する。

なお、計画の写しを添付して青色申告した法人又は個人は、勤務時間短縮用設備等を医療保健業の用に供した 6 ヶ月後に、別添 2 の様式を踏まえて計画の対象とした医師の労働時間の短縮についての記録を、計画の確認を受けた勤改センターに提出すること。

なお、租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等（平成 31 年厚生労働省告示第〇号）に規定する事項を記載した計画を既に作成している場合には同計画を勤改センターに提出する又は同計画を改定して提出する対応で構わない。

（5）都道府県における手続等

勤改センターは、医療機関から提出された計画について確認を行うこと。その際、勤改センターに所属する医療労務管理アドバイザー又は医業経営アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）により、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資するものかどうか専門的見地からの助言を得ること。

その際、勤改センターが、当該計画を作成した医療機関を訪問等し、勤務時間短縮用設備等の導入を想定している現場を必要に応じて確認し、新規に勤務時間短縮用設備等を取得する必要性の確認を行うこととする。

その後、都道府県の医療勤務環境改善担当課（室）長が、当該計画について当該都道府県に設置された勤改センターが確認したことを確認の上、公印を押印し、医療機関に返却する。

なお、勤改センターの事務を全部外部に委託している都道府県においては、当該勤改センターの長（責任者）による確認を経て押印された計画を当該都道府県の医療勤務環境改善担当課（室）においても確認すること。

（6） 制度対象となる期間

計画に記載された勤務時間短縮用設備等は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までに取得又は製作したものであって、同期間中に当該法人又は個人が営む医療保健業の用に供したものが本制度の対象となる（取得又は製作と供用開始が同年度である必要はない）。

3 特別償却制度の対象となる勤務時間短縮用設備等の要件

対象となる勤務時間短縮用設備等は、次に掲げる類型のいずれかに該当するものであり、

1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。）の取得価額が30万円以上のものとする。

【類型1】 労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等

○勤怠管理を行うための設備等（ICカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの）

医師の労働時間の実態把握は労働基準法上の使用者の責務であり、医師の労働時間の実態を正確に把握することで、時間外労働時間を短縮すべき医師を特定し、重点的に対策を講じることができると、導入することにより、各医師の労働時間の短縮に対する意識改革にもつながること、使用者の労働時間管理コストが削減されることなどの効果が期待される。

○勤務シフト作成を行うための設備等（勤務シフト作成支援ソフト等、医療従事者の効率的な配置管理が行えるもの）

医療機関の外来や病棟での医師等医療従事者を、例えば経験年数などを勘案し適正に配置することで、効率的な業務運営に資することが期待される。また、勤怠管理を行うためのシステムとの連携により、特定の医師が長時間労働になる可能性があれば事前に把握し、当該医師が長時間にならないように調整する契機となることが期待される。

【類型2】 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等

○書類作成時間の削減のための設備等（AIによる音声認識ソフトウェア、それら周辺機器など、医師が記載（入力）する内容のテキスト文書入力が行えるもの）

医師の診断書などの書類作成に要する時間を短縮することが期待される。また、医師事務作業補助者が代行入力等を行っている場合でも、その下書きに相当するものを自動で作成することなどができれば、医師事務作業補助者の業務の効率化が図られ、結果、医師事務作業補助者が医師を補助する範囲が広がり、医師の労働時間の短縮に繋がることを期待される。

○救急医療に対応する設備等（画像診断装置（CT）など、救命救急センター等救急医療現場において短時間で正確な診断を行うためのもの）

救急医療現場では、脳血管・心臓血管疾患のほか、交通事故などの外傷に対しては、短時間で正確に診断を行う必要があり、医師の労働時間として短縮の効果が期待される。

○バイタルデータの把握のための設備等（ベッドサイドモニター、患者モニターなど、呼吸回数や血圧値、心電図等の病態の変化を数日間のトレンドで把握するためのもの）

従来は、呼吸回数等バイタルデータを紙に別途記入して管理していたり、入力等していたもので、過去のデータは別途管理し参照していたものについて、過去のデータも含めて一括で管理することにより、当該設備等の表示又は必要に応じて紙で一連のデータ

を打ち出すことだけで過去のデータとの比較などもできるため、入力と出力の手間が省略され、労働時間の短縮に資する。

【類型3】 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

- 医師の診療を補助する設備等（手術支援ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、画像診断装置等（※）、在宅診療用小型診断装置など、医師の診療行為の一部を補助又は代行するもの）

手術支援ロボットにより術野が拡大し、処置の難易度が下がることで医師の労働時間の短縮が期待できる。

※1 画像診断装置の一般名称（参考例）

核医学診断用検出器回転型 SPECT 装置、X線 CT 組合せ型ボジトロン CT 装置、超電導磁石式全身用 MR、永久磁石式全身用 MR 装置、デジタル式歯科用パノラマ X線診断装置、デジタル式歯科用パノラマ・断層診断 X線診断装置、アーム型 X線 CT 診断装置、全身用 X線 CT 診断装置（4列未満を除く。）、移動型アナログ式汎用 X線診断装置、移動型アナログ式汎用一体型 X線診断装置、ポータブルアナログ式汎用一体型 X線診断装置、据置型アナログ式汎用 X線診断装置、移動型デジタル式汎用一体型 X線診断装置、移動型アナログ式汎用一体型 X線透視診断装置、移動型デジタル式汎用一体型 X線透視診断装置、据置型デジタル式汎用 X線透視診断装置、据置型デジタル式循環器用 X線透視診断装置、据置型デジタル式乳房用 X線診断装置、腹部集団検診用 X線診断装置、胸部集団検診用 X線診断装置、胸・腹部集団検診用 X線診断装置、二重エネルギー骨 X線吸収測定一体型装置、超音波診断装置

【類型4】 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

- 医師が遠隔で診断するために必要な設備等（遠隔診療システム、遠隔画像診断迅速病理検査システム、医療画像情報システム、見守り支援システムなど、医師が遠隔で診断することに資するもの）

医師の移動に要する時間の短縮や、医療機関間での連携が進むことによる人的医療資源の適正活用につながり、医師の労働時間の短縮に資する。

また、読影医が院内外を問わずどこからでもアクセスでき、CD等読影画像の受け渡しの煩雑さがなくなることや、在宅患者が自宅で測定したバイタルデータの送受信や患者の見守りができることで、医療従事者の負担軽減になり、医師の労働時間の短縮も期待される。

【類型5】 チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

- 手術中の医師の補助や手術後の病棟管理業務等一連の病棟業務については、医師以外の医療職種も含めたチームで連携する、又は、医師以外の職種に移管することにより、医師が実施する業務を削減することが可能になる。このため、チーム医療の推進に資するものや、医師以外の医療従事者の労働時間短縮に資するものについても対象となる。

- 医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備等（院内搬送用ロボット、患者の離床センサーなど、医師以外の医療従事者の業務を補助するもの）

業務そのものをロボット等に移管することで、医療従事者の業務量の削減が図られる。

- 予診のための設備等（通信機能付きバイタルサイン測定機器やタブレット等を活用したシステムなどにより予診を行うもの）

体温や血圧等のバイタルデータを手入力することなく電子カルテ等に反映できることにより入力時間が短縮される。また、患者自身に入力してもらうシステムの場合には更に医療従事者の労働時間を削減することが期待される。

○医師の検査や処方等の指示を電子的に管理するための設備等（電子カルテ※2、カルテ自動入力ソフトウェア、レセプトコンピューター、医療画像情報システム※3、画像診断部門情報システム※4、医療情報統合管理システム※5等診断情報と医師の指示を管理できるもの）

患者に係る情報を電子的に入力の上、集約し、記録の管理や共有に要する時間を減らすことで医師の労働時間を短縮することが期待できる。併せて、情報共有が円滑に行われることから、タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進にもつながる。

具体的には、入力内容のチェック機能が付いているレセプトコンピューターであれば医師が指示内容を入力する際、診療報酬上の請求ミスを自動で見つけることでチェック時間や再請求事務に費やす時間を削減できる。往診先で電子カルテに記載された患者の診療内容を確認したり、往診先で診療・治療内容の入力機能のあるタブレット等を活用したシステムであれば、往診から戻ってから記憶を頼りに入力するよりも効率的かつ正確に業務が実施できることが期待される。

※2 労働時間を短縮するための機能としては、次のようなものがある。

患者への説明用に、検体検査結果、画像検査結果等を1画面にまとめて表示する機能、必要な同意書や説明書はオーダ入力時に自動で印刷される機能、医療辞書の搭載をすることができる機能、問診システムと連動することが出来る機能、院内の場所を選ばずに患者状態把握を行える機能(モバイルシステム等)、代行入力された指示について、複数の指示内容をまとめて確認して承認することができる機能、患者説明用のパスを画面に表示したり、印刷する機能、カルテ記載の入力にあたって、音声入力を利用することができる機能、モバイル機器を利用し、写真付きの記録を記載できる機能、検査結果や患者情報などを、記録に自動反映できる機能、次回予約日までの処方日数を自動判定する機能、診療予約と検査予約を関連してとる場合、両方の予約台帳を見ながら予約をとることが出来る機能、記載された文書の検索やスキャン有無が、短時間で患者横断的に確認できる機能、退院サマリの記載有無の確認、記載依頼ができる機能、紹介状等の紙媒体を電子化して保存・閲覧できる機能、診療の過程を集約して参照できる機能、電子体温計や電子血圧計の測定結果を、自動で電子カルテに取り込むことができる機能、心電図モニターとの連携により、定期的にバイタル情報を取り込むことができる機能、よく利用する記載のテンプレート化を行う事ができる機能等を有するもの

※3 DICOM画像だけでなく、超音波検査(動画像)、内視鏡データや一般的なファイルサーバが扱う汎用ファイル等を管理し、各診療科向けレポートシステムの提供ができるシステム(PACS(画像保存通信システム(Picture Archiving and Communication Systems))等)で、患者毎の臨床画像やデータの集約機能を有するもの

※4 PACS、レポートシステムとの連携や、各種リスクへの警報機能、経営的視点から画像診断部門業務を解析する統計サマリ機能などを有するシステム(RIS(放射線科情報システム(Radiology Information Systems))等)で、撮影中、隙間時間で次の撮影の準備を並行で行うことができる機能を有するもの

※5 従来、ベンダーや部門システムごとに独立していた画像、文書等の診療データを統合・管理し、表示、加工にいたるまで、顧客診療データをより開かれた使いやすいデータに統一管理するシステムで、施設毎に違うIDを持つ同一患者のデータの一元化する機能を有するもの

○医療機器等の管理効率化のための機器・ソフト等（医療機器トレーサビリティ推進のためのUDIプログラム※6、画像診断装置等のリモートメンテナンス※7、電子カルテ、レセプトコンピューターのリモートメンテナンス※8など）

医療機器等のトレーサビリティ向上のために付与されたバーコードを利活用することで患者の医療安全の確保とともに、誤使用を避けるための確認時間の短縮により、医療従事者の労働時間の短縮を図り、生産性向上が期待される。

- ※6 コードマスター、データベースなどをもとに、GS1バーコードの自動読み取りを行い、特定保険医療材料等の物品管理、使用記録の追跡、取り違えの防止等を図るためのプログラム、副作用、不具合に伴うリコール時、トレースを明確に実行するプログラム、医事会計に活用するプログラム等の機能を有するもの
- ※7 画像診断装置等の機器がインターネット回線にて企業とつながり、機器の不具合対応やS/Wのバージョン管理を企業側にて管理・対応するシステム又はソフトウェア
- ※8 電子カルテ等の機器がインターネット回線にて企業とつながり、機器の不具合対応やS/Wのバージョン管理を企業側にて管理・対応するシステム又はソフトウェア

なお、上記類型1～5において明示していない設備等については、勤務時間短縮用設備等の製造メーカー又は販売会社が、パンフレットや仕様書において医師等医療従事者の労働時間削減につながるような性能として、従来の製品より3%以上の効率化を謳っていることを要件とする。比較対象の製品としては、当該勤務時間短縮用設備等の購入時から法定耐用年数を遡った時点での同一製造メーカーの製品とする（法定耐用年数以前には当該製品の製造・販売がなかった場合には、同業他社の同水準の製品との比較や、全くの新規製品の場合には、同製品導入前の事務作業との比較とする）

4 計画に記載する事項

2の(2)に掲げる者が開設する医療機関が計画を作成する場合は、別添1の様式を踏まえて次に掲げる項目は必ず記載すること。

(1) 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の現状分析

原則として時間外労働時間が、計画を勤改センターに提出した日の属する月の前の月以前の3ヶ月平均で60時間以上となっている全ての医師を対象として、当該医師の時間外労働時間の実態を記載すること。

(2) 対象とする医師の時間外労働時間の短縮の目標

対象とする医師の時間外労働時間の短縮について、計画実施6ヶ月後の目標（勤務時間短縮用設備等を導入する場合には導入後6ヶ月後の目標）を記載すること。

(3) 医師の労働時間を短縮するに当たっての実行計画

対象となる医師の時間外労働時間を短縮するために取り組む対策の概要を記載すること。

(4) (3)の実行計画に勤務時間短縮用設備等を記載する場合には、その取得等に係るリスト

5 留意事項

- (1) 勤改センターにおけるアドバイザー等の助言事務の増加及びこれに要する経費の増加が見込まれる場合には、勤改センターの運営費の地域医療介護総合確保基金への計上の

際に留意すること。

- (2) 計画は、医療労務管理アドバイザー、医療経営アドバイザーの助言が必要なことから、本業務に関して定期的にアドバイザーも含めた会議を開催するなど、両者が緊密に連携を取れる体制を築くこと。

第2 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度について

1 趣旨

地域医療構想の実現のため、地域医療構想調整会議において提出・確認された各医療機関ごとの医療機関としての役割及び医療機能ごとの病床数に関する具体的対応方針（以下「具体的対応方針」という。）に基づき病床再編等を行った場合の工事により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備を、特別償却の対象とする。

2 概要

(1) 制度の概要

(2)に掲げる者が、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に、(3)に掲げる建物及びその附属設備の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く。）又は建設をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の8%の特別償却ができることとする。

(2) 制度の対象となる者

青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営むもの。

(3) 制度の対象となる設備等

新築・改築、増築、転換に該当する工事（すなわち、減築、廃止（単なる解体撤去）の場合を除く。）により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備とし、土地及び医療用機器等については含まないこととする。

（例：増築の場合の対象）病棟や病室の新設や病床の設置等が想定される。

（例：転換の場合の対象）廊下幅の変更や入浴介助設備の設置等が想定される。

(4) 法人又は個人における手続等

特別償却を検討している建物及びその附属設備について、(3)に掲げる対象となるものであることを証する書類をその病院又は診療所の所在地の属する都道府県に提出し、その確認を受けた後、医療保健業の用に供した日の属する事業年度（個人の場合は年）の青色申告の際に、通常の償却費の額とその取得価格の100分の8に相当する金額との合計額以下の金額で当該法人又は個人が必要経費として計算した額を記載し、都道府県の確認を受けた書類の写しを各法人又は個人の納税地を管轄する税務署に青色申告する際に添付

する。具体的に都道府県に提出する書類として以下に掲げるものが挙げられる。

- ・ 特別償却を検討している建物及びその附属設備に関する工事計画等の工事の概要や範囲が特定できる書類
- ・ 特別償却を検討している建物及びその附属設備を有する病院又は診療所の具体的対応方針

なお、これらの書類については、医療機関の開設許可申請等に係る書類、地域医療構想調整会議において提出する書類等の既存の書類を活用して差し支えない。

(5) 都道府県における手続等

都道府県において、特別償却の対象の範囲を特定するため、法人又は個人から提出された資料について以下の事項について確認し、確認したことを証する書類を添付の上、提出元である法人又は個人に返却する。

- ・ 法人又は個人の病院又は診療所の具体的対応方針が地域医療構想調整会議において提出・確認されていること。
- ・ 特別償却の対象範囲が当該具体的対応方針に基づく工事部分に限定されていること。
(当該具体的対応方針と当該具体的対応方針に基づく工事計画及び実際の工事内容を照合することにより確認すること。)

第3 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について

1 趣旨

我が国では、高額医療機器の人口当たり配置台数が諸外国に比して突出して多く、また国内の地域偏在も存在する。人口当たり配置台数の多い地域では、需要に比して過大な設備投資となっている可能性や、医療機関の収益を圧迫している可能性が指摘されており、地域における必要かつ適切な医療提供体制を確保するためには、高額医療機器の共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する必要がある。このため、利用率の高い既存機器への集約化や共同利用を目的とした医療用機器の新規購入を行う場合について、特別償却の対象とする。

2 概要

(1) 制度の概要

(2)に掲げる者が、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に、(3)に掲げる医療用機器の取得等(所有権移転外リース取引による取得を除く。)をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の12%の特別償却ができることとする。

(2) 制度の対象となる者

青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営むもの。

(3) 制度の対象となる設備等

租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成 21 年厚生労働省告示第 248 号）に定める医療用機器については、従前から特別償却の対象として認められているところであるが、当該医療用機器のうち病院において医療保健業の用に供する超電導磁石式全身用MR装置、永久磁石式全身用MR装置、全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）及び人体回転型全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）（以下「全身用CT・MRI」という。）については、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合に限り特別償却の対象とすること。なお、診療所において、医療保健業の用に供する全身用CT・MRIについては、従前どおり特別償却の対象として認められるため、次に掲げる条件は求めない。

- ① 既存の医療用機器の買い換えの場合（既に医療保健業の用に供されている全身用CTを廃止し、当該全身用CTに替えて全身用CTを発注若しくは購入する場合又は既に医療保健業の用に供されている全身用MRIを廃止し、当該全身用MRIに替えて全身用MRIを発注又は購入する場合をいう。）は、買い換え後の全身用CT・MRIを医療保健業の用に供する日の属する年の前年の1月から12月までの各月における買い替え前の全身用CT・MRIの利用回数が機器の種別ごとに次に掲げる値を上回っていること。

全身用MRI	1か月当たり 40 件
全身用CT	1か月当たり 20 件

- ② 新規購入の場合（次に掲げる場合をいう。）は、他の病院又は診療所と連携して共同利用を行う予定であること（連携先の病院又は診療所（共同利用を行う予定である全身用CT・MRIを医療保健業の用に供していないものに限る。）で診療を受けた者のために利用される予定であること（全身用CT・MRIについて連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される予定である場合を含む。）をいう。）が外形的に確認できること

- 既に医療保健業の用に供されている全身用CTを廃止することなく、新たに全身用CTを発注若しくは購入する場合又は全身用CTを医療保健業の用に供していない場合であって新たに全身用CTを発注若しくは購入する場合
- 既に医療保健業の用に供されている全身用MRIを廃止することなく、新たに全身用MRIを発注若しくは購入する場合又は全身用MRIを医療保健業の用に供していない場合であって新たに全身用MRIを発注若しくは購入する場合

- ③ ①及び②に掲げる条件に該当しない場合は、地域医療構想調整会議において協議を行い、当該構想区域等における医療提供体制の確保に必要なものとして買い換えること又は新規購入することが適当と認められること。

（4） 法人又は個人における手続等

法人又は個人は、全身用CT・MRIについて、（3）に掲げる条件のいずれかを満たすことについて証する書類をその所在地の属する都道府県に提出し、その確認を受けた後、その用に供した日の属する事業年度（個人の場合は年）の青色申告の際に、通常の償却費

の額とその取得価格の 100 分の 12 に相当する金額との合計額以下の金額で当該法人又は個人が必要経費として計算した額を記載する。具体的に都道府県に提出すべき書類として以下に掲げるもののいずれかが挙げられる。

- ・ 全身用 C T ・ M R I の利用回数を示す書類
- ・ 連携先の病院又は診療所と連名で作成した全身用 C T ・ M R I に係る共同利用合意書等の特定の病院又は診療所と共同利用を行う予定であることについて連携先の病院又は診療所と合意していることを示す書類
- ・ 地域医療構想調整会議において全身用 C T ・ M R I に係る協議を行った際の資料等の地域医療構想調整会議において協議を行い適当と認められたことを示す書類

なお、これらの書類については、医療機関の開設許可申請等に係る書類、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場合（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 18 の 2 第 1 項に規定する協議の場合をいう。）や地域医療構想調整会議において提出する書類等の既存の書類を活用して差し支えない。

（5） 都道府県における手続等

都道府県は、法人又は個人から提出された資料について（3）に掲げる条件のいずれかを満たすことについて確認し、確認したことを証する書類を添付の上、提出元である法人又は個人に返却する。確認に当たっては、例えば既存の統計調査等から利用回数に明らかな虚偽が認められないこと、連携先の病院若しくは診療所に共同利用を行う予定である全身用 C T ・ M R I が既に備えられていないこと又は地域医療構想調整会議における協議状況を確認するなど、都道府県として従前より把握している情報を基に適切に判断すること。

第 4 施行期日について

第 1 から第 3 までの特別償却制度は、本年 4 月 1 日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六号

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百三条の六」を「第二百三条の七」に改める。

第二条第一項第十六号中「有価証券」の下に「第四十八条の二第一項(仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)に規定する仮想通貨」を加える。

第四十五条第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)の規定による森林環境税及び森林環境税に係る延滞金
第四十五条第一項第十二号を同項第十三号とし、同項第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。
六 前号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの
第四十五条第三項中「第七号」を「第八号」に改める。
第四十八条の次に次の一条を加える。

(仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)

第四十八条の二 居住者の仮想通貨(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二十五条第五項(定義)に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。)につき第三十七条第一項(必要経費)の規定によりその者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日において有する仮想通貨の価額は、その者が仮想通貨について選定した評価の方法により評価した金額(評価の方法を選定しなかった場合又は選定した評価の方法により評価しなかった場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額)とする。

2 前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他仮想通貨の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の四第一項中「の株式(出資を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「自己の株式」の下に「又は出資」を、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、株式のいずれか一方の株式を「うちいずれか一方の法人の株式(出資を含む。以下この項において同じ。)」に改める。
第八十三条の二第二項中「同項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合には」を「次に掲げる場合に該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該配偶者が前項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合

二 当該配偶者が、給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある居住者として第八十五条第一項第一号若しくは第二号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)又は第八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号(賞与に係る徴収税額)の規定の適用を受けている場合(当該配偶者が、その年分の所得税につき、第九十条(年末調整)の規定の適用を受けた者である場合)又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。

三 当該配偶者が、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある居住者として第二百三条の三第一号から第三号まで(徴収税額)の規定の適用を受けている場合(当該配偶者がその年分の所得税につき確定申告書の提出をし、又は決定を受けた者である場合を除く。)

第八十五条第二項中「第二百三条の五第一項第五号」を「第二百三条の六第一項第五号」に改める。

第二百二十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等で第九十条(年末調整)の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該申告書を提出するときは、次に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることができる。

第二百二十条第三項第四号を削る。

第二百二十一条第三項中「第二百三条の六(源泉徴収等)」を「第二百三条の七(源泉徴収)」に改める。

第二百二十二条第一項後段を削り、同条第三項中「第二百二十条第三項」を「第二百二十条第一項後段の規定は前二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項」に、「規定は」を「規定は」に、「について」を「ついて、それぞれ」に改める。

附則に次の一条を加える。
(農業協同組合中央会の特例)

第三十六条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号) 附則第十二条(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第一に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

別表第一中「第十一号」の下に「第七十八号、附則第三十六条」を加える。

別表第二の備考(2)中「扶養親族等」の次に「第五百八十六条の二(源泉控除対象配偶者に係る控除の適用)の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし」を加え、「同項」を「同項」に改め、同表の備考(1)中「扶養親族等」の次に「第五百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし」を加え、「同項」を「同項」に改める。

別表第三の備考(2)中「扶養親族等」の次に「第五百八十六条の二(源泉控除対象配偶者に係る控除の適用)の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし」を加え、「同項」を「同項」に改め、同表の備考(1)中「扶養親族等」の次に「第五百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし」を加え、「同項」を「同項」に改める。

別表第四の備考(2)中「扶養親族等」の次に「第五百八十六条の二(源泉控除対象配偶者に係る控除の適用)の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし」を加え、「同項」を「同項」に改める。
(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「普通法人」を「普通法人等」に改める。

第二条第十二号の八中「合併法人株式」を削り、「の株式又は出資をいう。又は合併親法人株式を「又は合併親法人」に改め、「全部」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式又は出資をいう。のいずれか一方」を「をいう。のいずれか一方の法人」に改め、同条第十二号の十一中「の株式又は分割承継親法人株式」を「又は分割承継親法人」に改め、「全部」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式をいう。のいずれか一方」を「をいう。のいずれか一方の法人」に改め、同条第十二号の十七中「の株式又は株式交換完全支配親法人株式」を「又は株式交換完全支配親法人」に改め、「全部」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式をいう。のいずれか一方」を「をいう。のいずれか一方の法人」に改め、同条第二十号中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改める。

第十条の三第一項中「特定普通法人等(一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人その他の)及び「のうち、公益法人等に該当することとなり得るもので政令で定める法人をいう。以下この条において同じ。」を削り、「特定普通法人等が」を「普通法人又は協同組合等が」に改め、同条第二項及び第五項中「特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

第十四条第一項第五号中「の特例」を削り、同項第十七号中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第二項中「前項第六号」を「前項第六号」に改め、「までに」の下に「前項第六号の連結親法人又は同項第七号に規定する内国法人(第一号において「連結親法人等」という。)を加え、同項第一号中「連結親法人又は前項第七号に規定する内国法人」及び「当該連結親法人又は内国法人」を「当該連結親法人等」に改める。

第二十条第一項中「法人税の納税地」の下に「(連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下この条において「納税地等」という。)」を加え、「異動前の納税地」を「異動前の納税地等」に改め、同条第二項を削る。

第三十四条第一項第三号イ(2)中「報酬委員会」を削り、「をいい」を「その委員の過半数が当該内国法人の同法第二条第十五号(定義)に規定する社外取締役のうち職務の独立性が確保された者として政令で定める者(2)において「独立社外取締役」という。)であるものに限るものとし」に改め、「又は当該業務執行役員」を削り、「になつて」を「である」に改め、「決定」の下に「当該報酬委員会の委員である独立社外取締役の全員が当該決定に係る当該報酬委員会の決議に賛成している場合における当該決定に限る。」を加える。

第三十九条第一項第一号中「含む」の下に「第三号及び」を加え、同項に次の一号を加える。

第三十九号に掲げる国税又は地方税に準ずるものとして政令で定める国税又は地方税

第三十九号第二項に次の一号を加える。

第三十二号に掲げる国税又は地方税に準ずるものとして政令で定める国税又は地方税

第五十二条第二項中「第十条の三第一項(課税所得の範囲の変更等)に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に、「特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

第五十五条の見出しを削り、同条第三項に次の一号を加える。

第三十二号に掲げるものとして政令で定めるもの

第二編第一章第五款第一目の目名中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改める。

第六十一条第一項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「除く」の下に「及び資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項(定義)に規定する仮想通貨(以下この条において「仮想通貨」という。))を「した日」の下に「(その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当が生ずる日その他の財務省令で定める日)を加え、同項各号中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同条第二項中「短期売買商品」を「短期売買商品等(仮想通貨にあつては、活発な市場が存在する仮想通貨として政令で定めるものに限る。以下第四項までにおいて同じ。))」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「及び」を「又は」に、「短期売買商品の」を「短期売買商品等」に改め、同条第三項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「有する場合」の下に「(仮想通貨にあつては、自己の計算において有する仮想通貨を移転する場合に限る。)」を加え、同条第四項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「移転する場合」の下に「(仮想通貨にあつては、自己の計算において有する仮想通貨を移転する場合に限る。)」を加え、同条第五項中「が、短期売買商品」を「が、短期売買商品等(仮想通貨を除く。以下この項において同じ。))」に、「短期売買商品の」を「短期売買商品等」に、「その短期売買商品」を「その短期売買商品等」に、「短期売買商品以外」を「短期売買商品等以外」に改め、同条第六項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「処理」の下に「、第七項に規定するみなし決済損益額の翌事業年度における処理」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 内国法人が事業年度終了の時に第二項に規定する政令で定めるものに該当しない仮想通貨(当該事業年度の期間内のいずれかの時において同項に規定する政令で定めるものに該当していたものに限る。)を自己の計算において有する場合には、政令で定めるところにより、その仮想通貨を譲渡し、かつ、その仮想通貨を取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

7 内国法人が仮想通貨信用取引(資金決済に関する法律第二条第七項に規定する仮想通貨交換業を行う者から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買をいう。以下この条において同じ。)を行った場合においては、当該仮想通貨信用取引のうち事業年度終了の時に決済されていないものがあるときは、その時において当該仮想通貨信用取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額(次項において「みなし決済損益額」という。))は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

8 内国法人が適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により仮想通貨信用取引に係る契約を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

9 内国法人が仮想通貨信用取引に係る契約に基づき仮想通貨を取得した場合（第六十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）の規定の適用を受ける仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該仮想通貨を取得した場合を除く。）には、その取得の時に係る当該仮想通貨の価額とその取得の基因となつた仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該仮想通貨の取得の対価として支払つた金額との差額は、当該取得の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の二第二項及び第四項中「の株式又は」を「又は」に改め、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式のいずれか一方」を「うちいずれか一方の法人」に改め、同条第五項中「の株式」を削り、「分割承継法人株式」を「分割承継法人」に改め、「いづれ」の下に「の株式」を加え、同条第六項中「合併親法人株式」を「合併親法人の株式」に改め、同条第七項中「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人の株式」に改め、同条第九項中「の株式又は」を「又は」に改め、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式のいずれか一方」を「うちいずれか一方の法人」に改め、同条第十項中「株式交換完全支配親法人株式」を「株式交換完全支配親法人の株式」に改め、同条第二十三項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を加える。

第六十一条の六第一項中「決済損益額」という。）の下に「第六十一条第七項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定するみなし決済損益額」を、「は」の下に「第六十一条第七項」を加え、同項第一号中「第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品」を「第六十一条第二項に規定する短期売買商品等」に改め、同条第二項中「金額は」の下に「第六十一条第八項」を加え、同条第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引
第六十一条の八第二項中「第六十一条第二項」を「第六十一条第二項」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「益金又は損金算入」を「は」に改める。
第六十二条の二第三項中「の株式」を削り、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人の株式」に改める。

第六十二条の五第五項中「事業税の額」の下に「及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の規定による特別法人事業税の額」を加える。

第二編第一章第一節第十款の款名中「普通法人」を「普通法人等」に改める。
第六十四条の四第一項中「一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人（一）及び」に限る。次項において「特定公益法人等」という。）を削り、「普通法人」の下に「又は協同組合等」を加え、同条第二項中「特定公益法人等」を「公益法人等」に改め、「普通法人」の下に「又は協同組合等」を加える。

第四百四十八条第一項中「その設立の時に於ける貸借対照表」を「定款の写し」に改める。
第四百四十九条第一項中「その恒久的施設を有することとなつた時又はその開始した時若しくはその対価以外のものを有することとなつた時における貸借対照表」を「定款に相当する書類」に改め、同条第二項中「これらの国内源泉所得を有することとなつた時における貸借対照表」を「定款に相当する書類」に改める。

附則第十九条の二を附則第十九条の三とし、附則第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 農業協同組合中央会の特例
第十九条の二 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（次項において「特例農業協同組合中央会」という。）は、別表第二に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

2 特例農業協同組合中央会は、別表第三に掲げる法人に該当しないものとみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。
別表第二中「第六十六条」の下に「附則第十九条の二」を加える。
別表第三中「第二条」の下に「附則第十九条の二」を加える。
（相続税法の一部改正）

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第四条に次の一項を加える。

2 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を当該特別寄与者による特別の寄与を受けた被相続人から贈りにより取得したものとみなす。
第十三条に次の一項を加える。

4 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が当該特別寄与者に係る課税価格に算入される場合においては、当該特別寄与料を支払うべき相続人が相続又は遺贈により取得した財産については、当該相続人に係る課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から当該特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。
第十九条の三第一項並びに第二十一条の九第一項及び第四項中「二十歳」を「十八歳」に改める。
第二十一条の十五第二項中「第十八条第一項」を「同条第四項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十八条第一項」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。
（配偶者居住権等の評価）
第二十三条の二 配偶者居住権の価額は、第一号に掲げる価額から同号に掲げる価額に第二号に掲げる数及び第三号に掲げる割合を乗じて得た金額を控除した残額とする。

一 当該配偶者居住権の目的となつて建物の相続開始の時に係る当該配偶者居住権が設定されていなくともした場合は、当該建物の一部が賃貸の用に供されている場合又は被相続人が当該相続開始の直前において当該建物をその配偶者と共有していた場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されていない部分又は当該被相続人の持分の割合に應ずる部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額
二 当該配偶者居住権が設定された時におけるイに掲げる年数を口に掲げる年数で除して得た数
（イ又は口に掲げる年数が零以下である場合には、零）
イ 当該配偶者居住権の目的となつて建物の耐用年数（所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数に準ずるものとして政令で定める年数をいう。口において同じ。）から建築後の経過年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。口において同じ。）及び当該配偶者居住権の存続年数（当該配偶者居住権が存続する年数として政令で定める年数をいう。次号において同じ。）を控除した年数
ロ イの建物の耐用年数から建築後の経過年数を控除した年数

三 当該配偶者居住権が設定された時における当該配偶者居住権の存続年数に應じ、法定利率による複利の計算で現価を算出するための割合として財務省令で定めるもの

2 配偶者居住権の目的となつて居る建物の価額は、当該建物の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価から前項の規定により計算した当該配偶者居住権の価額を控除した残額とする。

3 配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）以下この条において同じ。を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額は、第一号に掲げる価額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 当該土地の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価（当該建物の一部が賃貸の用に供されている場合は被相続人が当該相続開始の直前において当該土地を他の者と共有し、若しくは当該建物をその配偶者と共有していた場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されていない部分に於ける部分又は当該被相続人の持分の割合に応ずる部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額）

二 前号に掲げる価額に第一項第三号に掲げる割合を乗じて得た金額

4 配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地の価額は、当該土地の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価から前項の規定により計算した権利の価額を控除した残額とする。

第二十九条の見出し中「者に」を「者等に」に改め、同条第一項中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

第三十一条第二項中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

第三十二条第一項第三号を次のように改める。

三 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金額の額が確定したこと。

第三十二条第二項第七号中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

第三十五条第二項第五号中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

（地価税法の一部改正）

第四条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

別表第一第二号口中「第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号」を「第四条第一項第八号又は第五条第一項第七号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「ホ」を「ハ」に、「信託」を「配偶者居住権の設定の登記、信託」に改め、同項の表地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記の項の次に次のように加える。

千分の一

配偶者居住権の設定の登記

千分の二

別表第一第二号（二）中へをトとし、ホをへとし、二をホとし、ハの次に次のように加える。

（三）の二 配偶者居住権の設定の登記

不動産の価額

千分の二

別表第一第三十八号（四）中「の登録」の下に「更新の登録を除く。」を加え、同表第四百二十二号（一）中「限る」を「限り、更新の登録を除く」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条 消費税法（昭和六十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「経営する販売場」の下に「（第八項に規定する臨時販売場を除く。）」を加え、同条第八項中「事前承認港湾施設内に」を削り、「国内及び国内以外の地域にわたつて行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対し、」を「非居住者に対し、第一項に規定するに改め、」に改め、「ために」の下に「七月以内の」を「限る。」の下に「次項の承認を受けた者」を加え、同項の規定による許可を受けた」を「第六項に規定する」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

第三十条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 第一項の規定は、事業者が課税仕入れ（当該課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限り）の相手方の本人確認書類（住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいう。）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

11 第一項の規定は、その課税仕入れの際に、当該課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物に係るものである場合（当該課税仕入れを行う事業者が、当該消費税が納付されていないことを知っていた場合に限り）には、当該課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。

附則第十九条の二の次に次の一条を加える。

（農業協同組合中央会の特例）

第十九条の三 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第三第一号に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

別表第一中「第六条」の下に、「第十二条の二、第十二条の三」を加える。

別表第三中「第六十条」の下に、「附則第十九条の三」を加え、同表第一号の表港務局の項中「港湾法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を加える。

（揮発油税法の一部改正）

第七条 揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「二万四千三百円」を「二万四千元」に改める。

（地方揮発油税法の一部改正）

第八条 地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「四千四百円」を「四千七百円」に改める。

第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の四十七」に、「二百八十七分の二百四十三」を「二百八十七分の二百四十四」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の次に次の一条を加える。

（農業協同組合中央会の特例）

第九条の二 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第二に掲げる者とみなして、この法律の規定を適用する。

別表第一中「第十一条」を削る。
別表第二中「第五条」の下に、「附則第九条の二」を加える。
別表第三の文書名の欄中「第五十四条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。
(国税通則法の一部改正)

第十条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条の十三の二」を「第七十四条の十三の四」に改める。
第二条第一号中「及び特別とん税」を「特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税」に改める。

第七十条第四項第三号中「中絶及び停止」を「完成猶予及び更新」に改める。

第七十四条の五第一号イ中「及び第七十四条の十二第二項(当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請)」を削り、同条第二号イ中「及び第七十四条の十二第三項」を削り、同条第三号イ中「及び第七十四条の十二第四項」を削り、同条第四号イ中「及び第七十四条の十二第五項」を削る。
第七十四条の七の次に次の一条を加える。

(特定事業者等への報告の求め)
第七十四条の七の二 所轄国税局長は、特定取引の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者(特別の法律により設立された法人を含む)又は官公署(以下この条において「特定事業者等」という)に、特定取引に係る特定事項について、特定取引者の範囲を定め、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告することを求めることができる。

2 前項の規定による処分は、国税に関する調査について必要がある場合において次の各号のいずれかに該当するときに限り、することができる。
一 当該特定取引を行う特定取引と同種の取引を行う者に対する国税に関する過去の調査において、当該取引に係る所得の金額その他の特定の税目の課税標準が千円を超える者のうち半数を超える数の者について、当該取引に係る当該税目の課税標準等又は税額等につき更正決定等(第三十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知を含む)をすべきと認められている場合
二 当該特定取引者がその行う特定取引に係る物品又は役務を用いることにより特定の税目の課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合

三 当該特定取引者が行う特定取引の態様が経済的必要性の観点から通常の場合にはとられない不合理なものであることから、当該特定取引者が当該特定取引に係る特定の税目の課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合
合

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 所轄国税局長 特定事業者等の住所又は居所の所在地を所轄する国税局長をいう。
二 特定取引 電子情報処理組織を使用して行われる事業者等(事業者(特別の法律により設立された法人を含む)又は官公署をいう。以下この号において同じ)との取引、事業者等が電子情報処理組織を使用して提供する場を利用して行われる取引その他の取引のうち第一項の規定による処分によらなければこれらの取引を行う者を特定することが困難である取引をいう。
三 特定取引者 特定取引を行う者(特定事業者等を除き、前項第一号に掲げる場合に該当する場合にあつては、特定の税目について千円円の課税標準を生じ得る取引金額を超える同号の特定取引を行う者に限る。)をいう。

四 特定事項 次に掲げる事項をいう。

イ 氏名(法人については、名称)

ロ 住所又は居所

ハ 番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号(第二百二十四条第一項(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)において「個人番号」という)又は同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ)。
四 所轄国税局長は、第一項の規定による処分をしようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。

5 第一項の規定による処分は、所轄国税局長が、特定事業者等に対し、同項に規定する特定取引者の範囲その他同項の規定により報告を求める事項及び同項に規定する期日を書面で通知することにより行う。

6 所轄国税局長は、第一項の規定による処分をするに当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。
第七十四条の八中「前条」を「第七十四条の七」に、「の規定」を「又は前条の規定」に、「の権限」を「又は国税局長の権限」に改める。

第七十四条の十二の見出しを「(当該職員の事業者等への協力要請)」に改め、同条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む)又は官公署」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項中「又は政府関係機関」を削り、同項を同条第二項とする。

第七十四条の十三の二中「(は)」を「。以下この条において同じ(は)に、(の)の氏名を」。以下この条において同じ(の)の氏名」に、「名称」を「名称。次条及び第七十四条の十三の四第一項(振替機関の加入者情報の管理等)において同じ」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改め、「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号(第二百二十四条第一項(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)において「個人番号」という)又は同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第二百二十四条第一項において同じ)。」を削る。
第七章の二中第七十四条の十三の二の次に次の二条を加える。

(口座管理機関の加入者情報の管理)
第七十四条の十三の三 口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第四項(定義)に規定する口座管理機関(同法第四十四条第一項第十三号(口座管理機関の口座の開設)に掲げる者を除く)をいう。以下この条及び次条第一項において同じ)は、政令で定めるところにより、加入者情報(当該口座管理機関の加入者(同法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条及び次条において同じ)の氏名及び住所又は居所その他社債等(同法第二条第一項に規定する社債等をいう。次条第一項において同じ)の氏名及び住所)の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう)を当該口座管理機関が保有する当該加入者の番号により検索することができる状態である)を管理しなければならない。

(振替機関の加入者情報の管理等)
第七十四条の十三の四 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項(定義)に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ)は、政令で定めるところにより、加入者情報(当該振替機関又はその下位機関(同法第二条第九項に規定する下位機関をいう。次項において同じ)の加入者の氏名及び住所又は居所その他株式会社等(社債等のうち財務省令で定めるものをいう。同項において同じ)の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう)を当該振替機関が保有する当該加入者の番号により検索することができる状態である)を管理しなければならない。

第七十四条の十三の四 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項(定義)に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ)は、政令で定めるところにより、加入者情報(当該振替機関又はその下位機関(同法第二条第九項に規定する下位機関をいう。次項において同じ)の加入者の氏名及び住所又は居所その他株式会社等(社債等のうち財務省令で定めるものをいう。同項において同じ)の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう)を当該振替機関が保有する当該加入者の番号により検索することができる状態である)を管理しなければならない。

2 振替機関は、国税に関する法律に基づき税務署長に調査を提出すべき者(株式等の発行者又は口座管理機関に限る。)から当該振替機関又はその下位機関の加入者(当該株式等についての権利を有する者又は当該口座管理機関の加入者に限る。以下この項において同じ。)の番号その他財務省令で定める事項(以下この項において「番号等」という。)の提供を求められたときは、政令で定めるところにより、当該調査を提出すべき者に対し、当該振替機関が保有する当該加入者の番号等を提供するものとする。

第百十三条の二第二項中「第七十四条の十三の二」を「第七十四条の七の二第三項第四号八」に改める。

第百二十七条中「含む」の下に「若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四十四号)を加える。

第百二十八条第三号中「の規定」を「又は第七十四条の七の二(特定事業者等への報告の求め)の規定した」に「又は提出」を「若しくは提出又は報告」に「提出した」を「提出し、若しくは偽りの報告をした」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第百一十條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「退職所得」を「退職所得等」に、「関連者等に係る利子等の」を「支払利子等に係る」に、「関連者等に係る純支払利子等の」を「対象純支払利子等に係る」に、「第九十八條」を「第九十八條」に改める。

第二条第二項第一号の二中「次号」を「第二号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の三 公益法人等 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。

一の四 協同組合等 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。

第二条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 普通法人 法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。

第二条第二項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の三 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。

第五条の三第四項第七号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第九条の三の二第三項第二号中「資産の流動化に関する法律第一百五條第一項に規定する金銭の分配を含む」を「所得税法第二十四條第一項に規定する利益の配当をいう」に、「外国法人税(」を「外国法人税の額(」に、「外国法人税を」を「控除対象外国法人税の額を」に改め、「の額を削り、同条第六項中」の支払を受ける場合」を「の支払」に改め、「を受ける場合(当該収益の分配又は上場株式等の配当等について同法第八條の四第一項(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)の規定の適用を受ける場合を除く。)」を削り、「(租税特別措置法」を「(第百七十條(分離課税に係る所得の税率)の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するもの並びに租税特別措置法」に「もの」を「」に規定する利子等及び配当等を」に、「の交付」を「(第百七十條(分離課税に係る所得の税率)の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するものを除く。)」の交付」に改め、「ものとし、当該収益の分配又は上場株式等に係る配当等について租税特別措置法第八條の四第一項(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)の規定の適用を受ける場合を除く。」と、「同項に」とあるのは「第百七十六條第三項に」を削る。

第九条の六第一項中「外国法人税(」を「外国法人税の額(」に、「外国法人税を」を「控除対象外国法人税の額を」に、「の額は」を「)は」に、「資産の流動化に関する法律第一百五條第一項に規定する金銭の分配を含む」を「所得税法第二十四條第一項に規定する利益の配当をいう」に改める。

第九条の七第一項中「第四條」を「第四條第一項」に改める。

第九条の八中「第三十七條の十四第三十項及び第三十一項」を「第三十七條の十四第三十五項及び第三十六項」に改める。

第九条の九第一項中「第二十八項」を「第三十一項」に改め、同項第二号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第十條第一項中「その年が事業を開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。)であるとき、又は比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五」を「当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、「当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」を削り、同項第二号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に、「〇・一」を「〇・一七五」に改め、「に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合」を削り、「百分の六」とする。」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その年が事業を開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。)である場合又は比較試験研究費の額が零である場合 百分の八・五

第十條第二項を次のように改める。

2 前項の青色申告書を提出する個人の平成三十二年及び平成三十三年の各年分における同項の規定の適用については、当該各年分の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる場合以外の場合 前項中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

二 試験研究費割合が百分の十を超える場合 前項中(当該割合に)とあるのは「(当該割合に(当該割合増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合と合計した割合(当該割合に)と、当該各号に定める)とあるのは、「金額に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする)を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、当該百分の二十五に相当する)とあるのは「当該加算した」とする。

第十條第四項中「及び平成三十一年」を「から平成三十三年まで」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、同項第一号中「特例割合(百分の十二)に、百分の十二」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、「をいう」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 第三項の中小事業者で青色申告書を提出するもの平成三十二年及び平成三十三年の各年分において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における前二項の規定の適用については、当該各年分の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第三項中「百分の十二に相当する」とあるのは「に、百分の十二と百分の十二に控除増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)を乗じて計算した」とあるのは「金額に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする)を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、当該百分の二十五に相当する)とあるのは「当該加算した」とする。

二 増減試験研究費割合が百分の八を超える場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合 同項第一号中「割合(」とあるのは「割合と当該割合に控除増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合とを合計した割合(」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

エ 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合 同項第一号中「割合(」とあるのは「割合と当該割合に控除増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合とを合計した割合(」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

エ 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合 同項第一号中「割合(」とあるのは「割合と当該割合に控除増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合とを合計した割合(」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

口 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けられない場合 第三項中「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする)を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項第一号中「割合(とあるのは「割合と当該割合に控除増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合とを合計した割合(と、当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

第十條第六項中「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち他の者 共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

第十條第七項を削り、同條第八項第二号中「次号及び第十一項」を「以下この項及び第十項」に改め、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 試験研究費割合 適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。

第十條第八項第七号中「又は中小企業者(第四十二條の四第八項第六号に規定する中小企業者をいう。以下この号において同じ。)」を「その他の者」に改め、「中小企業者」の下に「(第四十二條の四第八項第七号に規定する中小企業者をいう。)」を加え、同項第八号中「その年分及びその年」を「適用年の年分及び当該適用年」に改め、同項を同條第七項とし、同條第九項を同條第八項とし、同條第十項中「第六項及び第七項」を「及び第六項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第十一項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第十二項中「第六項又は第七項」を「又は第六項」に、「第六項及び第七項」を「及び第六項」に改め、同項を同條第十一項とする。

第十條の二第三項中「前條第八項第五号」を「前條第七項第六号」に、「同條第八項第四号」を「同條第七項第四号」に改める。

第十條の三第一項中「第十條第八項第五号」を「第十條第七項第六号」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同條第三項中「第十條第八項第四号」を「第十條第七項第四号」に改める。

第十條の四第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「この項から」を削り、「百億円」を「八十億円」に、「百分の四十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十)」に「次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「次に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四十(平成三十一年四月一日以後に地域経済率引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に關する法律第十三條第四項又は第七項の規定による承認を受けた個人(第三項第一号において「特定個人」という)がその承認地域経済率引事業(地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。同号において同じ)の用に供したのものについては、百分の五十)

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二十

第十條の四第三項中「百分の四(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二)に相当する」を「次に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に、「第十條第八項第四号」を「第十條第七項第四号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四(特定個人がその承認地域経済率引事業の用に供したのものについては、百分の五)

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二

第十條の四の二第三項及び第十條の五第一項中「第十條第八項第四号」を「第十條第七項第四号」に改める。

第十條の五の二第二項中「第二十六條第二項」を「第三十二條第二項」に、「第十條第八項第五号」を「第十條第七項第六号」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「経営改善指導助言書類」を「経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。)」に改め、同條第三項中「第十條第八項第四号」を「第十條第七項第四号」に改める。

第十條の五の三第一項中「第十三條第一項」を「第十九條第一項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十三條第三項」を「第十九條第三項」に、「第十四條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同條第三項中「第十條第八項第四号」を「第十條第七項第四号」に改める。

第十條の五の四第一項中「第十條第八項第四号」を「第十條第七項第四号」に改め、同條第二項中「第十條第八項第五号」を「第十條第七項第六号」に改め、同項第二号中「第十三條第一項」を「第十九條第一項」に、「第十四條第一項」を「第二十二條第一項」に、「第二十二條第十二項」に改める。

第十條の五の五第三項中「第十條第八項第四号」を「第十條第七項第四号」に改める。

第十條の六第一項中「第十條第八項第四号」を「第十條第七項第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号の二を同項第十三号とし、同條第五項中「第十條第八項第五号」を「第十條第七項第六号」に、「第四号、第七号又は第十三号の二」を「第六号又は第十三号」に改め、同條第六項中「第十條第十項」を「第十條第九項」に改める。

第十條第九項の表の第一号から第三号までを削り、同表の第四号を同表の第一号とし、同表に次の一号を加える。

二 政令で定める海上運送業を営む個人

イ 特定船舶(当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ)のうち、当該個人が海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第三十九條の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先導船舶をいう。イにおいて同じ)の導入に關するものに限る。ロに記された先導船舶(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。ロにおいて「特定先進船舶」という)は、当該船舶の間航船舶(本邦と外国との間又は外国と外国との間を往來する船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ)に該当する船舶をいう。ロ及びハにおいて

<p>ハ 特定船舶のうち、外航船舶以外の船舶</p>	<p>百分の十六(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八)</p>
<p>ロ 特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶</p>	<p>百分の十五(日本船舶に該当するものについては、百分の十七)</p>
<p>イ 特定船舶(当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ)のうち、当該個人が海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第三十九條の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先導船舶をいう。イにおいて同じ)の導入に關するものに限る。ロに記された先導船舶(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。ロにおいて「特定先進船舶」という)は、当該船舶の間航船舶(本邦と外国との間又は外国と外国との間を往來する船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ)に該当する船舶をいう。ロ及びハにおいて</p>	<p>百分の十八(日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三十二條に規定する日本船舶をいう。ロにおいて同じ)に該当するものについては、百分の二十)</p>

第十一條の三第一項中「第十條第八項第五号」を「第十條第七項第六号」に改める。

第十一条の三の次に次の一条を加える。
(特定事業継続力強化設備等の特別償却)
第十四条の四 青色申告書を提出する個人で第十条第七項第六号に規定する中小事業者であるもの
のうち中小企業等経営強化法第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定(以下この項において
「認定」という。)を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するもの(以下この項
において「特定中小事業者」という。)が、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等
経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日から平成三十三年
三月三十一日までの間に、その認定に係る中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する事
業継続力強化計画若しくは同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画(同法第五
十一条第一項の規定による変更の認定又は同法第五十三条第一項の規定による変更の認定があつ
たときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業継続力強化計画」という。)に係
る事業継続力強化設備等(同法第五十条第二項第二号に規定する事業継続力強化設備等をい
う。)として当該認定事業継続力強化計画等に記載された機械及び装置、器具及び備品並びに建物
附属設備(政令で定める規模のものに限る。以下この項及び次項において「特定事業継続力強化
設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又
は特定事業継続力強化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定中小事業者の事業
の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定事業継続力強化設備等をその
用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該特定中小事業者の事業
所得の金額の計算上、当該特定事業継続力強化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、
所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業継続力強化設備等について同項の
規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十に相当する金額との合計額以下の金
額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業継続力強
化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定を受ける特定事業継続力強化設備等の償却費の額
を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」と
あるのは、「第十一条の四第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度
額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十条第
八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改める。

第十二条の二の見出しを「(医療用機器等の特別償却)」に改め、同条第一項中「平成三十一年三月
三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「この条」を「この項及び第四項」に改め、同条第
三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」
に改め、「医療用機器」の下に「第二項の規定を受ける勤務時間短縮用設備等又は前項の規定
の適用を受ける構想適合病院用建物等」を、「第十二条の二第一項本文」の下に、「第二項本文又
は第三項本文」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年
三月三十一日までの間に、器具及び備品(医療用の機械及び装置を含む。)並びにソフトウェア
(政令で定める規模のものに限る。)のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の
三第一項に規定する医療提供体制の確保に必要な医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮その
他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるために必要なものとして政令で定めるもの(前項の
規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び第四項において「勤務時間短縮用設備等」とい
う。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は勤務時間短縮用設備等を
製作して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により
取得した当該勤務時間短縮用設備等をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属
する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該勤務時間短縮用設備等の償却費として
必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該勤務時間短縮

用設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十五に相当する
金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該勤務
時間短縮用設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはでき
ない。

3 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年
三月三十一日までの間に、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に係る同法第三十条
の十四第一項に規定する構想区域等(以下この項において「構想区域等」という。)内において、
病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち当該構想区域等に係る同条第一項の協議の場
における協議に基づく病床の機能(同法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をい
う。)の分化及び連携の推進に係るものとして政令で定めるもの(以下この項及び次項において「構
想適合病院用建物等」という。)の取得等(取得又は建設をい、改修(増築、改築、修繕又は機
械替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。)をして、これを当該個人の営む医療保健
業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該構想適合病院用建物等をその
用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額
の計算上、当該構想適合病院用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四
十九条第一項の規定にかかわらず、当該構想適合病院用建物等について同項の規定により計算し
た償却費の額とその取得価額の百分の八に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要
経費として計算した金額とする。ただし、当該構想適合病院用建物等の償却費として同項の規定
により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。
第十四条の見出しを「(特定都市再生建築物の割増償却)」に改め、同条第一項中「平成三十一年三
月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建
築物等」に、「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物」に、「計算上当該特定都市再生
建築物等」を「計算上、当該特定都市再生建築物」に、「特定都市再生建築物等」を「特定都市再
生建築物」に、「百分の百五十」(当該特定都市再生建築物等が、次項第一号に掲げる建築物のうち
同号口を「百分の百二十五(次項第一号)に「ものである場合には百分の百三十」とし、同項第二
号に掲げる構想適合病院用建物等には百分の百十とする。)を「建築物に係るものについては、百分の百
五十」に改め、同項ただし書中「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物」に改め、同条
第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定都市再生建築物とは、次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法(平
成十四年法律第二十二号)第二十五条に規定する認定計画(第一号に掲げる地域については同法
第十九条の二第十一項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画及び
国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定
する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、第二号に掲げる地域については当該
区域計画を、それぞれ含む。)に基づいて行われる都市再生特別措置法第二十条第一項に規定する
都市再生事業(政令で定める要件を満たすものに限る。)により整備される建築物で政令で定める
ものに係る建物及びその附属設備をいう。

一 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域
二 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域(前号に掲げる地域に該
当するものを除く。)

第十四条第三項中「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物」に改める。
第二十条の三第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に、「当該積立て」を「その積立
て」に改め、同条第二項中「において」を「規定する」に、「応じ」を「応じ」に改め、同条第四項中
「当該経過した」を「その経過した」に改める。

第二十二條第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「当該積
立て」を「その積立て」に改める。

第二十八條の二第一項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改める。
第二章第三節の節名中「退職所得」を「退職所得等」に改める。

第二十九条の二の見出し中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同条第一項中「若しくは会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この項において「旧商法」という。）第二十八号）第二十一条第一項若しくは商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十八号）第二十一条の規定による改正前の商法（以下この項において「旧商法」という。）第二十八号）第二十一条の規定による改正前の商法（以下この項において「平成十三年旧商法」という。）第二十条ノ二第二項を削り、「会社法」を「同法」に改め、「若しくは旧商法第二十八号ノ二第二項に規定する新株の引受権（以下この項において「新株引受権」という。）若しくは平成十三年旧商法第二十条ノ二第二項第三号に規定する権利（以下この項において「株式譲渡請求権」という。）を削り、「あつた個人（以下この項及び」を加え、「第五項」を「第六項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「権利承継相続人」という。）の下に「又は当該株式会社若しくは当該法人の取締役、執行役員及び使用人である個人以外の個人（大口株主及び大口株主の特別関係者を除き、中小企業等経営強化法第十三条に規定する認定新規中小企業者等に該当する当該株式会社と同法第九条第二項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画（当該新株予約権の行使の日以前に同項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に従つて行つた同法第二条第八項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓に従つて当該新株予約権を与えらるる者に限る。以下この項において同じ。）で、当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の同法第八条第二項第二号に掲げる実施時期の開始の日（当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更により新たに当該社外高度人材活用新事業分野開拓に従事することとなつた社外高度人材にあつては、当該変更について受けた同法第九条第一項の規定による認定の日。次項第二号において「実施時期の開始の日」という。）から当該新株予約権の行使の日まで引き続き居住者である者に限る。以下この項において「特定従事者」という。）を、「当該新株予約権等」の下に「又は当該特定従事者」を加え、「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権（当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権を「当該新株予約権」に改め、「掲げる要件」の下に「当該新株予約権が当該取締役等に対して与えられたものである場合には、第一号から第六号までに掲げる要件」を加え、「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に、「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、同項ただし書中「又は権利承継相続人」を「若しくは権利承継相続人又は当該特定従事者」に、「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、「当該行使に係る株式の払込金額（を削り、「額をいい、新株の発行価額又は株式譲渡請求権」を「額（」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、同項第五号中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」、「新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。次号において同じ。）、若しくは平成十七年旧商法第二十八号ノ二第二十一条第一項若しくは旧商法第二十八号ノ二第二項又は平成十三年旧商法第二十条ノ二第二項第三号及び「取締役、執行役員又は使用人の氏名を除く。」を削り、同項第六号中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、同項に次の二号を加える。

七 当該契約により当該新株予約権を与えられた者は、当該契約を締結した日から当該新株予約権の行使の日までの間において国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下この号及び第五項において同じ。）をする場合には、当該国外転出をする時までに当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社（以下この項において「株式会社」という。）に通知しなければならないこと。

八 当該契約により当該新株予約権を与えられた者に係る中小企業等経営強化法第九条第二項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画（次項第二号及び第四号において「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）につき当該新株予約権の行使の日以前に同条第二項の規定による認定の取消しがあつた場合には、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社は、速やかに、その者にその旨を通知しなければならないこと。

第二十九条の二第二項を次のように改める。

2 前項本文の規定は、権利者が特定新株予約権の行使をする際、次に掲げる要件（権利者が行使をする特定新株予約権が取締役等に対して与えられたものである場合には、第一号及び第三号に掲げる要件を満たす場合に限り、適用する。

一 当該権利者が、当該権利者（その者が権利承継相続人である場合には、その者の被相続人である取締役等）が当該特定新株予約権に係る付与決議の日において当該行使に係る株式会社の大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しなかつたことを誓約する書面を当該株式会社に提出したこと。

二 当該権利者が、当該権利者に係る認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施時期の開始等の日から当該行使の日まで引き続き居住者であつたことを誓約する書面を当該行使に係る株式会社に提出したこと。

三 当該権利者が、当該特定新株予約権の行使の日の属する年における当該権利者の他の特定新株予約権の行使の有無（当該他の特定新株予約権の行使があつた場合には、当該行使に係る権利行使価額及びその行使年月日）その他財務省令で定める事項を記載した書面を当該行使に係る株式会社に提出したこと。

四 当該行使に係る株式会社（当該権利者に係る認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画につき中小企業等経営強化法第九条第二項の規定による認定の取消しがあつたことを確認し、当該権利者から提出を受けた前号の書面に当該確認をした事実を記載したこと）を

第二十九条の二第三項中「前項」を「前項第一号から第三号まで」に、「同項」を「同項第一号から第三号まで」に、「当該」を「これらの」に改め、同条第四項中「受けた個人（以下この項の下に「及び次項」を、「により特定株式」の下に「特定従事者に対して与えられた特定新株予約権の行使により取得をした株式その他これに類する株式として政令で定めるものを除く。以下この項及び次項において「取締役等の特定株式」という。）を加え、「特定株式」を「取締役等の特定株式」に、「当該特定株式」を「当該取締役等の特定株式」に、「した特定株式」を「した取締役等の特定株式」に改め、同項第一号中「係る終了」の下に「その他政令で定める終了」を加え、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「特定新株予約権の付与に関する調査」を「特定新株予約権の付与に関する調査」に、「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「特定新株予約権等の付与に関する調査」を「特定新株予約権の付与に関する調査」に、「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は権利承継相続人に特定新株予約権等」を「若しくは権利承継相続人又は特定従事者に特定新株予約権」に、「特定新株予約権等の付与に関する調査」を「特定新株予約権の付与に関する調査」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 特例適用者が国外転出をする場合には、その国外転出の時に有する特定株式（取締役等の特定株式を除く。）のうちその国外転出の時に有する金額に相当する金額として政令で定める金額（以下この項において「国外転出時価額」という。）がその取得に要した金額として政令で定める金額を超えるもので政令で定めるもの（以下この項において「特定従事者の特定株式」という。）については、その国外転出の時に、権利行使時価額（当該特定従事者の特定株式の国外転出時価額と当該特例適用者が当該特定従事者の特定株式に係る特定新株予約権の行使をした日における当該特定従事者の特定株式の価額に相当する金額として政令で定める金額とのうちいずれか少ない金額をいう。以下この項において同じ。）による譲渡があつたものと、当該特例適用者については、その国外転出の時に、当該権利行使時価額をもつて当該特定従事者の特定株式の数に相当する数の当該特定従事者の特定株式と同一銘柄の株式の取得をしたものとそれらのみならず、第三十七条の十及び第三十七条の十一の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

第三十一条の二第二項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第三十三条第一項の規定により行われた特定(同法第十條第一号に掲げる権利に係るものに限るものとし、同法第十八条の規定により失効したものを除く。以下この号において「裁定」という。)に係る同法第十八条第二項の裁定申請書(以下この号において「裁定申請書」という。)に記載された同項第二号の事業を行う当該裁定申請書に記載された同項第一号の事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡(当該裁定後に行われるものに限る。)で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第一号から第二号の二まで又は第四号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

イ 当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十條第二項第五号に規定する特定所有者不明土地をいう。以下この号において同じ。)又は当該特定所有者不明土地の上に存する権利

ロ 当該裁定申請書に添付された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十條第三項第一号に掲げる事業計画書の同号ハに掲げる計画に当該事業者が取得するものとして記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又は当該土地の上に存する権利(当該裁定申請書に記載された当該事業が当該特定所有者不明土地以外の土地をイに掲げる特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められないものとして政令で定める事業に該当する場合における当該記載がされたものを除く。)

第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの規定中「第八号の二」を「第八号の三」に改める。

第三十三条第一項第一号中「その他政令」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法その他政令」に改める。
第三十三条の四第三項第一号中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。
第三十四条の二第四号中「又は地方独立行政法人」を「地方独立行政法人」に改め、(限る。)」の下に「又は文化財保護法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体(政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)」を加え、「場合を含む」を「場合(当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。を含む)」に改め、同項に次の一号を加える。

七 農業経営基盤強化促進法第四條第一項第一号に規定する農用地で同法第二十三條の二第一項の規定により定められた農用地利用規程(同法第二十三條第一項の規定に係るもの(同法第二十四條第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの)に限る。)に係る同法第二十三條の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、同条第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構(政令で定めるものに限る。)に買い取られる場合

第三十四條の二第二項第二十五号中「に規定する農地利用集積円滑化団体等(当該農地利用集積円滑化団体等が、一般社団法人若しくは一般財団法人である同法第十五條第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構である場合には)」を「農地中間管理機構(に改め、買い取られる場合)」の下に「(前条第二項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。)」を加える。

第三十四條の三第二項第一号及び第二号中「場合(」の下に「第三十四條第二項第七号又は」を加え、同項第三号中「場合(」の下に「第三十四條第二項第七号又は」を加え、「若しくは」に改める。

第三十五條第三項中「この項から」を削り、「個人が、」を「相続人(包括受遺者を含む。以下この項において同じ。)」に、「平成三十一年十二月三十一日」を「平成三十五年十二月三十一日」に、「当該個人」を「当該相続人」に改め、同条第四項中「第三号及び同項」を「以下この項及び次項」に改め、「居住の用」の下に「居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(以下この項及び次項において「特定事由」という。))により当該相続の開始の直前において当該被相続人の

居住の用に供されていなかつた場合(政令で定める要件を満たす場合に限る。))における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(第三号において「対象従前居住の用」という。)を含む。))を加え、同項第三号中「こと」の下に「(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと)」を加え、同条第五項中「居住の用」の下に「(特定事由により当該被相続人居住用家屋が当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合(前項に規定する政令で定める要件を満たす場合に限る。))には、政令で定める用途)」を加える。

第三十七條の十第三項第一号及び第二号中「の株式若しくは出資又は」を「又は」に改め、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式若しくは出資のいずれか一方」を「うちいずれかの法人」に改める。

第三十七條の十二の二第二項第七号中「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「平成十七年法律第八十七号」を、「商法」の下に「明治三十二年法律第四十八号」を加える。

第三十七條の十三第一項第三号を削り、同項第四号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同項第三号とする。

第三十七條の十四第四項中「第三十項」を「第三十五項」に改め、同条第五項第一号中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項第二号中「掲げる上場株式会社等(」の下に「第二十七項の規定による同項第一号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出をした者が同項に規定する出国をした日からその者に係る第二十九項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があつた日までの間に取得をしたもの)」を加え、同項第三号中「提出又は」を「提出」に、「が年」を「又は政令で定める書類の提出が年」に改め、同項第四号中「提出又は」を「提出」に、「が年」を「又は政令で定める書類の提出が年」に改め、同項第五号中「提出又は」を「提出」に、「が年」を「又は政令で定める書類の提出が年」に改め、同項第六号中「この条」を「第八項まで及び第三十五項」に改め、「この項から」を削り、同条第三十六項中「第三十三項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十五項中「第三十二項及び第三十三項」を「第三十七項及び第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十四項中「第三十二項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十三項中「第三十項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十二項中「第三十項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項を同条第三十六項とし、同条第三十項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「若しくは変更する場合又は出国をする」を「又は変更する」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十七項を同条第三十二項とし、同条第二十六項の次に次の五項を加える。

27 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国(居住者にあつては国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有する非居住者にあつては恒久的施設を有しないこととなることをいう。以下この項及び第三十一項並びに次条第二十六項において同じ。))により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その者は、その出国の日の前日までに、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める届出書の提出(当該届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。))をしなければならない。

一 帰国(居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当することとなることをいう。第二十九項において同じ。))をした後再び当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする居住者(当該出国の日の属する

年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項の規定を受ける者を除く。又は恒久的施設を有する非居住者で、これらの者に係る同法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をするもの、引き続き第一項から第四項まで及び第九条の八の規定の適用を受けようとする場合、その旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(次項、第二十九項及び第三十一項において「継続適用届出書」という。)

二 前号に掲げる場合以外の場合 出国をする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書

28 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項の規定による継続適用届出書の提出をした場合には、その者は、引き続き居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当する者とみなして、この条(第六項から第二十項まで、第二十四項から前項まで、第三十二項及び第三十三項を除く。)及び第九条の八の規定を適用する。

29 第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が帰国をした後再び同項第一号の非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする場合には、その者は、当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に帰国届出書(帰国をした旨、帰国をした年月日、当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書をいう。以下第三十一項までにおいて同じ。)の提出(当該帰国届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該帰国届出書に記載すべき事項の提供を含む。次項及び第三十一項において同じ。)をしなければならぬ。

30 第七項及び第八項の規定は、帰国届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び当該帰国届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。

31 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合には、その者は当該出国の時に非課税口座廃止届出書を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものと、第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに第二十九項の規定による帰国届出書の提出をしなかつた場合には、その者は同日に非課税口座廃止届出書を当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとそれぞれみなして、第二十二項及び第二十三項の規定を適用する。

第三十七條の十四の二第一項第二号並びに第五項第一号、第二号ホ(2)、第三号及び第四号中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第六項中「及び第八項」を「第八項及び第二十八項」に改め、同条第十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第二十二項中「十九歳」を「十七歳」に改め、同条第三十三項中「第三十項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項中「第二十九項及び第三十項」を「第三十二項及び第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中「第二十九項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十九項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「前項」を「第二十七項及び第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項の次に次の三項を加える。

28 第八項の場合において、同項の金融商品取引業者等は、同項の契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までに同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に前項に規定する報告書を交付しなければならぬ。

29 金融商品取引業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を第三十七條の十一の三第九項に規定する電磁的方法により提供することができる。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をこれらの者に交付しなければならぬ。

30 前項本文の場合において、同項の金融商品取引業者等は、第二十八項の報告書を交付したものとみなす。

第三十七條の十四の三第一項中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人の株式」に、「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人の株式」に、「特定軽減課税外国法人」を「特定軽減課税外国法人等」に、「同じ」の交付を「外国合併親法人株式」という。の交付」に改め、同条第二項中「外国分割承継親法人株式」を「外国分割承継親法人の株式」に、「外国分割承継親法人株式」を「外国分割承継親法人の株式」に改め、同条第三項中「外国完全子法人株式」を「外国完全子法人株式」に改め、同条第四項中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国株式交換完全支配親法人の株式」という。に改め、同条第六項第一号中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人のうちいずれか一外国法人の株式」に改め、同条第二号中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人」に改め、「全部」の下に「直接又は間接に」を加え、「株式をいう」を「をいう」に改め、同項第三号中「外国分割承継親法人株式」を「外国分割承継親法人のうちいずれか一外国法人の株式以外」を「外国分割承継親法人のうちいずれか一外国法人の株式」に改め、同項第七号中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国株式交換完全支配親法人のうちいずれか一外国法人の株式」に改め、同項第八号中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国株式交換完全支配親法人」に改め、「全部」の下に「直接又は間接に」を加え、「株式」を削り、同条第八項中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人の株式」に、「外国分割承継親法人株式」を「外国分割承継親法人の株式」に、「外国完全子法人株式」を「外国完全子法人の株式」に、「外国完全子法人株式」を「株式」に改め、同項第六号中「外国完全子法人株式」を「外国完全子法人」に改め、「の株式」を削り、同項第七号中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国株式交換完全支配親法人のうちいずれか一外国法人の株式」に改め、同項第八号中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国株式交換完全支配親法人」に改め、「全部」の下に「直接又は間接に」を加え、「株式」を削り、同条第八項中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人の株式」に、「外国分割承継親法人株式」を「外国分割承継親法人の株式」に、「外国完全子法人株式」を「外国完全子法人の株式」に、「外国完全子法人株式」を「外国完全子法人の株式」に改め、同条第三十七條の十四の四第一項中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人の株式」に、「特定軽減課税外国法人」を「特定軽減課税外国法人等」に改め、同条第二項中「外国分割承継親法人株式」を「外国分割承継親法人の株式」に、「特定軽減課税外国法人」を「特定軽減課税外国法人等」に改め、同条第三項中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国株式交換完全支配親法人の株式」に、「特定軽減課税外国法人」を「特定軽減課税外国法人等」に改め、同条第五項中「まで」の下に「及び前項(第二号中第三十七條の十四の四第一項に係る部分に限る。)」を加え、「特定軽減課税外国法人」を「特定軽減課税外国法人等」に改める。

第三十九條第一項中「第七十條の五」の下に、「第七十條の六の九」を加え、「第四條」を「第四條第一項」に改める。

第四十條の二中「地方公共団体又は」を「地方公共団体」に改め、「限る。」の下に「又は文化財保護法第九十二條の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体(政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)」を、「場合」の下に「(当該文化財保存活用支援団体に譲渡した場合には、政令で定める場合に限る。)」を加える。

第四十条の三の第二項中「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 当該内国法人が中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件の変更が行われていること。

ロ 当該債務処理計画が平成二十八年四月一日以後に策定されたものである場合においては、当該内国法人が同日前に次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定の対象となつた法人
- (2) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定の対象となつた法人
- (3) (1)及び(2)に掲げる法人のほか、財務省令で定める法人

第四十条の三の第三項中「第二十項」を「第五項及び第二十六項」に、「第十六項及び第十七項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同条第二項第一号中「の販売」を「所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。以下この号において同じ。」の販売」に改め、同号イ中「ロ」の下に「及び第七項」を加え、同条第四項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産（無形資産）及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。」に、「資産」を「無形資産」に、「資産」を「無形資産」に改め、同条第二十一項中「第六項」を「第十二項」に、「第九項」を「第十五項」に改め、同条第二十七項とし、同条第二十項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「第十六項」を「第二十二項」に、「第四十条の三の第三十六項」を「第四十条の三の第三十二項」に改め、同条第二十五項とし、同条第十八項後段を削り、同条第二十四項とし、同条第十七項中「一年間」を「二年間」に改め、同条第二十三項とし、同条第十六項中「六年」を「七年」に改め、「第四項並びに」を削り、「前二項の」を「二の」に、「前二項及び」を「二及び」に、「第四十条の三の第三十六項」を「第四十条の三の第三十二項」に、「同法第四十条の三の第三十六項」と、「同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第四十条の三の第三十六項」を「同条第二十二項」に改め、同条第二十二項とし、同条第十五項中「六年」を「七年」に改め、同条第二十一項とし、同条第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項各号中「第七項」を「第十三項」に、「第八項」を「第十四項」に改め、同条同項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項中「第六項」を「第十一項」に改め、同条同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第五項」を「第九項」に改め、同条同項を同条第十三項とし、同条第六項中「第八項」を「以下この項及び第十四項」に、「を算定する」を「第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む」を「算定する」に、「及び第八項」を「及び第十四項」に、「前項各号」を「第九項各号」に、「を当該」を「第一項に規定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その年分において、当該同時文書化免除内部取引につき第五項又は第六項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第四十条の三の第三項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

第十四項の規定は、同項の同時文書化免除内部取引につき第七項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第四十条の三の第五項中（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第七項において同じ。）を「に係る第三項に規定する財務省令で定める書類」に、「を算定する」

を「第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。」を算定する」に、「第七項において同じ。」若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」を「第十三項において同じ。」若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」に、「を当該」を「第一項に規定する」に、「同項第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同項第四十四号に規定する決定（次項及び第十六項において「決定」という。）を「更正又は決定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その年分において、当該同時文書化対象内部取引につき第五項又は第六項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第四十条の三の第五項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第四十条の三の第四項の次に次の四項を加える。

- 5 恒久的施設を有する非居住者の各年における当該非居住者の事業場等と恒久的施設との間の特定無形資産内部取引（内部取引のうち、特定無形資産（内部取引の時に評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（特定無形資産に係る権利の設定その他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該特定無形資産内部取引の対価の額とされた額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者が予測したものに限定する）に当該特定無形資産内部取引の対価の額とされた額を算定するに当該特定無形資産内部取引の当事者が果たす機能その他の事情（当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生の可能性（当該特定無形資産内部取引の時に当該客観的な事実に基づいて計算されたものであること）その他の政令で定める要件を満たすものに限定する。）を含む。）を勘案して、当該特定無形資産内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなすこと、当該非居住者のその年分の所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第六十五条第一項の規定により同法第二十二号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同項第四十四号に規定する決定（第九項、第十一項及び第二十二項において「決定」という。）をすることができ、ただし、当該特定無形資産内部取引の対価の額とされた額とこの項本文の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

6 前項本文の規定は、非居住者が同項の特定無形資産内部取引に係る事項の全てを記載した書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、又は取得している場合には、適用しない。

一 当該特定無形資産内部取引の対価の額とされた額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者が予測したものに限定する。次号において同じ。）の内容として財務省令で定める事項

二 当該特定無形資産内部取引の対価の額とされた額を算定するための前提となつた事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由（以下この号において「相違事由」という。）が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者がその発生を予測することが困難であつたこと、又は当該相違事由の発生可能性（当該特定無形資産内部取引の時に当該客観的な事実に基づいて計算されたものであること）その他の政令で定める要件を満たすものに限定する。）を勘案して当該非居住者が当該特定無形資産内部取引の対価の額とされた額を算定していたこと。

7 第五項本文の規定は、非居住者に係る同項の特定無形資産内部取引に係る判定期間（当該非居住者と特殊の関係にない者から受ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日（その日が当該特定無形資産内部取引が行われた日以前である場合には、当該特定無形資産内部取引が行われた日）の属する年の一月一日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日後において、当該特定無形資産内部取引については、適用しない。

8 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が非居住者に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日（その求めた書類又はその写しが同時文書化対象内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。次項及び第十三項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十三項において同じ。）又はその写しに該当する場合には、その提示又は提出を求めた日から四十五日）を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

第四十条の三の四第一項中「前条第十六項第一号」を「前条第二十二項第一号」に改める。
第四十条の四第一項第四号中「同号イからハまでに掲げる割合」の下に「又は他の外国関係会社（居住者との間に実質支配関係があるものに限る。）の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合」を加え、同条第二項第二号イに次のように加える。

(3) 外国子会社（当該外国関係会社とその本店所在地を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4) 特定子会社（前項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地を同じくする管理支配会社（当該居住者に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。）又は使用者がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。）(4)及び(5)において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地にある不動産の保有、その本店所在地における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地を同じくする管理支配会社によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第四十条の四第二項第二号ロ中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る前項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。）(2)において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。）(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第四十条の四第二項第三号イ(3)中「法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。」を削り、同号ハ(1)中「居住者、当該外国関係会社に係る」を「居住者」に、「内国法人、当該外国関係会社に係る」を「内国法人」に改め、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「から(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第四十条の四第六項第八号中「第十一号子」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「又まで」を「ルまで」に、「ル」を「リ」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チから又までを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第七号の二に掲げる金額

第四十条の四第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十四項中「第二項第二号ハ」を「第二項第二号ニ」に改める。

第四十条の五第三項中「(以下この条において「課税済金額等」という。)を削り、「の各年分」の下に「(所得税法第二百二十条第一項、第二百二十四条第一項(同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む)、第二百五条第一項、第二百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項の規定による申告書を提出しなければならない場合の各年分に限る。）」を加え、「当該各年分の確定申告書に当該課税済金額等に関する明細書の添付があり」を削り、「に」を「、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「金額についてのその控除に関する記載並びに当該金額及びこれらの規定に規定する外国法人から受ける」を削り、「に係る配当所得の金額の計算に関する明細書」を「及びその計算に関する明細を記載した書類」に、「に限るもの」を「を限度」に改め、同条第四項を削る。

第四十条の七第一項中「(分配をいう)」の下に「。次項第三号イにおいて同じ」を加え、同条第二項第三号イに次のように加える。

(3) 外国子法人（当該外国関係会社とその本店所在地を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

- (4) 特定子法人（特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係法人で、部分対象外国関係法人に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式会社等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その本店所在地を同じくする管理支配法人（当該居住者に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人に該当するもので、その本店所在地において、その役員（法人税法第二十五条第十五号に規定する役員をいう。第八号及び第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。（4）及び（5）において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配法人がその本店所在地で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうち占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの。
- (5) その本店所在地にある不動産の保有、その本店所在地における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係法人で、その本店所在地を同じくする管理支配法人によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの。
- 第四十条の七第二項第三号ロ中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。
- ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係法人
- (1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。（2）において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。
- (2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合と按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。
- 第四十条の七第二項第八号中「法人税法第二十五条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。」を削り、同条第三項中「又は（2）に該当するか」を「から（5）までのいずれかに該当するか」に「同号イ（1）又は（2）」を「同号イ（1）から（5）まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。
- 七の二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額
- イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額
- ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額
- 第四十条の七第六項第八号中「第十一号子」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「又まで」を「ルまで」に「ル」を「リ」に改め、同号ルを同号リとし、同号子から又までを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。
- チ 第七号の二に掲げる金額
- 第四十条の七第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十五項中「第二項第三号ハ」を「第二項第三号ニ」に改める。
- 第四十条の八第三項中「以下この条において「課税済金額等」という。」を削り、「の各年分」の下に「所得税法第二百二十五条第一項、第二百二十四条第一項（同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む）、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項の規定による

申告書を提出しなければならない場合の各年分に限る。」を加え、「当該各年分の確定申告書に当該課税済金額等に関する明細書の添付があり」を削り、「に」を「修正申告書又は更正請求書に」に改め、金額についてのその控除に関する記載並びに当該金額及びこれらの規定に規定する外国人から受ける」を削り、「に係る配当所得の金額の計算に関する明細書」を「及びその計算に関する明細を記載した書類」に「に限るもの」を「を」を「を」に改め、同条第四項を削る。

第四十一条第一項中「この項から第二十一項まで」を「第二十六項まで」に、「第二十五項」を「第三十項」に、「第二十一項及び」を「第十三項から第十五項まで及び第二十六項並びに」に、「第十四項、第二十四項及び」を「第十三項、第十六項、第十九項及び第二十九項並びに」に、「及び次条第一項」を「第十三項及び第十六項並びに次条第一項」に改め、同条第四項第一号及び第三号から第五号までの規定中「応じ」を「応じ」に改め、同条第五項中「課税資産の譲渡等（」の下に「第十四項」を加え、同条第六項中「第八項及び」を「及び第八項並びに」に、「第十五項」を「第二十三項」に、「第十六項及び第二十九項」に改め、同条第十項中「第十五項から第十八項まで及び第二十四項」を「第二十項から第二十三項まで及び第二十九項」に、「及び第二十一項」を「第十三項、第二十六項、第二十七項及び第二十六項」に改め、同条第三十項を同条第三十五項とし、同条第二十六項から第二十九項までを五項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「第二十一項」を「第十三項、第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項第一号中「第十三項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第二十四項」を「第二十八項」とし、同条第二十二項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第二十三項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第二十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項を同条第二十二項とし、同条第十三項から第十六項までを五項ずつ繰り下げ、同条第十二項の次に次の五項を加える。

13 個人が、住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該住宅の取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅又は第一項の増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を平成三十一年十月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（当該増改築等に係る第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき、同条第一項、第五項又は第八項の規定によりこの条の規定の適用を受けた場合を除く。）において、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項及び第十六項において「居住年」という。）から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「特別特定適用年」という。）において当該住宅の取得等に係る住宅借入金等（以下この項において「特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該特別特定適用年を第一項に規定する適用年とし、その年十二月三十一日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）に「パーセント」を乗じて計算した金額（当該金額が控除限度額を超える場合には、控除限度額）とし、当該金額に百万円未満の端数があるときは、これを切り捨て、これを当該特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）」の各年（当該居住日」とあるのは「十三年間」と、第二十一項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、同項」とあるのは「第一項」と、第二十二項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに第二十三項、第二十六項及び第二十九項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。

14 前項に規定する特別特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第三条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等という。

15 第十三項の控除限度額は、当該住宅の取得等特別特定取得（前項に規定する特別特定取得という。次項及び第十七項において同じ。）に該当するものに係る対価の額又は費用の額から当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が四千万円を超える場合には、四千万円に二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする）。

16 個人が、認定住宅の新築等で特別特定取得に該当するものとし、かつ、当該認定住宅の新築等をした家屋を平成三十一年十月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（居住年から九年目に該当する年において当該認定住宅の新築等に係る第十項に規定する認定住宅借入金等の金額につき、同項の規定によりこの条、次条又は第四十一条の二の規定の適用を受けている場合その他の政令で定める場合に限る。）において、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「認定住宅特別特定適用年」という。）において当該認定住宅の新築等に係る住宅借入金等（以下この項において「認定住宅特別特定住宅借入金」という。）の金額を有するときは、第十三項の規定にかかわらず、当該認定住宅特別特定適用年を第一項に規定する適用年とし、その年十二月三十一日における認定住宅特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円に二パーセントを乗じて計算した金額（当該金額が認定住宅控除限度額を超える場合には認定住宅控除限度額とし、当該金額に百万未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該認定住宅特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、この条、次条及び第四十一条の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「十三年間」と、第二十一項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、第二十二項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに第二十三項、第二十六項及び第二十九項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。）

17 前項の認定住宅控除限度額は、当該認定住宅の新築等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額から当該認定住宅の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が五千万円を超える場合には、五千万円に二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする）。

第四十一条の二第二項中「又は認定住宅特別適用年」を、「認定住宅特別適用年、特別特定適用年又は認定住宅特別適用年」に、「及び第十項」を、「第十項、第十三項及び第十六項」に改め、「当該金額に百万未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を削り、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 前条第十三項に規定する特別特定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。） 当該特別特定住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

四 前条第十六項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。） 当該認定特別特定住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

第四十一条の二第二項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 特別特定住宅借入金等の金額 二十六万六千六百円

四 認定特別特定住宅借入金等の金額 三十三万三千三百円

第四十一条の二第三項第三号中「平成三十三年までの各年」を「平成三十年までの各年又は平成三十三年」に改め、「この号」の下に「及び次号イ」を加え、同項に次の一号を加える。

四 当該居住日の属する年が平成三十一年又は平成三十二年である場合において、次に掲げる場合に該当するとき 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める住宅の取得等

イ 当該二以上の住宅の取得等のうちに、特定取得に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものがある場合 特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をした住宅の取得等のうち認定住宅借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものがあるときは、当該区分をした住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等）

ロ 当該二以上の住宅の取得等のうちに、特別特定住宅借入金等の金額に係るものと認定特別特定住宅借入金等の金額に係るものがある場合 特別特定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と認定特別特定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

第四十一条の二の二第一項中、「十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に、「十四年内」を「十四年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定の適用を受ける場合には十二年内とする。」に改め、同条第五項中、「十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第二十一項」に改める。

第四十一条の三の二第三項中「この項から」を削り、同条第十六項第二号八中「第四十一条の二第二項第三号」を「第四十一条の二第二項第五号」に改め、同条第二十項中「同条第十五項」を「同条第二十項」に、「同条第十六項」を「同条第二十一項」に、「同条第十八項、第二十一項及び第二十四項」を「同条第二十三項、第二十六項及び第二十九項」に、「十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に、「十四年内」を「十四年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十二年内とする。」に改める。

第四十一条の八の見出し中「給付金」を「給付金等」に改め、同条中「市町村又は」を「都道府県、市町村又は」に改め、同条に次の一号を加える。

四 子どもの貧困対策の推進等の観点から給付される児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金

第四十一条の八に次の一項を加える。

2 次に掲げる者が、都道府県又は都道府県が適当と認める者が第一号に掲げる者に対して行う金銭の貸付けであつてその者の児童福祉法第六条に規定する保護者からの経済的支援が見込まれないことその他の事情を勘案し、その者の自立を支援することを目的として、その者が進学した後若しくは就職した後の生活費若しくはその居住の用に供する賃貸住宅の家賃又は就職に資する免

許若しくは資格の取得に要する費用を援助するために行うものとして財務省令で定めるものにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

一 児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所している者又は当該入所措置を解除された者その他の財務省令で定める者

二 前号に掲げる者の相続人その他の財務省令で定める者

第四十一条の十五の三第二項第一号中「提出した所得税法第二百三条の五第十項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書にその居住者の年齢が六十五歳以上である旨の記載がある」を「公的年金等の支払を受ける」に、「同法」を「所得税法」に改め、「同条第一号イ」の下に「及び第四号」を加える。

第四十一条の十五の四第一項中「年金給付を受ける権利」の下に「若しくは当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利」を、「保険給付を受ける権利」の下に「若しくは当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利」を加える。

第四十一条の十七第二項の表第二百三条の五第一項第二号の項中「第二百三条の五第一項第二号」を「第二百三条の六第一項第二号」に改める。

第四十一条の十八第一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「平成三十六年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九第一項第二号中「第三十七条の十三第一項第四号」を「第三十七条の十三第一項第三号」に改める。

第四十一条の十九の五第四項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）に、「資産」を「無形資産」に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第五項及び第六項中「を算定するために重要」を「第十三項において準用する第四十条の三の三第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。」を算定するために重要」に改め、同条第十三項中「第六項及び第十五項から第二十項まで」を「から第十二項まで及び第二十一項から第二十六項まで」に改め、同項の表第四十条の三の三第五項の項を次のように改める。

第四十条の三の三第五項	第二項各号	第四十一条の十九の五第二項の規定により第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号
	を第一項	を同条第一項
第四十一条の十九の五第一項	所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第六十五条第一項の規定により同法第二十二條の規定に準じて計算した金額又は同法第二十一条第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四十三号	所得税の額から控除する金額につき所得税法第二十一条第四十三号
	ならば第二項	ならば第四十一条の十九の五第一項

第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第二十項の項中「第四十条の三の三第二十項」を「第四十条の三の三第二十六項」に、「係る第一項」を「係る第一項」に、「係る第四十一条の十九の五第一項に規定する」を「係る第四十一条の十九の五第一項」に改め、同表第四十条の三の三第十九項の項中「第四十条の三の三第十九項」を「第四十条の三の三第二十五項」に

改め、同表第四十条の三の三第十六項第一号及び第十七項の項中「第四十条の三の三第十六項第一号及び第十七項」を「第四十条の三の三第二十二項第一号及び第二十三項」に改め、「に規定する独立企業間価格」を削り、同表第四十条の三の三第十六項の項を次のように改める。

第四十条の三の三第二十二項	及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法	及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第二十二項
	及び同条第二十二項	及び同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第二十二項

第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十五項の項中「第四十条の三の三第十五項」を「第四十条の三の三第二十一項」に改め、同表第四十条の三の三第十六項の項中「第四十条の三の三第十六項」を「第四十条の三の三第三十一項」に、

同項第一号	同条第十三項
同項第二号	同条第十三項
同項第三号	同条第十三項

規定する財務省令

において準用する前項各号	同条第六項に規定する財
において準用する前項第二号	務省令
において準用する前項第一号	を

に改め、同表第四十条の三の三第五項第二号の項中「第四十条の三の三第五項第二号」を「第四十条の三の三第九項第二号」に改め、同表第四十条の三の三第五項第一号の項中「第四十条の三の三第五項第一号」を「第四十条の三の三第九項第一号」に改め、同表第四十条の三の三第五項の項の次に次のように加える。

第四十条の三の三第八項	第四項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引	第四十一条の十九の五第五項に規定する同時文書化対象内部取引
	第三項	同条第三項
第四十条の三の三第九項	第三項	第四十一条の十九の五第三項
	第一項に	同条第一項に
第四十一条の二十の二を削る。	所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第六十五条第一項の規定により同法第二十二條の規定に準じて計算した金額又は同法第二十一条第二十五号に規定する純損失の金額	所得税の額から控除する金額

第四十二条の四第一項中「事業年度が設立事業年度であるとき、又は比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五」を「割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、「当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」を削り、同項第二号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に、「〇・二」を「〇・一七五」に改め、「に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合」を削り、「百分の六とする。」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合 百分の八・五

第四十二条の四第二項を次のように改める。

2 前項に規定する法人(同項の規定を受ける事業年度(以下この項において「適用年度」という)終了の時において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの及び同法第二条第十二号の六に規定する株式移転完全親法人を除く。が次に掲げる要件を満たす場合には、適用年度における前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

一 適用年度が当該法人の法人税法第五十七条第十一項第三号に規定する設立の日として政令で定める日から同日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること。

二 適用年度終了の時において国税通則法第二条第六号八に規定する純損失等の金額(同号八(2)に掲げるものに限る。)があること。

第四十二条の四第七項を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

第四十二条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、同項第一号中「特例割合(百分の十二)」を「百分の十二」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、「をいう。」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一号を加える。

6 第四項に規定する中小企業者等の平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における前二項の規定の適用については、当該事業年度の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第四項中「百分の十二に相当する」とあるのは、「に、百分の十二と百分の十二に控除割合増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合」と合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)を乗じて計算した」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

二 増減試験研究費割合が百分の八を超える場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合 同項第一号中「割合(一)とあるのは割合」と当該割合に控除割合増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合」と合計した割合(一)と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

ロ 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない場合 第四項中「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項第一号中「割合(一)とあるのは「割合」と当該割合に控除割合増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合」と合計した割合(一)と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

第四十二条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一号を加える。

3 第一項に規定する法人の平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における前二項の規定の適用については、当該事業年度の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第一項中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

二 試験研究費割合が百分の十を超える場合 第一項中「当該割合に」とあるのは「と当該割合に控除割合増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合」と合計した割合(当該割合に」と、「当該各号に定める」とあるのは「当該合計した」と、「百分の十」とあるのは「百分の十四」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項中「百分の二十五」とあるのは「百分の四十」とあるのは「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

第四十二条の四第八項第三号中「第三項」を「第四項」に、「第五号」を「以下この項」に改め、同項第四号中「合併」の下に、「分割又は現物出資」を加え、「同条第六号に規定する」、「(以下この号において「公益法人等」という。))」を削り、「同条第十三号に規定する」、「(以下この号において「公益法人等」という。))」及び「同条第七号に規定する」を削り、同項第十号中「第一項、第三項又は前項に規定する事業年度及び当該事業年度」を「適用年度及び当該適用年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「又は中小企業者」を「その他の者」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を削り、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の二を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 試験研究費割合 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の平均上金額に対する割合をいう。

第四十二条の四第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の五第二項中「前条第三項」を「前条第八項第七号」に改め、「中小企業者(一)の下に」同項第八号に規定する」を、「(一)又は(二)の下に」同項第九号に規定する」を加え、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の六第一項中「第四十二条の四第三項に規定する中小企業者又は」を「中小企業者(政令で定める中小企業者に該当する法人をいう。)のうち第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当しないもの又は同項第九号に規定する」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の九第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第四十二条の十第三項中「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改め、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第四十二条の十一第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第四十二条の十一の第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に「百億円」を「八十億円」に、「百分の四十」(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十)に相当する)を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四十(平成三十一年四月一日以後に地域経済率引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた法人(次項第一号において「特定法人」という)がその承認地域経済率引事業(地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。同号において同じ)の用に供したのものについては、百分の五十)
二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二十
第四十二条の十一の第二項中「百分の四」(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二)に相当する)を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四(特定法人がその承認地域経済率引事業の用に供したのものについては、百分の五)
二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二
第四十二条の十一の第二項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第四十二条の十一の第三項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第四十二条の十二第四項第一号中「同条第六号に規定する」、「以下この号において「公益法人等」という。」、「同条第十三号に規定する」、「以下この号において「収益事業」という。」、「同条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の第三項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第四十二条の十二の第三項中「第二十六号の二」を「第三十二号第二項」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「法人のうち、第四十二条の六第一項」に、「中小企業者又は」を「中小企業者(第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。又は)に、平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「経営改善指導助言書類」を「経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小企業者等の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。に)」に改め、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第四十二条の十二の四第一項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の五第二項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、「中小企業者」の下に「同項第八号に規定する」を、「又は」の下に「同項第九号に規定する」を加え、同項第二号口中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二十条第十号」を「第二十一条第十号」に改め、同条第三項第一号中「同条第六号に規定する」、「以下この号において「公益法人等」という。」、「同条第十三号に規定する」、「以下この号において「収益事業」という。」、「同条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の六第六項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第四十二条の十三第一項第二号中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第四項」に改め、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号の二を同項第十七号とし、同条第六項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、「中小企業者」の下に「同項第八号に規定する」を、「又は」の下に「同項第九号に規定する」を加え、「第四号、第十号又は第十七号の二」を「第九号又は第十七号」に改める。
第四十三条第一項の表の第一号から第三号までを削り、同表の第四号を同表の第一号とし、同表に次の一号を加える。

二 政令で定める海上運送人を営む法人
イ 特定船舶(当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ)のうち、当該法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶をいう。イにおいて同じ)の導入に関する先進船舶をいう。イに記載された先進船舶(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶)に該当する外航船舶(本邦と外国との間又は外国と外国との間を往來する船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ)
ロ 特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶

ハ 特定船舶のうち、外航船舶以外の船舶
百分の十五(日本船舶に該当するものについては、百分の十七)
百分の十六(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八)

第四十三条の三第二項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の六第一項」に改め、「中小企業者」の下に「第四十二条の四第八項第八号に規定する」を、「又は」の下に「第四十二条の四第八項第九号に規定する」を加える。
第四十四条の二を次のように改める。
(特定事業継続力強化設備等の特別償却)
第四十四条の二 青色申告書を提出する法人で第四十二条の六第一項に規定する中小企業者(第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。又は)これに準ずるものとして政令で定める法人であるものうち中小企業等経営強化法第五十二条第一項又は第五十二条第一項の認定(以下この項において「認定」という)を受けた同法第五十二条第一項に規定する中小企業者に該当するもの(以下この項において「特定中小企業者等」という)が、中小企業者の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に、その認定に係る中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画(同法第五十一条第一項の規定による変更の認定又は同法第五十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業継続力強化計画等」という)に係る事業継続力強化設備等(同法第五十条第二項第二号口

イ 特定船舶(当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ)のうち、当該法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶をいう。イにおいて同じ)の導入に関する先進船舶をいう。イに記載された先進船舶(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶)に該当する外航船舶(本邦と外国との間又は外国と外国との間を往來する船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ)	百分の十五(日本船舶に該当するものについては、百分の十七)
ロ 特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶	百分の十六(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八)
ハ 特定船舶のうち、外航船舶以外の船舶	百分の十五(日本船舶に該当するものについては、百分の十七)

第四十三条の三第二項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の六第一項」に改め、「中小企業者」の下に「第四十二条の四第八項第八号に規定する」を、「又は」の下に「第四十二条の四第八項第九号に規定する」を加える。
第四十四条の二を次のように改める。
(特定事業継続力強化設備等の特別償却)
第四十四条の二 青色申告書を提出する法人で第四十二条の六第一項に規定する中小企業者(第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。又は)これに準ずるものとして政令で定める法人であるものうち中小企業等経営強化法第五十二条第一項又は第五十二条第一項の認定(以下この項において「認定」という)を受けた同法第五十二条第一項に規定する中小企業者に該当するもの(以下この項において「特定中小企業者等」という)が、中小企業者の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に、その認定に係る中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画(同法第五十一条第一項の規定による変更の認定又は同法第五十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業継続力強化計画等」という)に係る事業継続力強化設備等(同法第五十条第二項第二号口

に規定する事業継続力強化設備等(いう)として当該認定事業継続力強化計画等に記載された機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定事業継続力強化設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定事業継続力強化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定中小企業者等の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定事業継続力強化設備等をその用に供した場合を除く)には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定事業継続力強化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業継続力強化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定事業継続力強化設備等の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう)との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十五条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「中小規模法人」の下に「(第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。)」を加え、「第四十二条の四第八項第六号」を「同条第八項第七号」に改め、「中小企業者」の下に「(同項第八号に規定する適用除外事業者を除く。)」を加える。

第四十五条の二の見出しを「医療用機器等の特別償却」に改め、同条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、器具及び備品(医療用の機械及び装置を含む)並びにソフトウェア(政令で定める規模のものに限る。)のうち、医療法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保に必要な医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるために必要なものとして政令で定めるもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「勤務時間短縮用設備等」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は勤務時間短縮用設備等を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該勤務時間短縮用設備等をその用に供した場合を除く)には、その用に供した日を含む事業年度の当該勤務時間短縮用設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該勤務時間短縮用設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該勤務時間短縮用設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう)との合計額とする。

3 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に係る同法第三十条の十四第一項に規定する構想区域等(以下この項において「構想区域等」という。)内において、病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち当該構想区域等に係る同条第一項の協議の場における協議に基づく病床の機能(同法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。)の分化及び連携の推進に係るものとして政令で定めるもの(以下この項において「構想適合病院用建物等」という。)の取得等(取得又は建設をいい、改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む)をして、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該構想適合病院用建物等をその用に供した場合を除く)には、その用に供した日を含む事業年度の当該構想適合病院用建物等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該構想適合病院用建物等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該構想適合病院用建物等の取得価額の百分の八に相当する金額をいう)との合計額とする。

第四十七條の二の見出しを「特定都市再生建築物の割増償却」に改め、同条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物等」とし、「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物等」に、「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物等」に、「普通償却限度額の百分の五十」に改め、「に掲げる建築物のうち同号イ」を削り、「ものである場合には当該普通償却限度額の百分の五十に相当する金額をいい、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいい、同項第二号に掲げる建築物である場合には当該普通償却限度額の百分の十」を「建築物に係るものについては、百分の五十」に改め、同条第二項中「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する特定都市再生建築物とは、次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画(第一号に掲げる地域については同法第十九条の第二十一項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、第二号に掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む)に基づいて行われる都市再生特別措置法第二十条第一項に規定する都市再生事業(政令で定める要件を満たすものに限る。)により整備される建築物で政令で定めるものに係る建物及びその附属設備をいう。

一 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

二 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域(前号に掲げる地域に該当するものを除く。)

第五十二条の二第一項及び第五十三条第一項第二号中「第四十四条の三」を「第四十四条の三まで」に改める。

第五十五条の二から第五十五条の四までを削る。

第五十五条の五第六項を次のように改める。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第五十五条の五第九項中「第五十五条第十一項」を「前条第十一項」に、「第五十五条第十二項」を「前条第十二項」に改め、同条第十一項中「第五十五条第十六項」を「前条第十六項」に改め、同条第十三項中「第五十五条第二十項」を「前条第二十項」に改め、同条第十五条の二とする。

第五十六条第六項中「第五十五条の二第三項」を「前条第六項」に改める。

第五十七条の四第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第三項中「当該支出をした」を「その支出した」に、「当該事業年度」を「その支出した日を含む事業年度」に改め、同条第九項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十七条の四の二第六項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第五十七条の五第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同項第一号中「保険業法」の下に「(平成七年法律第五号)」を加え、同条第八項第一号中「当該廃止」を「その廃止」に改め、同条第十一項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十二項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十七条の六第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第五項第一号中「当該」を「その」に改め、同条第七項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第八項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第十二項及び第十四項中「規定は」を「規定は」に改める。

第五十七条の七第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第九項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第五十七條の七の二第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第八項中「第五十五條の二第三項」を「第五十五條の二第六項」に改める。
第五十七條の八第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項中「おいて」を「規定する」に、「応じ」を「応じ」に改め、同条第四項中「当該経過した」を「その経過した」に改め、同条第九項中「第五十五條の二第三項」を「第五十五條の二第六項」に改め、同条第十項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十七條の九の見出し中「中小企業等」を「中小企業者等」に改め、同条第一項中「中小法人等」を「中小企業者等」に、「第四十二條の四第八項第六号の二」を「第四十二條の四第八項第八号」に改め、同条第二項中「中小法人等」を「中小企業者等」に改め、同条第三項を削る。

第五十八條第一項及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十五條の二第三項」を「第五十五條の二第六項」に改める。

第五十九條の二第一項中「昭和二十四年法律第八十七号」を削り、「当該超える」を「その超える」に、「当該満たない」を「その満たない」に改める。

第六十條第一項の表及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十一條の二第六項中「第五十五條の二第三項」を「第五十五條の二第六項」に改める。

第六十一條の四第二項中「法人税法第二条第九号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十二條第四項第一号中「法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。」及び「同条第十三号に規定する収益事業をいう。次号において同じ。」を削る。

第六十二條の三第四項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十三条第一項の規定により行われた裁定（同法第十条第一項第一号に掲げる権利に係るものとし、同法第十八条の規定により失効したものを除く。以下この号において「裁定」という。）に係る同法第十条第二項の裁定申請書（以下この号において「裁定申請書」という。）に記載された同項第二号の事業を行う当該裁定申請書に記載された同項第一号の事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る。）で、当該譲渡に係る土地等が当該事業者の用に供されるもの（第一号から第二号の二まで又は第四号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第五号に規定する特定所有者不明土地をいう。以下この号において同じ。）又は当該特定所有者不明土地の上に存する権利

ロ 当該裁定申請書に添付された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第三項第一号に掲げる事業計画書の同号ハに掲げる計画に当該事業者が取得するものとして記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又は当該土地の上に存する権利（当該裁定申請書に記載された当該事業者が当該特定所有者不明土地以外の土地をイに掲げる特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められないものとして政令で定める事業に該当する場合における当該記載がされたものを除く。）

第六十二條の三第四項第十二号から第十四号までの規定中「第八号の二」を「第八号の三」に改める。

第六十五條の二第三項第一号中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第六十五條の三第一項第四号中「又は地方独立行政法人」を「地方独立行政法人」に改め、「限る。」の下に「又は文化財保護法第九十二條の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）を加え、「場合を含む」を「場合（当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）を含む」に改め、同項に次の一号を加える。

七 農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で同法第二十三條の二第一項の規定により定められた農用地利用規程（同法第二十三條第一項の規定に係るもの（同法第二十四條第二項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に限る。）に係る同法第二十三條の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、同条第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

第六十五條の四第一項第二十五号中「に規定する農地利用集積田滑化団体等（当該農地利用集積田滑化団体等が、一般社団法人若しくは一般財団法人である同法第十五條第二項に規定する農地利用集積田滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構である場合には）」を「の農地中間管理機構（に改め、買い取られる場合）」の下に「（前条第一項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加える。

第六十五條の五第一項第一号及び第二号中「場合（に）」の下に「第六十五條の三第一項第七号又は第五号」を「若しくは第二十五号」に改める。

第六十六條の四第一項中「及び第五項」を「第五項及び第十項」に改め、同条第二項第一号イ中「生じる」を「生ずる」に改め、同条第七項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）に、「資産」を「無形資産」に、「資産」を「無形資産」に改め、同条第二十六項中「第九項」を「第十五項」に、「第十項」を「第十九項」に改め、同条第三十二項とし、同条第二十五項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第二十一項の」を「第二十七項の」に、「第六十六條の四第二十一項」を「第六十六條の四第二十七項」に改め、同条第三十項とし、同条第二十三項後段を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「二年間」を「二年間」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「六年」を「七年」に改め、「第四項並びに」を削り、「前二項の」を「に」、「前二項及び」を「及び」に、「第六十六條の四第二十一項（を）」を「第六十六條の四第二十七項（に）」に、「同法第六十六條の四第二十一項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第六十六條の四第二十一項」を「同条第二十七項」に、「第六十六條の四第二十一項」を「第六十六條の四第二十七項」に、「第二項の規定」を「第二項」に、「第六十六條の四第二十一項の規定」を「第六十六條の四第二十七項」に、「租税特別措置法第六十六條の四第二十一項」を「租税特別措置法第六十六條の四第二十七項」に、「第一項の規定」を「第一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「六年」を「七年」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「（法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項を同条第二十四項とし、同条第十七項を同条第二十三項とし、同条第十六項各号中「第十一項」を「第十七項」に、「第十二項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第十一項又は第十二項」を「第十七項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項中「第十二項」を「以下この項及び第十八項」に「を算定する」を「（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む）を算定する」に「及び第十二項」を「及び第十八項」に、「前項各号」を「第十二項各号」に、「を当該」を「を第一項に規定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度において、当該同時書文化免除国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第六十六條の四第九項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 前項本文の規定は、同項の同時書文化免除国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第六十六条の四第八項中「(前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。以下この項及び第十一項において同じ。)に係る第六項に規定する財務省令で定める書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。)」を「に係る第六項に規定する財務省令で定める書類」に、「を算定する」を「(第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。)」を算定する」に、「第十一項において同じ。若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」を「第十七項において同じ。若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」に、「を当該」を「を第一項に規定する」に、「法人税法第二十三条第三十九号に規定する更正(以下この条において「更正」という。又は同法第二十四条に規定する決定(次項及び第二十一項において「決定」という。))」を「更正又は決定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度において、当該同時文書化対象国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第六十六条の四第八項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 前項本文の規定は、同項の同時文書化対象国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第六十六条の四第七項の次に次の四項を加える。

8 法人が各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で行った特定無形資産国外関連取引(国外関連取引のうち、特定無形資産(国外関連取引を行った時において評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))の譲渡若しくは貸付け(特定無形資産に係る権利の設定その他他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。又はこれらに類似する取引をいう。以下この項において同じ。))について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項(当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該法人が予測したものに限り、ついでその内容と相違する事実が判明した場合は、税務署長は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産国外関連取引の内容及び当該特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情(当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生の可能性(当該特定無形資産国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限り。を含む。))を勘案して、当該特定無形資産国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該特定無形資産国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二十九条に規定する更正(以下この条において「更正」という。又は同法第二十四条に規定する決定(第十二項、第十四項及び第二十七項において「決定」という。))をすることができ、ただし、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額とこの項本文の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

9 前項本文の規定は、法人が同項の特定無形資産国外関連取引(第二十五項の規定により各事業年度において法人が当該法人に係る国外関連者との間で取引を行った場合に当該事業年度の確定申告書(法人税法第二十三条第三十一号に規定する確定申告書をいう。同項において同じ。))に添付すべき書類に、当該特定無形資産国外関連取引に係る同項に規定する事項の記載があるものに限り、以下この項及び次項において同じ。に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。))を作成し、又は取得している場合は、適用しない。

一 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項(当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該法人が予測したものに限り、次号において同じ。))の内容として財務省令で定める事項

二 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由(以下この号において「相違事由」という。))が災害その他これに類するものであるため当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該法人がその発生を予測することが困難であつたこと、又は相違事由の発生の可能性(当該特定無形資産国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限り。))を勘案して当該法人が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定していたこと。

10 第八項本文の規定は、法人に係る特定無形資産国外関連取引に係る判定期間(当該法人と特殊の関係にない者又は当該法人との間で当該特定無形資産国外関連取引を行った国外関連者と特殊の関係にない者から受ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日(その日が当該特定無形資産国外関連取引が行われた日以前である場合には、当該特定無形資産国外関連取引が行われた日)を含む事業年度(当該最初が生じた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)開始の日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。))に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日後において、当該特定無形資産国外関連取引については、適用しない。

11 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が法人に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十七項において同じ。))又はその写しに該当する場合には、その提示又は提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

第六十六条の四の二第一項中「前条第二十一項第一号」を「前条第二十七項第一号」に改める。第六十六条の四の三第五項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産(有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。))」に、「(資産)を」(「無形資産」)に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第六項及び第七項中「を算定するために重要」を「第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。))を算定するために重要」に改め、同条第十四項中「第九項及び第十九項から第二十五項まで」を「から第十五項まで及び第二十五項から第三十一項まで」に改め、同項の表第六十六条の四第二十五項の項中「第六十六条の四第二十五項」を「第六十六条の四第三十一項」に、「に係る第一項に規定する」を「係る第一項」に、「同項に規定する」を「同項」に改め、同表第六十六条の四第二十四項の項中「第六十六条の四第二十四項」を「第六十六条の四第三十項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項の項中「第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項」を「第六十六条の四第二十七項第一号及び第二十八項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項の項中「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十七項」に、

及び同法	及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法

を
 及び同条第二十七項

及び同法第六十六条の四の三第十四項において
 準用する同法第六十六条の四第二十七項

に改め、同

表第六十六条の四第二十項の項中「第六十六条の四第二十項」を「第六十六条の四第二十六項」に改め、同表第六十六条の四第十九項の項中「第六十六条の四第十九項」を「第六十六条の四第二十五項」に改め、同項の前に次のように加える。

第六十六条の四
 第十五項

引
 同時文書化免除国外関連取

同時文書化免除内部取引

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第九項の項を次のように改める。

第六十六条の四
 第十四項

引
 同時文書化免除国外関連取

同時文書化免除内部取引

第七項の規定の適用がある
 国外関連取引

第六十六条の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引

第一項

同条第一項

財務省令

同条第七項に規定する財務省令

所得

法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第八項第二号の項中「第六十六条の四第八項第二号」を「第六十六条の四第十二項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十六条の四
 第十三項

引
 同時文書化対象国外関連取

同時文書化対象内部取引

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第八項第二号の項中「第六十六条の四第八項第一号」を「第六十六条の四第十二項第一号」に改め、同表第六十六条の四第八項の項を次のように改める。

第六十六条の四
 第十二項

引
 同時文書化対象国外関連取

同時文書化対象内部取引

第六項

第六十六条の四の三第四項

第一項

同条第一項

として財務省令

として同条第六項に規定する財務省令

所得

法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第四項の項の次に次のように加える。

第六十六条の四
 第八項

の対価の額
 第二項各号

の対価の額とした額

につき支払われるべき対価の額

第六十六条の四の三第二項各号の対価の額とされるべき額

第六十六条の四 第九項各号	を第一項	を同条第一項
	所得	法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得
第六十六条の四 第十一項	法人税法	同法
	ならば第一項	ならば第六十六条の四の三第一項
第六十六条の四 第十六項	対価の額	対価の額とした額
	同時文書化対象国外関連取引(第七項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引)	同時文書化対象内部取引(第六十六条の四の三第六項に規定する同時文書化対象内部取引)
第六項	同条第四項	同条第四項

第三章第七節の三の節名を次のように改める。

第七節の三 支払利子等に係る課税の特例

第六十六条の五第四項ただし書中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。
 第三章第七節の三第二款の款名を次のように改める。

第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例

第六十六条の五の二の見出しを削り、同条第一項中「関連者支払利子等の額がある場合に」を削り、関連者支払利子等の額の合計額から「を」対象支払利子等の額の合計額(以下この項、次項第六号及び第三項第二号イにおいて「対象支払利子等合計額」という。)から、「第四項第一号」を「第三項」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「ときは」を「場合には」に、「関連者支払利子等の額の合計額」を「対象支払利子等合計額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象支払利子等の額 支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいう。
- 二 支払利子等 法人が支払う負債の利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)その他政令で定める費用又は損失をいう。
- 三 対象外支払利子等の額 次に掲げる支払利子等(法人に係る関連者が非関連者を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合として政令で定める場合における当該非関連者に対する支払利子等)その他政令で定める支払利子等を除く。の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 支払利子等を受ける者の課税対象所得(当該者が個人又は法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該者の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。イ及びニ(1)において同じ。)に含まれる支払利子等(二に掲げる支払利子等を除く。イにおいて同じ。)

ロ 法人税法第二条第五号に規定する公共法人のうち政令で定めるものに対する支払利子等(二に掲げる支払利子等を除く。ロにおいて同じ。)

ハ 特定債券現先取引等(前条第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。)に係るものとして政令で定める支払利子等(ロ及び二に掲げる支払利子等を除く。ハにおいて同じ。)

当該政令で定める支払利子等の額のうち政令で定める金額

二 法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。）に係る支払利子等でない非関連者に対するもの（(1)において「特定債券利子等」という。）債券の銘柄ごと次に掲げるいずれかの金額

(1) その支払若しくは交付の際、その特定債券利子等について所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われ、又は特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額と口に規定する政令で定める公共法人に対する特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除く。）の額との合計額

(2) (1)に掲げる金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額

四 関連者 法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び次項第二号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係又は個人が法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

五 非関連者 法人に係る関連者以外の者をいう。

六 控除対象受取利子等合計額 当該事業年度の受取利子等の額の合計額を当該事業年度の対象支払利子等合計額の当該事業年度の支払利子等の額の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

七 受取利子等 法人が支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

第六十六条の五の二第三項を削り、同条第四項第一号中「当該法人」を「法人」に、「関連者純支払利子等の額が千万円」を「対象純支払利子等の額が二千万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 内国法人及び当該内国法人との間に特定資本関係（一の内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の特定資本関係」という。）又は一の内国法人との間に当事者間の特定資本関係がある内国法人相互の間をいう。）のある他の内国法人（その事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日を含む当該内国法人の事業年度開始の日及び終了の日であるものに限り、）の当該事業年度に係るイに掲げる金額が当該内国法人及び当該他の内国法人の当該事業年度に係る口に掲げる金額の百分の二十に相当する金額を超えないとき。

イ 対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象純支払利子等合計額を控除した残額をいう。）の合計額を控除した残額

口 イに掲げる金額と比較するための基準とすべき所得の金額として政令で定める金額

第六十六条の五の二第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「超える部分」を「部分」に、「から第八項」を「から第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項」を「第三項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項第一号中「及び第四項第二号の関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、同項第二号中「関連者等に対する支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、同項第三号中「及び第三項第一号の関連者純支払利子等の額及び同項第二号の支払利子等の額」を「及び第三項第一号の対象純支払利子等の額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項」を「第三項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第六十六条の五の三の見出しを削り、同条第一項中「同条第八項」を「同条第七項」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に改め、同条第二項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改め、同条第三項中「当該超過利子等の額」を「対象超過利子等の額」に、「前条第二項」を「前条第四項中「第六十八条の八十九の三第七項」を「第六十八条の八十九の三第六項」に改め、同条第八項中「当該超過利子等に関する明細書の添付」を「の提出」に、「これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書」を「修正申告書又は更正請求書に当該超過利子等、これらの規定により損金の額に算入される金額及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる超過利子額は、当該書類に記載された超過利子額を限度とする。

第六十六条の五の三第九項を削り、同条第十項中「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第一項から第八項まで及び前項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とする。

第六十六条の六第一項第四号中「同号イからハまでに掲げる割合」の下に「又は他の外国関係会社（内国法人との間に実質支配関係があるものに限り、）の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合」を加え、同条第二号イに次のように加える。

(3) 外国子会社（当該外国関係会社とその本店所在地を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社、その収入金額のうち占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4) 特定子会社（前項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地を同じくする管理支配会社（当該内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。）又は使用者がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。）及び(5)において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうち占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地にある不動産の保有、その本店所在地における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地を同じくする管理支配会社によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第六十六条の六第二号口中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、前項各号に掲げる内国法人、第六十八条の九十一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。）(2)において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。②において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第六十六条の六第二項第三号イ(3)中「(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。)」を削り、同号ハ(1)中「(居住者、当該外国関係会社に係る)」を「(居住者、内国法人、当該外国関係会社に係る)」を「(内国法人)」に改め、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第六十六条の六第六項第八号中「第十一号リ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「又また」を「ルまで」に、「ル」を「リ」に改め、同号ルを同号リとし、同号リから又までを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第七号の二に掲げる金額

第六十六条の六第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十四項中「第二項第二号ハ」を「第二項第二号ニ」に改める。

第六十六条の七第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、「の額」の下に「(政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額)」を加え、同条第二項中「とき」の下に「(前項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定めるとき)」を、「当該外国法人税の額」の下に「(同項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額)」を加える。

第六十六条の八第十二項中「及び第十四項」を削り、同条第十四項中「(当該課税済金額、間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別課税済金額、個別間接配当等(第六十八条の九第十二項第一号に規定する個別間接配当等をいう。若しくは個別間接課税済金額(次項において「課税済金額等」という。))に関する明細書の添付)」を「の提出」に、「これら」の規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書」を「修正申告書又は更正請求書にこれらの規定により益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

第六十六条の八第十五項を削り、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とする。

第六十六条の九の二第一項中「(分配をいう。)」の下に「次項第三号イにおいて同じ」を加え、同条第二項第三号イに次のように加える。

(3) 外国子法人(当該外国関係法人とその本店所在地を同じくする外国法人で、当該外国関係法人の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4) 特定子法人(特殊関係株主等である内国法人に係る他の外国関係法人で、部分対象外国関係法人に該当するものその他の政令で定めるものをいう。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その本店所在地を同じくする管理支配法人(当該内国法人に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人に該当するもので、その本店所在地において、その役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第八号及び第六項において同じ。))又は使用者がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。(4)及び(5)において同じ。))によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配法人がその本店所在地で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地にある不動産の保有、その本店所在地における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係法人で、その本店所在地を同じくする管理支配法人によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第六十六条の九の二第二項第三号ロ中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「(から第七号まで及び第八号)」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係法人

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料(関連者(当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。②において同じ。))以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。②において同じ。の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額(関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料(非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。②において同じ。))の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第六十六条の九の二第二項第八号中「(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。)」を削り、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第六十六条の九の二第六項第八号中「第十一号リ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「又また」を「ルまで」に、「ル」を「リ」に改め、同号ルを同号リとし、同号リから又までを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第七号の二に掲げる金額

第六十六条の九の二第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十五項中「第二項第三号ハ」を「第二項第三号ニ」に改める。

第六十六条の九の三第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、この額」の下に「政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額を加え、同条第二項中「とき」の下に「前項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額を加える。」を、「前項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額を加える。」に改め、同項の表第六十六条の九の四第六項中「第十四項及び第十五項」を「及び第六十四項」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第十四項まで」を「この項、次項及び第六十四項」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項中「以下第十四項まで」を「次号及び次項」に改め、同表第六十六条の八第十五項の項を削り、同条第十二項中「第十四項及び第十五項」を「及び第十四項」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第十四項まで」を「この項、次項及び第六十四項」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項中「以下第十四項まで」を「次号及び次項」に改め、同表第六十六条の八第十五項の項を削る。

第六十六条の十一第一項第五号中「法人税法第二条第六号に規定する」を削り、「同条第五号」を「法人税法第二条第五号」に改める。

第六十六条の十一の二第二項中「法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。以下この条において同じ。」を削り、「特定非営利活動促進法第二条第一項」を「同条第一項」に改める。

第六十六条の十三第一項第一号中「法人税法第二条第九号に規定する」を削り、同項第二号中「(法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）」及び「同条第七号に規定する協同組合等をいう。」を削る。

第六十七条の二第一項中「昭和二十三年法律第二百五号」を削る。
 第六十七条の五第一項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、「中小企業者」の下に「同項第八号に規定する」を、「又は」の下に「同項第九号に規定する」を加える。

第六十七条の五の二を削り、第六十七条の五の三を第六十七条の五の二とする。
 第六十七条の八第一項中「(法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十七条の十五第一項第二号へ中「の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く)の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していない」を「(1)において同じ」の株式若しくは出資を有している場合又は匿名組合契約等(匿名組合契約(これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。))及び外国におけるこれに類する契約をいう。(1)及び(2)において同じ)に基づき出資をしている場合には、次に掲げる割合のいずれもが百分の五十以上でない」に改め、同号へに次のように加える。

- (1) 当該投資法人が有している他の法人の株式又は出資の数又は金額(当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である当該他の法人の株式又は出資の数又は金額のうち、当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づき出資の金額に対応する部分の数又は金額として政令で定めるところにより計算した数又は金額を含む)が当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く)の総数又は総額のうちを占める割合
- (2) 当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づき出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて出資の金額の合計額のうちを占める割合

第六十七条の十六の次に次の一条を加える。
 (平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例)

第六十七条の十六の二 恒久的施設を有する外国法人のうち、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるものの平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に

開始する各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。
 2 前項の外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。
 3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の二第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引(租税特別措置法第六十七条の十六の二第二項(平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例)に規定する国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。
 4 前項に定めるもののほか、第一項の外国法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十七第七項中「第四十二条の二第六項第一号」を「第四十二条の二第七項第一号」に、「同条第六項第二号」を「同条第七項第二号」に改め、同条第九項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改める。

第六十七条の十八第四項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産(有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）」に、「資産」を「(無形資産)」に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第五項及び第六項中「を算定するために重要」を「第十三項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む)を算定するために重要」に改め、同条第十三項中「第九項及び第二十項から第二十五項まで」を「から第十五項まで及び第二十六項から第三十一項まで」に改め、同項の表第六十六条の四第八項の項を次のように改める。

第六十六条の四第八項		の対価の額	
第二項各号	の対価の額とした額	第六十七条の十八第二項の規定により第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号	
第一項	の対価の額とされるべき額	の対価の額とされるべき額	
所得の金額又は欠損金額	第六十七条の十八第一項	法人税の額から控除する金額	

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第二十五項の項中「第六十六条の四第二十五項」を「第六十六条の四第三十一項」に、「係る第一項に規定する」を「係る第一項」に、「同項に規定する」を「同項」に改め、同表第六十六条の四第二十四項の項中「第六十六条の四第二十四項」を「第六十六条の四第三十項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項の項中「第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項」を「第六十六条の四第二十七項第一号及び第二十八項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項の項中「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六

条の四第二十七項」に、及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法
 又は租税特別措置法第六十七条の十八第十

第六十八条の九第一項中「連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零であるときは、百分の八・五」を「割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、「当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」を削り、同項第二号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に、「〇・一」を「〇・一七五」に改め、「に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合」を削り、「百分の六とする。」を、「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零である場合 百分の八・五

第六十八条の九第二項を次のように改める。

2 前項の連結親法人（その連結親法人が同項の規定を受ける連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）終了の時にあって法人税法第六十六条第六項第二号若しくは第三号に掲げる法人に該当するもの又は同法第十二号の六に規定する株式会社移転完全親法人である場合における当該連結親法人を除く。）が次に掲げる要件を満たす場合には、適用年度における前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

一 適用年度に係る連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の同法第八十一条の九第八項第三号に規定する設立の日として政令で定める日（連結子法人にあつては、当該連結子法人が連結親法人に該当するものとした場合に同号に規定する設立の日として政令で定める日となる日）のうち最も早い日から同日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む連結親法人事業年度に該当すること。

二 適用年度終了の時にあって国税通則法第二条第六号八に規定する純損失等の金額（同号八②に掲げるものに限る。）があること。

第六十八条の九第七項を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の特別試験研究費の額の合計額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

第六十八条の九第六項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、同項第一号中「特例割合（百分の十二に）」を「百分の十二に」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、「を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一号を加える。」

6 第四項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における前二項の規定の適用については、当該連結事業年度の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第四項中「百分の十二に相当する」とあるのは「に、百分の十二と百分の十二に控除増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて計算した」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前連結税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点

以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

二 増減試験研究費割合が百分の八を超える場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合 同項第一号中「割合（一）とあるのは「割合」と当該割合に控除増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（一）と、当該加算した」とあるのは「当該加算した」とする。

ロ 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない場合 第四項中「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前連結税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項第一号中「割合（一）とあるのは「割合」と当該割合に控除増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（一）と、当該加算した」とあるのは「当該加算した」とする。

第六十八条の九第三項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一号を加える。

3 第一項の連結親法人の連結親法人事業年度が平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における前二項の規定の適用については、当該連結事業年度の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第一項中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

二 試験研究費割合が百分の十を超える場合 第一項中「当該割合に」とあるのは「当該割合に控除増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に」と、「当該各号に定める」とあるのは「当該合計した」と、「百分の十」とあるのは「百分の十四」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前連結税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項中「百分の二十五」とあるのは「百分の四十」とあるのは「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

第六十八条の九第八項第三号中「第三項」を「第四項」に、「当該連結事業年度」を「これらの規定に規定する連結事業年度（以下この項及び第十一項において「適用年度」という。）に改め、同項第四号中「第一項若しくは第三項に規定する連結事業年度（以下この号及び第十一項において「適用年度」という。）を「適用年度」に改め、同項第八号中「第一項 第三項若しくは前項に規定する連結事業年度」を「適用年度」に、「当該連結事業年度」を「当該適用年度」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「又は中小企業者」を「その他の者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を削り、同項第五号の二を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 試験研究費割合 第一項又は第四項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額の平均売上金額の合計額に対する割合をいう。

第六十八條の九第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第六十八條の十第二項中「前条第八項第五号」を「前条第八項第六号」に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に、「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第八項第九号」に改め、同条第八項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第六十八條の十一第一項中「第六十八條の九第八項第五号に規定する」を削り、「連結親法人」を「政令で定める中小企業者に該当する連結法人をいう。」であるもの（第六十八條の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。又は連結親法人）に、「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第八項第九号」に改め、同条第十一項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八條の十三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第六十八條の十四第三項中「第六十八條の九第八項第七号」を「第六十八條の九第八項第八号」に改め、同条第八項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第六十八條の十四の二第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第六十八條の十四の三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「百億円」を「八十億円」に、「百分の四十」(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十)に相当する」を「次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四十(連結親法人又はその連結子法人で、平成三十一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三條第四項又は第七項の規定による承認を受けたもの(次項第一号においてそれぞれ「特定連結親法人」又は「特定連結子法人」という。がその承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。同号において同じ)の用に供したのものについては、百分の五十)

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二十
第六十八條の十四の三第二項中「百分の四(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二)に相当する」を「次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四(特定連結親法人又はその特定連結子法人がその承認地域経済牽引事業の用に供したのものについては、百分の五)

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二
第六十八條の十四の三第七項中「第八項、第六項」を「第四項」に改める。
第六十八條の十五第七項、第六十八條の十五の二第十項及び第六十八條の十五の三第四項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第六十八條の十五の四第一項中「第六十八條の九第八項第五号」を「もののうち、第六十八條の十一第一項」に改め、「中小連結法人」の下に「第六十八條の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。」を加え、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「経営改善指導助言書類」を「経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。)」に改め、同条第十一項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八條の十五の五第一項中「第六十八條の九第八項第五号」を「第六十八條の十一第一項」に改め、「中小連結法人」の下に「第六十八條の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。」を加え、「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第八項第九号」に改め、「を含む。」を削り、「第十三條第一項」を「第十九條第一項」に、「平成三十一年三月三十一日」

を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十三條第三項」を「第十九條第三項」に、「第十四條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条第十一項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第六十八條の十五の六第二項中「第六十八條の九第八項第五号」を「第六十八條の九第八項第六号」に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に、「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第八項第九号」に改め、同項第二号口中「第十三條第一項」を「第十九條第一項」に、「第十四條第一項」を「第二十條第一項」に、「第二條第十項」を「第二條第十二項」に改め、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第六十八條の十五の七第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。
第六十八條の十五の八第一項第二号中「第六十八條の九第三項」を「第六十八條の九第四項」に改め、同項第三号中「第六十八條の九第六項」を「第六十八條の九第七項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号の二を同項第十七号とし、同条第六項中「第六十八條の九第八項第五号」を「第六十八條の九第八項第六号」に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に、「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第八項第九号」に、「第四号、第十号又は第十七号の二」を「第九号又は第十七号」に改める。
第六十八條の十六第一項の表の第一号から第三号までを削り、同表の第四号を同表の第一号とし、同表に次の一号を加える。

二 政令で定める海上運送業を営む連結法人	イ 特定船舶(当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ)のうち当該連結法人の海上運送法第三十九條の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶をいう。イ)において同じ)の導入に関するものに限る。ロに記載された先進船舶(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶)に該当する外航船舶(本邦と外国との間に八に該当する外航船舶を往來する船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ)。	百分の十八(日本船舶(船舶法第一條に規定する日本船舶をいう。ロ)において同じ)に該当するものについては、百分の二十)
ロ 特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶	百分の十五(日本船舶に該当するものについては、百分の十七)	
ハ 特定船舶のうち、外航船舶以外の船舶	百分の十六(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八)	

第六十八條の十八第二項中「第六十八條の九第八項第五号」を「第六十八條の十一第一項」に、「同項第五号の二」を「第六十八條の九第八項第七号」に、「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第八項第九号」に改める。
第六十八條の十九第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。
第六十八條の二十から第六十八條の二十三までを次のように改める。

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)
第六十八條の二十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八條の十一第一項に規定する中小連結法人(第六十八條の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。又はこれに準ずるものとして政令で定める連結法人であるもの)のうち中小企業等経営強化法第五十條第一項又は第五十二條第一項の認定(以下この項におい

第六十八條の四十四第八項中「第六十八條の四十三第十項」を「前条第十項」に、「第五十五條の五第一項」を「第五十五條の第二項」に改める。

第六十八條の四十六第五項中「第六十八條の四十三の第二項」を「第六十八條の四十四第五項」に改める。

第六十八條の五十四第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項中「その支出をした」及び「当該支出をした」を「その支出した」に、「当該連結事業年度」を「その支出した日を含む連結事業年度」に改め、同条第七項中「第六十八條の四十三の第二項」を「第六十八條の四十四第五項」に改め、同条第八項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第六十八條の五十四の第二項中「第六十八條の四十三の第二項」を「第六十八條の四十四第五項」に改める。

第六十八條の五十五第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第八項第一号中「当該」を「その」に改め、同条第十二項中「第六十八條の四十三の第二項」を「第六十八條の四十四第五項」に改め、同条第十三項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第六十八條の五十六第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第五項第一号中「当該」を「その」に改め、同条第八項中「第六十八條の四十三の第二項」を「第六十八條の四十四第五項」に改め、同条第九項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第十三項中「同項に規定する」を削る。

第六十八條の五十七第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二号中「後」を削り、同条第七項中「第六十八條の四十三の第二項」を「第六十八條の四十四第五項」に改める。

第六十八條の五十七の第二項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第六項中「第六十八條の四十三の第二項」を「第六十八條の四十四第五項」に改める。

第六十八條の五十八第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項中「おいて」を「規定する」に、「応じ」を「応じ」に改め、同条第四項中「当該経過した」を「その経過した」に改め、同条第八項中「第六十八條の四十三の第二項」を「第六十八條の四十四第五項」に改め、同条第九項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第十三項中「同項に規定する」を削る。

第六十八條の五十九第一項中「中小法人等」を「中小企業者等」に、「第六十八條の九第八項第五号の二」を「第六十八條の九第八項第七号」に改め、同条第二項中「中小法人等」を「中小企業者等」に改め、同条第三項を削る。

第六十八條の六十一第一項及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十八條の四十三の第二項」を「第六十八條の四十四第五項」に改める。

第六十八條の六十三第一項の表及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十八條の六十四第五項中「第六十八條の四十三の第二項」を「第六十八條の四十四第五項」に改める。

第六十八條の六十六第二項中「法人税法第二条第九号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十八條の七十三第三項第一号中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第六十八條の七十六第一項中「場合」の下に「第六十八條の七十四第一項（第六十五條の第三項第六号に係る部分に限る。）又は」を加える。

第六十八條の八十八第一項中「及び第五項」を「、第五項及び第十項」に改め、同条第七項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）に「（資産）を（無

形資産）に、「資産」を「無形資産」に改め、同条第二十七項中「第九項」を「第十五項に、「第十三項」を「第十九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項を同条第三十二項とし、「第六十八條の八十八第二項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項後段を削り、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「二年間」を「二年間」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「六年」を「七年」に改め、「第四項並びに」を削り、「前二項の」を「二の」に、「前二項及び」を「及び」に、「第六十八條の八十八第二項」を「第六十八條の八十八第二十八項」に、「同法第六十八條の八十八第二項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第六十八條の八十八第二十二項」を「同条第二十八項」に、「（租税特別措置法第六十八條の八十八第二十二項）を（租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項）に、「第二項の規定」を「第二項」に、「第六十八條の八十八第二十二項の規定」を「第六十八條の八十八第二十八項」に、「租税特別措置法第六十八條の八十八第二十二項」を「租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」に、「第一項の規定」を「第一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十八項とし、同条第二十一項中「六年」を「七年」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類」を「個別帰属額等の届出」に、「同条第二項」を「法人税法第八十一条の二十五第二項」に、「第六十八條の八十八第二十二項」を「第六十八條の八十八第二十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項を同条第二十四項とし、同条第十七項を同条第二十三項とし、同条第十六項各号中「第十一項」を「第十七項」に、「第十二項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第十一項又は第十二項」を「第十七項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項中「第十二項」を「以下この項及び第十八項」に、「を算定する」を「（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む）を算定する」に、「及び第十二項」を「及び第十八項」に、「前項各号」を「第十二項各号」に、「を当該」を「第一項に規定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結事業年度において、当該同時文書化免除国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第六十八條の八十八第九項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 前項本文の規定は、同項の同時文書化免除国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第六十八條の八十八第八項中（前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）を「に係る第六項に規定する財務省令で定める書類」に、「を算定する」を「（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む）を算定する」に、「第十一項において同じ」若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」を「第十七項において同じ」若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」に、「を当該」を「第一項に規定する」に、「法人税法第二条第三十九号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十号に規定する決定（次項及び第二十二項において「決定」という。）を「更正又は決定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結事業年度において、当該同時文書化対象国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第六十八条の八十八第八項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。
13 前項本文の規定は、同項の同時文書化対象国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。
第六十八条の八十八第七項の次に次の四項を加える。

8 連結法人が各連結事業年度において当該連結法人に係る国外関連者との間で行った特定無形資産国外関連取引(国外関連取引のうち、特定無形資産(国外関連取引を行った時において評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の譲渡若しくは貸付け(特定無形資産に係る権利の設定その他他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引をいう。以下この項において同じ。)について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項(当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該連結法人が予測したものに限り)についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産国外関連取引の内容及び当該特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情(当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生の可能性(当該特定無形資産国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものである)ことその他の政令で定める要件を満たすものに限り)を含む。)を勘案して、当該特定無形資産国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定無形資産国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該連結法人の当該連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額につき法人税法第二十九条に規定する更正(以下この条において「決定」という。)をすることができ、又は同法第四十号に規定する決定(以下この条において「決定」という。)をすることができ、又は同法第二十条に規定する決定(以下この条において「決定」という。)を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

9 前項本文の規定は、連結法人が同項の特定無形資産国外関連取引(第二十五項の規定により各連結事業年度において連結親法人若しくは連結子法人がこれらの法人に係る国外関連者との間で取引を行った場合に当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。同項において同じ。)に添付すべき書類に当該特定無形資産国外関連取引に係る同項に規定する事項の記載があるもの又は第二十六項の規定により各連結事業年度において連結子法人が当該連結子法人に係る国外関連者との間で取引を行った場合に当該連結事業年度の個別帰属額等の届出(同法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類をいう。第二十六項において同じ。)に添付すべき書類に当該特定無形資産国外関連取引に係る同項に規定する事項の記載があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、又は取得している場合には、適用しない。

一 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項(当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該連結法人が予測したものに限り)に限る。次号において同じ。)の内容として財務省令で定める事項
二 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由(以下この号において「相違事由」という。)が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該連結法人がその発生を予測することが困難であつたこと、又は相違事由の発生の可能性(当該特定無形資産国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものである)ことその他の政令で定める要件を満たすものに限り)を勘案して当該連結法人が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定していたこと。

10 第八項本文の規定は、連結法人に係る特定無形資産国外関連取引に係る判定期間(当該連結法人と特殊の関係にない者又は当該連結法人との間で当該特定無形資産国外関連取引を行った国外関連者と特殊の関係にない者から受ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日(その日が当該特定無形資産国外関連取引が行われた日以前である場合には、当該特定無形資産国外関連取引が行われた日)を含む連結事業年度(当該最初が生じた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)開始の日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。)に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日において、当該特定無形資産国外関連取引については、適用しない。

11 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、当該連結法人に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)又はその写しの提示又は提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

第三章第二十三節の節名を次のように改める。

第二十三節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第六十八条の八十九第四項ただし書中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第三章第二十三節第二款の款名を次のように改める。

第二款 連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例
第六十八条の八十九の二の見出しを削り、同条第一項中「関連者支払利子等の額がある場合に」を削り、「関連者支払利子等の額の合計額から」を「対象支払利子等の額の合計額(以下この項及び次項第六号において「対象支払利子等合計額」という。)から」に、「第四項第一号」を「第三項に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「ときは」を「場合には」に、「関連者支払利子等の額の合計額」を「対象支払利子等合計額」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 対象支払利子等の額 支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいう。

二 支払利子等 連結法人が支払う負債の利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む)その他政令で定める費用又は損失をいう。

三 対象外支払利子等の額 次に掲げる支払利子等(連結法人に係る関連者が非関連者を通じて当該連結法人に資金を供与したと認められる場合として政令で定める場合における当該非関連者に対する支払利子等その他政令で定める支払利子等を除く)の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 支払利子等を受ける者の課税対象所得(当該者が個人又は法人のいずれに該当するかに応じて、それぞれ当該所得の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。イ及びホ(1)において同じ。)に含まれる支払利子等(ホに掲げる支払利子等を除く。イにおいて同じ。) 当該課税対象所得に含まれる支払利子等の額

口 第六十六条の五の第二項第三号ロに規定する政令で定める公共法人に対する支払利子等（ホに掲げる支払利子等を除く。ロにおいて同じ。）当該公共法人に対する支払利子等の額ハ連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等 当該他の連結法人に対する支払利子等の額

二 特定債券現先取引等（第六十六条の五第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。）に係るものとして政令で定める支払利子等（ロ、ハ及びホに掲げる支払利子等を除く。ニにおいて同じ。） 当該政令で定める支払利子等の額のうち政令で定める金額

ホ 連結法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。）に係る支払利子等（非関連者に対するもの（1）において「特定債券利子等」という。） 債券の銘柄ごとに次に掲げるいずれかの金額

(1) その支払若しくは交付の際、その特定債券利子等について所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われ、又は特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額と第六十六条の五の第二項第三号ロに規定する政令で定める公共法人に対する特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除く。）の額との合計額

(2) (1)に掲げる金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額

四 関連者 連結法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係又は個人が連結法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

五 非関連者 連結法人に係る関連者以外の者をいう。

六 控除対象受取利子等合計額 各連結法人の当該連結事業年度の受取利子等の額の合計額を当該各連結法人の当該連結事業年度の対象支払利子等合計額の当該連結事業年度の支払利子等の額の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

七 受取利子等 連結法人が支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

3 第一項の規定は、各連結法人の当該連結事業年度の対象純支払利子等の額が二千万円以下である場合には、適用しない。

第六十八条の八十九の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「超える部分」を「部分」に、「から第八項」を「から第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項」を「第三項」に、「第七項及び第八項」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第六十八条の八十九の三の見出しを削り、同条第一項中「同条第八項」を「同条第七項」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に改め、同条第二項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改め、同条第五項中「第一項及び」を「第一項又は」に、「当該連結超過利子額に関する明細書の添付」を「の提出」に、「これら」の規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書」を「修正申告書又は更正請求書に当該連結超過利子額、これらの規定により損金の額に算入される金額及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる連結超過利子額は、当該書類に記載された連結超過利子額を限度とする。

第六十八条の八十九の三第六項を削り、同条第七項中「第三項から第五項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第六十八条の九十一第一項第一号イ中「除く。」の下に「次項第二号イ(3)」を加え、同号ロ中「ハ」の下に「及び次項第二号イ」を加え、同条第四号中「のいずれかが零」を「又は他の外国関係会社（連結法人との間に実質支配関係があるものに限る。）の当該外国関係会社に係る同号イから八までに掲げる割合のいずれかが零」に改め、同条第二項第二号イに次のように加える。

(3) 外国子会社（当該外国関係会社とその本店所在地を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4) 特定子会社（前項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地を同じくする管理支配会社（当該連結法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地において、その役員（法人税法第二十五条に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。）又は使用者がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。（4）及び(5)において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地にある不動産の保有、その本店所在地における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地を同じくする管理支配会社によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第六十八条の九十二第二号ロ中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハ中「第六十六条の六第二項第二号ハ」を「第六十六条の六第二項第二号ニ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、前項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。）(2)において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。）(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第六十九条の四第三項第一号中「もの」の下に「相続開始前三年以内に新たに事業の用に供された宅地等（政令で定める規模以上の事業を行つていた被相続人等の当該事業の用に供されたものを除く。）を除き」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた同条第二項第二号に規定する特例事業受贈者に係る同条第一項に規定する贈与者から相続又は遺贈により取得（第七十条の六の九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合における当該取得を含む。）をした特定事業用宅地等及び第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける同条第二項第二号に規定する特例事業相続人等に係る同条第一項に規定する被相続人から相続又は遺贈により取得をした特定事業用宅地等については、適用しない。

第六十九条の五第一項及び第六十九条の六第一項中「第七十条の二の七第一項」の下に「第七十条の二の八において準用する場合を含む。」を加える。

第七十条第一項中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。
第七十条の二の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「含む。次項」の下に「及び第十項」を加え、「この項及び第四項」を「この条」に、「次項及び第四項」を「次項、第四項及び第十項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該個人の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取付した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千円を超える場合は、この限りでない。

第七十条の二の二第二項第一号イ中「ロ」を「ロ並びに第十一項及び第十二項」に改め、同項第三号中「前項」を「前項本文」に改め、同項第四号中「第四項」を「第四項本文」に、「前項」を「前項本文」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第四項中「第一項」を「第一項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該受贈者の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取付した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千円を超える場合は、この限りでない。

第七十条の二の二第六項中「第十項第三号」を「第十二項第五号」に、「第一項」を「第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第七項中「第一項」を「第一項本文」に、「第十七項」を「第十九項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「第一項」を「第一項本文」に改め、同条第八項中「当該記録」の下に「（第十項第三号の規定による記録を含む。）」を加え、同条第二十一項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十七項及び第十八項」を「第十九項及び第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十項まで」を「第九項まで、第十二項」に、「第十一項及び第十二項」を「第十項、第十一項、第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項に次の一号を加える。

三 受贈者が贈与者から第一項本文の規定の適用に係る信託受益権、金銭又は金銭等を取付した日の属する年の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千円を超えること。

第七十条の二の二第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十七項及び第十八項」を「第十九項及び第二十項」に、「第十項第二号」を「第十二項第四号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第十項第二号」を「第十二項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「前項第一号又は第三号」を「前項各号（第四号を除く。）」に、「第十五項の規定による訂

正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号に掲げる教育資金については、五百万円を限度とする」を「第十項第三号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「達した」との下に「（当該受贈者が三十歳に達した日において当該受贈者に在学している場合又は教育訓練を受けている場合（当該受贈者がこれらの場合に該当することについて政令で定めるところにより取扱金融機関の営業所等に届け出た場合に限る。）を除く。）」を加え、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 受贈者（三十歳以上の者に限る。次号において同じ。）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを政令で定めるところにより取扱金融機関の営業所等に届け出なかつたこと。その年の十二月三十一日

三 受贈者が四十歳に達したこと。当該受贈者が四十歳に達した日

第七十条の二の二第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。
10 贈与者（受託者との間の教育資金管理契約に基づき受贈者を受託者とする信託をした当該受贈者の直系尊属、受贈者に対し教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入をするための金銭の書面による贈与をした当該受贈者の直系尊属又は受贈者に対し教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした当該受贈者の直系尊属をいう。以下この項、次項及び第十六項第三号において同じ。）が第一項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭等の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に当該贈与者が死亡した場合（当該贈与者の死亡前三年以内に当該受贈者が当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について同項本文の規定の適用を受けたときに限る。）には、次に定めるところによる。

一 当該贈与者に係る受贈者が、当該贈与者が死亡した事実を知つた場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

二 当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額（第十七項の規定による訂正があつた場合は、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。第十三項及び第十四項において同じ。）を控除した残額として政令で定める金額（以下この項及び第十三項において「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。次号及び第四号並びに同項において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他相続税に関する法令の規定を適用する。

三 取扱金融機関の営業所等は、前号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額及び当該贈与者が死亡した日を記録しなければならない。

四 第二号の規定により管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第十八条の規定の適用については、同条第一項中「相続税額」とあるのは、「相続税額（租税特別措置法第七十条の二の二第十項第二号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定の適用がある場合には、同号に規定する管理残額に対応する相続税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した相続税額）」とする。

五 当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかつた受贈者に係る相続税法第十九条の規定の適用については、同条第一項中「遺贈」とあるのは、「遺贈（租税特別措置法第七十条の二の二第十項第二号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合を除く。）」とする。

11 前項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、同項の贈与者の死亡の日において受贈者が次に掲げる場合に該当する場合(第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類を同項第一号の規定による届出と併せて提出した場合に限る。)には、適用しない。

- 一 二十三歳未満である場合
- 二 学校等に在学している場合
- 三 教育訓練(雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練をいう。次項において同じ。)を受けている場合

第七十条の二の三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「この項及び第四項」を「この項、第四項及び第十五項第三号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該個人の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取付した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える場合は、この限りでない。

第七十条の二の三第二項第一号イ及び第三号中「前項」を「前項本文」に改め、同項第四号中「第四項」を「第四項本文」に、「前項」を「前項本文」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第四項中「第一項」を「第一項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該受贈者の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取付した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える場合は、この限りでない。

第七十条の二の三第六項中「第一項」を「第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第七項中「第一項の」を「第一項本文の」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「の第一項」を「の第一項本文」に改め、同条第十項中「」が第一項」を「以下この項及び第十五項第三号において同じ。」が第一項本文」に、「同項の」を「同項本文の」に改め、同条第十五項に次の一号を加える。

三 受贈者が贈与者から第一項本文の規定の適用に係る信託受益権、金銭又は金銭等を取付した日の属する年の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超えること。

第七十条の二の五第一項及び第二項並びに第七十条の二の六第一項及び第二項中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第七十条の二の七第一項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の六の八第一項」に、「特例対象受贈非上場株式等」を「特例受贈事業用資産」に、「特例経営承継受贈者」を「特例事業受贈者」に、「同条第二項第六号」を「同条第二項第二号」に、「特例贈与者」を「贈与者」に改め、「」の「」の下に「直系卑属である」を加え、「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第二項中「特例経営承継受贈者」を「特例事業受贈者」に、「特例贈与者」を「贈与者」に、「特例対象受贈非上場株式等」を「特例受贈事業用資産」に改め、同条第三項中「特例経営承継受贈者」を「特例事業受贈者」に、「第七十条の七の五第二項第九号」を「第七十条の六の八第四項」に、「特例贈与者」を「贈与者」に改め、同条第四項中「特例経営承継受贈者」を「特例事業受贈者」に、「特例贈与者」を「贈与者」に改める。

第七十条の二の七の次に次の一条を加える。

第七十条の二の八 前条の規定は、贈与により第七十条の七の五第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等を取付した同項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者が特例贈与者(その贈与をした同条第一項に規定する特例贈与者をいう。以下この条において同じ。)の直系卑属である推定相続人以外の者(その特例贈与者の孫を除き、その年一月一日において十八歳以上である者に限る。)であり、かつ、その特例贈与者が同日において六十歳以上の者である場合について準用する。

第七十条の四第二十九項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の提出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改める。

第七十条の四の二第一項第一号中「規定する農地中間管理事業」の下に「同項第五号に掲げる業務を行う事業を除く。」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項第二号中「又は第三号」を削る。

第七十条の六第三十四項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の提出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改める。

第七十条の六の二第二項第一号中「規定する農地中間管理事業」の下に「同項第五号に掲げる業務を行う事業を除く。」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第七十条の六の六第十二項及び第七十条の六の七第十項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の提出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改める。

第七十条の六の七の次に次の三条を加える。

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)

第七十条の六の八 特定事業用資産を有していた個人として政令で定める者(既にこの項の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下この条及び次条において「贈与者」という。)が特例事業受贈者(その事業に係る特定事業用資産の全て(当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合には、当該贈与者以外の者が有していた共有持分に係る部分を除く。)の贈与(平成三十一年一月一日から平成四十年十二月三十一日までの間の贈与で、最初のこの項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日その他政令で定める日から一年を経過する日までの贈与に限る。)をした場合には、当該特例事業受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税で贈与税の申告書(相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。)の提出により納付すべきものの額のうち、当該特定事業用資産で当該贈与の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(以下この条及び次条において「特例受贈事業用資産」という。)に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者(特例受贈事業用資産が当該贈与者の第十四項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用に係るものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、この項の規定の適用を受けていた者として政令で定めるものに当該特例受贈事業用資産に係る特定事業用資産の贈与をした者。第十四項において同じ。)の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定事業用資産 贈与者(当該贈与者と生計を一にする配偶者その他の親族及びこれらに類するものとして政令で定める者を含む。次号トにおいて同じ。)の事業(不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。以下この条及び第七十条の六の十において同じ。)の用に供されていた次に掲げる資産(当該贈与者の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年の前年分の事業所得(所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得をいう。以下この条及び第七十条の六の十において同じ。)に係る青色申告書(同法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいい、第二十五条の二第三項の規定の適用に係るものに限る。次項第四号及び第五号において同じ。)の貸借対照表に計上されているものに限る。)の区分に応じそれぞれ次に定めるものをいう。

イ 宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいい、財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているものうち政令で定めるものに限る。) 当該宅地等の面積の合計のうち四百平方メートル以下の部分

ロ 建物（当該事業の用に供されている建物として政令で定めるものに限る。） 当該建物の床面積の合計のうち八百平方メートル以下の部分
ハ 減価償却資産（所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいい、ロに掲げるものを除く。） 地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産、自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自動車その他これらに準ずる減価償却資産で財務省令で定めるもの
ニ 特例事業受贈者 贈与者から前項の規定の適用に係る贈与により特定事業用資産の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。
イ 当該個人が、当該贈与の日において十八歳以上であること。
ロ 当該個人が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第二条に規定する中小企業者であつて同法第十二条第一項の経済産業大臣（同法第十六条の規定に基づく政令の規定により経済産業大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事）の認定（同項第二号に係るものとして財務省令で定めるものに限る。第二十七項及び第七十条の六の十第二項第二号イにおいて「特例円滑化法認定」という。）を受けていること。

ハ 当該個人が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る事業（当該事業に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に従事していたこと。
ニ 当該個人が、当該贈与の時から当該贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日。ホにおいて同じ。）まで引き続き当該特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること。
ホ 当該個人が、当該贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限において、所得税法第二百二十九条の規定により当該特定事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること及び同法第四百三十三条の承認（同法第四百七十七条の規定により当該承認があつたものとみなされる場合の承認を含む。）を受けていること。

ヘ 当該個人の当該特定事業用資産に係る事業が、当該贈与の時にあって、資産保有型事業、資産運用型事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと。
ト 当該個人が、贈与者の事業を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。
三 納税猶予分の贈与税額 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める金額をいう。

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の価額（贈与者から当該特例受贈事業用資産の贈与とともに当該特例受贈事業用資産に係る債務を引き受けた場合には、当該特例受贈事業用資産の価額から当該債務の金額を控除した額として政令で定める価額。ロにおいて同じ。）を同項の特例事業受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定により適用される場合を含む。）を適用して計算した金額
ロ 前項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産が相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。第十三項第六号及び第七号において同じ。）の規定の適用を受けるものである場合 当該特例受贈事業用資産の価額を前項の特例事業受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の十二及び第二十一条の十三の規定を適用して計算した金額

四 資産保有型事業 個人の特定事業用資産に係る事業の資産状況を確認する期間として政令で定める期間のいずれかの日において、次のイ及びハに掲げる金額の合計額に対するロ及びハに掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上となる事業をいう。
イ その日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額
ロ その日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）の帳簿価額の合計額
ハ その日以前五年以内において、当該個人と政令で定める特別の関係がある者（以下この条及び第七十条の六の十において「特別関係者」という。）が当該個人から受けた必要経費不算入対価等（特別関係者に対して支払われた対価又は給与の金額であつて当該個人の所得税法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されないものとして政令で定めるもの）をいう。以下この条及び第七十条の六の十において同じ。）の合計額
五 資産運用型事業 個人の特定事業用資産に係る事業の資産の運用状況を確認する期間として政令で定める期間内のいずれかの年における事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上となる事業をいう。
六 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者、同項の特例受贈事業用資産又は当該特例受贈事業用資産に係る事業について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該特例事業受贈者が当該事業を廃止した場合又は当該特例事業受贈者について破産手続開始の決定があつた場合 その事業を廃止した日又はその決定があつた日
二 当該事業が資産保有型事業、資産運用型事業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかに該当することとなつた場合 その該当することとなつた日
三 当該特例事業受贈者のその年の当該事業に係る事業所得の総収入金額が零となつた場合 その年の十二月三十一日
四 当該特例受贈事業用資産の全てが当該特例事業受贈者のその年の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されなくなつた場合 その年の十二月三十一日
五 当該特例事業受贈者が所得税法第五十一条第一項の規定により同法第四百三十三条の承認を取り消された場合又は同法第五十一条第一項の規定による青色申告書の提出を要する旨の届出書を提出した場合 その承認が取り消された日又はその届出書の提出があつた日
六 当該特例事業受贈者が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合 その届出書の提出があつた日

四 資産保有型事業 個人の特定事業用資産に係る事業の資産状況を確認する期間として政令で定める期間のいずれかの日において、次のイ及びハに掲げる金額の合計額に対するロ及びハに掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上となる事業をいう。
イ その日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額
ロ その日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）の帳簿価額の合計額
ハ その日以前五年以内において、当該個人と政令で定める特別の関係がある者（以下この条及び第七十条の六の十において「特別関係者」という。）が当該個人から受けた必要経費不算入対価等（特別関係者に対して支払われた対価又は給与の金額であつて当該個人の所得税法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されないものとして政令で定めるもの）をいう。以下この条及び第七十条の六の十において同じ。）の合計額
五 資産運用型事業 個人の特定事業用資産に係る事業の資産の運用状況を確認する期間として政令で定める期間内のいずれかの年における事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上となる事業をいう。
六 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者、同項の特例受贈事業用資産又は当該特例受贈事業用資産に係る事業について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該特例事業受贈者が当該事業を廃止した場合又は当該特例事業受贈者について破産手続開始の決定があつた場合 その事業を廃止した日又はその決定があつた日
二 当該事業が資産保有型事業、資産運用型事業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかに該当することとなつた場合 その該当することとなつた日
三 当該特例事業受贈者のその年の当該事業に係る事業所得の総収入金額が零となつた場合 その年の十二月三十一日
四 当該特例受贈事業用資産の全てが当該特例事業受贈者のその年の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されなくなつた場合 その年の十二月三十一日
五 当該特例事業受贈者が所得税法第五十一条第一項の規定により同法第四百三十三条の承認を取り消された場合又は同法第五十一条第一項の規定による青色申告書の提出を要する旨の届出書を提出した場合 その承認が取り消された日又はその届出書の提出があつた日
六 当該特例事業受贈者が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合 その届出書の提出があつた日

二 当該譲渡があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡の対価の額の全部又は一部が当該事業の用に供される資産の取得に充てられていない場合には、当該譲渡に係る特例受贈事業用資産のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分又は、同日において当該事業の用に供されなくなつたものとみなす。

三 当該譲渡があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡の対価の額の全部又は一部が当該事業の用に供される資産の取得に充てられた場合には、当該取得をした資産は、第一項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産とみなす。

6 第四項の場合において、同項の事業の用に供されなくなつた事由が特定申告期限（第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者の最初の同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいう。第九項及び第十四項第三号において同じ。翌日から五年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資による全ての特例受贈事業用資産の移転であるときは、当該特例受贈事業用資産の移転につき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第四項の規定の適用については、当該承認に係る移転はなかつたものと、当該現物出資により取得した株式又は持分は第一項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社の株式又は持分に相当するものとして財務省令で定めるものを含む。）と、それぞれみなす。この場合において、当該承認を受けた後における第三項、第四項、第十四項及び第十六項から第十八項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項の規定は、贈与者から贈与により取得をした特定事業用資産に係る事業と同一の事業の用に供される資産について、同項の規定の適用を受けている他の特例事業受贈者若しくは同項の規定の適用を受けようとする他の特例事業受贈者又は第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けている他の同条第二項第二号に規定する特例事業相続人等がある場合には、当該特定事業用資産については、適用しない。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例事業受贈者のその贈与者から贈与により取得をした事業の用に供される資産に係る贈与税の申告書に、当該資産の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該資産の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に關する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

9 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者は、同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項、第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に特例贈与報告基準日（特定申告期限の翌日から三年を経過することの日をいう。）が存する場合に於ては、届出期限（当該特例贈与報告基準日の翌日から三月を経過する日）をいう。次項、第十一項及び第十五項において同じ。までに、政令で定めるところにより引き続き第一項の規定の適用を受けた旨及び同項の特例受贈事業用資産に係る事業に關する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

10 猶予中贈与税額に相当する贈与税並びに当該贈与に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十三項第三号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該届出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

11 第九項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中贈与税額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

12 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者から提出された第九項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

13 特例事業受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の贈与税額を第四号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとく区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に關する規定を適用する。

二 第二十一項の規定による通知（第十六項又は第十七項に係るものに限る。）により過誤納となつた額に相当する贈与税の国税通則法第五十六條から第五十八條までの規定の適用については、当該通知を発した日又は第十六項若しくは第十七項の規定による申請の期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

三 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の六の八第一項（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

四 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項、第四項又は前二項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に關する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

五 第十六項又は第十七項の申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に係るこれらの規定に規定する免除申請贈与税額に相当する贈与税は、国税徴収法第八十二条第一項の規定の適用については、第二十一項の規定による通知を發する日まで同条第一項の滞納に係る国税に該当しないものとする。

六 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が次項又は第十六項から第十八項までの規定により猶予中贈与税額の全部又は一部の免除を受けた場合において、第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産（相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。）の贈与者の相続が開始したときは、当該特例受贈事業用資産のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分については、同法第二十一条の十四から第二十一条の十六までの規定は、適用しない。

七 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が次項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与（相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産に係る贈与に限る。以下この号において「第二贈与」という。）であり、かつ、当該特例受贈事業用資産が第二贈与者（当該第二贈与をした者をいう。以下この号において同じ。）から贈与により取得したものである場合には、当該第二贈与者が死亡したときにおける当該特例事業受贈者が当該第二贈与により取得をした、当該第二贈与者が死亡したときには、同法第二十一条の十四から第二十一条の十六までの規定は、適用しない。

八 第三項、第四項又は前二項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

14 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者又は当該特例事業受贈者に係る贈与者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合(その該当することとなつた日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く)には、当該各号に定める贈与税を免除する。この場合において、当該特例事業受贈者又は当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。第二十六項において同じ)は、その該当することとなつた日から同日(第三号に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、同号の特例受贈事業用資産の贈与を受けた者が当該特例受贈事業用資産について第一項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日)以後六月を経過する日(次項において「免除届出期限」という。)までに、政令で定めるところにより、財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該贈与者の死亡の時に以前に当該特例事業受贈者が死亡した場合 猶予中贈与税額に相当する贈与税
二 当該贈与者が死亡した場合 猶予中贈与税額のうち、当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資産に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税
三 特定申告期限の翌日から五年を経過する日後に、当該特例事業受贈者が第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の全てにつき同項の規定の適用に係る贈与をした場合 猶予中贈与税額に相当する贈与税

四 当該特例事業受贈者がその有する当該特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなつた場合(当該事業を継続することができなくなつたことについて財務省令で定めるところを得ない理由がある場合に限る) 猶予中贈与税額に相当する贈与税
第十五項又は前項の届出書が届出期限又は免除届出期限までに提出されなかつた場合において、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、政令で定めるところによりこれらの届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十一項又は前項の規定の適用については、これらの届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

16 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合(その該当することとなつた日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く)において、当該特例事業受贈者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日までに、当該免除を受けたい旨、当該免除を受けようとする贈与税に相当する金額(第二十二項において「免除申請贈与税額」という。)及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書(当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限り)を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該特例事業受贈者が第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の全てについて、当該特例事業受贈者の特別関係者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して譲渡若しくは贈与(以下この号及び次項第一号において「譲渡等」という。)をした場合又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生計画(同法第九十六条第四号に規定する住宅資金特別条項を定めた再生計画並びに同法第二百一十一条第一項に規定する小規模個人再生及び同法第二百三十九条第一項に規定する給与所得者等に係る再生計画を除く。以下この号、第十八項及び第二十項において同じ)の認可に基づき当該再生計画(当該決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画(債務の処理に関する計画として政令で定めるもの)を第十八項及び第二十項において同じ)を遂行するために譲渡等をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中贈与税額に満たないとき 当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税額(その金額が当該譲渡等をした特例受贈事業用資産の譲渡等の対価の額より低い金額である場合には、当該譲渡等の対価の額)
二 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特例事業受贈者の特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた必要経費不算入対価等の合計額

二 当該特例事業受贈者について破産手続開始の決定があつた場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に相当する贈与税
イ 当該破産手続開始の決定があつた日以前五年以内において、当該特例事業受贈者の特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた必要経費不算入対価等の合計額

17 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合(当該特例事業受贈者の特例受贈事業用資産に係る事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合に限るものとし、その該当することとなつた日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く)において、当該特例事業受贈者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日までに、当該免除を受けたい旨、当該免除を受けようとする贈与税に相当する金額(第二十二項において「免除申請贈与税額」という。)及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書(当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限り)を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該特例事業受贈者が当該特例事業受贈者の特別関係者以外の者に対して当該特例受贈事業用資産の全てを譲渡等をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該合計額を控除した残額に満たないとき 当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税
イ 当該譲渡等の対価の額(その額が当該譲渡等をした時における当該特例受贈事業用資産の時価に相当する金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額)を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時に掲げる価額とみなし、第二項第三号の規定により計算した金額

二 当該特例受贈者から受けた必要経費不算入対価等の合計額
三 当該特例受贈事業用資産に係る事業の廃止をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該廃止の直前における猶予中贈与税額に満たないとき 当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税
イ 当該廃止の直前における当該特例受贈事業用資産の時価に相当する金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時に掲げる価額とみなし、第二項第三号の規定により計算した金額

18 第一項の特例事業受贈者について民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生計画の認可の決定があつた場合(再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む)において、当該特例事業受贈者の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき(当該認可の決定があつた日(当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十二項までにおいて「認可決定日」という。)以後第二十一項の規定による通知が発せられた日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除くものとし、再生計画を履行している特例事業受贈者にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る)は、再計算猶予中贈与税額をもつて特例受贈事業用資産に係る猶予中贈与税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知が発せられた日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中贈与税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する贈与税(第二十一項において「再計算免除贈与税」という。)については、免除する。

二 認可決定日以前五年以内において、当該特例事業受贈者の特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた必要経費不算入対価等の合計額

19 前項の「再計算猶予中贈与税額」とは、第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産（猶予中贈与税額に対応する部分に限る。）の認可決定日における価額を同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時ににおける価額とみなして、第二項第三号の規定により計算した金額をいう。

20 第十八項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例事業受贈者が、認可決定日から二月を経過する日までに、同項の規定の適用を受けた旨、前項に規定する再計算猶予中贈与税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第十八項に規定する認可の決定があつた再生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限り、）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

21 税務署長は、第十六項、第十七項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、第十六項各号若しくは第十七項各号に掲げる場合の区分に応じこれらの各号に定める贈与税若しくは再計算免除贈与税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請の期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした贈与税の額若しくは当該再計算免除贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例事業受贈者に通知するものとする。

22 税務署長は、第十六項又は第十七項の申請書の提出があつた場合において相当の理由があると認めるときは、これらの申請書に係る納期限（第二十五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日を用いる。）又はこれらの申請書の提出があつた日のいずれか遅い日から前項の規定による通知を發した日の翌日以後一月を経過する日までの間、これらの申請に係る免除申請贈与税額に相当する贈与税の徴収を猶予することができる。

23 税務署長は、特例事業受贈者が第十六項第一号又は第十七項第一号若しくは第二号の規定の適用を受ける場合において、当該特例事業受贈者が適正な時価を算定できないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第二十五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより納付することとなつた贈与税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日から第二十一項の規定による通知を發した日の翌日以後一月を経過する日までの間に対応する部分の金額を免除することができる。

24 第二十項から前項までに定めるもののほか、第十六項から第十八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

25 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例事業受贈者が同項の規定の適用を受けるために提出する贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税と併せて納付しなければならない。

一 第三項の規定の適用があつた場合（第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中贈与税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
二 第四項の規定の適用があつた場合（第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中贈与税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
三 第十一項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中贈与税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

四 第十二項の規定の適用があつた場合	同項の規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中贈与税額	同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
五 第十六項第一号又は第二号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同項第二号ロに掲げる金額	これらの号に掲げる場合に該当することとなつた日から二月を経過する日
六 第十七項第一号又は第二号の規定の適用があつた場合（第四号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号に掲げる場合に該当することとなつた日から二月を経過する日
七 第十八項の規定の適用があつた場合（第四号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

26 第三項、第四項、第十一項若しくは第十八項に規定する納税の猶予に係る期限、第十六項、第十七項若しくは第二十項に規定する申請書の提出期限、第二十二項に規定する納期限又は前項に規定する利子税（同項の表の第五号又は第六号に係るものに限る。）の計算の基礎となる期間の終期までにこれらの規定に規定する特例事業受贈者が死亡した場合においては、これらの規定に規定する納税の猶予に係る期限、申請書の提出期限、納期限又は利子税の計算の基礎となる期間の終期は、これらの規定にかかわらず、それぞれ、これらの特例事業受贈者の相続人が当該特例事業受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日とする。

27 経済産業大臣又は経済産業局長（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十六条の規定に基づく政令の規定により特例円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合には、当該都道府県知事。次項並びに第七十条の六の十第二十八項及び第二十九項において同じ。）は、第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者、同項の特例受贈事業用資産又は当該特例受贈事業用資産に係る事業について、第三項又は第四項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該事業について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該特例事業受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

28 税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける特例事業受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は経済産業局長に対し、当該特例事業受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

29 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の六の九 前条第一項の規定の適用を受ける同条第二項第二号に規定する特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した場合（その死亡の日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同条第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合並びにその死亡の時以前に当該特例事業受贈者が死亡した場合及び同条第十四項第四号に掲げる場合に該当した場合を除く。）には、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該特例事業受贈者が当該贈与者から相続（当該特例事業受贈者が当該贈与者の相続人以外

の者である場合には、遺贈)により同条第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産(同条第五項第三号又は第六項の規定により特例受贈事業用資産とみなされたものを含む、猶予中贈与税額に対応する部分に限る。)の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈事業用資産の価額については、当該贈与者から同条第八項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時(同条第十八項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日)における価額(同条第二項第三号イの特例受贈事業用資産の価額をいう。)を基礎として計算するものとする。

2 前条第一項の規定の適用を受ける同条第二項第二号に規定する特例事業受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与が当該特例事業受贈者に係る贈与者の同条第十四項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用に係る贈与である場合における前項の規定の適用については、同項中「係る贈与者」とあるのは「係る前の贈与者(同条第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に同項の特定事業用資産の贈与をした者をいう。)」と、「当該贈与者」とあるのは「当該前の贈与者」と、「贈与により取得」とあるのは「前の贈与(同項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に対する当該特例事業用資産の贈与をいう。)」により当該政令で定める者が取得」と、「当該贈与」とあるのは「当該前の贈与」とする。

3 第一項前段に規定する特例受贈事業用資産について同項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十一条第二項(同法第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十一条第二項中「財産を除く」とあるのは「財産及び租税特別措置法第七十条の六の九第一項(個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の特例)(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同条第一項に規定する特例受贈事業用資産を除く」とする。

(個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)
第七十条の六の十 特定事業用資産を有していた個人として政令で定める者(以下この条において「被相続人」という。)から相続又は遺贈によりその事業に係る特定事業用資産の全て(当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合には、当該被相続人以外の者が有していた共有持分に係る部分を除く。)の取得(平成三十一年一月一日から平成四十年十二月三十一日までの間の取得で、最初のこの項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該取得の日その他政令で定める日から一年を経過する日までの相続又は遺贈による取得に限る。)をした特例事業相続人等が、当該相続に係る相続税の申告書(相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。)の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特定事業用資産で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(以下この条において「特例事業用資産」という。)に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例事業相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 特定事業用資産 被相続人(当該被相続人と生計を一にする配偶者その他の親族及びこれらに類するものとして政令で定める者を含む。次号ト及び第七項において同じ。)の事業の用に供されていた次に掲げる資産(当該被相続人の前項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書(所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。第二十五条の二第三項の規定の適用に係るものに限る。次項第四号及び第五号において同じ。)の貸借対照表に計上されているものに限る。)の区分に応じそれぞれ次に定めるものをいう。

イ 宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいい、財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているものうち政令で定めるものに限る。イにおいて同じ。)当該宅地等の面積の合計のうち四百平方メートル(当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした宅地等)について、第六十九条の四第一項の規定の適用を受ける者がいる場合には、同項に規定する小規模宅地等に相当する面積として政令で定めるところにより計算した面積を四百平方メートルから控除した面積)以下の部分

ロ 建物(当該事業の用に供されている建物として政令で定めるものに限る。)第七十条の六の八第二項第一号ロに定める資産

ハ 減価償却資産(所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいい、ロに掲げるものを除く。)第七十条の六の八第二項第一号ハに定める資産

二 特例事業相続人等 被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により特定事業用資産の取得をした個人で、次に掲げる要件(当該被相続人が六十歳未満で死亡した場合には、ロに掲げる要件を除く。)の全てを満たす者をいう。

イ 当該個人が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であつて特例円滑化法認定を受けていること。

ロ 当該個人が、当該相続の開始の直前において当該特定事業用資産に係る事業(当該事業に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)に従事していたこと。

ハ 当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限(当該提出期限内に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日。二において同じ。)までの間に当該特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、当該提出期限まで引き続き当該特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること。

二 当該個人が、当該相続に係る相続税の申告書の提出期限において、所得税法第二百二十九条の規定により当該特定事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること及び同法第四十三条の承認(同法第四十七條の規定により当該承認があつたものとみなされる場合の承認を含む。)を受けていること又は当該承認を受ける見込みであること。

ホ 当該個人の当該特定事業用資産に係る事業が、当該相続の開始の時において、資産保有型事業、資産運用型事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと。

ヘ 当該個人に係る被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が、第六十九条の四第三項第一号に規定する特定事業用宅地等について同条第一項の規定の適用を受けていないこと。

ト 当該個人が、被相続人の事業を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

三 納税猶予分の相続税額 前項の規定の適用に係る特例事業用資産の価額を同項の特例事業相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該特例事業相続人等の相続税の額をいう。

四 資産保有型事業 第七十条の六の八第二項第四号に定める事業をいう。

五 資産運用型事業 第七十条の六の八第二項第五号に定める事業をいう。

3 第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等、同項の特例事業用資産又は当該特例事業用資産に係る事業について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該特例事業相続人等が当該事業を廃止した場合又は当該特例事業相続人等について破産手続開始の決定があつた場合 その事業を廃止した日又はその決定があつた日

二 当該事業が資産保有型事業、資産運用型事業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかに該当することとなつた場合 その該当することとなつた日

- 三 当該特例事業相続人等のその年の当該事業に係る事業所得の総収入金額が零となつた場合その年の十二月三十一日
- 四 当該特例事業用資産の全てが当該特例事業相続人等のその年の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されなくなつた場合 その年の十二月三十一日
- 五 当該特例事業相続人等が所得税法第五十条第一項の規定により同法第四十三條の承認を取り消された場合又は同法第五十一条第一項の規定による青色申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した場合 その承認が取り消された日又はその届出書の提出があつた日
- 六 当該特例事業相続人等が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合 その届出書の提出があつた日
- 七 当該特例事業相続人等が前項第二号二の承認を受ける見込みであることにより第一項の規定の適用を受けた場合において、所得税法第四十五条の規定により当該承認の申請が却下されたとき その申請が却下された日
- 4 第一項の規定の適用を受ける特例事業用資産の全部又は一部が特例事業相続人等の事業の用に供されなくなつた場合(前項各号に掲げる場合及び当該事業の用に供することが困難になつた場合)として政令で定める場合を除く。には、納税猶予分の相続税額(既にこの項の規定の適用があつた場合には、この項の規定の適用があつた特例事業用資産の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条において「猶予中相続税額」という。)のうち、当該事業の用に供されなくなつた部分に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該事業の用に供されなくなつた日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。
- 5 前項の場合において、同項の事業の用に供されなくなつた事由が特例事業用資産の譲渡であるときは、当該譲渡があつた日から一年以内に当該譲渡の対価の額の全部又は一部をもつて特例事業相続人等の事業の用に供される資産(第二項第一号イ若しくはロに掲げる資産又は同号ハに定める資産に限る。)を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける前項の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - 一 当該承認に係る特例事業用資産は、第三号の取得の日まで当該特例事業相続人等の事業の用に供されていゝものとみなす。
 - 二 当該譲渡があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡の対価の額の全部又は一部が当該事業の用に供される資産の取得に充てられていない場合には、当該譲渡に係る特例事業用資産のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において当該事業の用に供されなくなつたものとみなす。
 - 三 当該譲渡があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡の対価の額の全部又は一部が当該事業の用に供される資産の取得に充てられた場合には、当該取得をした資産は、第一項の規定の適用を受ける特例事業用資産とみなす。
- 6 第四項の場合において、同項の事業の用に供されなくなつた事由が特定申告期限(第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等の最初の同項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限又は最初の第七十條の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限のいずれか早い日)をいう。第十項及び第十五項第二号において同じ。の翌日から五年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資による全ての特例事業用資産の移転であるときは、当該特例事業用資産の移転につき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第四項の規定の適用については、当該承認に係る移転はなかつたものと、当該現物出資により取得した株式又は持分は第一項の規定の適用を受ける特例事業用資産(合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社の株式又は持分に相当するものとして財務省令で定めるものを含む。)と、それぞれみなす。この場合において、当該承認を受けた後における第三項、第四項、第十五項及び第十七項から第十九項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

- 7 第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした被相続人の事業の用に供されていた資産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない資産は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。
- 8 第一項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした特定事業用資産に係る事業と同一の事業の用に供される資産について、同項の規定の適用を受けている他の特例事業相続人等若しくは同項の規定の適用を受けようとする他の特例事業相続人等又は第七十條の六の八第一項の規定の適用を受けている他の同条第二項第二号に規定する特例事業受贈者がいる場合には、当該特定事業用資産については、適用しない。
- 9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例事業相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得をした事業の用に供される資産に係る相続税の申告書に、当該資産の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該資産の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に關する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。
- 10 第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項 第三項、第四項、第十二項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に特例相続報告基準日(特定申告期限の翌日から三年を経過する日)をいう。が存する場合には、届出期限(当該特例相続報告基準日の翌日から三月を経過する日)をいう。次項、第十二項及び第十六項において同じ。までに、政令で定めるところにより引き続き第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例事業用資産に係る事業に關する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。
- 11 猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第三号の規定により読み替へて適用される国税通則法第七十三條第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該届出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。
- 12 第十項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中相続税額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。
- 13 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。
 - 一 第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合
 - 二 第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等から提出された第十項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合
- 14 特例事業相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - 一 第一項の規定の適用があつた場合における相続税に係る延滞税については、その相続税の額のうち納税猶予分の相続税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の相続税額を第四号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に關する規定を適用する。
 - 二 第二十二項の規定による通知(第十七項又は第十八項に係るものに限る。)により過誤納となつた額に相当する相続税の国税通則法第五十六條から第五十八條までの規定の適用については、当該通知を發した日又は第十七項若しくは第十八項の規定による申請の期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

三 第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納(租税特別措置法第七十条の六の十第一項(個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)の規定による納税の猶予を含む。)」とする。

四 第一項の規定による納税の猶予に係る期限(第三項、第四項又は前二項の規定による当該期限を含む。)は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合においては、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

五 第十七項又は第十八項の申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に係るこれらの規定に規定する免除申請相続税額に相当する相続税は、国税徴収法第八十二条第一項の規定の適用については、第二十二項の規定による通知を発する日まで同条第一項の滞納に係る国税に該当しないものとする。

六 第三項、第四項又は前二項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

七 相続又は遺贈により取得をした財産のうち特別事業用資産に該当するものがある者の当該財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該特別事業用資産の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項(同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号口の規定を適用する。

八 特別事業用資産について第一項の規定の適用があつた場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の六の十第一項(個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)の規定の適用に係る同項に規定する特別事業用資産を除く」とする。

15 第一項の規定の適用を受ける特別事業相続人等が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合(その該当することとなつた日前に猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第三項、第四項、第十二項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く。)には、猶予中相続税額に相当する相続税を免除する。この場合において、当該特別事業相続人等又は当該特別事業相続人等の相続人(包括受遺者を含む。第二十七項において同じ。)は、その該当することとなつた日から同日(第二号に掲げる場合)に該当することとなつた場合にあつては、同項の特例事業用資産の贈与を受けた者が当該特別事業用資産について第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申告書を提出した日(以後六月を経過する日(次項において「免除届出期限」という。))までに、政令で定めるところにより、財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該特別事業相続人等が死亡した場合

二 特定申告期限の翌日から五年を経過する日後に、当該特別事業相続人等が第一項の規定の適用に係る特別事業用資産の全てにつき第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与をした場合

三 当該特別事業相続人等がその有する当該特別事業用資産に係る事業を継続することができなくなつた場合(当該事業を継続することができなくなつたことについて財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限る。)

16 第十項又は前項の届出書が届出期限又は免除届出期限までに提出されなかつた場合において、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十二項又は前項の規定の適用については、これらの届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

17 第一項の規定の適用を受ける特別事業相続人等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合(その該当することとなつた日前に猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第三項、第四項、第十二項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合

を除く。)において、当該特別事業相続人等は、当該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日までに、当該免除を受けたい旨、当該免除を受けようとする相続税に相当する金額(第二十三項において「免除申請相続税額」という。及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書(当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限る。)を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該特別事業相続人等が第一項の規定の適用に係る特別事業用資産の全てについて、当該特別事業相続人等の特別関係者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して譲渡若しくは贈与(以下この号及び次項第一号において「譲渡等」という。)をした場合又は民事再生法の規定による再生計画(同法第九十六条第四号に規定する住宅資金特別条項を定めた再生計画並びに同法第二百一十一条第一項に規定する小規模個人再生及び同法第二百三十九条第一項に規定する給与所得者等再生に係る再生計画を除く。以下この号、第十九項及び第二十一項において同じ。)の認可の決定に基づき当該再生計画(当該決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画(債務の処理に関する計画として政令で定めるものをいう。第十九項及び第二十一項において同じ。))を遂行するために譲渡等をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中相続税額に満たないとき、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該譲渡等があつた時における当該譲渡等をした特別事業用資産の時価に相当する金額(その金額が当該譲渡等をした特別事業用資産の譲渡等の対価の額より低い金額である場合には、当該譲渡等の対価の額)

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特別事業相続人等の特別関係者が当該特別事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

二 当該特別事業相続人等が受けた破産手続開始の決定があつた場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した決定の直前における猶予中相続税額

イ 当該破産手続開始の決定があつた日以前五年以内において、当該特別事業相続人等の特別関係者が当該特別事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

18 第一項の規定の適用を受ける特別事業相続人等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合(当該特別事業相続人等の特別事業用資産に係る事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合に限るものとし、その該当することとなつた日前に猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第三項、第四項、第十二項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く。)において、当該特別事業相続人等は、当該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日までに、当該免除を受けたい旨、当該免除を受けようとする相続税に相当する金額(第二十三項において「免除申請相続税額」という。及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書(当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限る。))を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該特別事業相続人等が当該特別事業相続人等の特別関係者以外の者に対して当該特別事業用資産の全ての譲渡等をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中相続税額に満たないとき、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該譲渡等の対価の額(その額が当該譲渡等をした時における当該譲渡等をした当該特別事業用資産の時価に相当する金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額)を第一項の規定の適用に係る相続税により取得をした特別事業用資産の当該相続の開始

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特別事業相続人等の特別関係者が当該特別事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

二 当該特例事業用資産に係る事業の廃止をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該廃止の直前における猶予中相続税額に満たないとき 当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該廃止の直前における当該特例事業用資産の時価に相当する金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例事業用資産の当該相続の開始の時に係る価額とみなし、第二項第三号の規定により計算した金額

ロ 当該廃止の日以前五年以内において、当該特例事業相続人等の特別関係者が当該特例事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

19 第一項の特例事業相続人等について民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があつた場合(再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。)において、当該特例事業相続人等の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき(当該認可の決定があつた日(当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十一項までにおいて「認可決定日」という。))以後第二十二項の規定による通知が発せられた日以前に猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第三項、第四項、第十二項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除くものとし、再生計画を履行している特例事業相続人等にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。)は、再計算猶予中相続税額をもつて特例事業用資産に係る猶予中相続税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知が発せられた日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中相続税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する相続税(第二十二項において「再計算免除相続税」という。)については、免除する。

一 当該再計算猶予中相続税額

二 認可決定日以前五年以内において、当該特例事業相続人等の特別関係者が当該特例事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

20 前項の「再計算猶予中相続税額」とは、第一項の規定の適用に係る特例事業用資産(猶予中相続税額に対応する部分に限る。)の認可決定日における価額を同項の規定の適用に係る相続により取得をした特例事業用資産の当該相続の開始の時に係る価額とみなして、第二項第三号の規定により計算した金額をいう。

21 第十九項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例事業相続人等が、認可決定日から二月を経過する日までに、同項の規定の適用を受けた旨、前項に規定する再計算猶予中相続税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書(第十九項に規定する認可の決定があつた再生計画(債務処理計画を含む。))に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。)を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

22 税務署長は、第十七項、第十八項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、第十七項各号若しくは第十八項各号に掲げる場合の区分に応じこれらの各号に定める相続税若しくは再計算免除相続税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請の期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした相続税の額若しくは当該再計算免除相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例事業相続人等に通知するものとする。

23 税務署長は、第十七項又は第十八項の申請書の提出があつた場合において相当の理由があること認めるときは、これらの申請書に係る納期限(第二十六項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日)をいう。又はこれらの申請書の提出があつた日のいずれか遅い日から前項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間、これらの申請に係る免除申請相続税額に相当する相続税の徴収を猶予することができる。

24 税務署長は、特例事業相続人等が第十七項第一号又は第十八項第一号若しくは第二号の規定の適用を受ける場合において、当該特例事業相続人等が適正な時価を算定できないことについてやむを得ない理由があること認めるときは、第二十六項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより納付することとなつた相続税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日から第二十二項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間に対応する部分の金額を免除することができる。

25 第二十一項から前項までに定めるもののほか、第十七項から第十九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

26 第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の上欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例事業相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税に併せて納付しなければならない。

一 第三項の規定の適用があつた場合(第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
二 第四項の規定の適用があつた場合(第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
三 第十二項の規定の適用があつた場合(次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
四 第十三項の規定の適用があつた場合	同項の規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額	同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
五 第十七項第一号又は第二号の規定の適用があつた場合(前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同項第二号イ及びロに掲げる金額	これらの号に掲げる場合に該当することとなつた日から二月を経過する日
六 第十八項第一号又は第二号の規定の適用があつた場合(第四号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号に掲げる場合に該当することとなつた日から二月を経過する日
七 第十九項の規定の適用があつた場合(第四号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

27 第三項、第四項、第十二項若しくは第十九項に規定する納税の猶予に係る期限、第十七項、第十八項若しくは第二十一項に規定する申請書の提出期限、第二十三項に規定する納期限又は前項に規定する利子税(同項の表の第五号又は第六号に係るものに限る。)の計算の基礎となる期間の終期までにこれらの規定に規定する特例事業相続人等が死亡した場合には、これらの規定に規定する納税の猶予に係る期限、申請書の提出期限、納期限又は利子税の計算の基礎となる期間の終期は、これらの規定にかかわらず、それぞれ、これらの特例事業相続人等の相続人が当該特例事業相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日とする。

28 経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等、同項の特例事業用資産又は当該特例事業用資産に係る事業について、第三項又は第四項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実が事実であることを知った場合には、遅滞なく、当該事業について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該特例事業相続人等の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

29 税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける特例事業相続人等に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は経済産業局長に対し、当該特例事業相続人等が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

30 前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同条第一項に規定する特例受贈事業用資産について第一項の規定の適用を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「平成三十一年一月一日から平成四十年十二月三十一日までの間の取得で、最初のこの項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該取得の日その他政令で定める日から一年を経過する日までの相続又は遺贈による取得に限る」とあるのは、「前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の当該取得を含む。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ」とし、当該特例受贈事業用資産は特定事業用資産とみなす。

31 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第三項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に改め、同条第二項第一号中「平成二十年法律第三十三号」を削り、同号二中「昭和二十三年法律第二百二十二号」を削り、同項第三号イ中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項第五号ロ中「第七十条の二の七第一項」の下に「（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）を加え、同条第三項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」を「第十五項、第十六項又は第二十一項の規定により猶予中贈与税額の全部又は一部の免除を受けた場合において、第一項の規定の適用に係る」に改め、第七十条の二の七第一項の下に「第七十条の二の八において準用する場合を含む。」を加え、全部又は一部について第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係るを削り、「における当該贈与をした当該対象受贈非上場株式会社等」を「は、当該対象受贈非上場株式会社等のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」に改め、同条第十五項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十六項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同項第一号中「平成十一年法律第二百五号」を削り、同条第二十三項中「、当該認可決定日」を「、認可決定日」に改め、同条第二十六項中「第九項に規定する」を削り、「第十五項の免除届出期限」を「免除届出期限」に改め、同条第三十六項中「又は当該」を「又は」に改める。

第七十条の七の二第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に改め、同条第三項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十一項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改

め、同条第十六項及び第十七項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第二十四項中「、当該認可決定日」を「認可決定日」に改め、同条第二十七項中「第十項に規定する」を削り、「第十六項の免除届出期限」を「免除届出期限」に改め、同条第四十一項中「又は当該」を「又は」に改める。

第七十条の七の三第一項中「贈与の時」の下に「第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日」を加え、「第七十条の七第二項第五号」を「同条第二項第五号」に改める。

第七十条の七の五第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第三項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に、及び第十一項を「及び第十四項並びに第十一項」に改め、同条第二項第六号イ中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項第八号ロ中「第七十条の二の七第一項」の下に「第七十条の二の八において準用する場合を含む。」を加え、同条第十項中「おいて」の下に「同条第十三項第九号中「又は第二十一項」とあるのは「若しくは第二十一項又は第七十条の七の五第十二項から第十四項まで」とを加え、同条第十二項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十四項中「から二年を経過する日」の下に「（当該二年を経過する日）の下に「（当該二年を経過する日）の前日」を加える。

第七十条の七の六第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に改め、同条第二項第八号中「の額」の下に「をいう」を加え、同条第十三項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十五項中「から二年を経過する日」の下に「（当該二年を経過する日）の前日」を加える。

第七十条の七の七第一項中「贈与の時」の下に「第七十条の七の五第二十項において準用する第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日」を加え、「いう」を「いい、同条第十二項から第十四項までの規定の適用があつた場合には政令で定める価額とする」に改める。

第七十条の七の九第三項第二号中「第七十条の二の七第一項」の下に「第七十条の二の八において準用する場合を含む。」を加える。

第七十条の八の二第四項第二号の二の次に次の一号を加える。

第二の三 第七十条の六の十第一項に規定する特例事業用資産 零

第七十条の十三第四項第一号中「第七十条の二の二第十三項」を「第七十条の二の二第十五項」に改め、同項第二号及び第三号中「第七十条の二の二第十七項」を「第七十条の二の二第十九項」に改める。

第七十二条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「(1)」を「ホ(1)」に改める。

第七十七条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める。

第七十八条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第八十条第三項中「第十四条第二項」を「第二十条第二項」に、「第十三条第二項第三号」を「第十九条第二項第三号」に、「第二十条第十項」を「第二十条第十二項」に、「第十三条第一項又は第十四条第一項」を「第十九条第一項又は第二十條第一項」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第八十条の二中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第八十三条 第八十三条の二の二並びに第八十三条の三第一項及び第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第八十三条の四第二号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の三第二項中「平成三十年法律第四十九号」を削る。
第八十七条の三第一項第二号中「六十万円」を「八十万円」に改め、同項第三号中「四十万円」を「五十万円」に改め、同項第四号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第八十七条の六第十一項中「並びに第七十四条の七」を、「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の七」を削る。

第八十八条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「一万二千元」を「一万二千五百円」に改める。

第八十八条の七第九項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第三項」及び「同法第七十四条の十二第三項中「揮発油の」とあるのは「物品の」とを削る。

第八十八條の八第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成四十六年四月一日」に、「四万八千六百円」を「四万八千三百円」に、「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同条第二項中「二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の四十七」に、「五百三十八分の五十二」を「五百三十八分の五十五」に、「二百八十七分の二百四十三」を「二百八十七分の二百四十」に、「五百三十八分の四百八十六」を「五百三十八分の四百八十三」に改める。

第八十九條第十一項、第十二項及び第二十二項中「二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の四十七」に、「二百八十七分の二百四十三」を「二百八十七分の二百四十」に改める。

第八十九條の二第十項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第三項」中「揮発油の」とあるのは「特定石油化学製品の」とを削る。

第八十九條の三第三項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第五項」及び「同法第七十四条の七」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」とを削る。

第九十條の三の三第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第五項」中「第七十四条の七」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油製品等」とを削り、同条第四項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の七」及び「同法第七十四条の十二第五項」中「記帳義務」とあるのは「第七十四条の五第四号イ」と、同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油等」とを削る。

第九十條の四の二第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第五項」中「第七十四条の七」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」とを削る。

第九十條の四の三第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第五項」中「第七十四条の七」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」とを削る。

第九十條の五第五項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第五項」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とを削る。

第九十條の六第二項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第五項」及び「第七十四条の十二第五項」及び「同法第七十四条の十二第五項中「石油石炭税法第二十一条(記帳義務)とあるのは「第七十四条の五第四号イ」と、同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」とを削り、同条第四項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第五項」及び「同法第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第五項」及び「同法第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、同条第二号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とを削る。

第九十條の六の二第五項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第五項」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」とを削る。

第九十條の六の三第四項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第五項」中「第七十四条の七」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「非製品ガスの製造」とを削る。

第九十條の八の二第一項中「若しくは久米島」を「久米島若しくは下地島」に改める。

第九十條の九第二項中「又は久米島」を「久米島又は下地島」に改める。
第九十條の十一第一項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第四号イ(2)及び第五号口中「平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(2)及び第二号口中「百分の百十」を「百分の百二十」に改め、同条第四項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(2)中「平成三十年四月三十日までの間は、平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上」を削り、同号ハ及び二並びに同項第三号を削り、同条第五項中「第一項の」を「第一号から第三号まで、第四号イ、第五号及び第六号イに係る部分に限る。」の「に、次の各号」を「同項第四号イ又は第五号」に、「当該各号に定める」を「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九十を乗じて得た数値以上である」に改め、同項各号を削る。

第九十條の十三中「平成二十四年五月一日」を「平成三十一年四月一日」に改め、同条第一号中「自動車」を「自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車の」に改める。

第九十條の三第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第九十三條第五項中「第七十條の六の七第十六項」の下に、「第七十條の六の八第二十五項、第七十條の六の十第二十六項」を加える。

第九十八條の表の都道府県の項中「第七十條の六の六第二十項」の下に、「第七十條の六の八第二十七項、第七十條の六の十第二十八項」を加える。

第九十八條の表の都道府県の項中「第七十條の六の六第二十項」の下に、「第七十條の六の八第二十七項、第七十條の六の十第二十八項」を加える。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)
第十二条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税(第四十四条―第四十六条)」を「第三章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税(第四十四条―第四十六条)」に改める。
第四章 罰則(第四十七条)

第二条第三号中「第二条第一号」を「以下この章において「租税条約等実施特例法」という。第二条第一号」に改める。

第四条第一項及び第五条中「及び第四十一条」を「、第四十一条及び第四十一条の二に改める。第三十二条第二項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「及び」という。)」を削る。

第三十六条第一項中「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十六條の四第二十七項第一号又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」に、「第六十六條の四第二十一項第三号又は第六十八條の八十八第二十二項第三号」を「第六十六條の四第二十七項第三号又は第六十八條の八十八第二十八項第三号」に改める。

第三十七條第一項中「第六十六條の四第二十一項第一号」を「第六十六條の四第二十七項第一号」に、「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改める。
第三十八條第一項、第三項及び第五項並びに第三十九條第一項及び第六項中「第六十六條の四第二十一項第一号」を「第六十六條の四第二十七項第一号」に、「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改める。

第四十條第二項、第四項の表第一項の項、第五項及び第七項の表第六項の項中「第六十六條の四第二十一項第一号」を「第六十六條の四第二十七項第一号」に、「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に、「第四十條の三の三第二十二項第一号」を「第四十條の三の三第二十二項第一号」に改める。

第四十一條の次に次の一条を加える。
(報告金融機関等による報告事項の提供)
第四十一条の二 報告金融機関等(租税条約等実施特例法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて特定取引(同項第三号に規定する特定取引をいう。次項及び第四項において同じ)を行った者(租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める者を除く)が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、租税条約等実施特例法第十条の五第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地位(租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定居住地位をいう。次項において同じ)、当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の財務省令、財務省令で定める事項(以下この条において「報告事項」という)を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地(租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める場合には、同項に規定する政令で定める場所)の所轄税務署長に提供しなければならない。

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三條第一項に規定する電子情報処理組織をいう)を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法
二 当該報告事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

二 当該報告事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

2 前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一 特定居住地位が報告対象国(報告事項に相当する事項(居住者及び内国法人に係るものを含む)の提供を求めるために必要な措置が講じられている外国として総務省令、財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ)である者(特定居住地位が報告対象国である租税条約等実施特例法第十条の五第七項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第六号に規定する特定組合員を含む)が締結しているもの
二 特定居住地位が報告対象国以外の国又は地域である特定法人(租税条約等実施特例法第十条の五第七項第四号に規定する特定法人をいう。以下この号において同じ)で、当該特定法人に係る同項第五号に規定する実質的支配者の特定居住地位が報告対象国である特定法人が締結しているもの

3 報告金融機関等は、第一項の規定により報告事項を提供した場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該報告事項に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 報告金融機関等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る特定取引に係る契約が終了した日その他の総務省令、財務省令で定める日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

5 第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
8 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第六項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
10 第八項に定めるもののほか、第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則
第四十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第四十一条の二第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項を税務署長に提供した者
二 第四十一条の二第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三 第四十一条の二第六項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした同項に規定する帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

一 第四十一条の二第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項を税務署長に提供した者
二 第四十一条の二第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三 第四十一条の二第六項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした同項に規定する帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

2 法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第十三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正

第十四条 法律第四十六号の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削る。

第三条の二の見出し中「配当等」の下に「又は譲渡収益」を加え、同条第一項中「同じ。」の下に「又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で同法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。）」を加え、「当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、「第九条の三の第二項」の下に「第三十七条の十一の四第一項」を、「当該配当等」の下に「又は譲渡収益」を加え、同条第二項中「第九条の三の第二項」の下に「第三十七条の十一の四第一項」を加え、同条第三項中、「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第五項及び第七項中、「当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第九項中、「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」を削り、「なつて」を削り、「当該租税条約」を加え、「ものとされる」を削り、同条第十二項中「これらの規定」を「第一項に規定する配当等及び譲渡収益並びに第三項、第五項、第七項及び第九項」に、「当該配当等」を「これらの配当等及び当該譲渡収益」に改め、同条第十三項中「字句は」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同条の表第七十二条第一項第一号の項中「非居住者に係る」を「分離課税に係る所得税の」に、「税率」又は「を」を「所得税の税率」又は「に」に改め、同条第七十二条第一項第三号の項中「配当等」の下に「又は譲渡収益」を加え、同条第十五項第二号及び第四号中「申告不要第三国団体配当等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の特例等」に改め、同条第十七項第一号及び第四号中「特定利子に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第十九項第二号及び第五号中「特定収益分配に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の特例等」に改め、同条第二十一項第二号及び第五号中「申告不要特定配当等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第二十三項第二号及び第五号中「特定懸賞金等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の特例等」に改め、同条第二十五項第二号及び第五号中「特定給付補填金等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改める。

第三条の三第一項中、「当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第二項中、「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削る。

第四条第一項中「（資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。）」、「当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第三項中、「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第五項中、「当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削る。

第五条の二第一項中「第五条の二第一項」を「第五条の二の二第一項」に改め、同条第三項中「第五条の二第三項」を「第五条の二の二第三項」に改め、同条第六項中「第五条の二第六項」を「第五条の二の二第六項」に改め、同条を第五条の二の二とする。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 相手国等の相手国等輸出時課税の規定の適用を受けた所得税の特例

規定する居住者が、当該適用に係る資産の譲渡（同法第六十条の二第四項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）又は未決済信用取引等（同法第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引等をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）若しくは未決済デリバティブ取引（同法第六十条の二第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）の決済をした場合において、当該相手国等との間の租税条約の規定において当該譲渡又は決済による所得について課する所得税の課税標準又は所得税の額の計算に当たつて当該適用を受けたものを考慮するものとされているときは、当該資産（同法第六十条の四第一項の規定の適用を受けた有価証券等）及び当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引（同条第二項の規定の適用があるものを除く。）については同法第六十条の四第一項に規定する外国輸出時課税の規定の適用を受けた有価証券等又は未決済デリバティブ取引とそれぞれみなして当該譲渡に係る」とあるのは「による所得に相当する」と、同条第二項中「をしたものとみなして算出された」とあるのは「による」と、「相当する」とあるのは「相当する金額として算出された金額に相当する」とする。

2 前項に規定する相手国等輸出時課税の規定とは、相手国等における所得税法第六十条の二第一項に規定する国外輸出に相当する事由その他の事由により当該相手国等に係る相手国居住者等でなくなつた場合に当該相手国等の法令の規定によりその有している資産の譲渡による所得又はその契約を締結している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済による所得に相当する所得について同法第九十五条第一項に規定する外国所得税を課することとされているときにおける当該相手国等の法令の規定をいう。

3 第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条の二第二項中、「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第三項及び第四項中、「当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第五項中、「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」を削り、「なつて」の下に「租税条約」を加え、「ものとされる」を削る。

第十四条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正

第二条第二号 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十六条第九項」を「第十六条第十一項」に改める。

第六条第一項ただし書及び第二項ただし書中「ただし」の下に「新たに業務を開始した個人又は」を、「一部が」の下に「その業務の開始の日から同日以後五月を経過する日までの間又は」を、「あるときは」の下に「その業務の開始の日以後二月を経過する日又はその」を加える。

第十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中、「東日本大震災復興特別区域法の下に（平成二十三年法律第二百二十二号）を加え、同条第五項第一号へ中「ホに」を「トに」に改め、同号へを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号二中「ハに」を「ニ及びホに」に、「百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）」を「百分の十七」に改め、同号二を同号ハとし、同号ハを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は建設

「次項」を「第六項第一号及び第九項」に改め、同条第八項中「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第一項に規定する個人」を「住宅被災者」に、「同項の」を「第一項の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「個人」を「住宅被災者」に改め、「租税特別措置法第四十一条第一項に規定する」を削り、同項第一号中「第四項に規定する控除限度額」を「第六項第一号に定める金額」に改め、同項第三号中「前項第二号ハ」を「前項第三号ホ」に、「第四十一条の二第二項第三号」を「第四十一条の二第二項第五号」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 再建特別特定住宅借入金等の金額 第六項第二号に定める金額

第十三条の二第六項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 二以上の住宅の再取得等（再建住宅借入金等の金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、かつ、これらの住宅の再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅を租税特別措置法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）が同一の年に属するものがある場合には当該居住日が同一の年に属する住宅の再取得等を一の住宅の再取得等（当該居住日の属する年が平成二十六年である場合において、当該二以上の住宅の再取得等のうちに、当該住宅の再取得等に係る居住日が平成二十六年前期中の日であるものと平成二十六年後期中の日であるものとがあるときは、居住日が平成二十六年前期中の日である住宅の再取得等と居住日が平成二十六年後期中の日である住宅の再取得等とに区分をした住宅の再取得等）として第一項、第五項又は第六項の規定を、二以上の住宅の特別特定再取得等（再建特別特定住宅借入金等の金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、かつ、これらの住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日が同一の年に属するものがある場合には当該居住の用に供した日が同一の年に属する住宅の特別特定再取得等を一の住宅の特別特定再取得等として第三項、第五項又は第六項の規定を、それぞれ適用する。

第十三条の二第五項中「第一項に規定する個人」を「住宅被災者」に、「同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。」を「又は再建特別特定住宅借入金等の金額」に、「住宅の再取得等以外」を「住宅の再取得等又は当該再建特別特定住宅借入金等の金額に係る住宅の特別特定再取得等以外」に改め、「同法第四十一条第一項に規定する」を削り、「係る同項」を「係る租税特別措置法第四十一条第一項に、「特例適用年又は」を「特例適用年」に改め、「認定住宅特例適用年」の下に、「当該再取得等以外の住宅取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同条第十三項に規定する特別特定適用年又は当該再取得等以外の住宅取得等をした認定住宅に係る同条第十六項に規定する認定住宅特別特定適用年」を加え、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に、「及び第十項」を「第十項、第十三項及び第十六項」に、「再建住宅借入金等の金額及び」を「再建住宅借入金等の金額又は当該再建特別特定住宅借入金等の金額及び」に、「再建住宅借入金等の金額」と「再建住宅借入金等の金額又は再建特別特定住宅借入金等の金額」とに改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号口中「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同号ハ中「イ及びロ」を「イからニまで」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 租税特別措置法第四十一条第十三項に規定する特別特定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該特別特定住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

二 租税特別措置法第四十一条第十六項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該認定特別特定住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

第十三条の二第五項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該再建特別特定住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の特別特定再取得等に係る再建特別特定住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ第三項前段の規定に準じて計算した金額の合計額

第十三条の二第五項を同条第七項とし、同条第四項中「に規定する控除限度額」を「の控除限度額」に、「同項に規定する再建住宅借入金等の金額に係る居住年につき第二項の規定により定められた借入限度額の一・二パーセント」を「住宅被災者が再建特別適用年において有する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 再建住宅借入金等の金額 再建住宅借入金等の金額に係る居住年（第一項に規定する居住年をいい、当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）につき第二項の規定により定められた借入限度額に一・二パーセントを乗じて計算した金額（二以上の住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの再建住宅借入金等の金額ごとに、これらの再建住宅借入金等の金額に係る居住年につき同項の規定により定められた借入限度額に一・二パーセントを乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

二 再建特別特定住宅借入金等の金額 三十三万三千三百円

第十三条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項に規定する個人が」を「住宅被災者が、第一項に規定する」に、「において、」を「再建特別特定適用年を含む。以下第八項までにおいて同じ。」に改め、「居住年（同項に規定する居住年をいい、当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）に係る」を削り、「この項に」を「第九項までに」に、「」を「。又は住宅の特別特定再取得等に係る再建特別特定住宅借入金等の金額（第三項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下第九項までにおいて同じ。）を」に改め、「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「につき」を「又は再建特別特定住宅借入金等の金額につき」に、「居住年ごと」を「住宅の再取得等又は住宅の特別特定再取得等ごと」に、「居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額」とにそれぞれ同項の規定に準じて計算した金額を「住宅の再取得等又は住宅の特別特定再取得等に係る住宅借入金等（同条第一項に規定する住宅借入金等をいう。次項から第八項までにおいて同じ。）の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 再建住宅借入金等の金額 当該再建住宅借入金等の金額につき第一項の規定に準じて計算した金額

二 再建特別特定住宅借入金等の金額 当該再建特別特定住宅借入金等の金額につき第三項前段の規定に準じて計算した金額

第十三条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 住宅被災者が、住宅の新築取得等で租税特別措置法第四十一条第四項に規定する特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅を平成三十一年十月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（当該増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額につき、同法第四十一条の三の二第二項、第五項又は第八項の規定により同法第四十一条の規定の適用を受けた場合を除くものとし、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項及び第七項第二号において「居住年」という。）から九年目に該当する年において当該住宅の新築取得等に係る再建住宅借入金等の金額につき第一項の規定により同条又は同法第四十一条の二の規定の適用を受けている場合その他の政令で定める場合に限り）において、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限り。以下この項及び第五項において「再建特別特定適用年」という。）において当該住宅の新築取得等（再建住宅にあつては、従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供したものに係る住宅の新築取得等に限り。以下この条において「住宅の特別特定再取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、同法第四十一条第十三項及び第十六項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、当該再建特別特定適用年を同法第四十一条第一項に規定する適用年とし、その年十二月三十一日における再建特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円に二・二パーセントを乗じて計算した金額）（当該金額が再建特別特定控除限度額を超える場合には再建特別特定控除限度額とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該再建特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、同条及び同法第四十一条の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「十三年間」と、同日」と、同法第四十一条第二十項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、同条第二十一項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第二十二項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに同条第二十三項、第二十六項及び第二十九項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。

4 前項の再建特別特定控除限度額は、当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額から当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が五千万円を超える場合には、五千万円に二・二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする）

第十七条の二第四項第一号ハ中「ホ」を「ト」に改め、同号ハを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号ニ中「ハ」を「ニ及びホ」に、「百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）」を「百分の十七」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第十七条の二第四項第一号ロ中「イ」を「イ及びロ」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の五十に相当する金額

第十七条の二第四項第二号イ中「前号イ」の下に「及びロ」を加え、同号ロ中「前号ロ」を「前号ハ」に、「百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）」を「百分の十」に改め、同号ハ中「前号ハ」を「前号ニ及びホ」に改め、同号ニ中「前号ニ」を「前号ヘ」に、「百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）」を「百分の六」に改め、同号ホ中「前号ホ」を「前号ト」に改め、同号ヘ中「前号ヘ」を「前号チ」に改める。

第十七条の二の二第一項及び第二項並びに第十七条の二の三第一項及び第二項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あつた場合におけるその変更に係る区域については」に改める。

第十七条の三第一項中「定められた東日本大震災復興特別区域法」を「定められた同法」に改め、「定められた復興産業集積区域」の下に「（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）」を加える。

第十七条の三の二第一項及び第十七条の三の三第一項中「三年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）」に改める。

第十七条の五第一項中「東日本大震災復興特別区域法」を「同法」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた租税特別措置法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等が取得又は

製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産。その取得価額の百分の五十に相当する金額

第十七条の五第二項中「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改める。

第十八条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の六第一項」に改め、「中小企業者又は」の下に「同法第四十二条の四第八項第九号に規定する」を加える。

第十八条の三第一項中「全て」を削り、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、「要件」の下に「の全て」を加え、同条第六項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第十八条の八第一項中「いう。以下この条」を「いう。第四項及び第八項」に改め、同条第七項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十七項中「次に定めるところによる」を「当該法人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものとみなす」に改め、同項各号を削る。

第十八条の九第一項中「除く。以下この条」の下に「及び次条」を加える。

第十八条の九の次に次の条を加える。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の十 法人の有する土地等で福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等（次項において「避難解除区域等」という。）のうち財務省令で定める区域内にあるものが、同法第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人（政令で定めるものに限る。次項において「帰還環境整備推進法人」という。）が行う同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画（次項において「帰還環境整備事業計画」という。）に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益施設又は特定公共施設のうち財務省令で定めるものの整備に関する事業であつて、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第十号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

2 法人が、帰還環境整備推進法人に対しその有する土地等で避難解除区域等のうち財務省令で定める区域内にあるものの譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イ②に掲げる行為を含む。以下この項において同じ。）をした場合において、当該譲渡に係る土地等が当該帰還環境整備推進法人が行う帰還環境整備事業計画に記載された事業（適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための事業として財務省令で定めるものに限る。）の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る同条の規定の適用については、同条第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

第二十五条の二第四項第一号へ中「ホに」を「トに」に改め、同号へを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号二中「ハに」を「ニ及びホに」に、「百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）」を「百分の十七」に改め、同号二を同号へとし、同号ハを同号ニとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第二十五条の二第四項第一号ロ中「イに」を「イ及びロに」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の五十に相当する金額

第二十五条の二第四項第二号イ中「前号イ」の下に「及びロ」を加え、同号ロ中「前号ロ」を「前号ハ」に、「百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）」を「百分の十」に改め、同号ハ中「前号ハ」を「前号ニ及びホ」に改め、同号二中「前号ニ」を「前号へ」に、「百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）」を「百分の六」に改め、同号ホ中「前号ホ」を「前号ト」に改め、同号へ中「前号へ」を「前号チ」に改める。

第二十五条の二の二第一項及び第二項並びに第二十五条の二の三第一項及び第二項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あつた場合におけるその変更に係る区域については」に改める。

第二十五条の三第一項中「定められた東日本大震災復興特別区域法」を「定められた同法」に改め、「定められた復興産業集積区域」の下に「東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。」を加える。

第二十五条の三の二第一項及び第二十五条の三の三第一項中「三年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）」に改める。

第二十五条の五第一項中「東日本大震災復興特別区域法」を「同法」に改め、「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該連結親法人又はその連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人又は連結親

法人である同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等に該当するものが取得又は製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産 その取得価額の百分の五十に相当する金額

第二十五条の五第二項中「第六十八条の九第八項第七号」を「第六十八条の九第八項第八号」に改める。

第二十六条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の十一第一項」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第二十六条の三第一項中「全て」を削り、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に改め、「要件」の下に「の全て」を加え、同条第七項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改める。

第二十六条の八第一項中「いう。以下この条」を「いう。第四項及び第九項」に改め、同条第八項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改め、同条第十八項中「次に定めるところによる」を「当該連結親法人又はその連結子法人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものとみなす」に改め、同項各号を削る。

第二十六条の九第一項中「この条」の下に「及び次条」を加える。
第二十六条の九の次に次の一条を加える。

（連結法人が帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等）

第二十六条の十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等で第十八条の十第一項に規定する財務省令で定める区域内にあるものが、帰還環境整備推進法人（同項に規定する帰還環境整備推進法人をいう。次項において同じ。）が行う帰還環境整備事業計画（同条第一項に規定する帰還環境整備事業計画をいう。次項において同じ。）に記載された事業（同条第一項に規定する財務省令で定めるものの整備に関する事業であつて、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第十号に掲げる場合に該当するものとみなして、同法第六十八条の七十五の規定を適用する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、帰還環境整備推進法人に対しその有する土地等で第十八条の十第二項に規定する財務省令で定める区域内にあるものの譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）をした場合において、当該譲渡に係る土地等が当該帰還環境整備推進法人が行う帰還環境整備事業計画に記載された同条第

二項に規定する事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る租税特別措置法第六十八条の六十八の規定の適用については、同法第六十二条の三第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

第三十七条第一項第一号中（平成十一年法律第五十六号）を削り、同号イ中（昭和三十六年法律第二百二十三号）を削る。

第三十八条の二の次に次の一条を加える。

（避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第三十八条の二の二 租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が、同項の規定の適用を受ける同項に規定する農地等（政令で定める市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第四条第四号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示（同号ロ又はハに掲げるものに限る。）の対象となつている区域（以下この条において「特例対象区域」という。）内に所在するものに限る。）を特例対象事業（福島復興再生特別措置法第十七条の二第二項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業、東日本大震災復興特別区域法第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された事業その他政令で定める事業をいう。次項において同じ。）の用に供するために譲渡をした場合において、当該特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地を取得する見込みであるときにおける租税特別措置法第七十条の四第十五項及び第七十条の五第二項の規定の適用については、同法第七十条の四第十五項中「があつた日から一年以内」とあるのは「をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年以内」と、「もつて農地」とあるのは「もつて特例対象区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二の二第一項に規定する特例対象区域をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）内に所在する農地」と、同項第二号及び第三号中「譲渡等があつた日から一年」とあるのは「解除された日から五年」と、「が農地」とあるのは「当該特例対象区域内に所在する農地」と、同法第七十条の五第二項中「があつた日以後一年以内（当該一年」とあるのは「をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年以内（当該五年」と、「に農地」とあるのは「に特例対象区域内に所在する農地」とする。

2 租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が、同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等（特例対象区域内に所在するものに限る。）を特例対象事業の用に供するために譲渡をした場合において、当該特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地を取得する見込みであるときにおける同条第十九項の規定の適用については、同項中「があつた日から一年」とあるのは「をした特例農地等が所在する市町村内の区域で福島

復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」ともつて農地」とあるのは、「もつて特例対象区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二の二第一項に規定する特例対象区域をいう。）内に所在する農地」とする。

第四十条の三の次に次の一条を加える。

（帰還環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第四十条の四 福島復興再生特別措置法第四十八条の十四第一項の規定により指定された同項に規定する帰還環境整備推進法人で政令で定めるものが、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に、同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された次に掲げる事業の用に供するため同法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内の土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の設定又は移転の登記にあつては千分の五とする。

一 福島復興再生特別措置法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設を整備する事業として財務省令で定めるもの

二 適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための事業として財務省令で定めるもの

第四十一条の第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、「昭和四十二年法律第三十五号」を削る。

第四十五条第一項及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「三年を」を「六年を」に、「三年経過日」を「経過日」に改め、同項ただし書中「三年経過日」を「経過日」に改め、同条第五項中「三年経過日」を「経過日」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第三項又は前項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長（以下この項において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。）が第三項に規定する特定口座を開設している者又は前項に規定する非課税口座を開設している者で第三項又は前項に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）の告知をしていない者（以下この項において「番号未告知者」という。）の個人番号を国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の四第二項の規定による同項に規定する番号等の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該金融商品取引業者等の営業所の長に第三項又は前項の規定による個人番号の告知があつたものとみなし、当該番号未告知者はこれらの規定による確認を受けたものとみなす。

第十一条中（昭和三十七年法律第六十六号）を削る。

第二十五条第二項中「三年を」を「六年を」に、「三年経過日」を「経過日」に改め、同項ただし書中「三年経過日」を「経過日」に改め、同条第五項中「三年経過日」を「経過日」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第二項に規定する金融機関の営業所等の長又は第五項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長（以下この項において「金融機関等の営業所等の長」という。）が第二項に規定する本人口座を開設し、若しくは設定している者又は第五項に規定する本人証券口座を開設している者で第二項又は第五項に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）の告知をしていない者（以下この項において「番号未告知者」という。）の個人番号を国税通則法第七十四条の十三の四第二項の規定による同項に規定する番号等の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該金融機関等の営業所等の長に第二項又は第五項の規定による個人番号の告知があつたものとみなし、当該番号未告知者はこれらの規定による確認を受けたものとみなす。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定及び附則第八十三条の規定 平成三十一年五月一日

二 第二十一条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定、同法第三十三条第一項第一号の改正規定、同法第六十二条の三第四項の改正規定及び同法第八十四条の二の三第二項の改正規定並びに附則第三十四条第一項及び第二項の規定 平成三十一年六月一日

三 次に掲げる規定 平成三十一年七月一日

イ 第一条中所得税法第五十一条の六第一項の改正規定及び附則第八十八条の規定

ロ 第三条の規定（同条中相続税法第十九条の三第一項並びに第二十一条の九第一項及び第四項の改正規定並びに同法第二十三条の次に一条を加える改正規定を除く。）及び附則第二十三条第四項の規定

ハ 第四条の規定（同条中地価税法別表第一第二号ロの改正規定を除く。）

ニ 第六条中消費税法第八条の改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定並びに附則第二十四条の規定

ホ 第十一条中租税特別措置法第九条の七第一項の改正規定、同法第三十九条第一項の改正規定（第四条）を「第四条第一項」に改める部分に限る。）、同法第七十条第一項の改正規定、同法第七十条の二の二第二項の改正規定（前項第一号又は第三号）を「前項各号（第四号を除く。）」に改める部分に限る。）、同法第十項第一号の改正規定及び同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に二号を加える改正規定

四 第十四条中電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項ただし書及び第二項ただし書の改正規定並びに附則第八十六条の規定 平成三十一年九月三十日

五 次に掲げる規定 平成三十一年十月一日

イ 第六条中消費税法第三十条第九項の次に二項を加える改正規定（第十項に係る部分に限る。）及び附則第二十五条第一項の規定

ロ 第十一条中租税特別措置法第八十七条の三第一項の改正規定及び同法第八十八条の二第一項の改正規定（一万二千円を「一万二千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第八十条、第八十一条及び第一百条（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三十七号）第十九条の改正規定を除く。）の規定

六 次に掲げる規定 平成三十二年一月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第八十三条の二第二項の改正規定、同法第八十五条第二項の改正規定、同法第二百一十一条第三項の改正規定、同法第七十六条第三項の改正規定、同法第八十条の二第三項の改正規定、同法第九十条第二号二の改正規定、同法第九十八條第二項の改正規定、同法第二百三条の三の改正規定、同法第二百三条の六（見出しを含む。）の改正規定、同法第四編第三章の二中同条を第二百三条の七とする改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同条を同法第二百三条の六とする改正規定、同法第二百三条の四の改正規定、同条を同法第二百三条の五とする改正規定、同法第二百三条の三の次に一条を加える改正規定、同法別表第二の備考の改正規定、同法別表第三の備考の改正規定及び同法別表第四の備考(2)の改正規定並びに附則第五条及び第九条から第十一条までの規定

ロ 第十条中国税通則法第七十四条の五の改正規定、同法第七十四条の七の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の八の改正規定、同法第七十四条の十二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定(「は」を「以下この条において同じ。」に、「の」の氏名)を「以下この条において同じ。」の氏名)に、「名称」を「名称及び第七十四条の十三の四第一項(振替機関の加入者情報の管理等)において同じ。」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分を除く。)、同法第二百一十三条の二第一項の改正規定及び同法第二百一十三条の三の改正規定並びに附則第二十七條第二項、第百條(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定に限る。)、及び第百一條(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律百十七号)第三十二條の改正規定及び同法第六十二條第一項の改正規定に限る。)の規定

ハ 第十一条中租税特別措置法第九條の三の二の改正規定、同法第九條の六第一項の改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の表第二百三条の五第一項第二号の項の改正規定、同法第八十七條の六第十一項の改正規定、同法第八十八條の七第九項の改正規定、同法第八十九條の二第十項の改正規定、同法第八十九條の三第四項、第八十九條の四第二項、第九十條第四項及び第九十條の二第二項の改正規定、同法第九十條の三の三第二項の改正規定、同法第九十條の三の四第三項の改正規定、同法第九十條の四の改正規定、同法第九十條の四の二第二項の改正規定、同法第九十條の四の三第二項の改正規定、同法第九十條の五第五項の改正規定、同法第九十條の六の改正規定、同法第九十條の六の二第五項の改正規定並びに同法第九十條の六の三第四項の改正規定並びに附則第四十四條の規定

七 次に掲げる規定 平成三十二年四月一日

イ 第一条中所得税法第三十七條の二第十項及び第百三十七條の三第十二項の改正規定並びに附則第七條の規定

ロ 第三条中相続税法第二十三條の次に一条を加える改正規定

ハ 第五条の規定(同条中登録免許税法別表第一第三十八号(四)の改正規定及び同表第四百二十二号(一)の改正規定を除く。)

ニ 第十条中国税通則法の目次の改正規定、同法第七十條第四項第三号の改正規定、同法第七十條の十三の二の改正規定(「は」を「以下この条において同じ。」に、「の」の氏名)を「以下この条において同じ。」の氏名)に、「名称」を「名称及び第七十四條の十三の四第一項(振替機関の加入者情報の管理等)において同じ。」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分に限る。)、及び同法第七章の二中同条の次に二條を加える改正規定並びに

附則第九條及び第百一十三條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九條第三項の改正規定(「若しくは第七十四條の十三の三、所得税法」に改める部分に限る。))及び同法別表第一の三十八の項の次に次のように加える改正規定に限る。の規定

ホ 第十一条中租税特別措置法の目次の改正規定(「関連者等に係る利子等」を「支払利子等に係る」に、「関連者等に係る純支払利子等」を「対象純支払利子等に係る」に改める部分に限る。)、同法第四十一条の十五の四第一項の改正規定、同法第六十六條の四の改正規定、同法第六十六條の四の二第一項の改正規定、同法第六十六條の四の三の改正規定、同法第三章第七節の三の節名の改正規定、同法第六十六條の五第四項ただし書の改正規定、同節第二款の款名の改正規定、同法第六十六條の五の二(見出しを含む。))の改正規定、同法第六十六條の五の三(見出しを含む。))の改正規定、同法第六十七條の十八の改正規定、同法第六十八條の八十八の改正規定、同法第六十八條の八十九第四項ただし書の改正規定、同節第二款の款名の改正規定、同法第六十八條の八十九の二(見出しを含む。))の改正規定、同法第六十八條の八十九の三(見出しを含む。))の改正規定、同法第六十八條の百七の二の改正規定、同法第七十條の四第二十九項の改正規定、同法第七十條の六第三十四項の改正規定、同法第七十條の六の六第六十二項及び第七十條の六の七第十項の改正規定、同法第七十條の七第十項の改正規定、同法第七十條の七の二第一項の改正規定並びに同法第七十二條第二項の改正規定並びに附則第五十六條、第五十七條、第六十一條、第七十三條、第七十四條、第七十七條、第七十九條第八項及び第百一條(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三條の改正規定に限る。))の規定

ヘ 第十二条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十六條第一項の改正規定、同法第三十七條第一項の改正規定(「第四十條の三の三第十六項第一号」を「第四十條の三の三第二十二項第一号」に改める部分を除く。)、同法第三十八條第一項、第三項及び第五項並びに第三十九條第一項及び第六項の改正規定並びに同法第四十條第二項、第四項の表第一項の項、第五項及び第七項の表第六項の項の改正規定(「第四十條の三の三第十六項第一号」を「第四十條の三の三第二十二項第一号」に改める部分を除く。)

ト 第十六条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第八條に一項を加える改正規定、同法第十一條の改正規定及び同法第二十五條に一項を加える改正規定

ハ 附則第十條(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)第八十條第一項第一号の改正規定及び同法第八十二條の改正規定(「四十八年」を「四十九年」に改める部分に限る。))及び第百一十一條の規定 平成三十二年十月一日

九 次に掲げる規定 平成三十三年一月一日

イ 第十一条中租税特別措置法第四十條の三の三の改正規定、同法第四十條の三の四第一項の改正規定及び同法第四十一條の十九の五の改正規定並びに附則第四十二條、第四十五條及び第百一條(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三條第一項の表租税特別措置法の項の改正規定に限る。))の規定

ロ 第十二条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十七條第一項の改正規定(「第四十條の三の三第十六項第一号」を「第四十條の三の三第二十二項第一号」に改める部分に限る。)

第十二条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第二項、第四項の表第一項の項、第五項及び第七項の表第六項の項の改正規定(第四十条の三の第三十六項第一号)を「第四十条の三の第三十二項第一号」に改める部分に限る。平成三十四年一月一日

十一 次に掲げる規定 平成三十四年四月一日

イ 第三条中相続税法第十九条の三第一項並びに第二十一条の九第一項及び第四項の改正規定並びに附則第二十三条第一項から第三項までの規定

ロ 第十一条中租税特別措置法第九条の九第一項第二号の改正規定、同法第三十七条の十四第五項第一号の改正規定、同法第二十八項の改正規定、同法第三十七条の十四の二第二項第二号並びに第五項第一号、第二号ホ(2)、第三号及び第四号の改正規定、同法第十八項の改正規定、同法第二十二項の改正規定、同法第七十条の二の五第一項及び第二項並びに第七十条の二の六第一項及び第二項の改正規定、同法第七十条の二の七第一項の改正規定(「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。)、同法第七十条の七第二項第三号イの改正規定並びに同法第七十条の七の五第二項第六号イの改正規定並びに附則第三十七條第一項、第三項及び第四項、第三十八條第一項から第三項まで並びに第七十九條第六項の規定

十二 次に掲げる規定 平成四十六年四月一日

イ 第七条及び第八条の規定並びに附則第二十六条の規定

ロ 第十一条中租税特別措置法第八十八条の八の改正規定並びに同法第八十九条第十一項、第十二項及び第二十二項の改正規定並びに附則第八十二条の規定

十三 第一条中所得税法第四十五条第一項第三号の次に一号を加える改正規定及び次条の規定 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号) 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

十四 次に掲げる規定 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)の施行の日

イ 第二条中法人税法第六十二条の五第五項の改正規定

ロ 第十条中租税特別措置法第二十一条の改正規定及び附則第二十七条第一項の規定

十五 次に掲げる規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日

イ 第四条中地価税法別表第一第二号ロの改正規定

ロ 第十一条中租税特別措置法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十四条第二項に一号を加える改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十五号の改正規定(「買い取られる場合」の下に「(前条第二項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第三十四条の三第二項の改正規定、同法第六十五条の二第三項第一号の改正規定、同法第六十五条の三第一項に一号を加える改正規定、同法第六十五条の四第一項第二十五号の改正規定(「買い取られる場合」の下に「(前条第一項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第六十五条の五第一項の改正規定、同法第六十八条の七十三第三項第一号の改正規定及び同法第六十八条の七十六第一項の改正規定並びに附則第三十四条第四項、第五十五條第二項及び第七十二條第二項の規定

十六 次に掲げる規定 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日

イ 第九条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定

ロ 第十一条中租税特別措置法の目次の改正規定(「退職所得」を「退職所得等」に改める部分に限る。)、同法第十条の五の二第二項の改正規定(「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。)、同法第十条の五の三第一項の改正規定(「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第十条の五の四第二項第二号ロの改正規定、同法第十一条の三の次に一号を加える改正規定、同法第二章第三節の節名の改正規定、同法第二十九条の二(見出しを含む)の改正規定、同法第三十七条の十二の二第二項第七号の改正規定、同法第四十二条の二の二第二項から第三項までの改正規定(「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の二の二第二項に「第六項」を「第七項」に改める部分及び「第二十九條の二第八項から第十二項まで」を「第二十九條の二第九項から第十三項まで」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の三第四項第二号の改正規定(「第三十七條の十四第三十項」を「第三十七條の十四第三十五項」に改める部分を除く。)、同項第五号及び第六号の改正規定(「第二十九條の二第八項」を「第二十九條の二第九項」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の三の三第一項の改正規定(「第二十六條第二項」を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の四の二の四第一項の改正規定(「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第五十二条の二の五第二項第二号ロの改正規定、同法第四十四条の二の改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定(「第十三條第一項」を「第十九條第一項」に改める部分及び「第十三條第三項」を「第十九條第三項」に改める部分に限る。)、同法第六十八條の二十から第六十八條の二十三までの改正規定、同法第六十八條の四十一第一項及び第六十八條の四十二の二から第六十八條の二十三までの改正規定、同法第六十八條の四十一第一項及び第六十八條の四十二の二の改正規定並びに同法第八十条第三項の改正規定並びに附則第三十三條、第五十二條第三項、第六十九條第三項及び第一百十三條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九條第三項の改正規定(「第二十九條の二第五項」を「第二十九條の二第六項」に改める部分に限る。))の改正規定(「第二十九條の二第五項」を「第二十九條の二第六項」に改める部分に限る。))の規定

十七 第十一条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号の改正規定(「買い取られる場合」の下に「(前条第二項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。)」を加える部分を除く。)、同法第六十五条の四第一項第二十五号の改正規定(「買い取られる場合」の下に「(前条第一項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。)」を加える部分を除く。)、同法第七十条の四の二の改正規定、同法第七十条の六の二第二項の改正規定及び同法第七十七条の改正規定(「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。)、並びに附則第三十四条第五項、第五十五条第三項、第七十二条第三項並びに第七十九條第九項及び第十項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。))第四十五条第一項及び第三項(同条第一項第三号の二に係る部分に限る。))の規定は、個人が前条第十三号に定める日以後に納付する新所得税法第四十五条第一項第三号の二に掲げる森林環境税及び森林環境税に係る延滞金について適用する。

第三条 新所得税法第四十八条の二の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用する。

(株式交換等に係る譲渡所得等の特例に関する経過措置)
第四条 新所得税法第五十七条の四第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる株式交換について適用し、施行日以前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

(配偶者特別控除に関する経過措置)
第五条 新所得税法第八十三条の二第二項の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(確定申告等に関する経過措置)
第六条 新所得税法第二百二十条第一項(新所得税法第二百二十二条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項(これらの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。))並びに第六十六条において準用する場合を含む。及び第二百二十二条第一項の規定は、施行日以後に平成三十一年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、施行日以前に確定申告書を提出した場合及び施行日以後に平成三十一年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後に同項の規定により同年前分の所得税に係る確定申告書を提出するときにおける同項の規定の適用については、同項中「できる」とあるのは、「できる。この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等で第九十条(年末調整)の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該申告書を提出するとき、第二百二十条第一項各号に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることである。」とする。

2 新所得税法第二百二十条第三項(新所得税法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項(これらの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。))並びに第六十六条において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後に確定申告書を提出する場合については適用し、施行日以前に確定申告書を提出した場合は、なお従前の例による。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等に関する経過措置)
第七条 平成三十二年四月一日前に第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。))第三百三十七条の二第十項に規定する継続適用届出書の提出があつた場合における同項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税並びに当該所得税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、なお従前の例による。

2 平成三十二年四月一日前に旧所得税法第三百三十七条の三第十二項に規定する継続適用届出書の提出があつた場合における同項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税並びに当該所得税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、なお従前の例による。

(遺産分割等があつた場合の修正申告の特例に関する経過措置)
第八条 平成三十一年七月一日前に開始した相続又は遺贈により旧所得税法第六十条の三第一項から第三項までの規定の適用を受けた居住者について生じた旧所得税法第五十一条の六第一項第三号に掲げる事由については、なお従前の例による。

(信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置)
第九条 新所得税法第七十六条第三項の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同項に規定する収益の分配については適用し、同日前に支払われた旧所得税法第七十六条第三項に規定する収益の分配については、なお従前の例による。

2 新所得税法第八十条の二第三項の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同項に規定する収益の分配については適用し、同日前に支払われた旧所得税法第八十条の二第三項に規定する収益の分配については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)
第十条 新所得税法第四編第二章第一節、第九十条及び別表第二から別表第四までの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)
第十一条 新所得税法第四編第三章の二(第二百三条の六を除く。)の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等(次項において「公的年金等」という。))について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三条の六の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第十二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。))の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。))の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以前に終了した連結事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(適格合併等の定義に関する経過措置)
第十三条 新法人税法第十二条の八、第十二条の十一及び第十二条の十七の規定は、施行日以後に行われる合併、分割及び株式交換について適用し、施行日以前に行われた合併、分割及び株式交換については、なお従前の例による。

(課税所得の範囲の変更等に関する経過措置)
第十四条 新法人税法第十条の三第一項及び第二項の規定は、施行日以後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用し、施行日以前に公益法人等に該当することとなった第二条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。))第十条の三第一項に規定する特定普通法人等(附則第十八条及び第六十六条において「特定普通法人等」という。))については、なお従前の例による。

(みなし事業年度に関する経過措置)
第十五条 新法人税法第十四条第二項の規定は、新法人税法第四条の二に規定する他の内国法人が施行日以後に新法人税法第十四条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなる場合における同条第二項に規定する書類の提出について適用し、旧法人税法第四条の二に規定する他の内国法人が施行日以前に旧法人税法第十四条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなった場合における同条第二項に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

(納税地等の異動の届出に関する経過措置)
第十六条 新法人税法第二十条(連結子法人に係る部分に限る。))の規定は、連結子法人の施行日以後の本店又は主たる事務所の所在地の異動について適用し、連結子法人の施行日以前の本店又は主たる事務所の所在地の異動については、なお従前の例による。

(役員給与の損金不算入に関する経過措置)
第十七条 新法人税法第三十四条第一項(第三号イ(2)に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する同号イ(2)の手續に係る給与について適用する。

2 平成三十二年三月三十一日以前に終了する旧法人税法第三十四条第一項第三号イ(2)の手續に係る給与(前項に規定する給与を除く。)については、同条第一項(同号イ(2)に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。
(貸倒引当金に関する経過措置)

第十八条 新法人税法第五十二条第二項の規定は、施行日後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用し、施行日以前に公益法人等に該当することとなった特定普通法人等については、なお従前の例による。

第十九条 法人が改正事業年度(施行日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項において同じ。)前の事業年度において仮想通貨(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。)の譲渡に係る契約をし、かつ、改正事業年度以後の事業年度においてその仮想通貨の引渡しをする場合におけるその譲渡に係る新法人税法第六十一条第一項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額は、同項の規定にかかわらず、その引渡しの日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、改正事業年度前の事業年度においてその譲渡に係る契約をし、かつ、その契約をした日の属する事業年度においてその譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入したものである場合は、この限りでない。

2 新法人税法第六十一条第四項(仮想通貨に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する適格分割等(次項において「適格分割等」という。)について適用する。
3 法人が有する新法人税法第六十一条第二項に規定する短期売買商品等に該当する仮想通貨のうち、施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度(以下この項及び第五項において「経過事業年度」という。)終了の時に有するもの又は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人に移転したものがあつた場合において、これらの仮想通貨のいずれについても、当該経過事業年度の確定した決算(新法人税法第七十二条第一項又は第七十二条の四第一項若しくは第二項に規定する期間について新法人税法第七十二条第一項各号又は第七十二条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その期間に係る決算。第五項において同じ。)において新法人税法第六十一条第三項に規定する評価益又は評価損を収益又は損失として経理していないとき(当該適格分割等により移転した仮想通貨にあつては、同条第四項に規定する評価益又は評価損に相当する金額を収益の額又は損失の額としていないとき)は、当該経過事業年度については、当該法人が有する同条第二項に規定する短期売買商品等に該当する仮想通貨は同項に規定する短期売買商品等に該当しないものとして、同条並びに新法人税法第六十一条の六及び第六十一条の八の規定を適用することができる。

4 新法人税法第六十一条第八項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する適格分割等(次項において「適格分割等」という。)について適用する。
5 法人が行った新法人税法第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引(以下この項において「仮想通貨信用取引」という。)のうち、経過事業年度終了の時にあって決済されていないもの又は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等により分割承継法人若しくは被現物出資法人にその契約を移転したものがあつた場合において、これらの取引のいずれについても、当該経過事業年度の確定した決算において同条第七項に規定するみなし決済損益額を収益又は損失として経理していないとき(当該適格分割等により移転した契約に係る仮想通貨信用取引にあつては、同条第八項に規定するみなし決済損益額に相当する金額を収益の額又は損失の額としていないとき)は、当該経過事業年度については、同条第七項から第九項までの規定を適用しないことができる。
(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置)

第二十條 新法人税法第六十一条の二第二項、第四項及び第九項の規定は、施行日以後に行われる合併、分割型分割及び株式交換について適用し、施行日前に行われた合併、分割型分割及び株式交換については、なお従前の例による。

2 新法人税法第六十一条の二第二十三項の規定は、法人が施行日以後に行う合併、分割及び株式交換(法人が施行日以後に行う合併、分割又は株式交換で、旧法人税法第六十一条の二第二十三項に規定する場合に該当するもの)のうち、その契約をする日が施行日前であるもの(以下この項において「特定合併等」という。)を除く。)については適用し、法人が施行日以前に行った合併、分割及び株式交換(特定合併等を含む。)については、なお従前の例による。

3 法人が施行日以後の合併、分割又は株式交換(その契約をする日が施行日前であるものに限る。)により新法人税法第六十一条の二第二十三項に規定する政令で定める関係がある法人(旧法人税法第六十一条の二第二十三項に規定する政令で定める関係がある法人を除く。)に該当することが施行日において見込まれる法人の株式(出資を含む。)を交付しようとする場合には、当該合併、分割又は株式交換については、施行日を新法人税法第六十一条の二第二十三項に規定する契約日とみなして、同項の規定を適用する。
(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算に関する経過措置)

第二十一条 新法人税法第六十四条の四第一項の規定は、施行日以後に普通法人又は協同組合等に該当することとなる同項に規定する内国法人について適用し、施行日前に普通法人に該当することとなつた旧法人税法第六十四条の四第一項に規定する内国法人については、なお従前の例による。
2 新法人税法第六十四条の四第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する適格合併について適用し、施行日前に行われた旧法人税法第六十四条の四第二項に規定する適格合併については、なお従前の例による。

(内国普通法人等の設立等の届出に関する経過措置)
第二十二条 新法人税法第四十八条の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の届出書について適用し、施行日前に提出した旧法人税法第四十八条第一項の届出書については、なお従前の例による。

2 新法人税法第四十九条の規定は、施行日以後に提出する同条第一項又は第二項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧法人税法第四十九条第一項又は第二項に規定する届出書については、なお従前の例による。
(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第三条の規定による改正後の相続税法(以下この条において「新相続税法」という。)第十九条の三の規定は、平成三十四年四月一日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新相続税法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成三十四年四月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第三条の規定による改正前の相続税法(以下この条において「旧相続税法」という。)又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第三条の規定による改正前の相続税法(以下この項において「旧法」と総称する。)第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者で

ある場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第三項の規定を適用するに当たっては、最初相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するに当たっては、最初相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

3 新相続税法第二十一条の九第一項及び第四項の規定は、平成三十四年四月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項及び附則第七十九条において同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

4 新相続税法（第三十二条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に開始した相続に係る旧相続税法第三十二条第一項第三号に規定する返還すべき、又は弁償すべき額に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（港灣施設臨時販売場の届出に関する経過措置）

第二十四条 第六条の規定による改正前の消費税法（以下この条において「旧消費税法」という。）第八條第九項の承認を受けた事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。次条において同じ。）が、平成三十一年七月一日前に旧消費税法第八條第八項の規定による届出書を提出した場合における同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置）

第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税法（次項において「新消費税法」という。）第三十条第十項の規定は、平成三十一年十月一日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

2 新消費税法第三十条第十一項の規定は、施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

（揮発油税法及び地方揮発油税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 第七条の規定による改正前の揮発油税法第九条及び第八条の規定による改正前の地方揮発油税法第四条の規定（次項において「旧揮発油税法等の規定」という。）の適用を受けた揮発油（租税特別措置法第八十八条の五に規定する揮発油をいう。以下この条において同じ。）につき、揮発油税法第十七条及び地方揮発油税法第九条第一項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成四十六年四月分以後の各月分であるときは、当該揮発油については、第七条の規定による改正後の揮発油税法第九条及び第八条の規定による改正後の地方揮発油税法第四条の規定の適用を受けた揮発油を揮発油の製造者がその製造場に戻し入れ、又は移入したものとみなして、揮発油税法第十七条及び地方揮発油税法第九条の規定を適用する。

2 前項の規定は、旧揮発油税法等の規定の適用を受けた揮発油につき、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第七条の規定の適用がある場合について準用する。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 附則第一条第十四号に定める日から同条第十三号に定める日の前日までの間における第十條の規定による改正後の国税通則法（次項において「新国税通則法」という。）第二条の規定の適用については、同条第一号中「森林環境税及び特別法人事業税」とあるのは、「及び特別法人事業税」とする。

2 新国税通則法第七十四条の七の二及び第七十四条の八の規定は、平成三十二年一月一日以後に新国税通則法第七十四条の七の二第四項の国税庁長官の承認を受けて同条第一項の規定による報告の求めについて適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二十八条 別段の定めがあるものを除き、第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十九条 新租税特別措置法第十条の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十条 新租税特別措置法第十条の四第一項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の四第一項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十一条 新租税特別措置法第十条の五の二第一項（同項に規定する経営改善設備に係る同項に規定する経営改善指導助言書類に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する経営改善設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十条の五の二第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

2 個人が、施行日前に旧租税特別措置法第十条の五の二第一項に規定する経営改善指導助言書類の交付を受け、施行日から平成三十一年九月三十日までの間に当該経営改善指導助言書類に係る同項に規定する経営改善設備の取得等をする場合には、当該経営改善設備を新租税特別措置法第十条の五の二第一項に規定する経営改善設備とみなして、同条の規定を適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三十二条 個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をした旧租税特別措置法第十一条の表の第一号から第三号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

3 新租税特別措置法第十四条（第二項第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物について適用する。

4 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第二項第一号に掲げる建築物（同号口に掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。）及び同条第二項第二号に掲げる建築物については、同条（同項第一号に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第二十九条の二の規定は、同条第一項に規定する取締役等又は特定従事者が附則第一条第十六号に定める日以後に行われる同項に規定する付与決議に基づき締結される同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権に係る株式について適用し、旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する取締役等が同日前に行われた同項に規定する付与決議に基づき締結された同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権に係る株式については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十四条 新租税特別措置法第三十一条の二(第二項第八号の三に係る部分に限る。)の規定は、個人が平成三十一年六月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

2 新租税特別措置法第三十三条(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十一年六月一日以後に同項に規定する資産が収用され、補償金を取得する場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十三条第一項に規定する資産が収用され、補償金を取得した場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十四条(第二項第四号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十四条から第三十四条の三まで(新租税特別措置法第三十四条第二項第七号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第十五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

5 新租税特別措置法第三十四条の二(第二項第二十五号(同号の買取りをする者に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第十七号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十五条第三項から第五項までの規定は、個人が施行日以後に行う同条第三項に規定する対象譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十五条第三項に規定する対象譲渡については、なお従前の例による。

(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第三十五条 新租税特別措置法第三十七条の十第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する合併について適用し、施行日以前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第一号に規定する合併については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する分割について適用し、施行日以前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号に規定する分割については、なお従前の例による。

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置)

第三十六条 個人が施行日以前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第一号に定める特定株式に係る同条及び旧租税特別措置法第三十七条の十三の二の規定の適用については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第三十七条 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十五年一月一日以後に開設される同号に規定する非課税口座について適用し、同日前に開設された旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十四第二十七項から第三十一項までの規定は、施行日以後に同条第二十七項に規定する出国をする同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者について適用する。

3 新租税特別措置法第三十七条の十四第三十三項の規定は、同項に規定する各年が平成三十五年である場合について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十四第二十八項に規定する各年が平成三十四年以前である場合については、なお従前の例による。

4 平成三十五年一月一日において、十九歳又は二十歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者が新租税特別措置法第三十七条の十四第三十三項に規定する未成年者口座を開設している場合には、これらの者を同日において十八歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者とみなして、同項の規定を適用する。

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第三十八条 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項の規定は、平成三十五年一月一日以後に開設される同項第一号に規定する未成年者口座及び同日以後に設けられる同項第三号に規定する非課税管理勘定について適用し、同日前に開設された旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座及び同日前に設けられた同項第三号に規定する非課税管理勘定については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第十八項の規定は、平成三十四年四月一日以後に行う同項に規定する申請書の同項に規定する提出について適用し、同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第十八項に規定する申請書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十二項の規定は、平成三十四年四月一日以後に提出を受ける同項に規定する未成年者口座廃止届出書について適用し、同日前に提出を受けた旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十二項に規定する未成年者口座廃止届出書については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十八項から第三十項までの規定は、施行日以後に生ずる同条第六項に規定する契約不履行等事由について適用し、施行日前に生じた旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由については、なお従前の例による。

(合併等により外国親法人株式等の交付を受ける場合の課税の特例等に関する経過措置)

第三十九条 新租税特別措置法第三十七条の十四の三及び第三十七條の十四の四の規定は、施行日以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合について適用し、施行日以前に合併、分割又は株式交換が行われた場合については、なお従前の例による。

(国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第四十条の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第四十条の二に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

(債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第四十条の三の二第一項の規定は、同項の個人が施行日以後に行う同項の贈与について適用し、旧租税特別措置法第四十条の三の二第一項の個人が施行日以前に行った同項の贈与については、なお従前の例による。

(非居住者の内部取引に係る課税の特例に関する経過措置)
第四十二条 新租税特別措置法第四十条の三の三第一項、第二項、第四項、第九項、第十一項及び第十三項から第二十七項までの規定は、非居住者の平成三十三年分以後の所得税について適用し、非居住者の平成三十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条の三の三第五項から第八項まで、第十項及び第十二項の規定は、非居住者の平成三十三年分以後の所得税について適用する。
(居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法第四十条の四第一項、第二項(第二号イ(3)から(5)までに係る部分に限る。)及び第三項の規定は、同条第一項各号に掲げる居住者の平成三十一年分以後の各年分の課税対象金額等(同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をい、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の平成三十年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条の四第二項(第二号ロ及びハに係る部分に限る。)、第六項(第七号の二及び第十一号に係る部分に限る。)、及び第七項の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十条の七第二項(第三号イ(3)から(5)までに係る部分に限る。)、及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成三十一年分以後の各年分の課税対象金額等(同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をい、当該居住者に係る同条第一項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成三十年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十条の七第二項(第三号ロ及びハに係る部分に限る。)、第六項(第七号の二及び第十一号に係る部分に限る。)、及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

(公的年金等控除の最低控除額の特例に関する経過措置)

第四十四条 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第二項第一号の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

(国外所得金額の計算の特例に関する経過措置)

第四十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九の五第四項から第六項まで及び第十三項の規定は、居住者の平成三十三年分以後の所得税について適用し、居住者の平成三十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例に関する経過措置)

第四十六条 旧租税特別措置法第四十一条の二十の二第一項に規定する者が施行日に行つた同項の規定による更正の請求については、なお従前の例による。

(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する経過措置)

第四十七条 新租税特別措置法第四十二条の二第三項の規定は、同項に規定する特定外国法人が施行日以後に開始する同項に規定する振替国債等に係る特定債券現先取引につき支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の二第三項に規定する特定外国法人が施行日前に開始した同項に規定する振替国債に係る特定債券現先取引につき支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十二条の二第五項の規定は、同項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である同項に規定する特定外国法人が施行日以後に開始する同条第三項に規定する振替国債等に係る特定債券現先取引につき支払を受ける同条第五項に規定する支払を受ける利子について適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第四十八条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等が機械等を取扱った場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置)

第四十九条 新租税特別措置法第四十二条の六第一項(同項に規定する中小企業者に係る部分に限る。)の規定は、法人の施行日以後に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取扱った場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十条 新租税特別措置法第四十二条の十一の二第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十一の二第一項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十一条 新租税特別措置法第四十二条の十二の三第一項(同項に規定する経営改善設備に係る同項に規定する経営改善指導助言書類に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する経営改善設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日前に旧租税特別措置法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営改善指導助言書類の交付を受け、施行日から平成三十一年九月三十日までの間に当該経営改善指導助言書類に係る同項に規定する経営改善設備の取得等をする場合には、当該経営改善設備を新租税特別措置法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営改善設備とみなして、同条の規定を適用する。

第五十二条 法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。)をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第一号から第三号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

3 法人の施行日前に開始した事業年度における新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「中小企業者(第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者)に該当するものを除く。」とあるのは、「中小企業者」とする。

4 新租税特別措置法第四十七条の二(第三項第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物について適用する。

5 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第一号に掲げる建築物(同号口に掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。)及び同条第三項第二号に掲げる建築物については、同条(同項第一号に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八條の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第六十九條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十五第一項」とする。

(新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置)

第五十三条 施行日前に受けた旧租税特別措置法第五十五条の二第一項に規定する計画の認定に係る同項に規定する投資事業有限責任組合(以下この条において「投資事業有限責任組合」という。)に係る同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結している法人が施行日以後に終了する各事業年度において有している当該投資事業有限責任組合の組合財産である同項に規定する新事業開拓事業者の同項に規定する株式については、旧租税特別措置法第五十五条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八條の四十三の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第七十條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法(第七項及び第九項において「旧効力措置法」という。第六十八條の四十三の二第一項」と、同条第七項中「第六十八條の四十三の二第七項」とあるのは、「旧効力措置法第六十八條の四十三の二第七項」と、同条第九項中「第六十八條の四十三の二第九項」とあるのは、「旧効力措置法第六十八條の四十三の二第九項」とする。

(中小企業等の貸倒引当金の特例に関する経過措置)

第五十四条 旧租税特別措置法第五十七条の九第三項に規定する法人の平成三十五年三月三十一日以前に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成三十一年三月三十一日」とあるのは「平成三十五年三月三十一日」と、「中小企業等」とあるのは「中小企業者等」と、「百分の百十」とあるのは「百分の百八(平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百八とし、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百六とし、同年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百四とし、同年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百二とする。）」とする。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第五十五条 新租税特別措置法第六十五条の三(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の三から第六十五条の五まで(新租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号に係る部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第十五号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五条の四(第一項第二十五号(同号の買取りをする者に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第十七号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置)

第五十六条 新租税特別措置法第六十六条の四第一項、第二項、第七項、第十二項、第十四項及び第十六項から第三十二項までの規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の四第八項から第十一項まで、第十三項及び第十五項の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十六条の四の三第五項から第七項まで及び第十四項の規定は、外国法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(対象純支払子等に係る課税の特例に関する経過措置)

第五十七条 新租税特別措置法第六十六条の五の二及び第六十六条の五の三第一項の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の五の三第三項及び第八項の規定は、平成三十二年四月一日以後に確定申告書等(期限後申告書を除く。以下この項において同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、同日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関する経過措置)
第六十五条 新租税特別措置法第六十八条の三の四第一項及び第二項の規定は、施行日後に新租税特別措置法第二条第二項第一号の三に規定する公益法人等に該当することとなる同項第二号の二に規定する普通法人及び同項第一号の四に規定する協同組合等について適用し、施行日以前に旧租税特別措置法第六十八条の三の四第一項に規定する公益法人等に該当することとなった同項に規定する特定普通法人等については、なお従前の例による。

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置)
第六十六条 新租税特別措置法第六十八条の十一第一項(同項に規定する中小連結法人に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第六十七条 新租税特別措置法第六十八条の十四の三第一項及び第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十四の三第一項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第六十八条 新租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項(同項に規定する経営改善設備に係る同項に規定する経営改善指導助言書類に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する経営改善設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、施行日以前に旧租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善指導助言書類の交付を受け、施行日から平成三十一年九月三十日までの間に当該経営改善指導助言書類に係る同項に規定する経営改善設備の取得等をする場合には、当該経営改善設備を新租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善設備とみなして、同条の規定を適用する。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)
第六十九条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。)をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第一号から第三号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定の適用については、同項中「中小連結法人(第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」とあるのは、「中小連結法人」とする。

4 新租税特別措置法第六十八条の三十五(第三項第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物について適用する。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第一号に掲げる建築物(同号ロに掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。)及び同条第三項第二号に掲げる建築物については、同条(同項第一号に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる構築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第四十七条の二第三項第二号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(次項及び第三項第二号において「旧効力措置法」という。)第四十七条の二第三項第二号」と、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条の二第一項」と、同条第三項第二号中「第四十七条の二第三項第二号」とあるのは「旧効力措置法第四十七条の二第三項第二号」とする。

(連結法人の新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置)
第七十条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日以前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の四十三の二第一項に規定する計画に係る同項に規定する投資事業有限責任組合(以下この条において「投資事業有限責任組合」という。)に係る同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているものが施行日以後に終了する各連結事業年度において有している当該投資事業有限責任組合の組合財産である同項に規定する新事業開拓事業者の同項に規定する株式については、旧租税特別措置法第六十八条の四十三の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第五十五条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(第八項及び第十項において「旧効力措置法」という。)第五十五条の二第一項」と、同条第八項中「第五十五条の二第六項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第六項」と、同条第十項中「第五十五条の二第八項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第八項」とする。

(中小連結法人等の貸倒引当金の特例に関する経過措置)
第七十一条 旧租税特別措置法第六十八条の五十九第三項に規定する協同組合等の平成三十五年三月三十一日以前に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成三十一年三月三十一日」とあるのは「平成三十五年三月三十一日」と、「百分の百十」とあるのは「百分の百十(平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百八とし、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百六とし、同年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百四とし、同年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百二とする。）」とする。

(連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第六十八條の七十四(新租税特別措置法第六十五條の三第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の七十四から第六十八條の七十六まで(新租税特別措置法第六十五條の三第一項第七号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十五(新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十五号(同号の買取りをする者に係る部分に限る。))に係る部分に限る。の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十七号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

第七十三条 新租税特別措置法第六十八條の八十八第一項、第七項、第十二項、第十四項及び第十六項から第三十三項までの規定は、連結法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日以前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の八十八第八項から第十一項まで、第十三項及び第十五項の規定は、連結法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人の対象純支払子等に係る課税の特例に関する経過措置)

第七十四条 新租税特別措置法第六十八條の八十九の二及び第六十八條の八十九の三第一項の規定は、連結法人の法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同項に規定する連結親法人事業年度が同日以前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の八十九の三第五項の規定は、平成三十二年四月一日以後に連結確定申告書等(期限後申告書を除く。以下この項において同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、同日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第七十五条 新租税特別措置法第六十八條の九十第一項、第二項(第二号イ(3)から(5)までに係る部分に限る。)及び第三項の規定は、同条第一項各号に掲げる連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る個別課税対象金額等(同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をい、当該連結法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十第一項各号に掲げる連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の九十第二項(第二号ロ及びハに係る部分に限る。)、第六項(第七号の二及び第十一号に係る部分に限る。)、及び第七項の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第六項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額及び当該金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をい、当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以前に開始した事業年度に係る同条第六項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額及び当該金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をい、当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子会社等部分課税対象金額について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八條の九十一第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の個別課税対象金額等(同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額をい、当該連結親法人に係る同項に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。))に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項に規定する連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の九十二第十四項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等(期限後申告書を除く。以下この項において同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の九十三の二第二項(第三号イ(3)から(5)までに係る部分に限る。))及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る個別課税対象金額等(同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額をい、当該連結法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八條の九十三の二第二項(第三号ロ及びハに係る部分に限る。)、第六項(第七号の二及び第十一号に係る部分に限る。))及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額及び当該金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をい、当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十三の二第二項に規定する外国関係法人の施行日以前に開始した事業年度に係る同条第六項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額及び当該金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の個別課税対象金額等(同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額をい、当該連結法人に係る同項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以前に終了した連結事業年度の同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

(中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例に関する経過措置)

第七十六条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人について施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の百二の三第一項に規定する事実が生じた場合における当該連結親法人又はその連結子法人の当該事実が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に関する経過措置)

第七十七条 新租税特別措置法第六十八条の百七の二第四項から第六項まで及び第十三項の規定は、連結法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度の法人税について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(特定の合併等が行われた場合の連結法人である株主等の課税の特例に関する経過措置)

第七十八条 新租税特別措置法第六十八条の百九の二の規定は、施行日以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合について適用し、施行日前に合併、分割又は株式交換が行われた場合については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第六十九条の四第三項及び第六項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する同条第一項に規定する宅地等(次項において「宅地等」という。)に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した旧租税特別措置法第六十九条の四第一項に規定する宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。

2 施行日から平成三十四年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により取得する宅地等に係る新租税特別措置法第六十九条の四第三項第一号の規定の適用については、同号中「相続開始前三年以内」とあるのは、「平成三十一年四月一日以後」とする。

3 新租税特別措置法第七十条の二の二第一項、第四項及び第十項の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等に係る贈与税について適用し、施行日前に取得した旧租税特別措置法第七十条の二の二第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等に係る贈与税については、なお従前の例による。

4 施行日から平成三十一年六月三十日までの間における新租税特別措置法第七十条の二の二の規定の適用については、同条第二項第一号イ中「並びに第十一項及び第十二項」とあるのは、「及び第十一項」と、同条第六項中「第十二項第五号」とあるのは、「第十二項第三号」と、同条第十一項第三号中「をいう。次項において同じ」とあるのは、「をいう」と、同条第十四項及び第十五項中「第十二項第四号」とあるのは、「第十二項第二号」とする。

5 新租税特別措置法第七十条の二の三第一項及び第四項の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等に係る贈与税について適用し、施行日前に取得した旧租税特別措置法第七十条の二の三第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等に係る贈与税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第七十条の二の五第一項及び第二項、第七十条の二の六第一項及び第二項、第七十条の二の七第一項(同項に規定する特例事業受贈者の年齢の要件に係る部分に限る。)、第七十条の七第二項第三号イ並びに第七十条の七の五第二項第六号イの規定は、平成三十四年四月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

7 施行日から平成三十四年三月三十一日までの間に贈与をする場合における新租税特別措置法第七十条の二の八及び第七十条の六の八第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。

8 平成三十二年四月一日前に次の各号に掲げる届出書の提出があつた場合における当該各号に定める贈与税又は相続税(当該贈与税又は相続税に係る利子税及び延滞税を含む。)の徴収を目的とする国の権利の時効については、新租税特別措置法第七十条の四第二十九項、第七十条の六第三十四項、第七十条の六の六第十二項、第七十条の七第十項及び第七十条の七の二第二十一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 旧租税特別措置法第七十条の四第二十七項の届出書 同条第二十九項に規定する贈与税

二 旧租税特別措置法第七十条の六第三十二項の届出書 同条第三十四項に規定する相続税

三 旧租税特別措置法第七十条の六の六第十一項の届出書 同条第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額に相当する相続税

四 旧租税特別措置法第七十条の七第九項の届出書 同条第二項第七号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税

五 旧租税特別措置法第七十条の七の二第十項の届出書 同条第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額に相当する相続税

9 附則第一条第十七号に掲げる規定の施行の際現に旧租税特別措置法第七十条の四の二第一項第二号に掲げる貸付けが行われている場合における同条の規定の適用については、なお従前の例による。

10 附則第一条第十七号に掲げる規定の施行の際現に旧租税特別措置法第七十条の六の二第一項第二号に掲げる貸付けが行われている場合における同条の規定の適用については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第七十条の六の八の規定は、平成三十一年一月一日以後に贈与により取得する同条第二項第一号に規定する特定事業用資産に係る贈与税について適用する。

12 施行日から平成三十二年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第七十条の六の八第十項の規定の適用については、同項中「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」とあるのは、「に中断し、当該届出書の」と、「その進行を始める」とあるのは、「進行する」とする。

13 新租税特別措置法第七十条の六の十の規定は、平成三十一年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第一号に規定する特定事業用資産に係る相続税について適用する。

14 施行日から平成三十二年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第七十条の六の十第十項の規定の適用については、同項中「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」とあるのは、「に中断し、当該届出書の」と、「その進行を始める」とあるのは、「進行する」とする。

(酒税の税率の特例に関する経過措置)

第八十条 平成三十一年十月一日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（たばこ税の税率の特例に関する経過措置）
第八十一条 平成三十一年十月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（揮発油税及び地方揮発油税の特例に関する経過措置）

第八十二条 旧租税特別措置法第八十八条の八第一項の規定の適用を受けた揮発油（租税特別措置法第八十八条の五に規定する揮発油をいい、同法第八十九条第十五項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）につき、揮発油税法第十七条及び地方揮発油税法第九条第一項の規定の適用がある場合においては、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成四十六年四月分以後の各月分であるときは、当該揮発油については、新租税特別措置法第八十八条の八第一項の規定の適用を受けた揮発油を揮発油の製造者がその製造場に戻し入れ、又は移入したものとみなして、揮発油税法第十七条及び地方揮発油税法第九条の規定を適用する。

2 前項の規定は、旧租税特別措置法第八十八条の八第一項の規定の適用を受けた揮発油につき、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用がある場合について準用する。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第八十三条 平成三十一年五月一日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項の規定の適用を受けた検査自動車（租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。）に係る旧租税特別措置法第九十条の十二第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

（特別還付金の支給に関する経過措置）

第八十四条 個人が施行日前に提出した旧租税特別措置法第九十七条の二第三項に規定する特別還付金請求書に係る同条第一項に規定する特別還付金についての同条の規定の適用については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十五条 第十三条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。）第三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する免税相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する免税対象の役務提供対価について適用し、第十三条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約等実施特例法」という。）第三条第一項に規定する免税相手国居住者等が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する免税対象の役務提供対価については、なお従前の例による。

2 新租税条約等実施特例法第三条の二第一項から第三項まで、第五項、第七項及び第九項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する相手国居住者等、外国人、非居住者、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等について適用し、旧租税条約等実施特例法第三条の二第一項から第三項まで、第五項、第七項及び第九項に規定する相手国居住者等、外国人、非居住者、居住者又は内国法人が施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等については、なお従前の例による。

3 新租税条約等実施特例法第三条の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する相手国居住者等又は同条第二項に規定する外国人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する割引債のこれらの規定に規定する償還差益について適用し、旧租税条約等実施特例法第三条の三第一項に規定する相手国居住者等又は同条第二項に規定する外国人が施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する割引債のこれらの規定に規定する償還差益については、なお従前の例による。

4 新租税条約等実施特例法第四条第一項、第三項及び第五項の規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、外国人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等所得、株主等所得又は相手国団体所得に係る所得税又は法人税について適用し、旧租税条約等実施特例法第四条第一項、第三項及び第五項に規定する相手国居住者等、外国人又は非居住者が施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等所得、株主等所得又は相手国団体所得に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

5 新租税条約等実施特例法第五条の二の規定は、同条第一項に規定する居住者が施行日以後に同項に規定する譲渡又は決済をする同項に規定する資産又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引について適用する。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十六条 第十四条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定は、平成三十一年九月三十日以後に提出する同条第一項又は第二項の申請書について適用し、同日前に提出した第十四条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項又は第二項の申請書については、なお従前の例による。

（特定地方公共団体との間に完全支配関係がある法人の発行する振替債等に関する特例に関する経過措置）

第八十七条 施行日前に発行された第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十条に規定する振替債等に係る旧租税特別措置法第五条の三、第四十一条の十三第二項、第四項及び第五項並びに第六十七条の十七第二項、第十一項及び第十二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十八条 第十五条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十条第五項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（個人の復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第八十九条 新震災特例法第十条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する開発研究用資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等に関する経過措置）

第九十条 新震災特例法第十一条の六の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項又は第二項に規定する土地等の譲渡について適用する。

(被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例に関する経過措置)
第九十一条 新震災特例法第十一条の七の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例に関する経過措置)
第九十二条 新震災特例法第十二条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与する場合について適用し、施行日前に旧震災特例法第十二条の三に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与した場合には、なお従前の例による。

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第九十三条 新震災特例法第十七条の二第四項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置)
第九十四条 新震災特例法第十七条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する開発研究用資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

(帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等に関する経過措置)
第九十五条 新震災特例法第十八条の十第一項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第九十六条 新震災特例法第二十五条の二第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(連結法人の復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置)
第九十七条 新震災特例法第二十五条の五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する開発研究用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

(連結法人が帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等に関する経過措置)
第九十八条 新震災特例法第二十六条の十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

(避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例に関する経過措置)
第九十九条 新震災特例法第三十八条の二の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する受贈者が同項に規定する農地等を同項に規定する特例対象事業の用に供するために譲渡をする場合について適用する。

2 新震災特例法第三十八条の二の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する農業相続人が同項に規定する特例農地等を同条第一項に規定する特例対象事業の用に供するために譲渡をする場合について適用する。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)
第一百条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号及び第十四条第三項中「千分の四十」を「千分の三十八」に、「千分の九百六十」を「千分の九百六十二」に改める。

第十九条第一項中「第七十四条の七」を「及び第七十四条の八」に改め、「及び第七十四条の十二第二項」を削り、同条第二項中「若しくは採取」を「又は採取」に改め、「又は同法第七十四条の十二第二項の職務を執行する場合」を削る。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)
第一百一条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第七十四条の七」を「及び第七十四条の八」に改め、「及び第七十四条の十二第二項」を削り、同条第二項中「検査若しくは」を「検査又は」に改め、「又は同法第七十四条の十二第二項の諮問をする場合」を削る。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中「第四十条の三の三十六項第一号及び第二号、第十七項並びに第十九項」を「第四十条の三の三十二項第一号及び第二号、第二十三項並びに第二十五項」に、「第四十条の三の三十二項」を「第四十条の三の二十六項」に改め、同表租税特別措置法の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の項中「第五条の二第五項」を「第五条の二の二第五項」に改め、同条第九項第一号中「次に掲げる配当等」を「相手国居住者等配当等」に、「配当等」を「相手国居住者等配当等」をいう。以下この号において同じ。又は次に掲げる配当等(同項に規定する配当等を「に」に、「に」を「に」に改め、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハからホまでを同号ロから二までとし、同項第二号中「前号二」を「前号八」に改め、同項第三号中「第一号二又はホ」を「第一号八又は二」に改める。

第六十二条第一項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改める。

第六十三条第三項中「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項又は」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年改正法」という。)附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第六十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二十一項又は平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第六十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同条第五項中「租税特別措置法」を「平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第六十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「第六十八条の八」

2 新平成三十年改正法附則第二十八条第三項の規定は、施行日後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用し、施行日以前に公益法人等に該当することとなった特定普通法人等については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第七七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の項第一号中「第七十条の六の六第二十項」の下に、「第七十条の六の八第二十七項、第七十条の六の十第二十八項」を加える。

(輸出入取引法等の一部改正)

第八八条 次に掲げる法律の規定中、「法人税法(昭和四十年法律第三十四号)」を削る。

一 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十七条第三項

二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)第四十九条の九第三項

三 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第四十六条第二項

(住民基本台帳法の一部改正)

第九九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十四の二の項の次に次のように加える。

四十四の三 社債、株式等の
振替に関する法律(平成二十三年法律第七十五号)第二十二
条第二項に規定する振替機
関
国税通則法による同法第七十四条の十三の四第一項の加入者
情報の管理又は同条第二項の加入者の個人番号等の提供に關
する事務であつて総務省令で定めるもの

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第一百十條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号中「四十七年」を「四十九年」に改める。

第八十一条第一項中「同条第一項」を「同項」に、「から同条」を「(以下この項において「差額課税額」という。)から同条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「控除した」の下に「金額又は当該差額課税額に同条第二項の規定により控除され、若しくは控除されるべき若しくは還付され、若しくは還付されるべき内国消費税に相当する金額を加算した」を加える。

第八十二条中「四十八年」を「四十九年」に改め、「受けていた課税物品」の下に「当該変更又は廃止があつた日に当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額がこれらの日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を超えるものに限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 沖繩県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の日から起算して四十九年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減に関する措置の変更があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品(前項の課税物品を除く。)を所持する者がある場合には、当該課税物品については、政令で定めるところにより、その者を当該課税物品の製造者と、当該所持する場所を課税物品の製造場と、その者が所持する課税物品を当該変更があつた日にその者の当該課税物品の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、当該戻し入れたものとみなされた当該課税物品に係る内国消費税の額に相当する金額を前項の規定により課されるべき内国消費税の額から控除し、又は還付する。この場合において、当該課税物品に係る控除され、又は還付されるべき内国消費税の額に相当する金額は、当該変更

があつた日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額から当該変更があつた日に当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百一十條 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十九条第一項及び第四項の酒類の製造場及び保税地域以外の場所が沖繩県の区域内の場所であり、かつ、これらの規定に規定する酒類が沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十九条第一項から第十三項までの規定は、適用しない。

(沖繩振興特別措置法の一部改正)

第一百十二條 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「若しくは久米島」を「久米島若しくは下地島」に改め、「奄美群島振興開発特別措置法」の下に「昭和二十九年法律第八十九号」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第一百十三條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「第三十項、第七十条の二の二第十三項」を「第三十五項、第七十条の二の二第十五項」に、「所得税法」を「若しくは第七十四条の十三の三、所得税法」に改める。

別表第一の三十八の項の次に次のように加える。

三十八の二 社債、株式等の
振替に関する法律第二条第
二項に規定する振替機
関
国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等
の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百十四條 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一百三十条を次のように改める。

第一百三十條 削除

(罰則に関する経過措置)

第一百十五條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「退職所得」を「退職所得等」に、「関連者等に係る利子等の」を「支払利子等に係る」に、「関連者等に係る純支払利子等の」を「対象純支払利子等に係る」に、「第五十五条」を「第五十五条」に改める。

第一条の二第三項の表法第六十一条の四第二項の項中「第六十一条の四第二項」の下に「及び第六十六条の十三第一項第一号」を加え、同項の前に次のように加える。

法第四十二条の四第二項

もの及び

もの、同法第四条の七に規定する受託法人及び

当事者間の支配の関係がある法人及び」を「第三号イ及びロに掲げるもの並びに」に改め、「行われ
るもの」の下に「当該試験研究の主要な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの並
びに次号及び第十号に掲げる試験研究に該当するものを除く。」を加え、同号を同項第八号とし、
同号の次に次の二号を加える。

九 新事業開拓事業者等に委託する試験研究（委任契約その他の財務省令で定めるものに該当す
る契約又は協定（以下この号及び次号において「委任契約等」という。）により委託するもので、
その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下この号及び次号におい
て同じ。）のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該新事業開拓事業者等とのその
委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき
役割として当該個人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該新事業
開拓事業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人
に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われる
もの（当該試験研究の主要な部分について当該新事業開拓事業者等が再委託を行うものを除
く。）

イ その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が工業化研究と
して財務省令で定めるもの（イ及び次号イにおいて「工業化研究」という。）に該当しないも
のであること（その委託に係る委任契約等において、当該新事業開拓事業者等に委託する試
験研究が当該個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場
合に限る。）

ロ その委託する試験研究が主として当該新事業開拓事業者等の有する知的財産権等（法第十
条第七項第七号に規定する知的財産権その他これに準ずるものとして財務省令で定めるもの
及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。ロ及び次号ロにおいて同じ。）を活
用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権
等が当該新事業開拓事業者等の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試
験研究の内容が定められている場合に限る。）

十 他者（特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等並びに第三号イ及びロに掲げるもの
を除く。）に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該他者のと
その委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担
すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該
他者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰属
する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの
イ その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が工業化研究に
該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該他者に委託する試
験研究が当該個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場
合に限る。）

ロ その委託する試験研究が主として当該他者の有する知的財産権等を活用して行うもので
あること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該他者の
有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている
場合に限る。）

第五号の三第十項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第
五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 他者（特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等並びに前号イ及びロに掲げるものを
除く。）と共同して行う試験研究で、当該他者のとの契約又は協定（当該契約又は協定におい
て、当該試験研究における当該個人及び当該他者の役割分担及びその内容、当該個人及び当該
他者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他者が当該費用のうち
当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人及び
当該個人に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）
に基づいて行われるもの

第五号の三第十項第七号を「第十号第八項第七号」を「第十号第七項第七号」に改め、同項第一号中
「第五号及び第九号」を「第六号及び第十二号」に改め、同項第二号中、「第三号、第六号及び第
七号」を「から第四号まで及び第七号から第十号まで」に改め、同項第三号中、「前項第四号」を「前
項第五号」に改め、同項第四号中「前項第八号」を「前項第十一号」に、「第十号第八項第一号」を
「第十号第七項第一号」に改め、同条第十二項中「同条第八項第二号」を「同条第七項第二号」に
改め、「適用年（以下この項の下に「第十四項及び第十五項」を加え、「同条第八項第三号」を「同
条第七項第三号」に、「計算上」を「計算における同号の試験研究費の額に」に改め、同条第十三項
中「第十号第八項第八号」を「第十号第七項第八号」に改め、同条第十四項中「第十号第八項第八
号」を「第十号第七項第八号」に、「同条第一項 第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする
年（以下この項及び次項において「総額方式等適用年」という。）を「適用年」に、「当該総額方式
等適用年」を「当該適用年」に改め、同条第十五項中、「第三項又は第七項」を「又は第三項」に、
「総額方式等適用年」を「適用年」に改め、同項各号中「総額方式等適用年」を「適用年」に改
める。

第五号の五第三項第二号及び第三号中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

第五号の五の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十条の四第一項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の成長発展の基盤強化に著し
く資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務
大臣（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律
第四十号）第三十八條第二項に規定する主務大臣をいう。）の確認を受けたものとする。

第五号の五の二に次の一項を加える。

4 経済産業大臣は、第二項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第五号の五の三第一項中「第十号第八項第五号」を「第十号第七項第六号」に改める。

第五号の六の二第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十四号ま
でを一号ずつ繰り上げる。

第五号の七第二項中「第十号第十二項」を「第十号第十一項」に改める。

第五号の八第一項から第五項までを削り、同条第六項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第七項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次
に次の一項を加える。

3 法第十一条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業（本
邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の
運送をする事業をいう。次項及び第五項において同じ。）、沿海運輸業（本邦の各港間において船
船により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第八項において同じ。）及び海上運送法（昭
和二十四年法律第八十七号）第二条第七項に規定する船舶貸渡業とする。

4 法第十一条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に資するものとして
政令で定める船舶は、鋼船（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第二十条の規定に該当する
ものを除く。）のうち、海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和
五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のもに限る。）又
は沿海運輸業の用に供されるもので、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

5 法第十一条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資するもの
として政令で定める船舶は、海洋運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく
資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第五号の八第八項を同条第六項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「第一項若しくは第五
項の規定により機械その他の減価償却資産を指定し、又は第八項」を「第六項」に改め、同項を同
条第十一項とし、同条第九項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次
に次の三項を加える。

8 法第十一条の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供さ
れる船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議し
て指定するものとする。

9 経済産業大臣は、第一項の規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

10 国土交通大臣は、第四項、第五項又は第八項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

第五條の八第十二項を削る。

第六條の二の次に次の一条を加える。

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)

第六條の二の二 法第十一条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この条において同じ。)の取得価額(所得税法施行令第二百六十六條第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。)が百万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとする。

第六條の三第一項各号及び第十二項各号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六條の四の見出しを「医療用機器等の特別償却」に改め、同条第一項中「の」を「第三項において同じ。」に改め、「いう」の下に「第三項において同じ」を加え、同条第二項第一号中「指定するもの」の下に「(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十條の十四第一項に規定する構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものにあつては、厚生労働大臣が定める要件を満たすものに限る。)」を加え、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、「器具及び備品を」の下に「指定し、若しくは要件を定め、第四項の規定により事項を定め、又は同項第一号の規定により機能別の機器の種類を」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 法第十二條の二第二項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品(医療用の機械及び装置を含む。次項において同じ。)にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものとする。

4 法第十二條の二第二項に規定する政令で定めるものは、器具及び備品並びに特定ソフトウェアのうち、医療法第三十條の二第一項第一号に掲げる事務を実施する都道府県の機関(同条第二項の規定による委託に係る事務(同号に掲げる事務に係るものに限る。))を実施する者を含む。

以下この項において「相談機関」という。の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対策、その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画(当該相談機関の長(当該相談機関が同条第二項の規定による委託を受けた者である場合には、当該相談機関の長及びその委託をした都道府県知事)による医師の勤務時間の短縮に特に資するものである旨の確認があるもの(記載された当該事項につき変更がある場合には、その変更後の計画に係る旨の確認があるもの)に限る。以下この項において「医師等勤務時間短縮計画」という。)に基づき当該個人が取得し、又は製作するもの(第一号において「計画設備等」という。)として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの(次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該記載されたものに限る。)とする。

一 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。

二 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第十二條の二第二項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付すること。

5 前項に規定する特定ソフトウェアとは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの(これに関連する財務省令で定める書類を含む。)をいう。

6 法第十二條の二第三項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る同項の協議の場合における協議に基づき病床の機能区分(医療法第三十條の十三第一項に規定する病床の機能区分をいう。第二号において同じ。)に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を法第十二條の二第三項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一 医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備(次号において「既存病院用建物等」という。)についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。

二 その改修(法第十二條の二第三項に規定する改修をいう。)により既存病院用建物等において病床の機能区分のうちいずれかのものに同じ病床数が増加する場合の当該改修のための工事により取得又は建設をされるものであること。

第七條の見出しを「特定都市再生建築物の割増償却」に改め、同条第一項中「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物」に改め、同条第二項中「第十四條第二項第一号」を「第十四條第二項第一号」に改め、同条第三項中「第十四條第二項第一号」を「第十四條第二項第一号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「又は構築物」を削り、同項を同条第四項とする。

第十條第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第三十二條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第十四條の規定

第十四條第四項第二号中「各年の」の下に「この項の規定を適用しないで計算した場合における」を加える。

第十八條の六第一項中「これらの規定を第三十九條の二十八の二第一項の規定により適用する場合を含む。」を削る。

第二章第七節の二の節名中「退職所得」を「退職所得等」に改める。

第十九條の三の見出し中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同条第一項中「又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四條の規定による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十條ノ二十一第一項の決議に基づき無償で発行された同項に規定する新株予約権」を削り、同条第二項中「第十六項」を「第二十五項」に改め、同条第五項中「及び第十六項」を「第七項第二号イ及び第二十五項」に改め、「若しくは新株引受権(同項に規定する新株引受権をいう。以下この条において同じ。))及び「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、同条第七項第一号中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、「特定株式」を「取締役等の特定株式」に改め、同条第二号イ中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」及び「新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。」を削り、「同条第二項に規定する書面」を「同条第二項第一号から第三号までの書面(当該行使をする新株予約権が取締役等に対して与えられたものである場合には、同項第一号及び第三号の書面に「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に「第十六項」を「以下この条」に改め、「対象株式の発行又は移転若しくは譲渡を含む。」を削り、「同条第一項第六号」を「法第二十九條の二第二項第六号」に改め、同号ロ中「第十項」を「第十項」に、「特定株式」を「取締役等の特定株式」に改め、同条第三号中「している特定株式」の下に「(法第二十九條の二第四項)を「同項」に改め、同条第八項中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」及び「新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。」を削り、同条第九項中「第二十九條の二第四項に

規定する」の下に「同条第一項本文の規定の適用を受けて」を加え、「同条第一項本文」を「同項本文」に改め、「次項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第二十六項中「第二十九條の二第九項」を「第二十九條の二第十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十五項中「新株の発行又は株式の移転を含む。」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第二十四項を同条第三十三項とし、同条第二十三項を同条第三十二項とし、同条第二十二項中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十一項中「同じ。」を「同じ。」とし、「新株予約権等」を「新株予約権」に「の数を」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十項中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十九項中「同じ。」を「同じ。」とし、「新株予約権等」を「新株予約権」に「の数を」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十八項を同条第二十七項とし、同条第十七項を同条第二十六項とし、同条第十六項中「取締役等」を削り、「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に、「の氏名」を「又は特定従事者の氏名」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十五項を同条第二十四項とし、同条第十四項中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十三項を同条第二十二項とし、同条第十二項中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同項を同条第二十一項とし、「第八十四條第二項第五号」を「第八十四條第二項第三号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

特別適用者の有する同一銘柄の特定株式のうち取締役等の特定株式以外の特定株式がある場合における所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第六十七條の七第四項から第七項までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該同一銘柄の特定株式のうち取締役等の特定株式と当該取締役等の特定株式以外の特定株式とがある場合には、これらの特定株式については、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの規定を適用する。

二 当該取締役等の特定株式以外の特定株式のうち当該取締役等の特定株式以外の特定株式に係る特定新株予約権の行使をした日が異なる特定株式がある場合には、これらの特定株式については、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの規定を適用する。

第十九條の三第十項中「特定株式」を「取締役等の特定株式」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の七項を加える。

12 法第二十九條の二第四項第一号に規定する政令で定める終了は、同条第一項第六号に規定する取決めに従つてされる取締役等の特定株式以外の特定株式を有する特別適用者の国外転出（同項第七号に規定する国外転出をいう。次項及び第十四項において同じ。）に係る終了とする。

13 法第二十九條の二第五項に規定する国外転出の時に係る価額に相当する金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第二十九條の二第五項の国外転出をする日の属する年分の確定申告書の提出の時までに国税通則法第一百七十七條第二項の規定による納税管理人の届出をした日以後に当該年分の確定申告書を提出する場合又は当該年分の所得税につき同法第二十五條の規定による決定がされる場合 当該国外転出の時に係る特定株式（取締役等の特定株式を除く。次号、次項及び第十五項において同じ。）の価額に相当する金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 法第二十九條の二第五項の国外転出の予定日から起算して三ヶ月前の日（同日後に取得をした特定株式にあつては、当該取得時）における特定株式の価額に相当する金額

14 法第二十九條の二第五項に規定する特定株式の取得に要した金額として政令で定める金額は、同項の国外転出の時に特定株式の譲渡があつたものとした場合に所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第六十七條の七第四項までの規定（第十九項から第二十一項までの規定）により適用する場合を含む。次項において同じ。）により当該特定株式の売上原価の額又は取得費の額として計算される金額に相当する金額とする。

15 法第二十九條の二第五項に規定する政令で定める特定株式は、特定株式に係る特定新株予約権の行使をした日における当該特定株式の価額に相当する金額が当該行使をした日に当該特定株式の譲渡があつたものとした場合に所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第六十七條の七第四項から第七項までの規定により当該特定株式の売上原価の額又は取得費の額として計算される金額に相当する金額を超える当該特定株式とする。

16 法第二十九條の二第五項に規定する特定従事者の特定株式の価額に相当する金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 特別適用者が特定従事者の特定株式（法第二十九條の二第五項に規定する特定従事者の特定株式をいう。以下この項において同じ。）に係る特定新株予約権の行使をした日における当該行使により取得をした株式の権利行使時評価額（当該株式の同日における価額に相当する金額を当該株式の数で除して計算した金額をいう。次号及び第十八項において同じ。）に同条第五項の規定により譲渡があつたものとみなされた当該特定従事者の特定株式の数を乗じて計算した金額

二 特定従事者の特定株式について次に掲げる事由（以下この号において「株式交換等の事由」という。）が生じた場合 特別適用者が特定従事者の特定株式に係る特定新株予約権の行使により取得をした株式（当該行使の日以後に次に掲げる事由により取得をした株式がある場合には、当該株式。以下この号において「旧株」という。）について生じた当該株式交換等の事由により取得した株式又は当該株式交換等の事由が生じた前時から引き続き有していた旧株（第十八項において「所有株式」という。）に係る当該株式交換等の事由の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額に、法第二十九條の二第五項の規定により譲渡があつたものとみなされた当該特定従事者の特定株式の数を乗じて計算した金額

イ 株式を発行した法人の所得税法第五十七條の四第一項に規定する株式交換又は同条第二項に規定する株式移転 当該株式交換又は株式移転があつた法人が発行した株式の権利行使時評価額を、当該株式交換又は株式移転により当該株式一株について取得した同条第一項に規定する株式交換完全親法人（イにおいて「株式交換完全親法人」という。）の株式若しくは株式交換完全親法人との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人の株式又は同条第二項に規定する株式移転完全親法人の株式の数で除して計算した金額

ロ 所得税法第五十七條の四第三項第二号に規定する取得条項付株式（ロにおいて「取得条項付株式」という。）の同号に規定する取得事由の発生又は同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式（ロにおいて「全部取得条項付種類株式」という。）の同号に規定する取得決議 当該取得事由の発生又は取得決議があつた取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の権利行使時評価額を、当該取得事由の発生又は取得決議により当該取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式一株について取得した株式の数で除して計算した金額

ハ 株式の分割又は併合 当該分割又は併合があつた株式の権利行使時評価額を基礎として所得税法施行令第一百十條第一項の規定に準じて計算した金額

ニ 株式を発行した法人の所得税法施行令第一百十一條第二項に規定する株式無償割当て（当該株式無償割当てにより当該株式と同一の種類株式が割り当てられる場合の当該株式無償割当てに限る。） 当該株式無償割当ての基因となつた株式の権利行使時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額

ホ 株式を発行した法人の所得税法施行令第一百十二條第一項に規定する合併 当該合併に係る同項に規定する被合併法人の株式の権利行使時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額

へ 株式を発行した法人の所得税法施行令第百十三条第一項に規定する分割型分割 次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該分割型分割に係る所得税法施行令第百十三条第一項に規定する分割承継法人の株式又は同項に規定する分割承継法人の株式 当該分割型分割に係る同令第六十一条第六項第六号に規定する分割法人(②において「分割法人」という。)の株式の権利行使時評価額を基礎として同令百十三条第一項の規定に準じて計算した金額

(2) 当該特例適用者が当該分割型分割の前から引き続き有している当該分割型分割に係る分割法人の株式 当該分割法人の株式の権利行使時評価額を基礎として所得税法施行令第百十三条第三項の規定に準じて計算した金額

ト 株式を発行した法人の所得税法施行令第百十三条の二第二項に規定する株式分配 次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該株式分配に係る所得税法施行令第百十三条の二第二項に規定する完全子法人の株式 当該株式分配に係る同条第三項に規定する現物分配法人(②において「現物分配法人」という。)の株式の権利行使時評価額を基礎として同条第一項の規定に準じて計算した金額

(2) 当該特例適用者が当該株式分配の前から引き続き有している当該株式分配に係る現物分配法人の株式 当該現物分配法人の株式の権利行使時評価額を基礎として所得税法施行令第百十三条の二第二項の規定に準じて計算した金額

チ 株式を発行した法人の所得税法施行令第百十四条第一項に規定する資本の払戻し又は解散による残余財産の分配 当該特例適用者が当該資本の払戻し又は解散による残余財産の分配の前から引き続き有している当該法人の株式の権利行使時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額

17 前項第二号八から七までの規定により所得税法施行令第百十條第一項、第百十一條第二項、第百十二條第一項、第百十三條第一項及び第三項、第百十三條の二第二項並びに第百十四條第一項の規定に準じて計算する場合には、同令百十條第一項中「取得価額は、旧株一株の従前の取得価額」とあるのは「租税特別措置法施行令第十九條の三第十六項第一号(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)に規定する権利行使時評価額(以下「権利行使時評価額」という。)は、旧株一株の従前の権利行使時評価額」と同令百十一條第二項中「取得価額」とあるのは「権利行使時評価額」と、同令百十二條第一項中「取得価額は、旧株一株の従前の取得価額(法第二十五條第一項第一号(合併の場合のみなし配当)の規定により剰余金の分配)の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しくは金銭の分配として交付を受けたものとみなされる金額又はその合併法人株式若しくは合併親法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち旧株一株に対応する部分の金額を加算した金額」とあるのは「権利行使時評価額」と、同令百十三條第一項中「取得価額」とあるのは「権利行使時評価額」と、(金額(法第二十五條第一項第二号(分割型分割の場合のみなし配当)の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち分割承継法人株式又は分割承継親法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額」とあるのは「金額」と、同条第三項中「取得価額」とあるのは「権利行使時評価額」と、同令百十三條の二第二項中「取得価額」とあるのは「権利行使時評価額」と、(金額(法第二十五條第一項第三号(株式分配の場合のみなし配当)の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその完全子法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち完全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額」とあるのは「金額」と、同条第二項及び同令百十四條第一項中「取得価額」とあるのは「権利行使時評価額」と読み替えるものとする。

18 第十六項第二号の所有株式につき同号イからチまでに掲げる事由が生じた後における同号の規定の適用については、同号イからチまでに定める金額を当該所有株式に係る同号イからチまでに規定する権利行使時評価額とみなす。

19 第十九條の三第九項の次に次の一項を加える。

10 法第二十九條の二第四項に規定する特定新株予約権の行使により取得をした株式につき有し、又は取得することとなる分割等株式とする。

以下この条において同じが、その有する当該特定従事者に対して与えられた特定新株予約権の行使により取得をした株式につき有し、又は取得することとなる分割等株式とする。

第二十條の二第七項中「第九項又は第十項」を「第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項第五号中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十二項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十一項第二号中「同条第三項(同条第六項)を「同条第三項(同条第七項又は第八項)に、「同条第五項(同条第六項)を「同条第六項(同条第七項)に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 法第三十一條の二第二項第八号の三口に規定する政令で定める事業は、同号に規定する裁定申請書記載された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第十條第二項第二号の事業に係る同条第一項に規定する事業区域の面積が五百平方メートル以上であり、かつ、当該裁定申請書記載された法第三十一條の二第二項第八号の三口に規定する特定所有者不明土地の面積の当該事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である事業とする。

第二十二條第四項及び第十七項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第二十項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第二号中「第八十八條」の下に「(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三十五條第一項において準用する場合を含む)」を加え、同条第二十二項中「応じ」を「応じ」に改める。

第二十二條の四第二項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第四号中「第五條第一項第六号」を「第五條第一項第七号」に改める。

第二十二條の七第二項中「ものに限る。」を「ものに限る。第四項及び第六項において同じ。」に改め、同条に次の三項を加える。

4 法第三十四條第二項第四号に規定する政令で定める文化財保存活用支援団体は、公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもの(次項において「支援団体」という。)とする。

5 法第三十四條第二項第四号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件を満たす場合とする。

一 当該支援団体と地方公共団体との間で、その買い取つた土地(法第三十四條第二項第四号に規定する重要文化財として指定された土地又は同号に規定する史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地をいう。以下この項において同じ。)の売買の予約又はその買い取つた土地の第三者への転売を禁止する条項を含む協定に対する違反を停止条件とする停止条件付売買契約のいずれかを締結し、その旨の仮登記を行うこと。

二 その買い取つた土地が、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十二條の二第一項の規定により当該支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の区域内にある土地であること。

三 文化財保護法第九十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載された土地の保存及び活用に關する事業(地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するためにその土地が買い取られるものであること。

6 法第三十四条第二項第七号に規定する政令で定める農地中間管理機構は、公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

第二十二條の八第十項中「第十五項まで」の下に「及び第二十九項」を加え、同条第二十八項第一号中「昭和二十五年法律第二百十四号」を削り、同条第二十九項中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、「その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。」及び「その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。」を削る。

第二十二條の九第一項中「又は同法第十四條に規定する農地利用集積円滑化団体（当該農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である当該農地利用集積円滑化団体にあつては、公益社団法人）」を「公益社団法人」に、「これらの法人の次の各号に掲げる区分に応じその行う当該各号に定める事業」を「同法第七條の規定により当該農地中間管理機構が行う事業（同条第一号に掲げるものに限る。）」に改め、同項各号を削る。

第二十三條第三項中「同条第四項の相続の開始の直前における同項に規定する被相続人居住用家屋の床面積のうち当該相続の開始の直前における同項に規定する被相続人の居住の用に供されていた部分の床面積の占める割合」を「次の各号に掲げる被相続人居住用家屋（同条第四項に規定する被相続人居住用家屋をいう。以下この項、次項及び第七項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第三十五條第四項の相続の開始の直前において同項に規定する被相続人（以下この条において「被相続人」という。）の居住の用に供されていた被相続人居住用家屋（当該相続の開始の直前における被相続人居住用家屋の床面積のうち当該相続の開始の直前における当該被相続人の居住の用に供されていた部分の床面積の占める割合）
二 法第三十五條第四項に規定する対象従前居住の用（第八項及び第九項において「対象従前居住の用」という。）に供されていた被相続人居住用家屋（同条第四項に規定する特定事由（以下この条において「特定事由」という。）により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前における当該被相続人居住用家屋の床面積のうち当該居住の用に供されなくなる直前における当該被相続人の居住の用に供されていた部分の床面積の占める割合）

第二十三條第四項中「同条第四項の相続の開始の直前における同項に規定する被相続人居住用家屋の敷地等の面積（土地にあつては当該土地の面積をいい、土地の上に存する権利にあつては当該土地の面積をいう。以下この項において同じ。）のうち当該相続の開始の直前における同条第四項に規定する被相続人の居住の用に供されていた部分の面積の占める割合」を「次の各号に掲げる被相続人居住用家屋の敷地等（同条第四項に規定する被相続人居住用家屋の敷地等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地等（法第三十五條第四項の相続の開始の直前における被相続人居住用家屋の敷地等の面積（土地にあつては当該土地の面積をいい、土地の上に存する権利にあつては当該土地の面積をいう。以下この号及び次号において同じ。）のうち当該相続の開始の直前における被相続人の居住の用に供されていた部分の面積の占める割合）
二 前項第二号に掲げる被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地等（特定事由により当該被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前における被相続人居住用家屋の敷地等の面積のうち当該居住の用に供されなくなる直前における当該被相続人の居住の用に供されていた部分の面積の占める割合）

第二十三條第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「前二項」を「第八項及び第九項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第八項中（当該家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前）において、「とあるのは「において」と、「居住の用に供されていた同項各号」とあるのは「居住の用（当該家屋が特定事由により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（前項各号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、同項第一号に規定する用途）に供されていた同項各号」と、「あつて」とあるのは「あつて、当該相続の開始の直前（当該家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、特定事由により当該家屋が当該被相続人の居住の用に供されなくなる直前）」において」と、第九項中「直前（当該土地が対象従前居住の用に供されていた前項に規定する家屋の敷地の用に供されていた土地である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前。以下この項において同じ。）」とあるのは「直前」と読み替へるものとする。

第二十三條第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「の相続の開始の直前」の下に（当該土地が対象従前居住の用に供されていた前項に規定する家屋の敷地の用に供されていた土地である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

法第三十五條第五項に規定する政令で定める用途は、第七項第一号に規定する用途とする。
第二十三條第六項中「において同項に規定する」を（当該家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前）において、「に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。
6 法第三十五條第四項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 介護認定法（平成九年法律第二百二十三号）第十九條第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けた被相続人その他これに類する被相続人として財務省令で定めるものが次に掲げる住居又は施設に入居又は入所をしていたこと。
イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五條の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第二十二條の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十二條の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十二條の六に規定する軽費老人ホーム
又は同法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム
ロ 介護保険法（平成十八年法律第百二十三号）第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同法第二十九項に規定する介護医療院

ハ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五條第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（イに規定する有料老人ホームを除く。）
ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十一條第一項に規定する障害者支援区分の認定を受けていた被相続人が同法第五條第十一項に規定する障害者支援施設（同法第十項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。）又は同法第十七項に規定する共同生活援助を行う住居に入所又は入居をしていたこと。
三 法第三十五條第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなつた時から法第三十五條第四項の相続の開始の直前まで引き続き当該被相続人居住用家屋が当該被相続人の物品の保管その他の用に供されていたこと。
二 特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなつた時から法第三十五條第四項の相続の開始の直前まで当該被相続人居住用家屋が事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

三 被相続人が前項各号に規定する住居又は施設に入居又は入所をした時から法第三十五條第四項の相続の開始の直前までの間において当該被相続人の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、当該住居又は施設が、当該被相続人が主としてその居住の用に供していた一の家屋に該当するものであること。

7
一 特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなつた時から法第三十五條第四項の相続の開始の直前まで当該被相続人居住用家屋が事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。
二 被相続人が前項各号に規定する住居又は施設に入居又は入所をした時から法第三十五條第四項の相続の開始の直前までの間において当該被相続人の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、当該住居又は施設が、当該被相続人が主としてその居住の用に供していた一の家屋に該当するものであること。

第二十五条の四第二項中「第二十条の第二十四項第五号」を「第二十条の第二十五項第五号」に改め、同条第三項中「第二十条の第二十四項第二号」を「第二十条の第二十五項第二号」に改め、同条第九項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第二十五条の八第五項中「の間に」を削り、「の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。次項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係（同条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この項及び次項において同じ。）に、「関係と」を「完全支配関係と」に改め、同条第六項中「の間に」を削り、「の発行済株式等の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改め、同条第十二項中「租税特別措置法施行令」の下に「昭和三十三年政令第四十三号」を加える。

第二十五条の九第十四項及び第十五項を削る。
第二十五条の十の二第二項及び第五項中「この条から」を削り、同条第六項中「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、同条第九項第三号中「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二十七号」を「第二十八号」に改め、同条第十項中「この条から」を削り、同条第十四項第七号中「の株式（出資を含む。第十号及び第二十号から第二十二号までを除き、以下この項において同じ。）」を削り、「間に同条第三項第一号」を「間に同条第一号」に、「の株式（以下）を（以下）」に、「合併親法人株式」を「合併親法人」に、「いずれか一方」を「うちいずれか一方の法人の株式（出資を含む。第十号及び第二十号から第二十二号までを除き、以下この項において同じ。）」に、「合併親法人株式及び」を「合併親法人の株式（以下この号及び第十八号において「合併親法人株式」という。）及び」に改め、同条第九号中「の株式又は」を「又は」に、「の株式（以下）を（以下）」に、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人」に、「いずれか一方」を「うちいずれか一方の法人の株式」に、「分割承継親法人株式で」を「分割承継親法人の株式（以下この号及び第十九号において「分割承継親法人株式」という。）で」に改め、同条第十二号イ中「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債の転換権を含む。」を削り、同号ニ中「から第四号まで」を「又は第二号」に改め、同条第十八号中「の株式又は合併親法人株式のいずれか一方」を「又は合併親法人のうちのいずれか一方の法人の株式」に改め、同条第十九号中「の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方」を「又は分割承継親法人のうちのいずれか一方の法人の株式」に改め、同条第二十五号中「の営業所」を削り、同条第二十九号を同条第三十号とし、同条第二十八号を同条第二十九号とし、同条第二十七号を同条第二十八号とし、同条第二十六号ハ中「同条第十八項」を「同条第二十項」に改め、同条第二十七号とし、同条第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が発行法人等（上場株式等の発行法人及び当該発行法人と密接な関係を有する法人として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）に対して役務の提供をした場合において、これらの者が当該役務の提供の対価として当該発行法人等から取得する当該上場株式等で、当該役務の提供の対価としてこれらの者に生ずる債権の給付と引換えにこれらの者に交付されるもの（これらの者に給付されることに伴って当該債権が消滅する場合の上場株式等を含む。）の全てを、その取得の時に、これらの者の特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法により受け入れるもの

第二十五条の十の二第十九項中「この項から」を削る。
第二十五条の十の九第五項中「同項第二十六号イ」を「同項第二十七号イ」に改める。

第二十五条の十の十第六項中「第四条の六の第二十三項」を「第四条の六の第二十四項」に改め、同条第七項中「当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面」を「法第三十七条の十一の三第九項本文の規定による提供を受けた当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの」に改める。

第二十五条の十一の二第二十項中「第四条の第二十項及び第十一項」を「第四条の二十九項及び」に改め、「並びに第二十五条の九第十五項」を削り、同項の表第十一項第二項の項中「第二百二十一条の六」を「第二百十九号第一号イ及び第二号イ、第二百八十条第二項第一号、第二百四十一条第一号、第二百五号、第二百十九号第二項第二号、第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項の項中「第二百二十五号」を「第二百五号並びに」に改め、「第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項」を削り、同表第二百二十一条の六第一項及び第二百二十二条第二項に改め、同表第二百六十二条第五項の項を削り、同条第二十二項中「第四条の第二十二項」を「第四条の第二十項」に改める。

第二十五条の十二第八項中「及び第三号」を削り、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。
第二十五条の十二の二第二十二項中「この条から」を削り、同条第二十四項中「及び第二十五条の九第十五項」を削り、同項の表第十一項第二項の項中「第二百二十一条の六」を「第二百十九号第一号、第二百五号、第二百十九号第二項第二号、第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項の項中「第二百五号並びに」に改め、「第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項」を削り、同表第二百二十二条第二項の項中「第二百二十二条第二項」を「第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項及び第二百二十二条第二項」に改め、同表第二百六十二条第五項の項を削る。

第二十五条の十三第一項中「この条」の下に、「次条第二項」を加え、同条第二項中「第二十五条の十二の三」を「前条」に改め、同条第五項中「二十歳」を「十八歳」に、「第二十五条の十三の六まで」を「第二十五条の十三の三まで、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六」に改め、同条第一号中「第二十六項、第二十七項及び」を「第二十八項及び第二十九項並びに」に、「第二十七項まで」を「第三十二項まで」に、「及び次条第一項」を「並びに次条第二項及び第三項」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 法第三十七条の十四第五項第二号に規定する政令で定める上場株式等は、次に掲げる上場株式等とする。
一 法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書（同項第一号に規定する継続適用届出書をいう。次号、第十六項及び第十七項並びに次条第七項において同じ。）の提出をした者が出国（法第三十七条の十四第二十七項に規定する出国をいう。同号、第十六項及び第十七項並びに次条第七項及び第二十五号の八において同じ。）をした日からその者に係る帰国届出書（法第三十七条の十四第二十九項に規定する帰国届出書をいう。以下第二十五号の十三の三まで及び第二十五号の十三の六第五項において同じ。）の提出（法第三十七条の十四第二十九項に規定する提出をいう。以下この条及び次条第七項において同じ。）があつた日までの間に取得した上場株式等であつて法第三十七条の十四第五項第二号イ(1)に掲げるもの
二 法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に同条第五項第二号イ(2)又は口の移管により受け入れをしようとした同号イ(2)又は口に掲げる上場株式等

三 法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等

三 法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等

第二十五条の十三第七項第一号中「次条」を「並びに次条」に、「第二十五条の十三の六まで」を「第二十五条の十三の三まで」を「第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六」に改め、同条第八項第一号中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同項第二号中「記載した書類」の下に「(以下この号及び次号において「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」という。)を加え、当該書類を「当該特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」に改め、「提供で」の下に「その者の住民票の写しその他の財務省令で定める書類(第十項及び第二十五条の十三の八において「住所等確認書類」という。)の提示又は」を加え、「第十五項第一号及び」を「及び第十七項第一号並びに」に改め、同項第三号中「前号の書類」を「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」に改め、同条第九項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同条第十項各号中「提供で」の下に「その者の住所等確認書類の提示又は」を加え、同条第九号中「第二十五条の十の二第十四項第十二号に規定する転換社債の転換権を含む。」を削り、同条第三十五項中「第十四項」を「第十項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第三十項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に、「次条第四項」を「次条第六項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「提出又は」を「提出」に、「をしよう」を「をしよう」を「又は帰国届出書の提出をしよう」に、「おいて、当該申請書又は」を「おいて、当該申請書」に、「記載された当該」を「又は帰国届出書に記載された当該」に、「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項ただし書中「申請書又は」を「申請書」に、「記載された」を「又は帰国届出書に記載された」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第十五項本文、第十九項第二号、第二十六項」を「第十七項本文、第二十一項第二号、第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項各号中「提示」の下に「又は送信」を加え、同項に次の一号を加える。

四 帰国届出書の提出があつた場合 当該告知の際に提示又は送信を受けた前項に規定する書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録された氏名、生年月日、住所及び個人番号

第二十五条の十三第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「同条第十三項」の下に「又は第三十項」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「提出又は」を「提出」に、「をしよう」を「又は帰国届出書の提出をしよう」に、「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二十六項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「又は」を「を」に、「を受ける」を「又は帰国届出書の提出を受ける」に、「又は当該」を「、当該」に、「を」を「又は当該帰国届出書の提出をする」に、「第二十五項」を「第二十七項」に、「申請書又は」を「申請書」に、「記載されるべき」を「又は帰国届出書に記載されるべき」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項第二号中「第十五項本文」を「第十七項本文」に改め、同号イ中「第十五項各号」を「第十七項各号」に改め、同号ロ中「の氏名、住所又は個人番号の変更」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十一項及び第二十三項」を「第二十三項及び第二十五項」に、「第十九項第二号」を「第二十一項第二号」に、「第十九項第二号イ」を「第二十一項第二号イ」に、「第十九項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同項ただし書中「の氏名、住所又は個人番号の変更」を削り、「場合」の下に「及び当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者で法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をしたものから、その者が出国をした日から当該一年を経過する日までの間にその者に係る帰国届出書の提出を受けなかつた場合」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一号を加える。

16 法第三十七条の十四第五項第四号に規定する政令で定める上場株式等は、同条第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて同号イに掲げるものとする。

25 法第三十七条の十三第三項の次に次の一号を加える。

14 法第三十七条の十四第五項第三号口及び第五号口に規定する政令で定める書類は、次条第三項の非課税口座異動届出書とする。

第二十五条の十三の二第二項中「その氏名、住所若しくは」を「その氏名、住所又は」に改め、「当該非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなつて居る勘定を変更しようとする場合又は当該非課税口座(平成三十六年一月一日において平成三十五年分の非課税管理勘定が設けられていたものに限る。)に平成三十六年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合」を削り、「この条及び第二十五条の十三の六」を「この項及び第六項」に改め、「氏名、住所又は個人番号の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。」を削り、「第四項」を「第六項」に、「前条第二十五項」を「前条第二十七項」に改め、「第二十五条の十三の六第五項において同じ。」を削り、「記載又は記録をしなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第四項中「經由した第二項を「經由した第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二十九項」を「第三十四項」に、「又は非課税口座簡易開設届出書」を「若しくは非課税口座簡易開設届出書又は帰国届出書」に改め、「第三十七条の十四第十三項」の下に「又は第三十項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「この条において「移管前の営業所」を「第六項までにおいて「移管前の営業所」に、「この条において「移管先の営業所」を「この項及び次項において「移管先の営業所」に、「以下この条及び第二十五条の十三の六」を「次項及び第六項並びに第二十五条の十三の六第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該非課税口座にその年に設けられた勘定若しくはその年の翌年以後に設けられることとなつて居る勘定を変更しようとする場合又は当該非課税口座(平成三十六年一月一日において平成三十五年分の非課税管理勘定が設けられていたものに限る。)に平成三十六年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合には、その者は、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書(以下この項において「非課税口座異動届出書」という。)を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。この場合において、当該非課税口座異動届出書(当該非課税口座に設けられたその年分の勘定の変更に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を提出する日以前に当該非課税口座に設けられたその年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座異動届出書を受理することができる。

3 前項の規定による非課税口座異動届出書の提出があつた場合には、当該非課税口座異動届出書に係る非課税口座に既に設けられているその年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定は、当該提出があつた時に廃止されるものとする。

第二十五条の十三の二に次の一号を加える。

7 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした場合には、その者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間は、その者に係る第一項の氏名、住所若しくは個人番号の変更若しくは当該非課税口座に係る第二項の勘定の変更又は第四項に規定する当該非課税口座に関する事務の同項の移管については、前各項の規定は、適用しない。

第二十五条の十三の三第一項中「第二十九項」を「第三十四項」に、「又は非課税口座簡易開設届出書」を「若しくは非課税口座簡易開設届出書又は帰国届出書」に改め、「同条第十三項」の下に「又は第三十項」を加える。

第二十五条の十三の四 削除

第二十五条の十三の六第二項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同条第三項中「第二十五条の十三の二第八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同条第四項中「第二十五条の十三の二第四項」を「第二十五条の十三の二第六項」に改め、同条第五項中「第二十五条の十三第十五項第二号又は第二十三項」を「同条第二十七項各号に定める届出書（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）、帰国届出書、第二十五条の十三第十七項第二号又は第二十五項」に改め、「書類」の下に「第二十五条の十三の二第二項後段又は第二項前段に規定する」を加え、「出国届出書」を削る。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同条第二項中「第四条の六の二第二十三項」を「第四条の六の二第二十四項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十三項」を「第三十七条の十四第三十八項」に改める。

第二十五条の十三の八第二項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第三項中「提供で」の下に「その者の住所等確認書類の提示又は」を加え、同条第五項第二号中「記載した書類」の下に「（以下この号において「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」という。）」を加え、「当該書類」を「当該特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」と改め、同条第六項第二号中「記載した書類」の下に「（以下この号及び次号において「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」という。）」を加え、「当該書類」を「当該特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」に改め、「提供で」の下に「その者の住所等確認書類の提示又は」を加え、「同号」を「前号」に改め、同条第三号中「前号の書類」を「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」に改め、同条第七項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第十二項に次の一号を加える。

五 出国移管依頼書の提出をした者が、その年一月一日においてその者が十八歳である年の前年十二月三十一日までに当該出国移管依頼書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に前号の届出書を提出しなかつた場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、同日の翌日に当該未成年者口座を廃止し、法第三十七条の十四の二第二十二項に規定する廃止届出事項を同項の規定により同項に規定する所轄税務署長に提供すること。

第二十五条の十三の八第二十項中「第二十四項及び第二十四項まで並びに第二十五項の十三の二」を「第二十四項及び第二十六項から第三十六項まで並びに第二十五項の十三の二（第二項、第三項及び第七項を除く）、第二十五条の十三の三及び第二十五条の十三の五に改め、「『出国届出書』とあるのは『未成年者出国届出書』と」を削り、同項の表第二十五条の十三第六項の項を次のように改める。

第二十五条の十三第六項	第三十七條の十四第五項第二号に	第三十七條の十四の二第五項第二号口に
次に掲げる		法第二十九條の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る

第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三第七項の項中「第二十五条の十三の六まで」を「第二十五条の十三の三まで、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六」に改め、同条第二十五条の十三第二十二項の項中「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同条第二十五条の十三第二十四項の項中「第二十五条の十三第二十四項」を「第二十五条の十三第二十六項」に改め、同条第二十五条の十三第二十五項の項中「第二十五項」を「第二十七項」に改め、「同条第十三項」の下に「又は第三十項」を加え、同条第二十五条の十三第二十六項第一号及び第二十九項の項中「第三十五項の十三第三十二項第一号及び第二十九項」を「第二十五条の十三第二十八項第一号及び第三十一項」に改め、同条第二十五条の十三第三十項の項中「第二十五条の十三第三十項」を「第二十五条の十三第三十二項」に、「第三十七條の十四第二十七項」を「第三十七條の十四第三十二項」に改め、同条第二十五条の

十三第三十二項の項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」に、「第三十七條の十四第二十七項」を「第三十七條の十四第三十二項」に改め、同条第二十五条の十三第三十四項の項中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十六項」に改め、同条第二十五条の十三の二第二項の項を次のように改める。

第二十五条の十三の二	非課税口座を	未成年者口座を
第一項	非課税口座が	未成年者口座が

第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三の二第二項の項中「第二十五条の十三の二第二項」を「第二十五条の十三の二第四項」に改め、同条第二十五条の十三の二第三項の項中「第二十五条の十三の二第三項」を「第二十五条の十三の二第五項」に、「第二十九項」を「第三十四項」に改め、「第三十七條の十四第四十三項」の下に「又は第三十項」を加え、同条第二十五条の十三の二第一項の項中「第二十九項」を「第三十四項」に、「同条第十三項又は第三十項」に改め、同条第二十五条の十三の二第四項の項及び第二十五項の十三の二第四項の項を削り、同条第二十五条の十三の六第三項の項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同条第二十五条の十三の六第五項の項中「第二十五項の十三第三十項」を「第二十五項の十三第三十五項」に改め、同条第二十七項各号に定める届出書（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）、帰国届出書、第二十五条の十三第十七項第二号又は第二十五項に規定する書類、第二十五条の十三の二第二項後段又は第二項前段に、「第二十五条の十三の八第十二項第二号」を「第二十五条の十三の八第八項に規定する書面、同条第十二項第二号」に、「届出書」を「又は同条第二十六項の届出書、同条第二十項において準用する第二十五条の十三の二第二項後段」に、「申請書、書類」を「申請書」に改め、同条前条第一項の項中「第三十七條の十四第三十項」を「第三十七條の十四第三十五項」に改め、同条前条第四項の項中「第三十七條の十四第三十三項」を「第三十七條の十四第三十八項」に、「第三十七條の十四の二第三十項」を「第三十七條の十四の二第三十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十二項及び第二十四項から第三十四項まで並びに第二十五条の十三の二」を「第二十四項及び第二十六項から第三十六項まで並びに第二十五条の十三の二（第二項、第三項及び第七項を除く）、第二十五条の十三の三及び第二十五条の十三の五」に改め、同条第二十六項及び第二十七項を次のように改める。

申請書、書類	申請書、書面	申請書、書類	申請書
--------	--------	--------	-----

26 未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の一月一日以後にその者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その者は、その出国をする日の前日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなればならない。

27 未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合（その者が当該出国の日の前日までに出国移管依頼書を提出して、基準年の一月一日前に出国をした場合を除く。）には、その者は、当該出国の時に法第三十七條の十四の二第二十項に規定する未成年者口座廃止届出書を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなして、同条第二十一項及び第二十二項の規定を適用する。

第二十五条の十三の八第二十八項を削り、同条第二十九項中「第二十七項」を「法第三十七條の十四の二第二十九項」に、「同条第七項」を「第二十五条の十の十第七項」に改め、同項を同条第二十八項とする。

ける方法(第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。)と同等の方法を用いることができる(以下「同項第一号」に改め、同項第一号中「第四十条の三の第三項第一号」を「第四十条の三の第九項」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。)

六 内部取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が知り得る状態にあつた情報に基づき、当該棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを言ひ。以下この号において同じ。)が生ずることが予測される期間内の日の属する各年分の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法

第二十五条の十八の第三第八項を同条第十四項とし、同条第七項中「第四十条の三の第三項第一号」を「第四十条の三の第九項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項の次に次の六項を加える。

7 法第四十条の三の第三第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産(次に掲げる資産以外の資産に限る。)で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け(資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものとする。

一 有形資産(次号に掲げるものを除く。)

二 現金、預貯金、売掛金、貸付金、所得税法第二条第一項第十七号に規定する有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

8 法第四十条の三の第三第五項に規定する政令で定める無形資産は、非居住者の事業場等と恒久的施設との間の無形資産内部取引(内部取引のうち、無形資産(同条第四項第二号に規定する無形資産をい、固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡若しくは貸付け(無形資産に係る権利の設定その他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引に相当するものをいう。以下この項において同じ。)に係る同条第一項に規定する独立企業間価格を当該無形資産内部取引の時に当該無形資産の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを言ひ。以下この項において同じ。)が生ずることが予測される期間内の日の属する各年分の当該利益の額として当該無形資産内部取引の時に予測される金額を基礎として算定するもので、当該無形資産に係る当該金額その他の当該独立企業間価格を算定するための前提となる事項(当該無形資産内部取引の時に予測されるものに限る。)の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものとする。

9 法第四十条の三の第三第五項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第四十条の三の第三第五項の特定無形資産内部取引の時に客観的な事実に基づいて計算されたものであること。

二 通常用いられる方法により計算されたものであること。

10 法第四十条の三の第三第五項に規定する政令で定める場合は、同項の特定無形資産内部取引の対価の額とした額が当該特定無形資産内部取引につき同項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより同条第五項の非居住者の各年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算した各種所得の金額(同法第二条第一項第二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項及び第二項において同じ。)の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額が過少となる場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該非居住者の各年分の当該国内源泉

所得につき同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算した各種所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額又は支出した金額に算入すべき金額が過大となる場合には第二号に掲げる場合とする。

一 当該独立企業間価格とみなされる金額が当該対価の額とした額に百分の八十を乗じて計算した金額を超えない場合

二 当該独立企業間価格とみなされる金額が当該対価の額とした額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合

11 法第四十条の三の第三第六項第二号の特定無形資産内部取引の時に客観的な事実に基づいて計算されたものであること。

12 法第四十条の三の第三第七項に規定する政令で定める場合は、同項の特定無形資産内部取引(その対価の額とした額につき、当該特定無形資産内部取引の時に当該特定無形資産内部取引に係る特定無形資産(同条第五項に規定する特定無形資産をいう。以下この項において同じ。)の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを言ひ。以下この項において同じ。)が生ずることが予測された期間内の日の属する各年分の当該利益の額として当該特定無形資産内部取引の時に予測された金額を基礎として算定したものに限り。以下この項において同じ。)の対価の額とした額が当該特定無形資産内部取引につき同条第五項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより同条第七項の非居住者の各年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算した各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額が過少となる場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該非居住者の各年分の当該国内源泉所得につき同項の規定により準じて計算した各種所得の金額に算入すべき金額又は支出した金額に算入すべき金額が過大となる場合には第二号に掲げる場合とする。

一 当該特定無形資産内部取引に係る判定期間(法第四十条の三の第三第七項に規定する判定期間をいう。以下この項において同じ。)に当該特定無形資産内部取引に係る特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産内部取引の時に当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額に百分の二十を乗じて計算した金額を超えない場合

二 当該特定無形資産内部取引に係る判定期間に当該特定無形資産内部取引に係る特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産内部取引の時に当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合

第二十五条の十八の第四第一項第一号中「第四十条の三の第三十六項第一号」を「第四十条の三の第三十二項第一号」に改め、同条第四項中「租税特別措置法」の下に「昭和三十三年法律第二十六号」を加える。

第二十五条の十九第二項第一号イ中「第二十五条の十九の第三十一項」を「第二十五条の十九の第二十一項」に改める。

第二十五条の十九の第三十七項を同条第二十七項とし、同条第十六項中「第十項」を「第二十項」に改め、同項第一号中「不動産の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。」を削り、同項第四号中「第十二項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十五項を同条第二十五項とし、同条第十四項中「第十二項第一号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十三項を同条第二十三項とし、同条第七項から第十二項までを十項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第十四項及び第十七項」を「第二十四項及び第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第五項を同条第十五項とし、同条第四項中「第六項、第十四項及び第十七項」を「第十六項、第二十四項及び第二十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第三項を同条第十三項とし、同条第二項中「第十二項第四号」を「第二十二項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の五項を加える。

8 法第四十条の四第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定める者は、第二十一項第一号から第三号までの規定中「法第四十条の四第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、同項第四号及び第五号中「法第四十条の四第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る同条第一項各号」とあるのを「外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号」と、同項第六号中「同条第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、同号イ中「法第四十条の四第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、同号ロ中「法第四十条の四第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号」と読み替えた場合における同条第二項第二号ハ(1)の外国関係会社に係る第二十一項各号に掲げる者とする。

9 法第四十条の四第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定める収入保険料は、外国関係会社に係る関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。)とする。

10 法第四十条の四第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(1)に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

11 法第四十条の四第二項第二号ハ(2)に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一 外国関係会社が各事業年度において当該外国関係会社に係る関連者以外の者に支払う再保険料の合計額

二 外国関係会社の各事業年度の関連者等収入保険料(法第四十条の四第二項第二号ハ(2)に規定する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合

12 法第四十条の四第二項第二号ハ(2)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(2)に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事業年度の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

第二十五条の十九の三第一項中「同項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。」を削り、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

法第四十条の四第二項第二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国法人は、外国法人(外国関係会社(同項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。))とその本店所在地を同じくするものに限る。以下この項において同じ。)の発行済株式等のうちに当該外国関係会社が保有しているその株式等の数若しくは金額の占める割合又は当該外国関係会社が保有しているその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の二十五以上であり、かつ、その状態が当該外国関係会社が当該外国法人から受ける剰余金の配当等(法第四十条の四第一項に規定する剰余金の配当等をいう。以下この条において同じ。)の額の支払義務が確定する日(当該剰余金の配当等の額が法人税法第二十四条第一項に規定する事由に係る財務省令で定める剰余金の配当等の額である場合には、同日の前日。以下この項において同じ。)以前六月以上(当該外国法人が当該確定する日以前六月以内に設立された外国法人である場合には、その設立の日から当該確定する日まで)継続している場合の当該外国法人とする。

2 法第四十条の四第二項第二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、外国子会社(同号イ(3)に規定する外国子会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める外国子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当

等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。)その他財務省令で定める収入金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

二 当該事業年度終了の時に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める外国子会社の株式等その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

3 法第四十条の四第二項第二号イ(4)に規定する同条第一項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社で政令で定めるものは、当該居住者に係る他の外国関係会社(管理支配会社(同号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。次項及び第五項において同じ。))とその本店所在地を同じくするものに限る。で、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。第五項第三号イ(1)(ii)において同じ。)に該当するものとする。

4 法第四十条の四第二項第二号イ(4)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、特定子会社(同号イ(4)に規定する特定子会社をいう。第六号及び第七号において同じ。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するものその他財務省令で定めるものとする。

一 その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によつて行われていること。

二 管理支配会社の行う事業(当該管理支配会社の本店所在地において行うものに限る。)の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。

三 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地において、管理支配会社の役員又は使用人によつて行われていること。

四 その本店所在地を管理支配会社の本店所在地と同じくすること。

五 次に掲げる外国関係会社以外の外国関係会社。その本店所在地の法令においてその外国関係会社の所得(その外国関係会社の属する企業集団の所得を含む。)に対して外国法人税(法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。ロ及び第二十五条の二十二の第二項において同じ。)を課されるものとされていること。

六 その本店所在地の法令において、その外国関係会社の所得がその株主等(法人税法第二十四条第十四号に規定する株主等をいう。ロにおいて同じ。)である者の所得として取り扱われる外国関係会社。その本店所在地の法令において、当該株主等である者(法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社に該当するものに限る。)の所得として取り扱われる所得に対して外国法人税を課されるものとされていること。

七 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

八 当該事業年度の特定子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。)

九 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関係会社に係る関連者(法第四十条の四第二項第二号ハ(1)に規定する関連者をいう。以下第十一項までにおいて同じ。)以外の者への譲渡に限るものとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。)に係る対価の額

十 その他財務省令で定める収入金額

七 当該事業年度の終了の時に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定子会社の株式等その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

法人(法第四十条の七第二項第三号イ(3)に規定する外国子法人」と、同項各号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第三項中「当該」とあるのは「法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である」と、他の外国関係会社(管理支配会社(同号イ(4))とあるのは「他の外国関係会社(同項に規定する外国関係会社をいい、管理支配会社(同条第二項第三号イ(4))と、「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人を」と、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社」とあるのは「部分対象外国関係会社(同条第二項第七号に規定する部分対象外国関係会社」と、同条第四項中「特定子会社(同号イ(4))とあるのは「特定子法人(法第四十条の七第二項第三号イ(4))と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同項第一号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「第四十条の四第一項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社」とあるのは「第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係会社(同項に規定する外国関係会社をいう。次項第三号イ(1)(ii)において同じ。）」と、同項第六号イ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号口中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、第四十条の四第二項第二号ハ(1)とあるのは「第四十条の七第二項第二号ハ(1)」と、同項第七号中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第五項第一号及び第二号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号イ(1)中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号イ(1)(ii)中「管理支配会社等(法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社」とあるのは「管理支配法人等(法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社」と、他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社」とあるのは「他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社」と、当該他の外国関係会社」とあるのは「当該他の外国関係会社」と、同号イ(2)中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロからホまでの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同号ト(1)から(3)まで及び同号子中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と読み替えるものとする。

第二十五条の二十七第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第八項第二号ロ中「前条第七項第一号」を「前条第十三項第一号」に改め、同条第二十四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十五条の二十二の三第二十六項」を「第二十五条の二十二の三第二十八項」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第六項第一号」に、「第二十五号の二十二の三第二十七項」を「第二十五条の二十二の三第二十九項」に、「同号」を「同号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十五号の二十二の三第二十三項を「第二十五号の二十二の三第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十五号の二十二の三第二十項及び第二十一項」を「第二十五号の二十一の三第二十二項及び第二十三項」に、「第十五項」を「第十六項」に、「同条第十七項又は第十九項」を「同条第十九項又は第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十五号の二十二の三第十九項」を「第二十五号の二十二の三第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十八項」を「第十九項」に、「第二十五号の二十二の三第十七項」を「第二十五号の二十二の三第十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十五号の二十二の三第十六項」を「第二十五号の二十二の三第十八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第二十五条の二十二の三第十五項の規定は部分対象外国関係法人に係る法第四十条の七第六項第七号の二イに規定する政令で定める金額について、第二十五条の二十二の三第十六項の規定は部分対象外国関係法人に係る同号ロに規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。

第二十六条第三項中「同条第二十五項」を「同条第三十項」に改め、同条第三十項中「第二十五項第三号」を「第二十八項第三号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第三十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第四十一条第四項」を「第四十一条第十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十八項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項の次に次の三項を加える。

25 法第四十一条第十五項に規定する政令で定める金額は、同条第一項に規定する住宅の取得等特別取得取得(同条第十四項に規定する特別取得取得をいう。第二十七項において同じ。)に該当するものに係る対価の額又は費用の額(同条第十三項の個人が当該住宅の取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋のうちその居住用の用に供する部分がある場合には、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)から当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額とする。

一 当該居住用家屋又は既存住宅 これらの家屋の第一項各号に規定する床面積のうちに当該居住用の用に供する部分の床面積の占める割合

二 当該増改築等をした家屋 当該増改築等に要した費用の額のうち当該居住用の用に供する部分の当該増改築等に要した費用の額の占める割合

26 法第四十一条第十六項に規定する政令で定める居住年(以下この項において「居住年」という。)から九年目に該当する年において同条第十六項に規定する認定住宅の新築等(以下この項において「認定住宅の新築等」という。)に係る同条第十六項に規定する認定住宅借入金等(以下この項において「認定住宅借入金等」という。)の金額につき、同条第十項の規定により同条又は法第四十一条の二若しくは第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

二 法第四十一条第十六項の個人が居住年又はその翌年以後八年内のいずれかの年において認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額につき、同条第十項の規定により同条又は法第四十一条の二若しくは第四十一条の二の二の規定の適用を受けていた場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

三 法第四十一条第十六項の個人が居住年以後十年間の各年において認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額につき、同条の規定の適用を受けていなかった場合であつて、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年のいずれかの年において当該認定住宅の新築等に係る同項に規定する認定特別認定住宅借入金等の金額につき、その者の選択により、同項の規定の適用を受けようとする場合

27 法第四十一条第十七項に規定する政令で定める金額は、同条第十項に規定する認定住宅の新築等特別取得取得に該当するものに係る対価の額(同条第十六項の個人が当該認定住宅の新築等をした家屋のうちその居住用の用に供する部分がある場合には、当該認定住宅の新築等に係る対価の額に、当該家屋の第一項各号に規定する床面積のうちに当該居住用の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)から当該認定住宅の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額とする。

第二十六条の三第三項中「十三年内」を「十三年内」とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には「十一年内」とする。に改め、その適用に係る同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅及び同条申請に規定する土地等に関する事項並びに当該居住用の用に供した年月日については、「当該申請に係る」を「次の各号に掲げる」に改め、「対し当該」の下に「各号に掲げる事項についての一」を加え、同項の次に次の各号を加える。

一 当該居住用の用に供した年月日

二 その適用に係る第二十六条第五項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する対価の額若しくは費用の額又は同条第二十三項に規定する認定住宅の新築等に係る同項に規定する対価の額

三 その適用に係る第二十六条第六項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分の同項各号に規定する割合又は同条第二十四項に規定する認定住宅の同項各号に規定する割合

四 その適用に係る法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等又は同条第十項に規定する認定住宅の新築等が同条第五項に規定する特定取得に該当するものである場合には、その旨

五 その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十項の規定により同条の規定の適用を受けた場合には、その旨

六 その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十項の規定により同条の規定の適用を受けた場合又は同条の規定の適用を受けることができると見込まれる場合には、その旨及び同条第十五項に規定する控除限度額

七 その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十六項の規定により同条の規定の適用を受けた場合又は同条の規定の適用を受けることができると見込まれる場合には、その旨及び同条第十七項に規定する認定住宅控除限度額

八 その適用に係る住宅借入金等が連帯債務である場合には、その者のその負担部分の割合

九 その他参考となるべき事項

第二十六条の三第三項中「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に改める。

第二十六条の四第三項中「これらの」を「当該」に改め、同条第六項中「第二十六条第二十五項各号」を「第二十六条第二十八項各号」に改め、同条第九項中「第二十六条第二十五項第一号」を「第二十六条第二十八項第一号」に改め、同条第十五項第一号中「この項から」を削り、同条第二十二項第一号中「第二十六条第二十七項第一号」を「第二十六条第三十項第一号」に改め、同条第二十三項中「同条第二十六項及び第二十七項」を「同条第三十一項及び第三十二項」に改め、同条第二十六項を「同条第三十一項」に、同条第二十七項を「同条第三十二項」に改め、同条第二十四項中「十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に、同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅及び同条第一項を「同条第二号中「第二十六条第五項」に、「法第四十一条の三の二第二項、第五項又は第八項に規定する住宅の増改築等をした家屋及び同条第三項第一号」を「次条第二項」に、「年月日」を「住宅の取得等に係る」に、「年月日並びにその者が同条第一項、第五項又は第八項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けた法第四十一条の三の二第二項、第五項又は第八項に規定する個人であること」を「住宅の増改築等に要した」と、「対価の額若しくは費用の額又は同条第二十三項に規定する認定住宅の新築等に係る同項に規定する対価の額」とあるのは「費用の額及び法第四十一条の三の二第三項若しくは第七項に規定する合計額又は同条第十項の費用の額」と、同条第三号中「第二十六条第六項」とあるのは「法第四十一条の三の二第二項、第五項又は第八項」と、居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等」とあるのは「住宅の増改築等」と、当該増改築等に係る部分の同項各号に規定する割合又は同条第二十四項に規定する認定住宅」とあるのは「次条第三項に規定する住宅の増改築等に係る部分」と、同条第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条の三の二第二項、第五項又は第八項」と、「住宅の取得等又は同条第十項に規定する認定住宅の新築等が同条第五項」とあるのは「住宅の増改築等が同条第十八項」と、同条第五号中「その住宅借入金等」とあるのは「その法第四十一条の三の二第二項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等」と、法第四十一条第十項とあるのは「同条第一項、第五項又は第八項」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同条第八号中「住宅借入金等」とあるのは「法第四十一条の三の二第二項に規定する増改築等

住宅借入金等、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等」に、「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める。

第二十六条の二十六の七第七項及び第二項中「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同条第四項中「第二十五条の十八の三第七項、第八項、第十項及び第十一項」を「第二十五条の十八の三第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項」に、「第六項及び第十五項から第二十項まで」を「から第十二項まで及び第二十一項から第二十六項まで」に改め、「第二十五条の十八の三第八項中」の下に「同条第四項第二号」とあるのは「法第四十一条の十九の五第四項第二号」と、「同条第一項」とあるのは「法第四十一条の十九の五第一項」と、同条第十項中「同条第一項」とあるのは「法第四十一条の十九の五第一項」と、「同条第五項」とあるのは「法第四十条の三の三第五項」と、「第六十六十四条第一項第一号」に掲げる国内源泉所得につき同法第六十五條第一項の規定により準じて計算した各種所得の金額（同法第二項第二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）の計算上規定する国外所得金額又は総収入金額に算入すべき金額が過少」とあるのは「第九十五條第一項に規定する国外所得金額又は総収入金額に算入すべき金額が過大」と、「国内源泉所得につき同法第六十五條第一項の規定により準じて計算した各種所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額又は支出した金額に算入すべき金額が過大」とあるのは「国外所得金額の計算上当該特定無形資産内部取引に係る法第四十一条の十九の五第一項に規定する損失等の額が過少」と、同条第十四項中「を加え、同条第十一項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第四十一条の十九の五第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものとする。

一 有形資産（次号に掲げるものを除く。）

二 現金、預貯金、売掛金、貸付金、所得税法第二項第十七号に規定する有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

三 法第四十一条の十九の五第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものとする。

四 有形資産（次号に掲げるものを除く。）

五 現金、預貯金、売掛金、貸付金、所得税法第二項第十七号に規定する有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

六 法第四十一条の十九の五第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものとする。

七 有形資産（次号に掲げるものを除く。）

八 現金、預貯金、売掛金、貸付金、所得税法第二項第十七号に規定する有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

九 法第四十一条の十九の五第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものとする。

一〇 有形資産（次号に掲げるものを除く。）

一一 現金、預貯金、売掛金、貸付金、所得税法第二項第十七号に規定する有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

一二 法第四十一条の十九の五第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものとする。

第二十六条の二十九の二を削る。
第二十六条の三十二の次に次の一条を加える。

(平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)

第二十六条の三十三 法第四十一条の二十三第一項に規定する政令で定める非居住者は非居住者で次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める国内源泉所得は当該各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得(所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得をいう。)とする。

一 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会(以下この項において「大会」という。)において実施される競技に参加する選手 所得税法第六十一条第一項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得のうち、当該競技への参加(当該参加のために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)又は当該競技において収めた成績に基因するもの

二 大会に参加する選手団に属する者(前号に掲げる者を除く。) 給与等(所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる国内源泉所得をいう。以下この項において同じ。)のうち、当該選手団に属する前号に掲げる者(当該大会において実施される競技に同号に規定する参加をするものに限る。)に対する国内における指導又は支援(当該参加に係るものに限る。)に基因するもの

三 大会において実施される競技の審判員 給与等のうち、当該競技の審判(当該審判のために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)に基因するもの

四 次に掲げる外国人から給与(所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる給与をいう。以下この項において同じ。)の支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国人が国内において行う平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会(二において「東京オリンピック競技大会」という。)の円滑な準備又は運営に関する業務(第七号及び第三項第一号において「東京オリンピック競技大会関連業務」という。)に係る勤務に基因するもの

イ 第三十九条の三十三の三第一項第一号イに掲げる外国人
ロ 大会に関する映像又は音声を放送する権利の管理を行う外国人(イに掲げる外国人との間に財務省令で定める特殊の関係のあるものに限る。)

ハ イに掲げる外国人が主催した全てのオリンピック競技大会に関する物品を保管し、又は展示する施設を運営する外国人(イに掲げる外国人により設立されたものに限る。)

二 東京オリンピック競技大会に係るスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律(平成三十年法律第五十八号) 第二条第三項に規定する禁止物質の使用等に係る検査に関する計画の立案を行う外国人

五 第三十九条の三十三の三第一項第二号に掲げる外国人から給与の支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国人が国内において行う平成三十二年に開催される東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務(第三項第二号において「東京パラリンピック競技大会関連業務」という。)に係る勤務に基因するもの

六 第三十九条の三十三の三第一項第三号イに掲げる外国人から給与等の支払を受ける者 当該給与等のうち、当該外国人が国内において行う大会の円滑な準備又は運営に関する業務(第八号及び第十一号並びに第三項において「大会関連業務」という。)に係る勤務その他の人的役務の提供に基因するもの

七 第三十九条の三十三の三第一項第一号ロに掲げる外国人から給与等の支払を受ける者 当該給与等のうち、当該外国人が国内において行う東京オリンピック競技大会関連業務に係る勤務その他の人的役務の提供に基因するもの

八 次に掲げる外国人から給与の支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国人が国内において行う大会関連業務に係る勤務に基因するもの

イ 第三十九条の三十三の三第一項第三号ロから三までに掲げる外国人
ロ 大会において第一号に掲げる者から採取された検体(当該大会に係るスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律第二条第三項に規定するドーピングの検査に係るものに限る。)の分析を行う内国法人の認証を行う外国人

九 第三十九条の三十三の三第一項第四号イ又はロに掲げる外国人から給与の支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国人が国内において行う同号に定める大会関連業務に係る勤務に基因するもの

十 第三十九条の三十三の三第一項第四号ハに掲げる外国人から給与等の支払を受ける者 当該給与等のうち、当該外国人が国内において行う同号に定める大会関連業務に係る勤務その他の人的役務の提供に基因するもの

十一 前各号に掲げるもののほか、大会関連業務を行う外国人として文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するものから給与等の支払を受ける者 当該給与等のうち、当該外国人が国内において行う当該大会関連業務に係る勤務その他の人的役務の提供に基因するもの

2 法第四十一条の二十三第二項に規定する損失の額として政令で定める金額は、同項の非居住者のその年の同条第一項に規定する国内源泉所得に係る次に掲げる金額とする。

一 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額に相当する金額
二 一時所得に係る総収入金額に算入すべき金額が当該一時所得に係る所得税法第三十四条第二項に規定する支出した金額に算入すべき金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額

3 法第四十一条の二十三第三項に規定する政令で定める外国人は次の各号に掲げる外国人とし、同項に規定する政令で定める使用料は当該各号に掲げる外国人の区分に応じ当該各号に定める使用料(所得税法第六十一条第一項第十一号に掲げる使用料をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 第三十九条の三十三の三第一項第一号イに掲げる外国人 国内において東京オリンピック競技大会関連業務を行う法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)から支払を受ける使用料で当該東京オリンピック競技大会関連業務に係るもの

二 第三十九条の三十三の三第一項第二号に掲げる外国人 国内において東京オリンピック競技大会関連業務を行う法人から支払を受ける使用料で当該東京オリンピック競技大会関連業務に係るもの

三 第三十九条の三十三の三第一項第三号二に掲げる外国人 国内において大会関連業務を行う法人から支払を受ける使用料で当該大会関連業務に係るもの

四 前三号に掲げるもののほか、大会関連業務を行う外国人として文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するもの 国内において当該大会関連業務を行う個人又は法人から支払を受ける使用料で当該大会関連業務に係るもの

4 文部科学大臣は、第一項第十一号又は前項第四号の規定により外国人を指定したときは、これを告示する。

第二十七条の二第一項中「同条第六項第二号」を「同条第七項第二号」に改め、同項第二号及び同条第三項第二号中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に改め、同条第四項中「同条第六項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第八項中「同条第六項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第九項第二号中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 債券現先取引に係る利率が、次に掲げる当該債券現先取引の区分に応じそれぞれ次に定める利率に二を乗じて得た率に百分の一を加えた率以下であること。当該債券現先取引の約定をした日の前日以前三月間のコール資金の貸付けに係る利率のうち最も高いものとして財務省令で定める利率

口 法第四十二条の第三項第二号又は第三号に掲げる債券に係る債券現先取引 第十一項に規定する外国におけるイに定める利率に相当するものとして財務省令で定める利率

第二十七條の二第九項第五号イ中「うち法第四十二条の二第六項第二号口」を「うち法第四十二条の二第七項第二号口」に改め、同号イ(2)中「第二十三項」を「第二十六項」に、「第四十二条の二第六項第二号口」を「第四十二条の二第七項第二号口」に改め、同号ロ中「第四十二条の二第六項第二号口」を「第四十二条の二第七項第二号口」に改め、同条第二十三項中「各人別」の下に「(非課税適用申告書を提出した特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、各人別及びその受託した適格外国証券投資信託の別)を加え、「第四十二条の二第二項」を「第四十二条の二第十三項」に改め、同項第一号中「第四十二条の二第六項第二号口」を「第四十二条の二第七項第二号口」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に、「同条第六項第二号口」を「同条第七項第二号口」に、「同条第六項第一号口」を「同条第七項第一号口」に改め、同項第二号中「第四十二条の二第六項第二号口」を「第四十二条の二第七項第二号口」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第四十二条の二第七項」を「第四十二条の二第八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項中「第四十二条の二第十項各号」を「第四十二条の二第十一項各号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第四十二条の二第九項」を「第四十二条の二第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十九項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22 適格外国証券投資信託の受託者である特定外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受ける法第四十二条の二第三項に規定する支払を受ける利子について同項の規定の適用を受けようとする場合には、当該特定外国法人は、その受託した適格外国証券投資信託の別に、非課税適用申告書を同条第八項又は前項の規定により同条第八項に規定する税務署長に提出するものとする。

第二十七條の二第十八項中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、「各人別」の下に「当該特定外国法人が適格外国証券投資信託(同条第四項に規定する適格外国証券投資信託をいう。以下この項、第二十二項及び第二十六項において同じ)の受託者である場合には、各人別及びその受託した適格外国証券投資信託の別)を加え、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「第十九項」を「第二十一項」に、「第二十一項及び第二十二項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第四十二条の二第六項第二号イ」を「第四十二条の二第七項第二号イ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十一項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項第一号中「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 法第四十二条の二第三項第二号に規定する政令で定める債券は、外国(財務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ)が発行し、又は保証する債券(当該外国の通貨として財務省令で定める通貨で表示されるものに限る。)とする。

12 法第四十二条の二第三項第三号に規定する政令で定める債券は、外国の特別の法令の規定に基づき設立された外国法人で、その業務が当該外国の政府の管理の下に運営されているものが発行する債券(当該外国に係る前項に規定する財務省令で定める通貨で表示されるものに限る。)とする。

第二十七條の四第一項中「第四十二条の四第六項第一号」を「第四十二条の四第七項第一号」に、「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に、「同条第八項第九号」を「同条第八項第十号」に、「金額」とを「金額(以下この項において「特別試験研究機関等研究費の額」という。)とし、同条第七項第二号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同項に規定する特別試験研究費の額(当該特別試験研究機関等研究費の額を除く。)のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第十八項第三号及び第九号に掲げる試験研究に係る同条第八項第十号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額」とに改め、同条第六項中「第九項」を「次項又は第九項(第二号に係る部分に限る。)」に改め、「同項第三号に掲げる」を削り、「設立の日」の下に「(法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有することとなつた日とし、公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日とし、公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。次項及び第九項第二号において同じ)」を加え、同条第七項を次のように改める。

7 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同じ)に該当する場合のその適用を受ける事業年度(以下この条において「適用年度」という。)の当該法人の法第四十二条の四第八項第五号に規定する比較試験研究費の額(第九項において「比較試験研究費の額」という。)の計算における同号の試験研究費の額については、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度に係る試験研究費の額(法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額(当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八條の九第一項に規定する試験研究費の額)をいう。以下第九項までにおいて同じ)は、当該各号に定めるところによる。

一 適用年度において行われた合併等(合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配(以下この条において「現物分配」という。)をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものをいう。以下この号において同じ)に係る合併法人等 当該合併法人等の基準日(次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以下この項及び第九項において同じ)から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該合併法人等が当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後三年を経過していない法人(以下この条において「未經過法人」という。)に該当する場合には基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。)については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る試験研究費の額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項及び次項において同じ)の月別試験研究費の額を合計した金額に当該合併等の日(当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

イ 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が未經過法人に該当し、かつ、当該法人がその設立の日から当該適用年度終了の日までの期間内に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該設立の日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものをとし、その合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人等の当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日前に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日前に開始した連結事業年度)に係る試験研究費の額が零である場合における当該合併、分割、現物出資又は現物分配を除く。イにおいて同

第二十七条の四第十八項第九号を同項第十二号とし、同項第八号中「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号中「第十条第八項第五号」を「第十条第八項第六号」に、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「次号」を「第十一号」に、「当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む）、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む）、当該法人との間に支配関係がある他の者」を「第三号イから八までに掲げるもの」に改め、「行われるもの」の下に「当該試験研究の主要な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの並びに次号及び第十号に掲げる試験研究に該当するものを除く。」を加え、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 新事業開拓事業者等に委託する試験研究（委任契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定（以下この号及び次号において「委任契約等」という。）により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）のうちに掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該新事業開拓事業者等とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該新事業開拓事業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該新事業開拓事業者等が再委託を行うものを除く。）

イ その委託する試験研究の成果を活用して当該法人が行おうとする試験研究が工業化研究として財務省令で定めるもの（イ及び次号イにおいて「工業化研究」という。）に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該新事業開拓事業者等に委託する試験研究が当該法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）

ロ その委託する試験研究が主として当該新事業開拓事業者等の有する知的財産権等（法第四十二条の四第八項第十号に規定する知的財産権その他これに準ずるものとして財務省令で定めるもの及びこれを活用した機械その他の減価償却資産をいう。ロ及び次号ロにおいて同じ。）を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該新事業開拓事業者等の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）

十一 他（特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等及び第三号イから八までに掲げるものを除く。）に委託する試験研究のうちに掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該他の者とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ その委託する試験研究の成果を活用して当該法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該他の者に委託する試験研究が当該法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）

ロ その委託する試験研究が主として当該他の者の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該他の者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）

第二十七条の四第十八項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 他（特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等及び前号イから八までに掲げるものを除く。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第二十七条の四第十九項中「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改め、同項第一号中「第五号及び第九号」を「第六号及び第十二号」に改め、同項第二号中「第三号、第六号及び第七号」を「から第四号まで及び第七号から第十号まで」に改め、同項第三号中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第四号中「前項第八号」を「前項第十一号」に改め、同条第二十一項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第八項第十一号」に改め、同条第二十二項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第八項第十一号」に改め、同条第二十三項又は第七項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下第二十四項までにおいて「総額方式等適用年度」という。）を「適用年度」に、以下第二十四項までを「以下この項」に、「当該総額方式等適用年度」を「当該適用年度」に、「当該連結事業年度」を「当該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度」に、「第六十八条の九第八項第八号」を「第六十八条の九第八項第九号」に、「総額方式等適用年度」を「適用年度」に改め、同条第二十二項を次のように改める。

22 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合の適用年度の当該法人の前項の金額の計算における同項の売上金額については、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度に係る売上金額（法人の事業年度の同条第八項第十一号に規定する売上金額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額）をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。）は、当該各号に定めるところによる。

一 適用年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとす。以下この号において同じ。）に係る合併法人等 当該合併法人等の基準日（第七項第一号に規定する基準日をいう。以下この項及び第二十四項第二号において同じ。）から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度（当該合併法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日（第六項に規定する設立の日をいう。次号及び第二十四項第二号において同じ。）の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合には当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。次号及び次項において同じ。）の月別売上金額を合計した金額に当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

二 売上調整年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該売上調整年度のうち最も古い売上調整年度開始の日の前日から当該適用年度開始の日までの期間内において当該売上調整年度が連続する期間内においてその残余財産が確定したものとす。以下この号において同じ。）に係る合併法人等当該合併法人等の基準日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度（当該合併法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等の月別売上金額を合計した金額を加算する。

第二十七条の四第二十三項中「同項第一号若しくは第二号」を「同項各号」に改め、「又は同項第三号の合併」を削り、「各事業年度（その）を」を「当該合併等の日前に開始した各事業年度（当該被合併法人等の）に」に改め、「当該被合併法人等の連結事業年度に」を「同項各号の二事業年度等」という。に改め、「分割等」の下に「分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。」を加え、「事業年度（当該分割等の日がその分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度開始の日である場合における当該事業年度を除く。）を「事業年度等（一）に、「分割事業年度」を「分割事業年度等」に、「分割事業年度終了の日」を「分割事業年度等の終了の日」に、「分割事業年度開始の日」を「分割事業年度等の開始の日」に改め、同条第二十四項中「第三項又は第七項」を「又は第四項」に、「当該総額方式等適用年度」を「当該適用年度」に、「計算」を「計算における同項の売上金額に」に、「連結事業年度」の「を」を「分割法人等の連結事業年度に係る」に、「とき」を「ときを含む」に、「及び分割承継法人等の次の各号に規定する各売上調整年度」を「第一号に規定する各売上調整年度及び当該分割承継法人等の第二号に規定する各調整対象年度」に、「当該各号」を「次の各号」に、「金額とする」を「ところによる」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に、「売上調整年度に係る売上金額」を「各売上調整年度に係る売上金額」に、「控除した金額」を「控除する」に改め、同号イ中「総額方式等適用年度」を「適用年度」に、「当該分割法人等の当該」を「は、当該分割法人等の当該各」に改め、同号ロ中「各売上調整年度の」を「売上調整年度の」に、「当該分割法人等の当該」を「は、当該分割法人等の当該各」に改め、同項第二号中「次号に掲げる分割承継法人等を除く。以下この号において同じ。」を削り、「又は」を「及び」に、「売上調整年度ごと」を「調整対象年度ごと」に、「売上調整年度に係る」を「各調整対象年度に係る」に、「次に」を「次に」に、「との合計額」を「を加算する」に改め、同号イ中「総額方式等適用年度」を「適用年度」に、「について」を「（当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。イにおいて「調整対象年度」という。）については」に、「当該売上調整年度」を「当該各調整対象年度ごと」に改め、同号ロ中「のうち最も古い売上調整年度から当該分割等の日の前日を含む売上調整年度までの各売上調整年度について、当該分割承継法人等の当該売上調整年度」を「当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。ロにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度」に改め、同項第三号を削り、同条第二十五項中「係る分割法人等の」の下に「当該分割等の日前に開始した」を加え、「連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該」を「事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の」に、「同じ」の「を」を「事業年度等」という。に係る」に、「当該各事業年度」を「当該各事業年度等」に、「事業年度（当該分割等の日が当該分割法人等の事業年度開始の日である場合における当該事業年度を除く。）を「事業年度等（一）に、「分割事業」

年度」を「分割事業年度等」に、「分割事業年度開始の日」を「分割事業年度の開始の日」に、「分割事業年度」を「分割事業年度等」に改め、同条第二十六項中「第三項又は第七項」を「又は第四項」に改める。
第二十七条の六第五項を削り、同条第四項中「事業と」の下に「し、同項に規定する政令で定める法人は、内航海運業法第二条第二項に規定する内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む法人と」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める中小企業者に該当する法人は、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人（第一号において「判定法人」という。）のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が千人以下の法人とする。

一 その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。次号において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人。資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が千人を超える法人又は第二十七条の四第十二項第一号イ若しくはロに掲げる法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十三条第一項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限る。）及び中小企業投資育成株式会社を除く。次号において同じ。）の所有に属している法人
二 前号に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人
第二十七条の六第七項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。
第二十七条の九第一項各号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第二十七条の十一の二に次の二項を加える。
2 法第四十二条の十一の二第一項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十八条第二項に規定する主務大臣をいう。）の確認を受けたものとする。
3 経済産業大臣は、前項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十七条の十一の三「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「同項第六号の二」を「同項第八号」に改める。
第二十七条の十二の三第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「（中小企業団体中央会に該当するものを除く。）」を削る。
第二十七条の十二の四第一項中「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第二項」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。
第二十七条の十三第五項第二号イ中「法人税法第二条第六号に規定する（以下この号及び次項第一号において「公益法人等」という。）」を削り、同号ロ中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同条において「収益事業」という。」を削り、同号ロ中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同条において「規定する」を削り、同号ハ中「法第六十八條の三の四第一項に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合」に改める。
第二十八条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。

第二十七条の十二の四第一項中「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第二項」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。
第二十七条の十三第五項第二号イ中「法人税法第二条第六号に規定する（以下この号及び次項第一号において「公益法人等」という。）」を削り、同号ロ中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同条において「収益事業」という。」を削り、同号ロ中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同条において「規定する」を削り、同号ハ中「法第六十八條の三の四第一項に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合」に改める。
第二十八条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。

3 法第四十三條第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第五項において同じ。)、沿海運輸業(本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第八項において同じ。))及び海上運送法第二條第七項に規定する船舶貸渡業とする。

4 法第四十三條第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、鋼船(船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。))のうち、海洋運輸業の用に供されるもの(船舶のトン数の測度に關する法律第四條第一項に規定する国際総トン数が一万吨以上のもに限る。))又は沿海運輸業の用に供されるもので、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

5 法第四十三條第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶は、海洋運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

6 法第四十三條第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

7 経済産業大臣は、第一項の規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

8 国土交通大臣は、第四項、第五項又は第八項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

9 第二十八條第十二項を削る。

10 第二十八條の四第二項中「二百四十万円」を「四百万円」に改める。

第二十八條の五から第二十八條の七までを次のように改める。

第二十八條の五 法第四十四條の二第一項に規定する政令で定める法人は、事業協同組合、協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会及び商店街振興組合とする。

2 法第四十四條の二第二項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。))の取得価額(法人税法施行令第五十四條第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。))が百万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとする。

(共同利用施設の特別償却)

第二十八條の六 法第四十四條の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額(法人税法施行令第五十四條第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。))が二百万円以上のものとする。

第二十八條の七 削除

第二十八條の九第一項各号及び第十二項各号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同條第十六項第一号中「資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円を超える法人にあつては二千万円とする。」を「当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である法人(法第四十二條の四第八項第八号に規定する適用除外事業者(以下この条において「適用除外事業者」という。))に該当するもの(除く。)) 千万円
ロ 資本金の額等が五千万円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人 二千万円

第二十八條の九第八項第一号中「資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円を超える法人にあつては二千万円とする。」を「当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人(適用除外事業者に該当するものを除く。)) 千万円
ロ 資本金の額等が一億円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人 二千万円

第二十八條の九第二十項第一号中「資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円を超える法人にあつては二千万円とする。」を「当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人(適用除外事業者に該当するものを除く。)) 千万円
ロ 資本金の額等が一億円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人 二千万円

第二十八條の十の見出しを「医療用機器等の特別償却」に改め、同條第一項中「」を「第三項において同じ。))」に改め、「いう」の下に「第三項において同じ」を加え、同條第二項第一号中「指定するもの」の下に「医療法第三十條の十四第一項に規定する構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものにあつては、厚生労働大臣が定める要件を満たすものに限る。」を加え、同條第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、「器具及び備品を」の下に「指定し、若しくは要件を定め、第四項の規定により事項を定め、又は同項第一号の規定により機能別の機器の種類を」を加え、同項を同條第七項とし、同條第二項の次に次の四項を加える。

3 法第四十五條の二第二項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品(医療用の機械及び装置を含む。次項において同じ。))にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものとする。

4 法第四十五條の二第二項に規定する政令で定めるものは、器具及び備品並びに特定ソフトウェアのうち、医療法第三十條の二十一第一項第一号に掲げる事務を実施する都道府県の機関(同條第二項の規定による委託に係る事務(同号に掲げる事務に係るものに限る。))を実施する者を含む。以下この項において「相談機関」という。の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対策、その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画(当該相談機関の長(当該相談機関が同條第二項の規定による委託を受けた者である場合には、当該相談機関の長及びその委託をした都道府県知事)による医師の勤務時間の短縮に特に資するものである旨の確認があるもの(記載された当該事項につき変更がある場合には、その変更後の計画に係る当該確認があるもの)に限る。以下この項において「医師等勤務時間短縮計画」という。))に基づき当該法人が取得し、又は製作するもの(第一号において「計画設備等」という。))として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの(次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該記載されたものに限る。))とする。

一 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。

二 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第四十五條の二第二項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。

三 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。

四 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第四十五條の二第二項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。

五 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。

六 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第四十五條の二第二項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。

七 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。

八 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第四十五條の二第二項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。

該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、第四項に規定する不適用事業年度等でないものに限る。を「未処理採掘損失金額(〃)を加え、未処理採掘損失金額(合併連結事業年度不適用の場合)に、〃を「未処理採掘損失金額(〃)に相当する金額は」を「〃を含む。」の下に「に係る議決権」を加え、若しくは総額」を削り、同条第九項中「発行済株式等」の下に「に係る議決権」を加え、又は総額」を削り、同条第十項第三号中「百分の三十」を「百分の四十」に改め、同項第四号中「発行済株式等」の下に「に係る議決権」を加え、又は総額」を削り、同条第十二項中「法第六十八條の六十一第一項」とあるのは「法」を「中」第六十八條の六十一第一項と改め、第二十一項と「〃」の下に、「第三十九條の八十八第三項第一号」とあるのは「第三十九條の八十八第三項第二号」と改め、第三十九條の八十八第三項第一号とあるのは「法第六十八條の六十一第二項」と、第五項に「法第六十八條の六十一第一項」とあるのは「法第六十八條の六十一第二項」と、第六項各号及び「法第六十八條の八十八第三項第一号」とあるのは「第三十九條の八十八第三項第二号」と、第三十九條の八十八第三項第一号とあるのは「海外採掘所得金額」と、同項第二号中「第六十八條の六十一第一項」とあるのは「第六十八條の六十一第二項」と、第三十九條の八十八第三項第一号とあるのは「第三十九條の八十八第三項第二号」と、採掘所得金額とあるのは「海外採掘所得金額」と、「読み替える」を「第三十九條の八十八第四項」と改める。「第三十九條の八十八第四項」において準用する同条第四項を「第二十五條の二十六第六項」に、「第三十九條の二十の第三十項」を「第三十九條の二十の第三十六項」に改め、同項第二号中「第三十九條の百二十の第三十六項」を「第三十九條の百二十の第三十二項」に改める。

第三十七條の四「法人税法第二條第六号に規定する」及び「以下この条において「公益法人等」という。」を削り、「応じ」を「応じ」に改め、同条第二号中「法人税法第二條第十三号に規定する」及び「以下この条において「収益事業」という。」を削る。

第三十八條の四第四十五項中「第十八項又は第十九項」を「第十九項又は第二十項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十四項を同条第四十五項とし、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第三十六項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項を同条第四十一項とし、同条第三十六項から第三十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十五項中「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第三十二項第一号」を「第三十三項第一号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項を同条第三十四項とし、同条第三十二項第五号中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第二十一項から第三十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十項第二号口中「同条第三項(同条第六項)」を「同条第三項(同条第七項又は第八項)」に、「同条第五項(同条第六項)」を「同条第六項(同条第七項)」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18 法第六十二條の三第四項第八号の三口に規定する政令で定める事業は、同号に規定する裁定申請書に記載された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十條第二項第二号の事業に係る同条第一項に規定する事業区域の面積が五百平方メートル以上であり、かつ、当該裁定申請書に記載された法第六十二條の三第四項第八号の三口に規定する特定所有者不明土地の面積の当該事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である事業とする。

第三十八條の五第二十四項中「前条第三十八項」を「前条第三十九項」に改め、同条第二十五項中「前条第四十項」を「前条第四十一項」に改める。

第三十九條第二項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第十七項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第二号中「第八十八條」の下に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三十五條第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第十九項及び第二十三項中「応じ」を「応じ」に改める。

第三十九條の三第五項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第四号中「第五條第一項第六号」を「第五條第一項第七号」に改める。

第三十九條の四第三項中「ものに限る。」を「ものに限る。次項及び第五項において同じ。」に改め、同条第四項中「もの」と「〃」の下に「し、同項第四号に規定する政令で定める文化財保存活用支援団体は、公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもの(以下この項において「支援団体」という。))とし、同号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件を満たす場合」とを加え、同項に次の各号を加える。

一 当該支援団体と地方公共団体との間で、その買い取つた土地(法第六十五條の三第一項第四号に規定する重要文化財として指定された土地又は同号に規定する史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地をいう。以下この項において同じ。)の売買の予約又はその買い取つた土地の第三者への転売を禁止する条項を含む協定に対する違反を停止条件とする停止条件付売買契約のいずれかを締結し、その旨の仮登記を行うこと。

二 その買い取つた土地が、文化財保護法第九十二條の二第一項の規定により当該支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の区域内にある土地であること。

三 文化財保護法第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載された土地の保存及び活用に関する事業(地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するためにその土地が買い取られるものであること。

第三十九條の四第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法第六十五條の三第一項第七号に規定する政令で定める農地中間管理機構は、公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

第三十九條の五第十一項中「第十六項まで」の下に「及び第三十項」を加え、同条第三十項中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、「その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。」及び「その設立当初において拠出された金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。」を削る。

第三十九條の六第二項中「又は同法第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体(当該農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である当該農地利用集積円滑化団体にあつては、公益社団法人)を(公益社団法人)」に、「これらの法人の次の各号に掲げる区分に応じその行う当該各号に定める事業」を「同法第七條の規定により当該農地中間管理機構が行う事業(同条第一号に掲げるものに限る。))」に改め、同項各号を削る。

第三十九條の十の三第二項第一号イ中「同条第六号に規定する」及び「同条第十三号に規定する」を削る。

第三十九條の十二第五項中「第八項から第十二項まで及び第十四項」を「以下この条」に改め、同条第六項ただし書、第七項ただし書並びに第八項第一号イ及びハ(1)並びに第二号から第五号までの規定中「の割合」の下に「その必要な調整を加えることができる場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令で定めるところにより計算した割合」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法

第三十九条の第十二第八項中「若しくは第五項」を「第五項若しくは第十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第六十六条の四第二十五項」を「第六十六条の四第三十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第六十六条の四第二十五項」を「第六十六条の四第三十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第六十六条の四第十三項」を「第六十六条の四第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「第六十六条の四第八項第二号」を「第六十六条の四第十二項第二号」に、「第六号」を「第七号」に、「とし」を「（第六号に掲げる方法及び第七号に掲げる方法（第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）は、第一号から第五号までに掲げる方法又は第七号に掲げる方法（第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。）を用いることができる。）とし、又は第七号に掲げる方法」を「（第六号に掲げる方法及び第七号に掲げる方法（第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）は、第一号から第五号までに掲げる方法又は第七号に掲げる方法（第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。）を用いることができる。）とし、又は第七号に掲げる方法」に準ずる方法（第六号に掲げる方法及び第七号に掲げる方法（第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）を用いることができる。）と同等の方法（第七号に掲げる方法及び第八号に掲げる方法（第七号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）を用いることができる。）と同等の方法若しくは第七号に掲げる方法（第二号から第五号までに掲げる方法に限る。）と同等の方法を用いることができる。）に改め、同項第一号中「第六十六条の四第八項」を「第六十六条の四第十二項」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が知り得る状態にあつた情報に基づき、当該棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法

第三十九条の第十二第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第六十六条の四第八項第一号」を「第六十六条の四第十二項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項の次に次の六項を加える。

13 法第六十六条の四第七項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものとする。

一 有形資産（次号に掲げるものを除く。）
二 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

14 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定める無形資産は、法人が当該法人に係る国外関連者との間で行う無形資産国外関連取引（国外関連取引のうち、無形資産（同条第七項第二号に規定する無形資産をいい、固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する独立企業間価格を当該無形資産国外関連取引を行った時に当該無形資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この項に

おいて同じ。）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該無形資産国外関連取引を行った時に予測される金額を基礎として算定するもので、当該無形資産に係る当該金額その他の当該独立企業間価格を算定するための前提となる事項（当該無形資産国外関連取引を行った時に予測されるものに限る。）の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものとする。

15 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 法第六十六条の四第八項の特定無形資産国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものであること。

二 通常用いられる方法により計算されたものであること。
16 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定める場合は、同項の法人が、同項の特定無形資産国外関連取引の対価の額の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額を支払う場合には第二号に掲げる場合とする。

一 当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十六条の四第八項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合
二 当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十六条の四第八項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合

17 法第六十六条の四第九項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 法第六十六条の四第九項第二号の特定無形資産国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものであること。

二 通常用いられる方法により計算されたものであること。
18 法第六十六条の四第十項に規定する政令で定める場合は、同項の法人が、同項の特定無形資産国外関連取引（その対価の額につき、当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産（同条第八項に規定する特定無形資産をいう。以下この項において同じ。）の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この項において同じ。）が生ずることが予測された期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該特定無形資産国外関連取引を行った時に予測された金額を基礎として算定したものに限り。以下この項において同じ。）の対価の額の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額を支払う場合には第二号に掲げる場合とする。

一 当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間（法第六十六条の四第十項に規定する判定期間をいう。以下この項において同じ。）に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行った時において当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合

二 当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行った時において当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合

第三十九条の十二の二第一項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改め、同項第三号中「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に改める。

第三十九条の十二の三第一項中「第十八項」を「第二十四項」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条第二項中「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同条第五項中「第三十九条の十二第十三項、第十四項、第十六項及び第十七項」を「第三十九条の十二第十四項から第二十項まで、第二十二項及び第二十三項」に、「第九項及び第十九項から第二十五項まで」を「から第十五項まで及び第二

十五項から第三十一項まで」に改め、「第三十九条の十二、第十四項中」の下に「同条第七項第二号」とあるのは「法第六十六条の四の三第五項第二号」と、「同条第一項」とあるのは「とした額が当該特定無形資産の四の三第一項」と、同条第十六項中「の支払を受ける」とあるのは「とした額が当該特定無形資産の四の三第一項」と、同条第十六項の規定を適用したならば法第六十六条の四の三第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過少となる」と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の当該国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額が過大となる」と、同項各号中「同条第一項」とあるのは「法第六十六条の四の三第一項」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とした額」と、同条第十八項中「につき」とあるのは「とした額につき」と、「の支払を受ける」とあるのは「とした額が当該特定無形資産の四の三第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の当該国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過少となる」と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の当該国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額が過大となる」と、同条第二十五項中「を」を加え、「第五号」を「第六号」に、「同条第十七項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に、「第六十六条の四第二十五項」を「第六十六条の四第三十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第六十六条の四の三第五項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものとする。

一 有形資産（次号に掲げるものを除く。）

二 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

第三十九条の十二の四第一項第一号中「租税条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供するもの）を定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 租税条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供するもの）を定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者

ロ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国

第三十九条の十二の四第一項第二号中「居住地国」の下に「（前号口に掲げるものを除く。）」を加え、同項第三号中「当該居住地国」の下に「（第一号口に掲げるものを除く。）」を加える。

第三章第八節の三の節名を次のように改める。

第八節の三 支払利子等に係る課税の特例

第三十九条の十三第十七項中「同条第六号に規定する」を削り、同条第二十七項中「法人税法第二条第六号に規定する」及び「法人税法第二条第十三号に規定する」を削る。

第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例

第三十九条の十三の二の見出しを削り、同条第一項中「同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「第六十六条の七第三項」及び「第六十六条の九の三第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第二十三條、第二十三條の二」を削り、「第四十条から第四十一条の二まで」を「第四十一條、第四十一條の二」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に、「金額及び」を「金額」に、「を加算した」を「及び匿名組合契約等（匿名組合契約（当事者の一方が相手

手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。以下この項において同じ。）により匿名組合員（匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者をいう。以下この項において同じ。）に分配すべき利益の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を加算した」に、「第六十六条の五の二第八項」を「第六十六条の五の二第七項」に、「を減算した」を「及び匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を減算した」に改め、同条第二項中「第六十六条の五の二第二項」を「第六十六条の五の二第二項第二号」に改め、同条第三項中「第六十六条の五の二第二項」を「第六十六条の五の二第二項第二号」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 当該法人に係る関連者（法第六十六条の五の二第二項第四号に規定する関連者をいう。以下この条において同じ。）が非関連者（同項第五号に規定する非関連者をいう。以下この条において同じ。）に対して当該法人の債務の保証をすることにより、当該非関連者が当該法人に対して資金を供与したと認められる場合において、当該法人が当該関連者に支払う当該債務の保証料（当該法人に係る関連者から当該法人に貸し付けられた債券、当該関連者が当該法人の債務の保証をすることにより、非関連者から当該法人に貸し付けられた債券を含む。以下この号において「貸付債券」という。）が、他の非関連者に、担保として提供され、債券現先取引（法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引をいう。）で譲渡され、又は現金担保付債券貸借取引（法第六十六条の五第五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取引をいう。）で貸し付けられることにより、当該他の非関連者が当該法人に対して資金を供与したと認められる場合において、当該法人が当該関連者に支払う貸付債券の使用料若しくは当該債務の保証料又は当該非関連者に支払う貸付債券の使用料

第三十九条の十三の二第二十三項中「同条第八項」を「同条第七項」に改め、「同条第一項中「合計額」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の二第一項の下に「対象純支払利子等に係る課税の特例」を加え、「関連者等に係る支払利子等の損金不算入」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第二十二項中「第六十六条の五の二第九項第一号口」を「第六十六条の五の二第八項第一号口」に、「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「法第六十六条の五の二第二項に規定する支払利子等をい、法人税法第四百四十二条の五第一項」を「同項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十一項中「第十八項第二号及び第十九項第二号」を「第十九項第二号及び第三十項第二号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十項を同条第三十一項とし、同条第十九項中「第六十六条の五の二第八項」を「第六十六条の五の二第七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十八項中「第六十六条の五の二第八項」を「第六十六条の五の二第七項」に、「事業年度（以下第二十一項）を「事業年度（以下第三十二項）に改め、同項第一号中「関連者支払利子等の額の合計額」を「対象支払利子等合計額」に改め、同項第二号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額（法第六十六条の五の二第二項第一号に規定する対象支払利子等の額をいう。第三十三項において同じ。）」に、「第二十一項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十七項中「第六十六条の五の二第六項」を「第六十六条の五の二第六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十六項中「第六十六条の五の二第三項」を「第六十六条の五の二第二項第六号」に、「同条第三項」を「同条第二項第七号」に、「第五項」を「第八項」に、「第六項」を「第十項」に、「係る関連者等」を「係る関連者」に、「国内関連者等」を「国内関連者」に、「各国内関連者等」を「各国内関連者」に、「非国内関連者等」を「非国内関連者」に、「他の国内関連者等」を「他の国内関連者」に改め、「法第六十六条の五の二第二項に規定する」を削り、「同項に規定する政令で定める」を「第九項の規定により計算した」に、「関連者支払利子等の額（同項に規定する関連者支払利子等の額をいう。第十八項及び第二十二項において同じ。）の合計

額」を「対象支払利子等合計額（法第六十六条の五の二第一項に規定する対象支払利子等合計額をいう。第二十九項第一号において同じ。）に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の六項を加える。

22 法第六十六条の五の二第二項第七号に規定する支払を受ける利子に準ずるものとして政令で定めるものは、支払を受ける手形の割引料、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡しを行ったことにより受けるべき対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額、法人税法施行令第三百九十九条の二第一項に規定する償還有価証券に係る同項に規定する調整差益その他経済的性質が支払を受ける利子に準ずるものとする。

23 法第六十六条の五の二第三項第二号に規定する政令で定める関係は、一の内国法人の他の内国法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一の内国法人の有する当該他の内国法人の株式等の数又は金額が当該他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合をいう。）と当該一の内国法人の当該他の内国法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合が百分の五十を超える場合における当該一の内国法人と当該他の内国法人との間の関係とする。

24 第三十九条の十二第三項の規定は、前項に規定する間接保有の株式等の保有割合について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「前項の他方の法人」とあるのは「他の内国法人」と、「である法人」とあるのは「である内国法人」と、「百分の五十以上の」とあるのは「百分の五十を超える」と、「同項の一方の法人」とあるのは「一の内国法人」と、「当該他方の法人」とあるのは「当該他の内国法人」と、「同項の他方の法人」とあるのは「他の内国法人」と、「である法人」とあるのは「である内国法人」と、「同項の一方の法人」とあるのは「一の内国法人」と、「以上の法人」とあるのは「以上の内国法人」と、「百分の五十以上の」とあるのは「百分の五十を超える」と、「当該一方の法人」とあるのは「当該一の内国法人」と、「当該他方の法人」とあるのは「当該他の内国法人」と読み替えるものとする。

25 法第六十六条の五の二第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合において、同号に規定する特定資本関係が存在するかどうかの判定は、同号の内国法人の各事業年度終了の時の現況によるものとする。

26 法第六十六条の五の二第三項第二号に規定する政令で定める金額は、同号の内国法人及び当該内国法人との間に同号に規定する特定資本関係のある他の内国法人の当該事業年度に係る同条第一項に規定する調整所得金額の合計額から調整損失金額の合計額を控除した残額とする。

27 第一項の規定は、前項に規定する調整損失金額について準用する。この場合において、第一項中「当該金額が零を下回る場合には、零」とあるのは、「が零を下回る場合のその下回る額」と読み替えるものとする。

第三十九条の十三の二第十五項を削り、同条第十四項中「関連者等」を「関連者」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項を削り、同条第十二項を同条第十九項とし、同条第十一項を同条第十八項とし、同条第十項中「第六十六条の五の二第二項第一号に規定する個人が当該」を「第六十六条の五の二第二項第四号に規定する個人が」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項を同条第十六項とし、同条第八項中「第六十六条の五の二第二項第一号」を「第六十六条の五の二第二項第四号」に、「第十二項まで」を「この条」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12 法第六十六条の五の二第二項第三号に規定する政令で定める債券は、債券を発行した日において、当該債券を取得した者の全部が当該債券を取得した者の一人（以下この項において「判定対象取得者」という。）及び次に掲げる者である場合における当該債券とする。

- 一 一次に掲げる個人
- イ 当該判定対象取得者の親族
- ロ 当該判定対象取得者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該判定対象取得者の使用人

二 イからハまでに掲げる者以外の者で当該判定対象取得者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ホ ロからニまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

二 当該判定対象取得者その他の者と間にいづれか一方の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が他方の者（法人に限る。）を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

三 当該判定対象取得者その他の者（法人に限る。）との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該判定対象取得者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

13 前項第二号又は第三号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一 当該一方の者が法人を支配している場合（法人税法施行令第十四条の二第二項第一号に規定する法人を支配している場合をいう。）における当該法人

二 前号若しくは次号に掲げる法人又は当該一方の者及び前号若しくは次号に掲げる法人が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第十四条の二第二項第二号に規定する他の法人を支配している場合をいう。）における当該他の法人

三 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第十四条の二第二項第三号に規定する他の法人を支配している場合をいう。）における当該他の法人

14 法第六十六条の五の二第二項第三号(2)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 国内において発行された債券 特定債券利子等（法第六十六条の五の二第二項第三号に規定する特定債券利子等をいう。次号において同じ。）の額の合計額の百分の九十五に相当する金額

二 国外において発行された債券 特定債券利子等の額の合計額の百分の二十五に相当する金額

第三十九条の十三の二第六項を同条第十項とし、同条第五項中「第六十六条の五の二第二項」を「第六十六条の五の二第二項第三号」に、「金額は」を「支払利子等は」に改め、「関連者等との間で行う」を削り、「同項」を「同号」に改め、「の額（同条第二項に規定する支払利子等の額をいう。以下この項において同じ。）を削り、関連者等の同条第二項に規定する」を「支払利子等を受ける者の」に、「以下この項及び次項」を「次項及び第十項」に改め、「の額に、当該除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高を当該除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高（当該事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいう。次項において同じ。）で除して得た割合を乗じて計算した金額」を削り、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 法第六十六条の五の二第二項第三号に規定する政令で定める金額は、除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額に、当該除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高を当該除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高（当該事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいう。次項において同じ。）で除して得た割合を乗じて計算した金額とする。

第三十九条の十三の二第四項中「第六十六条の五の二第二項」を「第六十六条の五の二第二項第三号」に改め、「同項に規定する支払利子等をいう。」を削り、「関連者等（同項に規定する関連者等をいう。以下この条において同じ。）が」を「者が」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 法第六十六条の五の二第二項第三号に規定する政令で定めるものは、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び財務省令で定める独立行政法人とする。

第三十九条の十三の二第三項の次に次の二項を加える。

4 法第六十六条の五の第二項第三号に規定する政令で定める場合は、当該法人に係る関連者(当該法人から受ける支払利子等(同項第二号に規定する支払利子等をいう。以下この条において同じ。))があつたとした場合に当該支払利子等が当該関連者の課税対象所得(同項第三号イに規定する課税対象所得をいう。以下この項、次項及び第八項において同じ。))に含まれるものを除く。が非関連者(当該法人から受ける支払利子等が当該非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る。))を通じて当該法人に対して資金を供与したと認められる場合とする。

5 法第六十六条の五の第二項第三号に規定する政令で定める支払利子等は、非関連者(当該法人から受ける支払利子等が当該非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る。))が有する債権(当該法人から受ける支払利子等に係るものに限る。))に係る経済的利益を受ける権利が財務省令で定める契約その他により他の非関連者(当該法人から受ける支払利子等があつたとした場合に当該支払利子等が当該他の非関連者の課税対象所得に含まれるものを除く。))に移転されることがあらかじめ定まつている場合における当該非関連者に対する支払利子等とする。

第三十九条の十三の三の見出しを削り、同条第一項第一号中「関連者支払利子等の額(法第六十六条の五の第二項に規定する関連者支払利子等の額をいう。次号において同じ。))の合計額」を「法第六十六条の五の第二項に規定する対象支払利子等合計額」に改め、同項第二号中「関連者支払利子等の額」を「法第六十六条の五の第二項第一号に規定する対象支払利子等の額」に、「前条第十八項第二号」を「前条第二十九項第二号」に、「同条第二十一項」を「前条第三十二項」に改め、同条第二項中「前条第十八項」を「前条第二十九項」に改め、同条第四項中「当該超過利子額に關する明細書の添付」を「の提出」に改め、同条第八項中「超過利子額の損金算入」を「対象純支払利子等に係る課税の特例」に改める。

第三十九条の十四第二項第一号イ中「第三十九条の十四の三第十五項」を「第三十九条の十四の三第二十七項」に改める。

第三十九条の十四の三第一項第一号中「一の内国法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社で保険業法」を「一の内国法人等(一の内国法人(保険業を主たる事業とするもの又は保険業法第二十六条に規定する保険持株会社に該当するものに限る。))及び当該一の内国法人との間に第三十九条の第十七項に規定する特定資本関係のある内国法人(保険業を主たる事業とするもの又は同法第二十六条に規定する保険持株会社に該当するものに限る。))をいう。以下この項及び次項において同じ。))によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社で同法」に改め、「要件」の下に「の全て」を加え、同号イ中「一の内国法人」を「一の内国法人等」に改め、同号に次のように加える。

ハ その役員又は使用人がその本店所在地において保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

第三十九条の十四の三第一項第二号中「一の内国法人(保険業を主たる事業とするものに限る。イにおいて同じ。))」を「一の内国法人等」に改め、「要件」の下に「の全て」を「満たすもの」の下に「その申請又は届出をされた者が当該一の内国法人等に係る他の特定保険委託者に該当する場合」には、当該他の特定保険委託者が当該法令の規定によりその本店所在地において保険業の免許の申請をする際又は当該法令の規定により保険業を営むために必要な事項の届出をする際にその保険業に関する業務を委託するものとして申請又は届出をされた者で次に掲げる要件の全てを満たすものを加える。」を加え、同号イ中「一の内国法人」を「一の内国法人等」に改め、同号に次のように加える。

ハ その役員又は使用人がその本店所在地において保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

第三十九条の十四の三第二十二項を同条第三十三項とし、同条第二十一項中「第十二項」を「第二十四項」に改め、同項第一号中「(不動産の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。))」を削り、同項第四号中「第十六項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第三十二項とし、

同条第二十項を同条第三十一項とし、同条第十九項を削り、同条第十八項中「第十六項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項を同条第二十九項とし、同条第十六項第五号を次のように改める。

五 保険業 当該各事業年度の収入保険料(ハに掲げる金額を含む。))のうち次に掲げる金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

イ 関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。))

ロ 特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者から収入する収入保険料(次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。))及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から収入する収入保険料(次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。))

(1) 特定保険委託者と当該特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険又は特定保険委託者と当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者との間で行われる再保険であること。

(2) 再保険の引受けに係る保険に係る収入保険料の合計額のうちに関連者以外の者(当該外国関係会社の本店所在地同一の国又は地域に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を有する法人に限る。))を被保険者とする保険に係るものの占める割合が百分の九十五以上であること。

(3) 特定保険委託者と当該特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険にあつては当該再保険を行うことにより当該特定保険委託者及び当該特定保険受託者の資本の効率的な使用と収益性の向上に資することと認められ、特定保険委託者と当該特定保険委託者との間で行われる再保険に於ては当該再保険を行うことによりこれらの特定保険委託者の資本の効率的な使用と収益性の向上に資することと認められること。

ハ 特定保険協議者に該当する外国関係会社が当該特定保険協議者に係る特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議その他の業務に係る対価として当該特定保険外国子会社等から支払を受ける手数料の額及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から受託した保険業に関する業務に係る対価として当該特定保険委託者から支払を受ける手数料の額

第三十九条の十四の三第十六項を同条第二十八項とし、同条第十項から第十五項までを十二項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第一項及び」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第八項を同条第二十項とし、同条第五項から第七項までを十二項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第十一項とし、同項の次に次の五項を加える。

12 法第六十六条の六第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定める者は、第二十七項第一号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と改め、同項を同条第六十六條の六第二項第二号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」と改め、同項を同条第六十六條の六第二項第二号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」と改め、同項を同条第六十六條の六第二項第二号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」と改め、及び「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と読み替えた場合における同条第二項第二号ハ(1)の外国関係会社に係る第二十七項各号に掲げる者とする。

13 法第六十六条の六第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定める収入保険料は、次に掲げる収入保険料とする。

一 外国関係会社に係る関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。))

二 外国関係会社に係る関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。))

- 二 特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者から収入する収入保険料(第二十八項第五号口(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。)及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から収入する収入保険料(同号口(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。)
- 14 法第六十六条の六第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(1)に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。
- 15 法第六十六条の六第二項第二号ハ(2)に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。
 - 一 外国関係会社が各事業年度において当該外国関係会社に係る関連者以外の者に支払う再保険料(特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者に支払う再保険料及び再保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険委託者に支払う再保険料を含む。)の合計額
 - 二 外国関係会社の各事業年度の関連者等収入保険料(法第六十六条の六第二項第二号ハ(2)に規定する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合
- 16 法第六十六条の六第二項第二号ハ(2)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(2)に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事業年度の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。
 - 第三十九条の十四の第三項を同条第十項とし、同条第二項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。
 - 5 法第六十六条の六第二項第二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国法人は、外国法人(外国関係会社とその本店所在地を同じくするものに限る。以下この項において同じ。)の発行済株式等のうちに当該外国関係会社が保有しているその株式等の数若しくは金額の占める割合又は当該外国法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該外国関係会社が保有しているその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の二十五以上であり、かつ、その状態が当該外国関係会社が当該外国法人から受ける剰余金の配当等(同条第一項に規定する剰余金の配当等をいう。以下この条において同じ。)の額の支払義務が確定する日(当該剰余金の配当等の額が法人税法第二十四条第一項に規定する事由に係る財務省令で定める剰余金の配当等の額である場合には、同日の前日。以下この項において同じ。)以前六月以上(当該外国法人が当該確定する日以前六月以内に設立された外国法人である場合には、その設立の日から当該確定する日まで)継続している場合の当該外国法人とする。
 - 6 法第六十六条の六第二項第二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、外国子会社(同号イ(3)に規定する外国子会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - 一 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める外国子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。)その他財務省令で定める収入金額の割合が百分の九十五を超えていること。
- 二 当該事業年度終了の時における貸借対照表(これに準ずるものを含む。以下この節及び次節において同じ。)に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める外国子会社の株式等その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。
- 7 法第六十六条の六第二項第二号イ(4)に規定する同条第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社で政令で定めるものは、当該内国法人に係る他の外国関係会社(管理支配会社(同号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。次項及び第九項において同じ。))とその本店所在地を同じくするものに限る。)で、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。第九項第三号イ(1)(ii)において同じ。)に該当するものとする。
- 8 法第六十六条の六第二項第二号イ(4)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、特定子会社(同号イ(4)に規定する特定子会社をいう。第六号及び第七号において同じ。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するものその他財務省令で定めるものとする。
 - 一 その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によって行われていること。
 - 二 管理支配会社の行う事業(当該管理支配会社の本店所在地において行うものに限る。)の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。
 - 三 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地において、管理支配会社の役員又は使用人によって行われていること。
 - 四 その本店所在地を管理支配会社の本店所在地と同じくすること。
 - 五 次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。
 - イ ロに掲げる外国関係会社以外の外国関係会社 その本店所在地の法令においてその外国関係会社の所得(その外国関係会社の属する企業集団の所得を含む。)に対して外国法人税(法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。)を課されるものとされていること。
 - ロ その本店所在地の法令において、その外国関係会社の所得がその株主等(法人税法第二十四条第十四号に規定する株主等をいう。ロ及び次条第六項第三号において同じ。)である者の所得として取り扱われる外国関係会社 その本店所在地の法令において、当該株主等である者(法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社に該当するものに限る。)の所得として取り扱われる所得に対して外国法人税を課されるものとされていること。
- 六 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。
 - イ 当該事業年度の特定子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。)
 - ロ 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関係会社に係る関連者(法第六十六条の六第二項第二号ハ(1)に規定する関連者をいう。以下第十五項までにおいて同じ。)以外の者への譲渡に限るものとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれた場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。)に係る対価の額
 - ハ その他財務省令で定める収入金額
- 七 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定子会社の株式等その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

9

法第六十六条の六第二号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、次に掲げる外国関係会社とする。

一 特定不動産(その本店所在地にある不動産(不動産の上に存する権利を含む。以下この項及び第三十二項第一号において同じ。)で、その外国関係会社に係る管理支配会社の事業の遂行上欠くことのできないものをいう。以下この号において同じ。)の保有を主たる事業とする外国関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するものその他財務省令で定めるもの
イ 管理支配会社の行う事業(当該管理支配会社の本店所在地において行うもので不動産業に限る。)の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。

二 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。
ハ 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

三 特定不動産の譲渡に係る対価の額
(1) 特定不動産の貸付け(特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
(2) その他財務省令で定める収入金額

四 当該事業年度終了の時に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち占める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

五 特定不動産(その本店所在地にある不動産で、その外国関係会社に係る管理支配会社が自ら使用するものをいう。以下この号において同じ。)の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当すること。
イ 前項第一号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。

六 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。
(1) 特定不動産の譲渡に係る対価の額
(2) 特定不動産の貸付け(特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
(3) その他財務省令で定める収入金額

七 当該事業年度終了の時に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち占める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

八 次に掲げる要件の全てに該当する外国関係会社その他財務省令で定める外国関係会社
イ その主たる事業が次のいずれかに該当すること。

(1) 特定子会社(当該外国関係会社とその本店所在地を同じくする外国法人で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この号において同じ。)の株式等の保有
(i) 当該外国関係会社の当該事業年度開始の時又は終了の時において、その発行済株式等のうち当該外国関係会社有するその株式等の数若しくは金額のうち当該外国関係会社有するその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合又はその発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうち当該外国関係会社有するその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の十以上となつていないこと。

(ii) 管理支配会社等(法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地において、その役員又は使用人がその本店所在地(当該本店所在地に係る第三十一項に規定する水域を含む。)において行う石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取の事業(採取した天然資源に密接に関連する事業を含む。)又はその本店所在地の社会資本の整備に関する事業(以下この号において「資源開発等プロジェクト」という。)を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいい、当該内国法人に係る他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社に該当するものの役員又は使用人

とその本店所在地を同じくする他の外国法人の役員又は使用人がその本店所在地において共同で資源開発等プロジェクトを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している場合の当該他の外国関係会社及び当該他の外国法人を含む。以下この号において同じ。)の行う当該資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。

九 当該外国関係会社に係る関連者以外の者からの資源開発等プロジェクトの遂行のための資金の調達及び特定子会社に対して行う当該資金の提供
(2) 特定不動産(その本店所在地にある不動産で、資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしているものをいう。以下この号において同じ。)の保有
(3) その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によつて行われていること。

十 管理支配会社等の行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。
二 この事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地において、管理支配会社等の役員又は使用人によつて行われていること。
ホ その本店所在地を管理支配会社等の本店所在地と同じくすること。
ハ 前項第五号に掲げる要件に該当すること。
ト 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。
(1) 特定子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。)
(2) 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関係会社に係る関連者以外の者への譲渡に限るものとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。)に係る対価の額
(3) 特定子会社に対する貸付金(資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできないものに限る。子において同じ。)に係る利子の額
(4) 特定不動産の譲渡に係る対価の額
(5) 特定不動産の貸付け(特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
(6) その他財務省令で定める収入金額
チ 当該事業年度終了の時に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち占める特定子会社の株式等、特定子会社に対する貸付金、特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。
第三十九条の十四の三第一項の次に次の二項を加える。
2 前項において、発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の一の内国法人等の外国関係会社に係る直接保有株式等保有割合(当該一の内国法人等の有する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうち占める割合をいう。)と当該一の内国法人等の当該外国関係会社に係る間接保有株式等保有割合とを合計した割合により行うものとする。
3 第三十九条の十七第七項の規定は、前項に規定する間接保有株式等保有割合について準用する。
この場合において、同条第七項第一号中「部分対象外国関係会社の株主等」とあるのは「外国関係会社(法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項において同じ。)の株主等」と、「一の内国法人等」とあるのは「一の内国法人等(第三十九条の十四の三第一項第一号に規定する一の内国法人等をいう。次号において同じ。)」と、「当該部分対象外国関係会社」とあるのは「当該外国関係会社」と、同項第二号中「部分対象外国関係会社」とあるのは「外国関係会社」と読み替えるものとする。

17 法第六十六条の七第二項に規定する政令で定める金額は、外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に計算される個別計算外国法人税額とする。

第三十九条の十八第十二項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八項又は第九項」を「前二項」に、「第三十九条の十八第八項又は第九項」を「第三十九条の十八第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第一号中「第七項」を「第九項」に、「第三十九条の百十八第七項」を「第三十九条の百十八第九項」に、「第一項から第三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第二号中「第一項から第三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第三号中「第三十九条の百十八第一項から第三項まで」を「第三十九条の百十八第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十六項」を「第二十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「外国法人税の額」の下に「外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税の額」を加え、個別計算外国法人税額。以下この条において同じ。」を加え、「第十五項」を「第十九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第六十六条の七第一項に規定する政令で定める外国法人税は、外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定(第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この条において同じ。)がある場合の当該外国法人税とし、法第六十六条の七第一項に規定する政令で定める金額は、当該企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該外国法人税に関する法令の規定により計算される外国法人税の額(以下この条において「個別計算外国法人税額」という。)とする。

2 個別計算外国法人税額は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該個別計算外国法人税額に係る外国法人税に関する法令の規定により当該個別計算外国法人税額を納付すべきものとされる期限の日に課されるものとして、この条の規定を適用する。

第三十九条の二十の二第五項第四号中「次条第十五項」を「次条第二十一項」に改める。

第三十九条の二十の三第十六項を同条第二十二項とし、同条第十五項を同条第二十一項とし、同条第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第三十九条の十五第七項から第九項まで」を「第三十九条の十五第八項から第十項まで」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項第一号中「第三十九条の百二十の三第七項」を「第三十九条の百二十の三第十三項」に改め、同項第二号中「額」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税をいう。以下この号及び第三十九条の二十の七において同じ。)」がある場合の当該法人所得税にあつては第三十九条の十五第二項第八号に規定する個別計算納付法人所得税額とし、「当該」を「当該」に、「額を」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、同項第十五号に規定する個別計算還付法人所得税額)を」に、「金額」を「金額とする。」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第十三項」を「第十九項」に、「満たす法人」を「満たす外国法人」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第三十九条の十四の三第二十一項」を「第三十九条の十四の三第三十二項」に、「第三十九条の十四の三第二十一項第二号」を「第三十九条の十四の三第三十二項第二号」に、「第十六項各号」を「第二十八項各号」に、「第十六項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第三十九条の十四の三第十六項」を「第三十九条の十四の三第二十八項」に、「第十七項」を「第二十九項」に、「第三十九条の十四の三第十六項第一号」を「第三十九条の十四の三第二十八項第一号」に、「は、」を「は」に、「第三十九条の二十の三第七項各号」を「第三十九条の二十の三第十三項各号」と、同項第五号中「(八)に掲げる金額を含む」のうち「次」とあるのは「のうち

にイ」と、「金額の合計額」とあるのは「金額」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第十三項とし、同条第六項を同条第十二項とし、同条第五項中「第三十九条の十四の三第三項」を「第三十九条の十四の三第十項」に改め、「法第六十六条の九の二第二項に規定する外国関係法人をいう。第三項及び第十項において同じ。」を削り、「第三十九条の十四の三第四項」を「第三十九条の十四の三第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の五項を加える。

7 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める者は、第十三項第一号から第五号までの規定中「法第六十六条の九の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあり、並びに同項第六号中「同条第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあり、及び同号イからハまでの規定中「法第六十六条の九の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」と読み替えた場合における同条第二項第三号ハ(1)の外国関係法人に係る第十三項各号に掲げる者とする。

8 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める収入保険料は、外国関係法人に係る関連者(同号ハ(1)に規定する関連者をいう。以下この項及び第十項第一号において同じ。)以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。)とする。

9 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ(1)に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

10 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一 外国関係法人が各事業年度において当該外国関係法人に係る関連者以外の者に支払う再保険料の合計額

二 外国関係法人の各事業年度の関連者等収入保険料(法第六十六条の九の二第二項第三号ハ(2)に規定する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合

11 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ(2)に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事業年度の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

第三十九条の二十の三第四項の次に次の一項を加える。

5 第三十九条の十四の三第五項の規定は外国関係法人(法第六十六条の九の二第二項に規定する外国関係法人をいう。以下この条において同じ。)に係る法第六十六条の九の二第二項第三号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国法人について、第三十九条の十四の三第六項の規定は同号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、同条第七項の規定は同号イ(4)に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る他の外国関係法人で政令で定めるものについて、同条第八項の規定は同号イ(4)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、同条第九項の規定は同号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「同条第一項」とあるのは「法第六十六条の九の二第二項」と、同条第六項中「外国子会社(同号イ(3)に規定する外国子会社)とあるのは「外国子法人(法第六十六条の九の二第二項第三号イ(3)に規定する外国子法人)と、同項各号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第七項中「当該」とあるのは「法第六十六条の九の二第二項に規定する特殊関係株主等である」と、他の外国関係会社(管理支配会社(同号イ(4)とあるのは「他の外国関係法人(同項に規定する外国関係法人をいい、管理支配会社(同条第二項第三号イ(4)と「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、「部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社」とあるのは「部分対象外国

関係法人(同条第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人)と、同条第八項中「特定子会社(同号イ(4))とあるのは「特定子法人(法第六十六条の九の二第二項第三号イ(4))と、「特定子会社を」とあるのは「特定子法人」と、同項第一号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る他の外国関係法人(同項に規定する外国関係法人をいう。次項第三号イ(1)(ii)において同じ。)」と、同項第六号イ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、「第六十六条の六第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)」と、同項第七号中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第九項第一号及び第二号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号イ(1)中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号イ(1)(ii)中「管理支配会社等(法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社とあるのは「管理支配法人等(法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人)」と「他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社」とあるのは「他の外国関係法人のうち部分対象外国関係法人)」と、「当該他の外国関係会社」とあるのは「当該他の外国関係法人」と、同号イ(2)中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロからホまでの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同号ト(1)から(3)まで及び同号チ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と読み替えるものとする。

第三十九条の二十の四第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第八項第二号ロ中「前条第七項第一号」を「前条第十三項第一号」に改め、同条第二十四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に、「第三十九条の百二十四の四第二十四項」を「第三十九条の百二十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第三十九条の十七の三第二十八項」を「第三十九条の十七の三第三十項」に、「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第六項第十一号」に、「第三十九条の十七の三第二十九項」を「第三十九条の十七の三第三十一項」に、「同号ル」を「同号ヲ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第三十九条の十七の三第二十五項」を「第三十九条の十七の三第二十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十九条の十七の三第二十二項及び第二十三項を「第三十九条の十七の三第二十四項及び第二十五項」に、「第十五項」を「第十六項」に、「同条第十九項又は第二十一項」を「同条第二十一項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第三十九条の十七の三第二十一項」を「第三十九条の十七の三第二十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十八項」を「第十九項」に、「第三十九条の十七の三第十九項」を「第三十九条の十七の三第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三十九条の十七の三第十八項」を「第三十九条の十七の三第二十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第三十九条の十七の三第十七項の規定は部分対象外国関係法人に係る法第六十六条の九の二第二項第六号の二に規定する政令で定める金額について、第三十九条の十七の三第十八項の規定は部分対象外国関係法人に係る同号ロに規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。
第三十九条の二十の七第七項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三十九条の十八第七項」を「第三十九条の十八第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三十九条の十八第十六項」を「第三十九条の十八第二十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第八項」を「第十一項」に、「第三十九条の十八第十五項」を「第

三十九条の十八第十九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第六項」に、「第三十九条の十八第六項各号」を「第三十九条の十八第八項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第三十九条の十八第五項から第十三項まで」を「第三十九条の十八第七項から第十五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 第三十九条の十八第十六項の規定は法第六十六条の九の三第二項に規定する政令で定めるときについて、第三十九条の十八第十七項の規定は法第六十六条の九の三第二項に規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。

第三十九条の二十の七第三項中「第八項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に、「第三十九条の十八第三項」を「第三十九条の十八第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第七項及び第九項」を「第十項及び第十二項」に、「第三十九条の十八第二項」を「第三十九項及び第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第六項及び第九項」を「第九項及び第十二項」に、「第三項及び第五項」を「第五項及び第八項」に改め、「の額」の下に「(外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この条において同じ。)」を加え、「第三十九条の十八第一項」を「第三十九条の十八第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。
第三十九条の十八第一項の規定は、法第六十六条の九の三第一項に規定する政令で定める外国法人税及び同項に規定する政令で定める金額について準用する。
2 前項において準用する第三十九条の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額(以下この項及び次項において「個別計算外国法人税額」という。)は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該個別計算外国法人税額に係る外国法人税に関する法令の規定により当該個別計算外国法人税額を納付すべきものとされる期限の日に課されるものとして、この条の規定を適用する。

第三十九条の二十二第三項中「法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は」を削り、「若しくは一般財団法人をいう」を「又は一般財団法人を含む」に改める。
第三十九条の二十三第一項中「同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう」を削る。
第三十九条の二十四の二第一項中「昭和二十三年法律第二百五号」を削る。
第三十九条の二十八の二を削る。
第三十九条の二十八の三を削る。
第三十九条の二十八の五の三第一項を「第六十七条の五の二第一項」に改め、同条を第三十九条の二十八の二とする。
第三十九条の二十九中「第三十九条の百二十四の四」を「第三十九条の百二十四の三」に改める。
第三十九条の三十二第四項中「第六十四条」を「第六十三条」に改める。
第三十九条の三十二の三第一項第二号中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第三項中「第十項」を「第十二項第二号」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十二項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項を削り、同条第十項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 法第六十七条の十五第一項第二号へに規定する政令で定めるものは、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約とする。
9 法第六十七条の十五第一項第二号へ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した数又は金額は、当該投資法人の匿名組合契約等(同号へに規定する匿名組合契約等をいう。以下この条において同じ。)に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である他の法人(同号へに規定する他の法人をいう。以下この項において同じ。)の株式又は出資の数又は金額に、当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した数又は金額(当該投資法人の匿名組合契約等(その目的である事業に係る財産に当該他の法人の株式又は出資が含まれるものに限る。)が二以上ある場合には、それぞれ当該計算した数又は金額を合計した数又は金額)とする。

度)に当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る試験研究費の額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)の月別試験研究費の額を合計した金額に当該合併等の日(当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)から当該適用年度終了の日までの期間の月数に乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

イ 法第六十八条の九第一項又は第四項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当し、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人がその設立の日から当該適用年度終了の日までの期間内に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該設立の日から当該適用年度終了の日までの期間内においてその残余財産が確定したものとし、その合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人等の当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日前に開始した各連結事業年度(当該被合併法人等の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度)に係る試験研究費の額が零である場合における当該合併、分割、現物出資又は現物分配を除く。イにおいて同じ。)に係る合併法人等である場合(当該設立の日から当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日の前日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日)までの期間に係る試験研究費の額が零である場合に限る)における当該合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人等の当該適用年度開始の前三年以内を開始した各連結事業年度(当該開始の前三年以内を開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。ロにおいて「連結事業年度等」という。)のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日

ロ 当該適用年度開始の前三年以内を開始した各連結事業年度等のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日

二 基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併等(合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。)に係る合併法人等 当該合併法人等の基準日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度(当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該合併法人等が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当する場合には当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。)については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る試験研究費の額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等の月別試験研究費の額を合計した金額を加算する。

第三十九条の三十九第七項中「同項第一号若しくは第二号」を「同項各号」に改め、又は同項第三号の合併」を削り、「係る被合併法人等の」の下に「当該合併等の日前に開始したを加え、」を「」に係る」に改め、「(分割等)」の下に「(分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「当該分割等の日がその分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の連結事業年度の開始の日である場合における当該連結事業年度等を除く。」を削り、同条第八項中「第三項」を「第四項」に、「計算」を「計算における同条第八項第四号の試験研究費の額に」に、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項に規定する」を「当該分割法人等の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額。以下この項において「試験研究費の額」という。)

を削り、「金額とする」を「ところによる」に改め、同項第一号中「控除した金額」を「控除する。」に改め、同項第二号中「(次号に掲げる分割承継法人等を除く。以下この号において同じ。)」を削り、「と次に」を「に次に」に、「との合計額」を「を加算する。」に改め、同号イ及びロ中「当該事業年度」を「当該事業年度とし、当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む」に改め、同項第三号を削り、同条第九項中「係る分割法人等の」の下に「当該分割等の日前に開始した」を加え、「」を「」に係る」に改め、「当該分割等の日が当該分割法人等の連結事業年度の開始の日である場合における当該連結事業年度等を除く。」を削り、同条第十項中「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同条第十一項中「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に改め、同条第一号イ中「又は出資」の下に「その有する自己の株式又は出資を除く。ロにおいて同じ。」を加え、「法人又は」を「法人」に改め、「千人を超える法人」の下に「又は次に掲げる法人」を加え、同号イに次のように加える。

(1) 大法人(第二十七条の四第十二項第一号イ(1)から(3)までに掲げる法人をいう。イにおいて同じ。)との間に当該大法人による完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。(2)において同じ。)がある普通法人

(2) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人(1)に掲げる法人を除く。)

第三十九条の三十九第十二項中「第六十八条の九第八項第五号の二」を「第六十八条の九第八項第七号」に改め、同条第十三項中「第六十八条の九第八項第五号の二」を「第六十八条の九第八項第七号」に改め、同条第十三号ロ(1)中「法人税法第二条第六号に規定する」及び「同条第十三号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同条第十五項第一号中「法人税法第二条第六号に規定する」、「同条第十三号に規定する」及び「(次号において「収益事業」という。)」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同条第十七項中「第六十八条の九第八項第七号に規定する政令」を「第六十八条の九第八項第八号に規定する政令」に、「第五号及び第九号」を「第六号及び第十二号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 新事業開拓事業者等(産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者のうちその発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるものその他これに準ずる者で財務省令で定めるものをい、第二十七条の四第十八項第一号に規定する特別研究機関等(以下この項において「特別研究機関等」という。)、大学等及び次に掲げるものを除く。以下この項において同じ。))と共同して行う試験研究における当該連結親法人又はその連結子法人及び当該新事業開拓事業者等の役割分担及びその内容、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該新事業開拓事業者等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該新事業開拓事業者等が当該費用のうち当該連結親法人又はその連結子法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人及び当該新事業開拓事業者等に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。に基つて行われるもの

イ 当該連結親法人及びその各連結子法人がその発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。ロにおいて同じ。)の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人(当該他の法人が連結親法人である場合には、当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。)

口 当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結親法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該他の者による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該他の者に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）

ハ 当該連結親法人又はその連結子法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の者

第三十九条の三十九第七項第六号中「第六十八條の九第八項第七号」を「第六十八條の九第八項第八号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「第二十七條の四第十八項第七号」を「第二十七條の四第十八項第八号」に、「次号」を「第九号」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、「当該連結親法人及びその各連結子法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）、当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結親法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）並びに当該連結親法人又はその連結子法人との間に支配関係がある他の者」を「及び第二号イからハまでに掲げるもの」に改め、「行われるもの」の下に「当該試験研究の主要な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの並びに次号及び第八号に掲げる試験研究に該当するものを除く。」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 新事業開拓事業者等に委託する試験研究（委任契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定（以下この号及び次号において「委任契約等」という。）により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該新事業開拓事業者等とその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該連結親法人又はその連結子法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該新事業開拓事業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該新事業開拓事業者等が再委託を行うものを除く。）

イ その委託する試験研究の成果を活用して当該連結親法人又はその連結子法人が行おうとする試験研究が工業化研究として財務省令で定めるもの（イ及び次号イにおいて「工業化研究」という。）に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該新事業開拓事業者等に委託する試験研究が当該連結親法人又はその連結子法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）

ロ その委託する試験研究が主として当該新事業開拓事業者等の有する知的財産権等（法第六十八條の九第八項第八号に規定する知的財産権その他これに準ずるものとして財務省令で定めるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。ロ及び次号ロにおいて同じ。）を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該新事業開拓事業者等の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）

ハ 他の者（特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等及び第二号イからハまでに掲げるものを除く。）に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該他の者との委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該連結親法人又はその連結子法人が当該試験研究に要する費用の額を負

担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ その委託する試験研究の成果を活用して当該連結親法人又はその連結子法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該他の者に委託する試験研究が当該連結親法人又はその連結子法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）

ロ その委託する試験研究が主として当該新事業開拓事業者等の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該他の者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）

第三十九条の三十九第七項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 他の者（特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等及び前号イからハまでに掲げるものを除く。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該連結親法人又はその連結子法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第三十九条の三十九第八項中「第六十八條の九第八項第七号」を「第六十八條の九第八項第八号」に改め、同項第一号中「第五号及び第九号」を「第六号及び第十二号」に改め、同項第二号中「第二号、第四号及び第五号」を「から第三号まで及び第五号から第八号まで」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同項第四号中「前項第六号」を「前項第九号」に改め、同項第九号中「第六十八條の九第八項第八号」を「第六十八條の九第八項第九号」に改め、同項第二十項中「第六十八條の九第八項第八号」を「第六十八條の九第八項第九号」に、「同条第一項、第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする連結親事業年度（以下第二十三項までにおいて「総額方式等適用年度」という。）を「適用年度」という。以下第二十三項までにおいて「下この項」に「総額方式等適用年度開始」を「適用年度開始」に、「第二十三條の四第十八項第十号」を「第四十二條の四第十八項第十号」に、「総額方式等適用年度の」を「適用年度の」に、「を」を「総額方式等適用年度」を「を適用年度」に改め、同条第二十一項を次のように改める。

21 法第六十八條の九第一項又は第四項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合の適用年度の適用親法人又はその連結子法人の前項の金額の計算における同項の売上金額については、当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号に規定する調整対象年度に係る売上金額（連結親法人又はその連結子法人の連結親事業年度の同条第八項第九号に規定する売上金額（連結親事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の法第四十二條の四第十八項第十号に規定する売上金額）をいう。以下第二十三項までにおいて同じ。）は、当該各号に定めるところによる。

イ 適用年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとす。以下この号において同じ。）に係る合併法人等 当該合併法人等の基準日（第六項第一号に規定する基準日）をいう。以下この項及び第二十三項第二号において同じ。）から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度（当該合併法人等が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当する場合）には、基準日から当該合併法人等の設立の日（第二十七條の四第六項に規定する設立の日）をいう。次号及び第二十三項第二号において同じ。）の前日までの期間を当該合併法人等の連結親事業年度とみなした場合における当該連結親事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に

連結子法人の比較試験研究費の額が零であるときは、百分の十二を削り、同号イ(1)中「百分の五」を「百分の八」に改め、同号イ(2)中「個別増減試験研究費割合が百分の五以下である」を「(1)に掲げる場合以外の」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 法第六十八條の九第六項第一号の規定により読み替えられた同条第四項の規定の適用を受けた場合、同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額

イ 中小連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八條の九第七項の規定の適用を受ける場合における当該中小連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対象金額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(1) 個別試験研究費割合が百分の十を超える場合 百分の十二と百分の十二に控除割増率(当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に \times 五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 百分の十二

ロ 当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額

七 法第六十八條の九第六項第二号の規定により読み替えて適用する同条第五項第一号の規定により読み替えられた同条第四項の規定の適用を受けた場合、同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額

イ 中小連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八條の九第七項の規定の適用を受ける場合における当該中小連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対象金額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(1) 個別増減試験研究費割合が百分の八を超える、かつ、個別試験研究費割合が百分の十を超える場合 百分の十二に当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に \times 三を乗じて計算した割合と当該割合に控除割増率(当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に \times 五を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十七を超えるときは、百分の十七とする)

(2) 個別増減試験研究費割合が百分の八を超える場合 (1)に掲げる場合を除く。百分の十二に当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に \times 三を乗じて計算した割合を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは、百分の十七とする)

(3) 個別試験研究費割合が百分の十を超える場合 (1)に掲げる場合を除く。百分の十二と百分の十二に控除割増率(当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に \times 五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 百分の十二

ロ 当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額

第三十九條の三十九第二十七項第三号中「第六十八條の九第三項の」を「第六十八條の九第四項の」に改め、「(次号)の下に「から第七号まで」を加え、同号イ中「第六十八條の九第三項」を「第六十八條の九第四項」に、「この号及び次号」を「第七号まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項第七号」を「同条第八項第八号」に、「次号イ」を「次号から第七号まで」に改め、同号イ(1)中「第六十八條の九第六項」を「第六十八條の九第七項」に改め、同号イ(2)中「第六十八條の九第八項第七号」を「第六十八條の九第八項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第六十八條の九第三項第二号の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用を受けた場合、同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八條の九第七項の規定の適用を受ける場合における当該連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対象金額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(1) 個別増減試験研究費割合が百分の八を超える、かつ、個別試験研究費割合(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の法第六十八條の九第八項第九号に規定する平均売上金額に対する割合をいう。以下この項において同じ)が百分の十を超える場合 百分の九・九に、当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に \times 三を乗じて計算した割合を加算した割合と当該割合に控除割増率(当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に \times 五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十四を超えるときは、百分の十四とする)

(2) 個別増減試験研究費割合が百分の八を超える場合 (1)に掲げる場合を除く。百分の九・九に、当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に \times 三を乗じて計算した割合を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十四を超えるときは、百分の十四とする)

(3) 個別増減試験研究費割合が百分の八以下であり、かつ、個別試験研究費割合が百分の十を超える場合 百分の九・九から、百分の八から当該個別増減試験研究費割合を減算した割合に \times 一・七五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が百分の六未満であるときは、百分の六(3)において「割増前割合」という)と当該割増前割合に控除割増率(当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に \times 五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう)を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)

(4) 個別増減試験研究費割合が百分の八以下である場合 (3)に掲げる場合を除く。百分の九・九から、百分の八から当該個別増減試験研究費割合を減算した割合に \times 一・七五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合とし、当該減算した割合が百分の六未満であるときは、百分の六とする)

(5) 当該連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零である場合 百分の八・五(個別試験研究費割合が百分の十を超える場合には、百分の八・五と百分の八・五に当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に \times 五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とを合計した割合)

ロ 当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額

第三十九条の四十二第二項を削り、同条第一項中「ものと」の下に「し、同項に規定する政令で定める割合は、百分の七十五」とを加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の十一第一項に規定する政令で定める中小企業者に該当する連結法人は、連結親法人が次に掲げる法人である場合の当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額又は出資金の額が一億円以下のものに限る。）とする。

一 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人（イにおいて「判定法人」という。）のうち次に掲げる法人以外の法人

イ その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。ロにおいて同じ。）の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人を超える法人又は第三十九条の三十九第九十一項第一号イ(1)若しくは(2)に掲げる法人をい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（判定法人）の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第二十三条第一項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限る。）及び中小企業投資育成株式会社を除く。ロにおいて同じ。）の所有に属している法人

ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人

二 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人以下の法人

第三十九条の四十一第三項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第三十九条の四十四の三第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六十八条の十四の三第一項第一号に規定する政令で定めるものは、第二十七条の十一の二第二項の規定により経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて同項に規定する主務大臣の確認を受けたものとする。

第三十九条の四十五第一項中「第六十八條の九第八項第五号」を「第六十八條の九第八項第六号」に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に改める。

第三十九条の四十六第一項中「第二十七條の六第二項」を「第二十七條の六第二項」に改め、同条第四項中「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第八項第九号」に改める。

第三十九条の四十八第三項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号中「第六十八條の十五の八第一項第五号」を「第六十八條の十五の八第一項第四号」に改め、同項第三号中「第六十八條の十五の八第一項第六号」を「第六十八條の十五の八第一項第五号」に改め、同項第四号中「第六十八條の十五の八第一項第七号」を「第六十八條の十五の八第一項第六号」に改め、同項第五号中「第六十八條の十五の八第一項第八号」を「第六十八條の十五の八第一項第七号」に改め、同項第六号中「第六十八條の十五の八第一項第九号」を「第六十八條の十五の八第一項第八号」に改め、同項第七号中「第六十八條の十五の八第一項第十号」を「第六十八條の十五の八第一項第九号」に改め、同項第八号中「第六十八條の十五の八第一項第十一号」を「第六十八條の十五の八第一項第十号」に改め、同項第九号中「第六十八條の十五の八第一項第十二号」を「第六十八條の十五の八第一項第十一号」に改め、同項第十号中「第六十八條の十五の八第一項第十三号」を「第六十八條の十五の八第一項第十二号」に改め、同項第十一号中「第六十八條の十五の八第一項第十四号」を「第六十八條の十五の八第一項第十三号」に改め、同項第十二号中「第六十八條の十五の八第一項第十五号」を「第六十八條の十五の八第一項第十四号」に改め、同項第十三号中「第六十八條の十五の八第一項第十六号」を「第六十八條の十五の八第一項第十五号」に改め、同項第十四号中「第六十八條の十五の八第一項第十七号の二」を「第六十八條の十五の八第一項第十七号」に改める。

第三十九条の四十九第一項から第五項までを削り、同条第六項中「第四号」を「第一号」に、「第二十八條第六項」を「第二十八條第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。

3 法第六十八條の十六第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、第二十八條第三項に規定する海洋運輸業、沿海運輸業及び船舶貸渡業とする。

4 法第六十八條の十六第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、鋼船（船舶法第二十條の規定に該当するものを除く。）のうち、前項に規定する海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律第四條第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）又は前項に規定する沿海運輸業の用に供されるもので、第二十八條第四項の規定により国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

5 法第六十八條の十六第一項の表の第二号の中欄のロに規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶は、第二十八條第五項の規定により国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第三十九条の四十九第八項第一号及び第二号中「第二十八條第八項」を「第二十八條第六項」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の一項を加える。

8 法第六十八條の十六第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、第二十八條第八項の規定により国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第三十九条の五十一中「二百四十万円」を「四百万円」に改める。

第三十九条の五十二から第三十九条の五十四までを次のように改める。

（特定事業継続力強化設備等の特別償却）
第三十九条の五十二 法第六十八條の二十第一項に規定する政令で定める連結法人は、連結親法人である事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び商店街振興組合とする。

2 法第六十八條の二十第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額（法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四條第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとする。

（共同利用施設の特別償却）
第三十九条の五十三 法第六十八條の二十四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額（法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四條第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が二百万円以上のものとする。

第三十九条の五十四 削除

第三十九条の五十六第五項第一号中「には、」の下に「それぞれ」を加え、同号イ中「ある連結親法人」の下に「（法第六十八條の九第八項第七号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）」を加え、同号ロ中「又は当該」を「当該」に改め、超える連結子法人」の下に「又は適用除外事業者に該当する連結法人」を加え、同条第六項第一号中「には、」の下に「それぞれ」を加え、同号イ中「ある連結親法人」の下に「（適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、同号ロ中「又は当該」を「当該」に改め、超える連結子法人」の下に「（適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、同号イ中「ある連結親法人」の下に「（適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、同号ロ中「又は当該」を「当該」に改め、超える連結子法人」の下に「（適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、同条第八項中「第六十八條の九第六項第四号」を「第六十八條の九第八項第六号」に改める。

第三十九条の五十八の見出しを「医療用機器等の特別償却」に改め、同条第一項中「の」を「第三項において同じ。」に改め、「いう」の下に「第三項において同じ」を加え、同条に次の三項を加える。

3 法第六十八条の二十九第二項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品（医療用の機械及び装置を含む。次項において同じ。）にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものとする。

4 法第六十八条の二十九第二項に規定する政令で定めるものは、器具及び備品並びに第二十八条の十第項に規定する特定ソフトウェアのうち、同条第四項に規定する医師等勤務時間短縮計画（以下この項において「医師等勤務時間短縮計画」という。）に基づき当該連結親法人又はその連結子法人が取得し、又は製作するもの（第一号において「計画設備等」という。）として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの（次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該記載されたものに限る。）とする。

一 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が第二十八条の十第四項第一号の規定により厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。

二 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第六十八条の二十九第二項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に添付すること。

5 法第六十八条の二十九第三項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち第二十八条の十第六項各号に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る同項に規定する協議の場における協議に基づく同項に規定する病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事その旨を確認した書類を法第六十八条の二十九第三項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に添付することにより証明がされたものとする。

第三十九条の六十四の見出しを「特定都市再生建築物の割増償却」に改め、同条第一項中「第六十八条の三十五第三項第一号」を「第六十八条の三十五第三項」に改め、同条第二項中「第六十八条の三十五第三項第一号」を「第六十八条の三十五第三項」に、「同項」を「同条第三項中「又は構築物」を削り、同条第四項中「又は構築物」を削り、「第二十九条の五第四項」を「第二十九条の五第三項」に改める。

第三十九条の六十九第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

第三十九条の六十九第三項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同項第二号とし、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同項第三号とし、同項第五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同項第四号とし、同項第六号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同項第七号とし、同項の次に次の一号を加える。

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）以下この号及び第十六号において「平成三十一年改正法」という。附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

第三十九条の六十九第三項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十六 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十九条の七十一第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同項の次に次の一号を加える。

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

第三十九条の七十二第十項中「全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人」を「合併親法人」に、「法人」を「合併親法人」に改め、同条第十二項中「全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人」を「分割承継親法人」に改める。

第三十九条の七十二の二を削る。

第三十九条の八十三第一項、第三項第八号及び第四項中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第五項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第二号中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第十五項第四号中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同条第十九項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第二十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「百分の五」を「百分の六」に改める。

第三十九条の八十六の見出し中「中小連結法人」を「中小連結法人等」に改める。

第三十九条の八十八第三項中「連結子法人」を「連結子法人の」に、「のうち同項」を「で同項」に、「最後の連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日」を「連結事業年度又は当該」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の事業年度」を「事業年度のうちに、その終りの日が最も遅いもの」に、「連結事業年度開始の日」を「前日までの」に、「につき法第六十八条の六十一第一項の規定（法第五十八条第一項の規定を含む。）の適用を受けなかつた」を「がある」に改め、同項第二号中「不適用連結事業年度等の」の下に「この項及び次項の規定を適用しないで計算した場合における」を加え、同条第四項中（以下この項において「合併連結事業年度」という。）を削り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「当該採掘所得金額から当該未処理採掘損失金額に相当する金額（前項に規定する不適用連結事業年度等がある場合において、同項第一号に掲げる合計額に当該未処理採掘損失金額に相当する金額を加算した金額が同項第二号に掲げる合計額を超え、同項第一号に掲げる合計額に当該未処理採掘損失金額を加算した金額が同項第二号に掲げる合計額を超えるときは、その超える部分の金額）を控除した」に改め、同条第五項中「被合併法人の」を「場合の」に改め、同項第一号中「連結親法人又は連結子法人に該当する被合併法人（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に係る連結子法人に限る。）を「被合併法人の適格合併の日」の前日」が連結事業年度終了の日である場合」に、「被合併法人」を「被合併法人の」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の事業年度」を「事業年度のうちに、最後の連結事業年度」を「連結事業年度」に、「最後の事業年度」を「事業年度のうちに、最後の連結事業年度」を「連結事業年度のうちに、その終りの日が最も遅いもの」に、「当該期間内の日を含む」を「その」に、「連結事業年度の」を「期間内の日を含む連結事業年度」に、「につき法第五十八条第一項の規定（法第六十八条の六十一第一項の規定を含む。）の適用を受けなかつた」を「がある」に改め、同条第六項中「合併法人」を「適格合併に係る合併法人」に、「合併連結事業年度において法第六十八条の六十一第一項の規定」を「連結事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年

関連取引を行った時に当該無形資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この項において同じ。）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該無形資産国外関連取引を行った時に予測される金額を基礎として算定するもので、当該無形資産に係る当該金額その他の当該独立企業間価格を算定するための前提となる事項（当該無形資産国外関連取引を行った時に予測されるものに限る。）の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものとする。

14 法第六十八條の八十八第八項の規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第六十八條の八十八第八項の規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。に基づいて計算されたものであること。

二 通常用いられる方法により計算されたものであること。

15 法第六十八條の八十八第八項の規定する政令で定める場合は、同項の連結法人が、同項の特定無形資産国外関連取引の対価の額を支払う場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額を支払う場合には第二号に掲げる場合とする。

一 当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十八條の八十八第八項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合

二 当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十八條の八十八第八項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合

16 法第六十八條の八十八第九項第二号の規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第六十八條の八十八第九項第二号の特定無形資産国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものであること。

二 通常用いられる方法により計算されたものであること。

17 法第六十八條の八十八第十項に規定する政令で定める場合は、同項の連結法人が、同項の特定無形資産国外関連取引（その対価の額につき、当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産（同条第八項に規定する特定無形資産をいう。以下この項において同じ。）の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この項において同じ。）が生ずることが予測された期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該特定無形資産国外関連取引を行った時に予測された金額を基礎として算定したものに限り。以下この項において同じ。）の対価の額を支払う場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額を支払う場合には第二号に掲げる場合とする。

一 当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間（法第六十八條の八十八第十項に規定する判定期間をいう。以下この項において同じ。）に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合

二 当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行った時において当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合

第三十九條の百十二の二第一項第一号中「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改め、同項第三号中「第六十八條の八十八第二十二項第三号」を「第六十八條の八十八第二十八項第三号」に改める。

第三章第二十六節の節名を次のように改める。

第二十六節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第三章第二十六節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第三十九條の百十三の二の見出しを削り、同条第一項中「第六十八條の九十一第三項」及び「第六十八條の九十三の第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第八十一條の四（配当等の額）（同条第一項に規定する配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の計算期間を通じて当該連結法人との間に連結完全支配関係があつた他の内国法人から受ける配当等の額として財務省令で定めるものに適用される場合を除く。）」、「第八十一條の七第一項」及び「第二十三條の二」を加算した。以下この項において同じ。）により匿名組合員（第三十九條の十三の二第二項に規定する匿名組合員をいう。以下この項において同じ。）に分配すべき利益の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を加算した。に、「第六十八條の八十九の二第八項」を「第六十八條の八十九の二第七項」に、「を減算した」を「及び匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を減算した」に改め、同条第二項中「第六十八條の八十九の二第二項」を「第六十八條の八十九の二第二項第二号」に改め、同条第三項中「第六十八條の八十九の二第二項」を「第六十八條の八十九の二第二項第二号」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 当該連結法人に係る関連者（法第六十八條の八十九の二第二項第四号に規定する関連者をいう。以下この条において同じ。）が非関連者（同項第五号に規定する非関連者をいう。以下この条において同じ。）に対して当該連結法人の債務の保証をすることにより、当該非関連者が当該連結法人に対して資金を供与したと認められる場合において、当該連結法人が当該関連者に支払う当該債務の保証料

二 当該連結法人に係る関連者から当該連結法人に貸し付けられた債券（当該関連者が当該連結法人の債務の保証をすることにより、非関連者から当該連結法人に貸し付けられた債券を含む。以下この号において「貸付債券」という。）が、他の非関連者に、担保として提供され、債券現先取引（法第四十二條の二第二項に規定する債券現先取引をいう。）で譲渡され、又は現金担保付債券貸借取引（法第六十六條の五第五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取引をいう。）で貸し付けられることにより、当該他の非関連者が当該連結法人に対して資金を供与したと認められる場合において、当該連結法人が当該関連者に支払う貸付債券の使用料若しくは当該債務の保証料又は当該非関連者に支払う貸付債券の使用料

第三十九條の百十三の二第二十四項中「貸付債券」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「同条第八項」を「同条第七項」に改め、「租税特別措置法第六十八條の八十九の二第二項」の下に「（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）を加え、「連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第六十八條の八十九の二第九項」を「第六十八條の八十九の二第八項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項各号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十八項第二号及び第十九項第二号」を「第二十二項第二号及び第二十三項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第六十八條の八十九の二第八項」を「第六十八條の八十九の二第七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第六十八條の八十九の二第八項」を「第六十八條の八十九の二第七項」に、「連結事業年度（以下第二十一項）を「連結事業年度（以下第二十五項）に改め、同項第一号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額（法第六十八條の八十九の二第二項第一号に規定する対象支払利子等の額をいう。次号及び第二十六項において同じ。）」に改め、同項第二号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「第二十一項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第六十八條の八十九の二第七項」を「第六十八條の八十九の二第六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第六十八條の八十九の二第三項」を「第六十八條の八十九の二第二項第六号」に、「受取利子等

「同項」を「受取利子等(同項第七号)に、「第五項」を「第八項」に、「第六項」を「第九項」に、「係
る関連者等」を「係る関連者」に、「国内関連者等」を「国内関連者」に、「各国内関連者等」を「各
国内関連者」に、「非国内関連者等」を「非国内関連者」に、「他の国内関連者等」を「他の国内関連
者」に改め、法第六十八條の八十九の二第二項に規定する「を削り、同項に規定する政令で定める」
を「第八項の規定により計算した」に、「関連者支払利子等の額(同項に規定する関連者支払利子等
の額をいう。第十八項及び第二十二項において同じ)の合計額」を「法第六十八條の八十九の二第
一項に規定する対象支払利子等合計額」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を
加える。

20 法第六十八條の八十九の二第二項第七号に規定する支払を受ける利子に準ずるものとして政令
で定めるものは、支払を受ける手形の割引料、法人税法第六十四條の二第三項に規定するリース
取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡しを行ったことにより受けるべき対価の額の
うちに含まれる利息に相当する金額、法人税法施行令第三百三十九條の二第一項に規定する償還有
価証券に係る同項に規定する調整差益その他経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるものとす
る。

第三十九條の百十三の二第十五項を削り、同条第十四項中「関連者等」を「関連者」に改め、同
項を同条第十八項とし、同条第十三項を削り、同条第十二項を同条第十七項とし、同条第十一項を
同条第十六項とし、同条第十項中「第六十八條の八十九の二第二項第一号に規定する個人が当該」
を「第六十八條の八十九の二第二項第四号に規定する個人が」に改め、同項を同条第十五項とし、
同条第九項を同条第十四項とし、同条第八項中「第六十八條の八十九の二第二項第一号」を「第六
十八條の八十九の二第二項第四号」に、「第十二項まで」を「この条」に改め、同項を同条第十三項
とし、同条第七項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 法第六十八條の八十九の二第二項第三号ホに規定する政令で定める債券は、債券を発行した日
において、当該債券を取得した者の全部が第三十九條の十三の二第二十二項に規定する判定対象取
得者及び同項各号に掲げる者である場合の当該債券とする。

12 法第六十八條の八十九の二第二項第三号ホ(2)に規定する政令で定めるところにより計算した金
額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 国内において発行された債券 特定債券利子等(法第六十八條の八十九の二第二項第三号ホ
に規定する特定債券利子等をいう。次号において同じ)の額の合計額の百分の九十五に相当す
る金額

二 国外において発行された債券 特定債券利子等の額の合計額の百分の二十五に相当する金額
第三十九條の百十三の二第六項を同条第九項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「第六十八
條の八十九の二第二項」を「第六十八條の八十九の二第二項第三号イ」に改め、「同項に規定する
支払利子等をいう。」を削り、「関連者等(同項に規定する関連者等をいう。以下この条において同
じ)が」を「者が」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 法第六十八條の八十九の二第二項第三号ニに規定する政令で定める支払利子等は、除外対象特
定債券現先取引等(第三十九條の十三の二第八項に規定する除外対象特定債券現先取引等をいう。
次項及び第九項において同じ)に係る支払利子等とする。

8 法第六十八條の八十九の二第二項第三号ニに規定する政令で定める金額は、除外対象特定債券
現先取引等に係る支払利子等の額に、当該除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残
高を当該除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高(当該連結事業年度の当該
負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいう。次項において同
じ)で除して得た割合を乗じて計算した金額とする。

4 第三十九條の百十三の二第二項の次に次の二項を加える。
法第六十八條の八十九の二第二項第三号に規定する政令で定める場合は、当該連結法人に係る
関連者(当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該連結法人から受け
る支払利子等(同項第二号に規定する支払利子等をいう。以下この条において同じ)があつたと
した場合に当該支払利子等が当該関連者の課税対象所得(同項第三号イに規定する課税対象所得

をいう。以下この項及び次項において同じ)に含まれるものを除く)が非関連者(当該連結法人
から受ける支払利子等が当該非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る)を通じて当該連結
法人に対して資金を供与したと認められる場合とする。

5 法第六十八條の八十九の二第二項第三号に規定する政令で定める支払利子等は、非関連者(当
該連結法人から受ける支払利子等が当該非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る)が有す
る債権(当該連結法人から受ける支払利子等に係るものに限る)に係る経済的利益を受ける権利
が財務省令で定める契約その他により他の非関連者(当該連結法人から受ける支払利子等があつ
たした場合に当該支払利子等が当該他の非関連者の課税対象所得に含まれるものを除く)に移
転されることがあらかじめ定まっている場合における当該非関連者に対する支払利子等とする。

第三十九條の百十三の三の見出しを削り、同条第一項第一号中「関連者支払利子等の額」を「対
象支払利子等の額」に、「第六十八條の八十九の二第二項」を「第六十八條の八十九の二第二項第一
号」に、「以下この項」を「次号及び」に改め、「及び第十一項」を削り、同項第二号中「関連者支払
利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「前条第十八項第二号」を「前条第二十二項第二号」に、
「同条第二十一項」を「同条第二十五項」に改め、同条第二十二項中「前条第十八項」を「前条第二十
二項」に改め、同条第四項中「法第六十八條の八十九の三第三項第三号」を「同項第三号」に改め、
同条第七項第二号口中「第六十八條の八十九の三第七項」を「第六十八條の八十九の三第六項」に
改め、同条第九項中「第六十八條の八十九の三第七項」を「第六十八條の八十九の三第六項」に改
め、同項各号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、同条第十項第二号口
中「第六十八條の八十九の三第七項」を「第六十八條の八十九の三第六項」に改め、同条第十一項
第一号中「における関連者支払利子等の額」を「開始の日前七年以内に開始した連結事業年度にお
いて生じた連結超過利子個別帰属額(法第六十八條の八十九の三第六項に規定する連結超過利子個
別帰属額をいう。次号において同じ)に改め、同項第二号中「における関連者支払利子等の額」
を「開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において生じた連結超過利子個別帰属額」に改め、
同条第十五項中「連結超過利子額の損算入」を「連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例」
に改める。

第三十九條の百十四の二第二項第一号イ中「次条第十五項」を「次条第二十七項」に改める。
第三十九條の百十四の二第二項第一号中「一の連結法人によつてその発行済株式等の全部を直接
又は間接に保有されている外国関係会社で保険業法」を「一の連結法人等(一の連結法人(保険業
を主たる事業とするもの又は保険業法第二十六項に規定する保険持株会社に該当するものに限
る)及び当該一の連結法人との間に第三十九條の十七第四項に規定する特定資本関係のある内国法
人(保険業を主たる事業とするもの又は同法第二十六項に規定する保険持株会社に該当するもの
に限る)をいう。以下この項及び次項において同じ)によつてその発行済株式等の全部を直接又
は間接に保有されている外国関係会社で同法」に改め、「要件」の下に「の全て」を加え、同号イ中
「一の連結法人」を「一の連結法人等」に改め、同号に次のように加える。

ハ その役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この節において同じ)又
は使用者がその本店所在地において保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる
業務の全てに従事していること。

第三十九條の百十四の二第二項第二号中「一の連結法人(保険業を主たる事業とするものに限る。
イにおいて同じ)を「一の連結法人等」に改め、「要件」の下に「の全て」を「満たすもの」の下
に「その申請又は届出をされた者が当該一の連結法人等に係る他の特定保険委託者に該当する場合
には、当該他の特定保険委託者が当該法令の規定によりその本店所在地において保険業の免許の
申請をする際は当該法令の規定により保険業を営むために必要な事項の届出をする際にその保険
業に関する業務を委託するものとして申請又は届出をされた者で次に掲げる要件の全てを満たすも
のを含む。」を加え、同号イ中「一の連結法人」を「一の連結法人等」に改め、同号に次のように
加える。

ハ その役員又は使用者がその本店所在地において保険業を的確に遂行するために通常必要
と認められる業務の全てに従事していること。

第三十九条の百十四の第二十一項を同条第三十二項とし、同条第二十項中「第十二項」を「第二十四項」に改め、同項第一号中「(不動産の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。)」を削り、同項第四号中「第十六項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十九項を削り、同条第十八項中「第十六項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項を同条第二十九項とし、同条第十六項第五号を次のように改める。

五 保険業 当該各事業年度の収入保険料(八に掲げる金額を含む。)のうち次に掲げる金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

イ 関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。)

ロ 特定保険委託者に該当する外国関係会社(当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者から収入する収入保険料(次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。))及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から収入する収入保険料(次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。)

- (1) 特定保険委託者と当該特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険又は特定保険委託者と当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者との間で行われる再保険であること。
- (2) 再保険の引受けに係る保険に係る収入保険料の合計額のうちに関連者以外の者(当該外国関係会社の本店所在地と同一の国又は地域に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を有する法人に限る。)を被保険者とする保険に係るものの占める割合が百分の九十五以上であること。
- (3) 特定保険委託者と当該特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険にあつては当該再保険を行うことにより当該特定保険委託者及び当該特定保険受託者の資本の効率的な使用と収益性の向上に資することとなることと認められ、特定保険委託者と当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者との間で行われる再保険にあつては当該再保険を行うことによりこれらの特定保険委託者の資本の効率的な使用と収益性の向上に資することとなることと認められること。

ハ 特定保険協議者に該当する外国関係会社が当該特定保険協議者に係る特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議その他の業務に係る対価として当該特定保険外国子会社等から支払を受ける手数料の額及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から受託した保険業に関する業務に係る対価として当該特定保険委託者から支払を受ける手数料の額

第三十九条の百十四の第二十六項を同条第二十八項とし、同条第十項から第十五項までを十二項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第一項及び」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第八項第二号中「(法人税法第二条第十五項に規定する役員をいう。以下この節において同じ。)」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第五項から第七項までを十二項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第十一項とし、同項の次に次の五項を加える。

12 法第六十八条の第九十第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定める者は、第二十七項第一号及び第二号中「法第六十八条の第九十第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、同条第一項各号」とあるのを「法第六十八条の第九十第一項各号」と、同項第三号から第六号までの規定中「法第六十八条の第九十第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と読み替えた場合における同条第二項第二号ハ(1)の外国関係会社に係る第二十七項各号に掲げる者とする。

13 法第六十八条の第九十第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定める収入保険料は、次に掲げる収入保険料とする。

一 外国関係会社に係る関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。)

二 特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者から収入する収入保険料(第二十八項第五号ロ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。)

及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から収入する収入保険料(同号ロ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。)

- 14 法第六十八条の第九十第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(1)に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。
- 15 法第六十八条の第九十第二項第二号ハ(2)に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一 外国関係会社が各事業年度において当該外国関係会社に係る関連者以外の者に支払う再保険料(特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者に支払う再保険料及び再保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者に支払う再保険料を含む。)の合計額

二 外国関係会社の各事業年度の関連者等収入保険料(法第六十八条の第九十第二項第二号ハ(2)に規定する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合
- 16 法第六十八条の第九十第二項第二号ハ(2)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(2)に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事業年度の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。
- 17 第三十九条の百十四の第二第三項を同条第十項とし、同条第二項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。
- 18 法第六十八条の第九十第二項第二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国法人は、外国法人(外国関係会社とその本店所在地を同じくするものに限る。以下この項において同じ。)の発行済株式等のうちに当該外国関係会社が保有しているその株式等の数若しくは金額のうち当該外国関係会社が保有しているその議決権のある株式等の数若しくは金額のうち当該外国関係会社が保有しているその議決権のある株式等の数若しくは金額のうち当該外国関係会社から受ける剰余金の配当等(同条第一項第一号ロ(1)に規定する剰余金の配当等をいう。以下この条において同じ。)の額の支払義務が確定する日(当該剰余金の配当等の額が法人税法第二十四条第一項に規定する事由に係る財務省令で定める剰余金の配当等の額である場合には、同日の前日。以下この項において同じ。以前六月以上(当該外国法人が当該確定する日以前六月以内に設立された外国法人である場合には、その設立の日から当該確定する日まで)継続している場合の当該外国法人とする。
- 19 法第六十八条の第九十第二項第二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、外国子会社(同号イ(3)に規定する外国子会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める外国子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその計算上剰余金の配当等の額を除く。)その他財務省令で定める収入金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

二 当該事業年度終了の時ににおける貸借対照表（これに準ずるものを含む。以下この節及び次節において同じ。）に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める外国子会社の株式等その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

7 法第六十八條の九十九第二項第二号イ(4)に規定する同条第一項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社で政令で定めるものは、当該連結法人に係る他の外国関係会社（管理支配会社（同号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。次項及び第九項において同じ。）とその本店所在地を同じくするものに限る。）で、部分対象外国関係会社（同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。第九項第三号イ(ii)において同じ。）に該当するものとする。

8 法第六十八條の九十九第二項第二号イ(4)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、特定子会社（同号イ(4)に規定する特定子会社をいう。第六号及び第七号において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するものその他財務省令で定めるものとする。

一 その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によつて行われていること。

二 管理支配会社の行う事業（当該管理支配会社の本店所在地において行うものに限る。）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。

三 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地において、管理支配会社の役員又は使用人によつて行われていること。

四 その本店所在地を管理支配会社の本店所在地と同じくすること。

五 次に掲げる外国関係会社以外の外国関係会社。その本店所在地においてその外国関係会社の所得（その外国関係会社の属する企業集団の所得を含む。）に対して外国法人税（法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。）を課せられるものとされていること。

ロ その本店所在地の法令において、その外国関係会社の所得がその株主等（法人税法第二條第十四号に規定する株主等をいう。ロにおいて同じ。）である者の所得として取り扱われる外国関係会社。その本店所在地の法令において、当該株主等である者（法第六十八條の九十九第一項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社に該当するものに限る。）の所得として取り扱われる所得に対して外国法人税を課せられるものとされていること。

六 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

イ 当該事業年度の特定子会社から受ける剰余金の配当等の額（その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。）

ロ 特定子会社の株式等の譲渡（当該外国関係会社に係る関連者（法第六十八條の九十九第二項第二号ハ(1)に規定する関連者をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）以外の者への譲渡に限るものとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。）に係る対価の額

ハ その他財務省令で定める収入金額

七 当該事業年度終了の時ににおける貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定子会社の株式等その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

9 法第六十八條の九十九第二項第二号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、次に掲げる外国関係会社とする。

一 特定不動産（その本店所在地にある不動産（不動産の上に存する権利を含む。以下この項及び第三十一項第一号において同じ。）で、その外国関係会社に係る管理支配会社の事業の遂行上欠くことのできないものをいう。以下この号において同じ。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するものその他財務省令で定めるもの

イ 管理支配会社の行う事業（当該管理支配会社の本店所在地において行うもので不動産に限る。）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。

ロ 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。

ハ 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

一 特定不動産の譲渡に係る対価の額

(1) 特定不動産の貸付け（特定不動産を使用させる行為を含む。）による対価の額

(2) 特定不動産の貸付け（特定不動産を使用させる行為を含む。）による対価の額

(3) その他財務省令で定める収入金額

二 当該事業年度終了の時ににおける貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち占める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

一 特定不動産（その本店所在地にある不動産で、その外国関係会社に係る管理支配会社が自ら使用するものをいう。以下この号において同じ。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 前項第一号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。

ロ 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

(1) 特定不動産の譲渡に係る対価の額

(2) 特定不動産の貸付け（特定不動産を使用させる行為を含む。）による対価の額

(3) その他財務省令で定める収入金額

ハ 当該事業年度終了の時ににおける貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち占める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

三 次に掲げる要件の全てに該当する外国関係会社その他財務省令で定める外国関係会社

イ その主たる事業が次のいずれかに該当すること。

(1) 特定子会社（当該外国関係会社とその本店所在地を同じくする外国法人で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この号において同じ。）の株式等の保有

(i) 当該外国関係会社の当該事業年度開始の時又は終了の時において、その発行済株式等のうちに当該外国関係会社が発行するその株式等の数若しくは金額のうち当該外国関係会社が発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合が百分の十以上となつていていること。

(ii) 管理支配会社等（法第六十八條の九十九第一項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地において、その役員又は使用人がその本店所在地（当該本店所在地に属する第三十九條の十四の三第三十一項に規定する水域を含む。）において行う資源開発等プロジェクト（第三十九條の十四の三第九項第三号イ(i)に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この号において同じ。）を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの）をいい、当該連結法人に係る他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社に該当するものの役員又は使用人とその本店所在地を同じくする他の外国法人の役員又は使用人がその本店所在地において共同で資源開発等プロジェクトを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している場合の当該他の外国関係会社及び当該他の外国法人を含む。以下この号において同じ。）の行う当該資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。

ロ 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

(1) 特定不動産の譲渡に係る対価の額

(2) 特定不動産の貸付け（特定不動産を使用させる行為を含む。）による対価の額

(3) その他財務省令で定める収入金額

二 当該事業年度終了の時ににおける貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち占める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

一 特定不動産（その本店所在地にある不動産で、その外国関係会社に係る管理支配会社が自ら使用するものをいう。以下この号において同じ。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 前項第一号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。

ロ 当該事業年度の収入金額の合計額のうち占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

(1) 特定不動産の譲渡に係る対価の額

(2) 特定不動産の貸付け（特定不動産を使用させる行為を含む。）による対価の額

(3) その他財務省令で定める収入金額

ハ 当該事業年度終了の時ににおける貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち占める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

- (2) 当該外国関係会社に係る関連者以外の者からの資源開発等プロジェクトの遂行のための資金の調達及び特定子会社に対して行う当該資金の提供
- (3) 特定不動産(その本店所在地にある不動産で、資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしているものをいう。以下この号において同じ。)の保有
- ロ その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によって行われていること。
- ハ 管理支配会社等が行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。
- 二 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地において、管理支配会社等の役員又は使用人によって行われていること。
- ホ その本店所在地を管理支配会社等の本店所在地と同一くすること。
- ヘ 前項第五号に掲げる要件に該当すること。
- ト 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。
 - (1) 特定子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。)
 - (2) 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関係会社に係る関連者以外の者への譲渡に限るものとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。)に係る対価の額
 - (3) 特定子会社に対する貸付金(資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできないものに限る。子において同じ。)に係る利子の額
 - (4) 特定不動産の譲渡に係る対価の額
 - (5) 特定不動産の貸付け(特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
 - (6) その他財務省令で定める収入金額
- チ 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定子会社の株式等、特定子会社に対する貸付金、特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。
- 第三十九条の百十四の二第二項の次に次の二項を加える。
 - 2 前項において、発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の一の連結法人等の外国関係会社に係る直接保有株式等保有割合(当該一の連結法人等の有する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。)と当該一の連結法人等の当該外国関係会社に係る間接保有株式等保有割合とを合計した割合により行うものとする。
 - 3 第三十九条の百十七の三第六項の規定は、前項に規定する間接保有株式等保有割合について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「部分対象外国関係会社の株主等」とあるのは「外国関係会社(法第六十八条の九第十二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項において同じ。)の株主等」と、「一の連結法人等」とあるのは「一の連結法人等(第三十九条の百十四の二第二項第一号に規定する一の連結法人等をいう。次号において同じ。)」と、当該部分対象外国関係会社」とあるのは「当該外国関係会社」と、同項第二号中「部分対象外国関係会社」とあるのは「外国関係会社」と読み替えるものとする。
- 第三十九条の百十五第五項第一号を「満たす外国人」に改め、同項第五号ハ(3)中「前条第十五項第一号」を「前条第二十七項第一号」に改め、同条第二項中「法令(当該「法令」に、「法令をいう」を「法令」の規定(企業集団等所得課税規定(第三十九条の百十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この節において同じ。)を除く。に、「この項」を「この項及び第三十九条の百十七第二項第三号」に、「本店所在地の法令」という。)の規定」を

- 「本店所在地の法令の規定」という。)に改め、同項第一号中「本店所在地の法令」を「本店所在地の法令の規定」に改め、同項第八号中「額」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税額にあつては、個別計算納付法人所得税額(第三十九条の百十五第二項第八号に規定する個別計算納付法人所得税額をいう。第五項第二号において同じ。))に改め、同項第九号中「本店所在地の法令の」を「本店所在地の法令の規定(に改め、「相当する規定」の下に「に限る。))を加え、同項第十五号中「額」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税額にあつては、個別計算納付法人所得税額(第三十九条の百十五第二項第十五号に規定する個別計算納付法人所得税額をいう。第五項第二号において同じ。))に改め、同条第五項第二号中「額」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税額にあつては、個別計算納付法人所得税額とす)に、「当該」を「当該」に、「額」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税額にあつては、個別計算納付法人所得税額)を」に、「金額」を「金額とする。」に改める。
- 第三十九条の百十七第二項第二号を次のように改める。
 - 二 前項の租税の額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地又は本店所在地以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額(外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税額にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額)とする。
- 第三十九条の百十七第二項第四号中「第三十九条の百十七の二第二項第四号イ」を「第三十九条の百十七の二第二項第五号イ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
 - 三 前号の外国法人税の額は、その本店所在地の法令の規定により外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、第三十九条の百十七の二第二項第三号イ又はロに掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定めるものを含まないものとする。
- 第三十九条の百十七の二第二項第一号中「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同条第二項中「第三十三項」を「第三十二項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十項第二号ロ中「第三十九條の百十四の二第二項第一号」を「第三十九條の百十四の二第二十七項第一号」に改め、同条第八中「第三十九條の百十四の二第八項」を「第三十九條の百十四の二第二十項」に、「同条第六項」を「同条第十八項」に改め、同条第三十項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に、「第三十九條の百十七の二第三十項」を「第三十九條の百十七の二第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第六十八條の九第十第六項第十一号ロ」を「第六十八條の九第十第六項第十一号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第六十八條の九第十第六項第十一号」を「第六十八條の九第十第六項第十一号ロ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「又まで」を「ルまで」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十二項及び第二十三項」を「第二十四項及び第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。
- 17 法第六十八条の九第十第六項第七号の二イに規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度において収入した、又は収入すべきことと確定する金額は、部分対象外国関係料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した残額)及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うべきことと確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した残額とする。

18 法第六十八條の九十第六項第七号の二に規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額から当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額を控除した残額とする。

第三十九條の百八第二十二項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項第一号中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第八項又は第九項」を「第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

16 法第六十八條の九十一第二項に規定する政令で定めるときは、外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に計算される個別計算外国法人税額が課されるものとされるときとする。

17 法第六十八條の九十一第二項に規定する政令で定める金額は、外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に計算される個別計算外国法人税額とする。

第三十九條の百八第十二項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八項又は前項」を「前二項」に改め、同条第九項又は第九項を「第三十九條の百八第八項又は第九項」を「第三十九條の百八第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第一号中「(第七項)」を「(第九項)」に改め、同項第二号中「第三十九條の百八第九項」を「第一項から第三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第三号中「第一項から第三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第四号中「第三十九條の百八第一項から第三項まで」を「第三十九條の百八第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十六項」を「第二十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「外国法人税の額」の下に「外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この条において同じ。」を加え、「第十五項」を「第十九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第六十八條の九十一第一項に規定する政令で定める外国法人税は、外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に当該外国法人税とし、同項に規定する政令で定める金額は、当該企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該外国法人税に関する法令の規定により計算される外国法人税の額(以下この条において「個別計算外国法人税額」という。)とする。

2 個別計算外国法人税額は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該個別計算外国法人税額に係る外国法人税に関する法令の規定により当該個別計算外国法人税額を納付すべきものとされる期限の日に課されるものとして、この条の規定を適用する。

第三十九條の百二十の二第五項第四号中「次条第十項」を「次条第十六項」に改める。
第三十九條の百二十の三第三十一項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項中「第六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項第一号中「第三十九條の二十の三第六項」を「第三十九條の二十の三第十七項」に改め、同項第二号中「額」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定(第三十九條の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この号及び第三十九條の百二十の七において同じ。))がある場合の当該法人所得税にあつては第三十九條の十五第二項第八号に規

定する個別計算納付法人所得税額とし、(「当該」を「当該」に、「額」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に当該法人所得税にあつては、同項第十五号に規定する個別計算納付法人所得税額)」を「金額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十五項中「第三十九條の百十四の二第二十四の二第二十項」を「第三十九條の百十四の二第三十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「第二十八項各号」を「第二十八項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第三十九條の百十四の二第十六項」を「第三十九條の百十四の二第二十八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第三十九條の百十四の二第十六項」を「第三十九條の百二十の三第三項各号」を「第三十九條の百二十の三第九項各号」と改め、同項を同条第五号中「(八)に掲げる金額を含む」のうちに次とあるのは「(のうちにイ」と「金額の合計額」とあるのは「金額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項を同条第八項とし、同条第一項中「第三十九條の百十四の二第三項」を「第三十九條の百十四の二第十項」に改め、(法第六十八條の九十三の二第一項に規定する外国関係法人をいう。第三項及び第六項において同じ。))を削り、「第三十九條の百十四の二第四項」を「第三十九條の百十四の二第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の五項を加える。

3 法第六十八條の九十三の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める者は、第九項第一号から第五号までの規定中「法第六十八條の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあり、並びに同項第六号中「同条第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあり、及び同号イからハまでの規定中「法第六十八條の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」と読み替えた場合における同条第二項第三号ハ(1)の外国関係法人に係る第九項各号に掲げる者とする。

4 法第六十八條の九十三の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める収入保険料は、外国関係法人に係る関連者(同号ハ(1)に規定する関連者をいう。以下この項及び第六項第一号において同じ。))以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。)とする。

5 法第六十八條の九十三の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ(1)に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

6 法第六十八條の九十三の二第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一 外国関係法人が各事業年度において当該外国関係法人に係る関連者以外の者に支払う再保険料の合計額

二 外国関係法人の各事業年度の関連者等収入保険料(法第六十八條の九十三の二第二項第三号ハ(2)に規定する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。))の合計額の収入保険料の合計額に対する割合

7 法第六十八條の九十三の二第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ(2)に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

第三十九條の百二十四の二第五項の規定は外国関係法人(法第六十八條の九十三の二第一項に規定する外国関係法人をいう。以下この条において同じ。))に係る法第六十八條の九十三の二第二項第三号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国法人について、第三十九條の百十四の二

第六項の規定は同号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、同条第七項の規定は同号イ(4)に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係法人で政令で定めるものについて、同条第八項の規定は同号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「同条第一項第一号ロ」とあるのは「法第六十八條の九十三の第二項第三号イ(3)」と、同条第六項中「外国子会社(同号イ(3))に規定する外国子会社」とあるのは「外国子会社(法第六十八條の九十三の第二項第三号イ(3))に規定する外国子会社」と、同項各号中「外国子会社」とあるのは「外国子会社」と、同条第七項中「当該」とあるのは「法第六十八條の九十三の第二項に規定する特殊関係株主等である」と、他の外国関係会社(管理支配会社(同号イ(4))とあるのは「他の外国関係会社(同項に規定する外国関係会社をいい、管理支配会社(同条第二項第三号イ(4))と、管理支配会社を」とあるのは「管理支配会社」と、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社」とあるのは「部分対象外国関係会社(同条第二項第七号に規定する部分対象外国関係会社」と、同条第八項中「特定子会社(同号イ(4))とあるのは「特定子会社(法第六十八條の九十三の第二項第三号イ(4))と、特定子会社」とあるのは「特定子会社」と、同項第一号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配会社」と、同項第五号ロ中「第六十八條の九十三の第二項に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係会社(同項に規定する外国関係会社をいう。次項第三号イ(1)(ii)において同じ。）」と、同項第六号イ中「特定子会社」とあるのは「特定子会社」と、同号ロ中「特定子会社」とあるのは「特定子会社」と、第六十八條の九十三の第二項第二号ハ(1)と、同項第七号中「特定子会社」とあるのは「特定子会社」と、同条第九項第一号及び第二号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配会社」と、同項第三号イ(1)中「特定子会社」とあるのは「特定子会社」と、同号イ(1)(ii)中「管理支配会社」とあるのは「管理支配会社」とあるのは「管理支配会社」と、同項第六十八條の九十三の第二項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社」とあるのは「管理支配会社等(法第六十八條の九十三の第二項に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社」と、他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社」とあるのは「他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社」と、当該他の外国関係会社」とあるのは「当該他の外国関係会社」と、同号イ(2)中「特定子会社」とあるのは「特定子会社」と、同号ロからホまでの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配会社等」と、同号ト(1)から(3)まで及び同号チ中「特定子会社」とあるのは「特定子会社」と読み替えるものとする。

第三十九條の百二十四の四第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第八項第二号ロ中「前条第三項第一号」を「前条第九項第一号」に改め、同条第二十四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に、「第三十九條の二十の四第二十四項」を「第三十九條の二十の四第二十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第三十九條の百十七の二第二十八項」を「第三十九條の百十七の二第三十項」に、「第六十八條の九十三の二第六項第十一号」を「第六十八條の九十三の二第六項第十一号」に、「第三十九條の百十七の二第二十九項」を「第三十九條の百十七の二第三十一項」に、「同号ル」を「同号リ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、「同号ル」を「同号リ」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十九條の百十七の二第二十五項を「第三十九條の百十七の二第二十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三十九條の百十七の二第二十二項及び第二十三項」を「第三十九條の百十七の二第二十四項及び第二十五項」に、「第十五項」を「第十六項」に、「同条第十九項又は第二十一項」を「同条第二十一項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第三十九條の百十七の二第二十一項」を「第三十九條の百十七の二第二十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九條の百十七の二第二十一項

第二十一項」を「第三十九條の百十七の二第二十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十八項」を「第十九項」に、「第三十九條の百十七の二第十九項」を「第三十九條の百十七の二第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三十九條の百十七の二第二十二項」を「第三十九條の百十七の二第二十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第三十九條の百十七の二第二十七項の規定は部分対象外国関係法人に係る法第六十八條の九十三の二第六項第七号の二に規定する政令で定める金額について、第三十九條の百十七の二第二十八項の規定は部分対象外国関係法人に係る同号ロに規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。

第三十九條の百二十の七第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項第一号中「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三十九條の百十八第八項」を「第三十九條の百十八第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三十九條の百十八第十六項」を「第三十九條の百十八第二十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第八項」を「第十一項」に、「第三十九條の百十八第十五項」を「第三十九條の百十八第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第六項」に、「第三十九條の百十八第六項各号」を「第三十九條の百十八第八項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第三十九條の百十八第五項から第十三項まで」を「第三十九條の百十八第七項から第十五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第三十九條の百十八第六項の規定は法第六十八條の九十三の三第二項に規定する政令で定めるときについて、第三十九條の百十八第七項の規定は法第六十八條の九十三の三第二項に規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。

第三十九條の百二十の七第三項中「第八項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に、「第三十九條の百十八第三項」を「第三十九條の百十八第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第七項及び第九項」を「第十項及び第十二項」に、「第三十九條の百十八第二項」を「第三十九條の百十八第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第六項及び第九項」を「第九項及び第十二項」に、「次項、第三項及び第五項」を「以下この条」に改め、「の額」の下に「(外国法人税に關する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この条において同じ。)」を加え、「第三十九條の百十八第一項」を「第三十九條の百十八第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第三十九條の百十八第一項の規定は、法第六十八條の九十三の三第一項に規定する政令で定める外国法人税及び同項に規定する政令で定める金額について準用する。

2 前項において準用する第三十九條の百十八第一項に規定する個別計算外国法人税額(以下この項及び次項において「個別計算外国法人税額」という。は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該個別計算外国法人税額に係る外国法人税に關する法令の規定により当該個別計算外国法人税額を納付すべきものとされる期限の日に課されるものとして、この条の規定を適用する。

第三十九條の百二十四の二を削る。

第三十九條の百二十四の三中「第六十八條の百二の四第一項」を「第六十八條の百二の三第一項」に改め、同条を第三十九條の百二十四の二とする。

第三十九條の百二十四の四を第三十九條の百二十四の三とし、第三十九條の百二十四の五を第三十九條の百二十四の四とし、第三十九條の百二十四の六を第三十九條の百二十四の五とする。

第三十九條の百二十六第四項中「第六十四條」を「第六十三條」に改める。

「第十七項第一号」を「第十八項第一号」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第十七項まで」を「第十八項まで」に、「第十七項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十三項中「相続税法」を「相続税法」に、「第四十条の二の第二号第一号」を「第四十条の二の第二号第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十条の二の第二号第一号」を「第四十条の二の第二号第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 法第六十九条の五第一項の被相続人から同項の相続又は遺贈により宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）の取得（法第七十条の六の九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合における当該取得を含む。）をした者のうちに当該宅地等について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける者がいる場合における法第六十九条の五第五項の規定の適用については、同項中「が」とあるのは「及び猶予適用宅地面積（第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る宅地面積に四百分の二百を乗じて得た面積をいう。同号において同じ。）の合計が」と、同項第二号中「を控除した」とあるのは「及び猶予適用宅地面積の合計を控除した」とする。

第四十条の四の第三項第二号中「教育資金」の下に「学校等」を加え、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一項を加える。

五 贈与者 法第七十条の二の第二号第十項に規定する贈与者という。

第四十条の四の第三項第四項中「贈与に」を「贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）に」に改め、同条第九項第二号、第十項第一号及び第十一項第一号中「第七十条の二の第二十項各号」を「第七十条の二の第二十項各号」に改め、同条第十二項中「同条第四項」を「同条第四項本文」に改め、同項ただし書中「は、同号に掲げる書類を」とは同号に掲げる書類、同一の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額（第三号及び次条第十一項において「合計所得金額」という。）についての第三号に掲げる書類を既に提出した教育資金非課税申告書等に添付したときは同号に掲げる書類は、それぞれに改め、同項に次の一号を加える。

三 当該受贈者の第一号の信託又は贈与により信託受益権、金銭又は金銭等を取付した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類

第四十条の四の第三項第三項中「掲げる書類」の下に「又は第二十二項若しくは第二十三項本文の規定により提出された届出書（当該届出書に添付された書類を含む。）」を、「当該書類」の下に「又は届出書」を加え、同条第十五項中「第七十条の二の第二号第一号」を「第七十条の二の第二号第一号」に改め、同条第十六項中「第七十条の二の第二号第一号又は第三号」を「第七十条の二の第二号第二号各号（第四号を除く。）」に改め、同条第十八項中「第七十条の二の第二号第一号」を「第七十条の二の第二号第一号本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第三十九項中「第七十条の二の第二号第八項」を「第七十条の二の第二号第十項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十八項中「第七十条の二の第二号第十項」を「第七十条の二の第二号第十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十七項を同条第四十二項とし、同条第三十二項から第三十六項までを五項ずつ繰り下げ、同条第三十一項中「第七十条の二の第二号第四項」を「第七十条の二の第二号第四項本文」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第二十七項」を「第三十二項」に、「第七十条の二の第二号第四項」を「第七十条の二の第二号第四項本文」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十八項を同条第三十三項とし、同条第二十七項中「第二十九項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項を同条第三十一項とし、同条第二十五項中「同条第一項」を「同条第一項本文」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「又は教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは教育資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、場合」の下に「又は教育資金管理契約に基づき信託若しくは教育資金管理

契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第七十条の二の第二号第一項」を「第七十条の二の第二号第一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「次に掲げる事由に該当した」とを「信託法第十一条第一項の規定による取消権の行使があつたこと若しくは民法第四百二十四条第一項の規定による取消権の行使があつた」に改め、場合」の下に「又は教育資金管理契約に基づき信託若しくは教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、その減少することとなつた理由」を削り、「価額（第二十二項）を「価額又は当該請求に基づき支払うべき金銭の額（第二十七項）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第七十条の二の第二号第一項」を「第七十条の二の第二号第十項」に改め、同項第三号中「に当該贈与者」を「に各贈与者」に、「のうち法第七十条の二の第二号第一項」を「当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合において、その死亡につき法第七十条の二の第二十項第二号の規定の適用があつたときは、当該死亡前三年以内に取得をしたものを除く。のうち同条第一項本文」に、「のうち」を「当該教育資金管理契約の終了の日前に死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき同号の規定の適用があつたときは、当該非課税拠出額から当該死亡した贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該死亡前三年以内に取得をしたものに限る。）のうち同項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額を控除した残額」のうちに「に、贈与者（第一号口に掲げる場合に該当する）」を「各贈与者（当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した）」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項の次に次の五項を加える。

19 法第七十条の二の第二十項第二号の贈与者が死亡した日における教育資金支出額（同号に規定する教育資金支出額をいう。次項において同じ。）には、同日以前に支払われた教育資金であつて同日においてまだ同条第八項の規定による確認及び記録がされていないものを含むものとする。

20 法第七十条の二の第二十項第二号に規定する政令で定める金額は、贈与者が死亡した日における同項の教育資金管理契約に係る非課税拠出額から同日における当該教育資金管理契約に係る教育資金支出額（同日以前に同号の規定により相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。次項において同じ。）により取得したもの）とみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含む。）を控除した残額に、当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該贈与者の死亡前三年以内に取得したもの）のうち同条第一項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額が当該非課税拠出額（同日以前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき同号の規定の適用があつたときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該他の贈与者の死亡前三年以内に取得したもの）に限る。）のうち同項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額を控除した残額）のうちに占める割合を乗じて算出した金額とする。

21 法第七十条の二の第二十項第四号の規定により読み替えて適用される相続税法第十八条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した受贈者に係る同法第十七条の規定により算出した相続税額に、当該受贈者の相続税の課税価格のうち法第七十条の二の第二十項第二号に規定する管理残額の占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額とする。

22 法第七十条の二の第十二項第一号の規定による届出は、受贈者が三十歳に達した日の属する月の翌月末日までに、当該受贈者が三十歳に達した日において学校等に在学していた旨又は同条第十一項第三号に規定する教育訓練（次項において「教育訓練」という。）を受けていた旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書に、これらの事由に該当することを明らかにする書類を添付して行うものとする。

23 法第七十条の二の第二十二項第二号の規定による届出は、その年の十二月三十一日までに、その年中のいずれかの日において受贈者が学校等に在学していた旨又は教育訓練を受けていた旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書に、これらの事由に該当することを明らかにする書類を添付して行うものとする。ただし、当該受贈者が三十歳に達した日の属する年にあつては、当該届出書を提出することを要しない。

第四十条の四の第三項第六号中「第七十条の二の第三項第一項」を「第七十条の二の第三項第一項本文」に改め、同条第十一項中「同条第四項」を「同条第四項本文」に改め、同項ただし書中「は、同号に掲げる書類を」と「は同号に掲げる書類、同一の年分の所得税に係る合計所得金額についての第三号に掲げる書類を既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に添付したときは同号に掲げる書類は、それぞれ」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該受贈者の第一号の信託又は贈与により信託受益権、金銭又は金銭等を取付した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類

第四十条の四の第十三項中「第七十条の二の第三項第一項」を「第七十条の二の第三項第一項本文」に改め、同条第二十一項中「第七十条の二の第三項第一項」を「第七十条の二の第三項第一項本文」に改め、同条第二十五項中「同条第二項」を「同条第二項本文」に、「うち同項」を「うち同項本文」に改め、同条第二十六項中「第七十条の二の第三項第一項」を「第七十条の二の第三項第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第二十九項中「又は結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「場合」の下に「又は結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額の一部に相当する額を金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、「その減少することとなつた理由」を削り、「価額」を「価額又は当該請求に基づき支払うべき金銭の額」に改め、同条第二十八項中「第七十条の二の第三項第一項」を「第七十条の二の第三項第一項本文」に改め、同条第二十九項中「又は結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「場合」の下に「又は結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額に相当する額を金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同条第三十一項中「同条第一項」を「同条第一項本文」に改め、同条第三十五項及び第三十七項中「第七十条の二の第三項第四項」を「第七十条の二の第三項第四項本文」に改める。

第四十条の四の七の第二項中「第七十条の七の五の第二項第六号（非上場株式等）」を「第七十条の六の八の第二項第二号（個人の事業用資産）」に、「の特例」に「を」に、「特例経営承継受贈者」を「特例事業受贈者」に改める。

第四十条の四の七の次に次の一条を加える。

第四十条の四の七の次に次の一条を加える。

第四十条の五の第十五項中「同法」の下に「その他相続税又は贈与税に関する法令」を加える。

第四十条の六の第十一項第四号中「同法第四項第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第二号に定める事業に限る。）のために譲渡をした場合」を削り、同条第五十二項第一号イ中「都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を「農地中間管理機構の同条第三項に規定する事業実施地域」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第六十項中「から八まで」を「及びロ」に改め、同条第六十一項中「又は農業経営基盤強化促進法第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。

第四十条の六の第二十一項中「又は農業経営基盤強化促進法第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。

第四十条の七の第十項中「同法第四條第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第二号に定める事業に限る。）のために譲渡をした場合」を削り、同条第十六項第二号中「第四十条の七の七の第三項から第九項まで」を「第四十条の七の七の第四項から第十項まで」に改め、同条第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七十条の六の第十項 調整前事業用資産猶予税額（同条第二項第三号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の七の第九項から第十二項までの規定により計算されたものをいう。）

第四十条の七の五十六項第一号中「都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を「農地中間管理機構の同条第三項に規定する事業実施地域」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第四條第四項第一号」を「第四條第三項第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六十項中「又は農業経営基盤強化促進法第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。

第四十条の七の二第六項及び第四十条の七の四第九項中「又は農業経営基盤強化促進法第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。

第四十条の七の六第十項第四号中「第四十条の七の十六項第四号」を「第四十条の七の十六項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第四十条の七の十六項第三号」を「第四十条の七の十六項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七十条の六の第十項 調整前事業用資産猶予税額（第四十条の七の十六項第三号に規定する調整前事業用資産猶予税額をいう。）

第四十条の七の七の第一項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十一項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十五項又は第十六項」を「第十六項又は第十七項」に、「その他」を「第二十四号に掲げる事項を除く。」その他」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「又は第五項の承認」を「若しくは第五項の規定又は第三項の規定の適用」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十二項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項第四号中「第四十条の七の十六項第四号」を「第四十条の七の十六項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同条第十項第五号中「第四十条の七の十六項第三号」を「第四十条の七の十六項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七十条の六の第十項 調整前事業用資産猶予税額（第四十条の七の十六項第三号に規定する調整前事業用資産猶予税額をいう。）

第四十条の七の七の第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法第七十条の六の七の第二項第四号に規定する」及び「（以下この条において「寄託相続人」という。）を削り、「同項第六号イ」を「法第七十条の六の七の第二項第六号イ」に、「法第七十条の六の七の七の第一項の」を「同条第一項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六の次に次の一号を加える。

3 法第七十条の六の七の第一項の規定の適用に係る相続の開始の日から当該相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の規定の適用を受けようとする特定美術品に係る同条第二項第二号に規定する寄託契約（以下この項において「寄託契約」という。）の契約期間

が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくは契約の更新を行わない旨の申出により終了した場合又は当該特定美術品を寄託された寄託先美術館が同条第三項第七号に掲げる場合に該当することとなった場合において、同条第二項第四号に規定する寄託相続人(以下この条において「寄託相続人」という。)が当該相続税の申告書の提出期限から一年を経過する日までに新たな寄託先美術館(以下この項において「新寄託先美術館」という。)の設置者との間で寄託契約を締結し、かつ、当該特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであるときに於ける法第七十条の六の七第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三号の寄託の日まで当該特定美術品の法第七十条の六の七第一項の寄託先美術館の設置者への寄託が継続しているものとみなす。

二 当該相続税の申告書の提出期限から一年を経過する日において、当該新寄託先美術館の設置者との間の寄託契約に基づき当該特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合とは、同日において法第七十条の六の七第三項第三号又は第七号に掲げる場合に該当したものとみなす。

三 当該相続税の申告書の提出期限から一年を経過する日までに当該特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該寄託の日以後は、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は法第七十条の六の七第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

第四十条の七の七の次に次の三条を加える。

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)

第四十条の七の八 法第七十条の六の八第一項に規定する特定事業用資産を有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産(以下この条において「特定事業用資産」という。)を有していた者が法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)の事前において当該特定事業用資産に係る事業(同号に規定する事業をいう。以下この条及び第四十条の七の十において同じ。)を行っていた者である場合 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 当該贈与の時に所得税の納税地の所轄税務署長に当該事業を廃止した旨の届出書を提出していること又は当該贈与に係る法第七十条の六の八第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限まで当該届出書を提出する見込みであること。

ロ 当該事業について、当該贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の所得税法第二十条第二項第三十七号に規定する確定申告書を同項第四十号に規定する青色申告書(法第二十五条の二第三項の規定の適用に係るものに限る。)により所得税の納税地の所轄税務署長に提出していること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 前号の贈与の直前において、同号に定める者と生計を一にする親族(法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする者が当該贈与の時に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により取得した当該特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、同項の規定の適用に係る同項に規定する被相続人(以下この条及び第四十条の七の十において「被相続人」という。)で第四十条の七の十第一項第一号に定める者の相続の開始の直前において、その者と生計を一にしていたその者の親族)であること。

ロ 前号に定める者の法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の時(同項の規定の適用を受けようとする者が当該贈与の直前に相続又は遺贈により取得した同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、同項の規定の適用に係る被相続人で第四十条の七の十第一項第一号に定める者の相続の開始の時)後に当該特定事業用資産の贈与をしていること。

2 法第七十条の六の八第一項に規定する政令で定める日は、同項の規定の適用を受けようとする者が同項の規定の適用に係る贈与の直前に相続又は遺贈により取得した同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合における最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の日とする。

3 法第七十条の六の八第一項に規定する同項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 法第七十条の六の八第一項に規定する贈与者(以下この条及び第四十条の七の十において「贈与者」という。)に対する同項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の法第七十条の六の八第十四項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用に係るもの(以下この号において「免除対象贈与」という。)である場合 同条第一項に規定する特例受贈事業用資産(以下この条において「特例受贈事業用資産」という。)に係る特定事業用資産の免除対象贈与をした者のうち最初に同項の規定の適用を受けた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 贈与者

4 法第七十条の六の八第二項第一号に規定する政令で定める者は、同条第一項の規定の適用を受けようとする者(同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする者又は受けている者に限る。)の法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る被相続人(第四十条の七の十第一項第一号に定める者に限る。)の相続の開始の直前において当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族とする。

5 法第七十条の六の八第二項第一号に規定する政令で定める事業は、駐車場業及び自転車駐車場業とする。

6 法第七十条の六の八第二項第一号イに規定する建物又は構築物の敷地の用に供されているものうち政令で定めるものは、同条第一項の規定の適用に係る贈与(当該贈与が第一項第二号に定める者からのものである場合にあっては同項第一号に定める者からの贈与とし、同条第一項の規定の適用に係る贈与の直前に相続又は遺贈により取得した資産について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合にあっては最初の同項の規定の適用に係る相続の開始とする。次項において同じ。)の直前において、法第七十条の六の八第二項第一号に規定する贈与者の事業の用に供されていた宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項において同じ。)のうち所得税法第二十条第二項第十六号に規定する棚卸資産(次項において「棚卸資産」という。)に該当しない宅地等とし、当該宅地等のうちに当該事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該贈与者の当該事業の用に供されていた部分に限るものとする。

7 法第七十条の六の八第二項第一号ロに規定する事業の用に供されている建物として政令で定めるものは、同条第一項の規定の適用に係る贈与の直前において、同条第二項第一号に規定する贈与者の事業の用に供されていた建物のうち棚卸資産に該当しない建物とし、当該建物のうちに当該事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該贈与者の当該事業の用に供されていた部分に限るものとする。

8 法第七十条の六の八第二項第三号イに規定する政令で定める価額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額を特例受贈事業用資産の価額から控除した金額に相当する価額とする。

一 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた債務の金額

二 前号の債務の金額のうち当該特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務(当該事業に関するもの以外の債務であることが金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る。)の金額

9 前項の特例受贈事業用資産が土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備又は構築物である場合において同項の価額を計算するときにおける同項の特例受贈事業用資産の価額は、同項の債務の引受けがないものとした場合における同項の特例受贈事業用資産の価額とする。

10 法第七十条の六の八第二項第三号に規定する納税猶予分の贈与税額（以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。）に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

11 法第七十条の六の八第二項第二号に規定する特例事業受贈者（以下この条において「特例事業受贈者」という。）に係る贈与者が二人以上いる場合における納税猶予分の贈与税額の計算においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を当該特例事業受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなす。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該特例事業受贈者がその年中において法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした全ての特例受贈事業用資産の価額（同条第二項第三号イに規定する特例受贈事業用資産の価額をいう。次号及び次項第一号ロにおいて同じ。）の合計額

二 法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産が相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものである場合 当該特例事業受贈者がその年中において取得をした特例受贈事業用資産の価額の特定贈与者（同条第五項に規定する特定贈与者をいう。）ごとの額

12 前項の場合において、特例事業受贈者に係る贈与者の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一 前項第一号に掲げる場合 イに掲げる金額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額
イ 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額
ロ 特例受贈事業用資産に係る贈与者の異なるものごとの特例受贈事業用資産の価額が前項第一号に定めるその年分の贈与税の課税価格に占める割合

二 前項第二号に掲げる場合 同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額

13 第十一項の場合において、法第七十条の六の八第三項、第四項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十六項から第十八項までの規定は、特例事業受贈者に係る贈与者の異なるものごとの適用する。

14 法第七十条の六の八第二項第四号に規定する政令で定める期間は、同条第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の贈与の日の属する年の前年一月一日から特例事業受贈者の同条第四項に規定する贈与中贈与税額（以下この条において「贈与中贈与税額」という。）に相当する贈与税額の全部につき法第七十条の六の八第一項、第三項、第四項、第十一項及び第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間とする。ただし、当該特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の財務省令で定める事由が生じたことにより当該期間内のいずれかの日において当該特例受贈事業用資産に係る貸借対照表に計上されている同条第二項第四号ロに規定する特定資産（第十七項及び第二十四項において「特定資産」という。）の割合（同号イ及びハに掲げる金額の合計額に対する同号ロ及びハに掲げる金額の合計額の割合をいう。）が百分の七十以上となつた場合には、当該事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間を除くものとする。

15 法第七十条の六の八第二項第四号ハに規定する当該個人と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。
一 当該個人の親族
二 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 当該個人の使用者
四 当該個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している者（前三号に掲げる者を除く。）
五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
六 次に掲げる会社

イ 当該個人（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）が有する会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の総数をいう。ロ及びハにおいて同じ。）の百分の五十を超える数である場合における当該会社

ロ 当該個人及びイに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社
ハ 当該個人及びイ又はロに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

16 法第七十条の六の八第二項第四号ハに規定する必要経費に算入されないものとして政令で定めるものは、同号ハの個人の特定事業用資産に係る事業に従事したことその他の事由により同号ハに規定する特別関係者が当該個人から支払を受けた対価又は給与（最初の同条第一項の規定の適用に係る贈与の時（当該贈与の事前に相続又は遺贈により取得した当該事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時）前に受けたものを除く。）の金額であつて、所得税法第五十六条又は第五十七条の規定により当該個人の事業に係る同法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものとする。

17 法第七十条の六の八第二項第五号に規定する政令で定める期間は、同条第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の贈与の日の属する年の前年一月一日から特例事業受贈者の贈与中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同条第一項、第三項、第四項、第十一項及び第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年十二月三十一日までの期間とする。ただし、当該特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の財務省令で定める事由が生じたことにより当該期間内のいずれかの年における所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の割合が百分の七十五以上となつた場合には、その年一月一日からその翌年十二月三十一日までの期間を除くものとする。

18 法第七十条の六の八第四項に規定する事業の用に供することが困難になつた場合として政令で定める場合は、特例受贈事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由により当該特例受贈事業用資産を廃棄した場合とする。この場合において、当該特例受贈事業用資産の全部又は一部の廃棄をした特例事業受贈者は、次に掲げる事項を記載した届出書に当該廃棄をしたことが確認できる書類として財務省令で定める書類を添付し、これを当該廃棄をした日から二月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該特例事業受贈者の氏名及び住所
二 当該廃棄をした特例受贈事業用資産の明細及び当該特例受贈事業用資産の贈与者からの贈与の時に掲げる価額
三 当該特例受贈事業用資産の廃棄の委託をした場合には、当該委託を受けた事業者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地
四 その他参考となるべき事項

19 法第七十条の六の八第四項に規定する特例受贈事業用資産の価額に付するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者に係る納税猶予分の贈与税額のうち同条第四項に規定する場合に該当したことにより納税の猶予に係る期限が確定したものの合計額とする。

20 法第七十条の六の八第四項に規定する事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税額（既に同項に規定する場合に該当したことにより納税の猶予に係る期限が確定した贈与税の金額を除く。）に、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

21 法第七十条の六の八第五項の税務署長の承認を受けようとする特例事業受贈者は、同項の譲渡に係る特例受贈事業用資産について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した申請書を当該譲渡があつた日から一月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

22 前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出があつた日から一月以内に当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

23 法第七十条の六の八第五項第二号に規定する政令で定める部分は、同号の譲渡に係る特例受贈事業用資産のうち、当該譲渡の対価で当該譲渡があつた日から一年を経過する日までに同号の事業の用に供される資産の取得に充てられなかつたものの額が当該譲渡の対価の額のうち占める割合を、当該譲渡に係る特例受贈事業用資産の贈与者からの贈与の時に占める価額に乘じて計算した金額に相当する部分とする。

24 特例事業受贈者が法第七十条の六の八第五項の承認を受けた場合には、同項の譲渡があつた日から同日以後一年を経過する日又は同項第三号の取得の日のいずれか早い日までの間は、同項の譲渡の対価の額に相当する金額は、特定資産に該当しないものとみなす。

25 法第七十条の六の八第六項の税務署長の承認を受けようとする特例事業受贈者は、同項の移転に係る特例受贈事業用資産について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した申請書を財務省令で定める書類を添付し、これを当該移転があつた日から一月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

26 前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出があつた日から一月以内に当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

27 法第七十条の六の八第六項の承認を受けた後における特例事業受贈者、同項の特例受贈事業用資産とみなされた株式会社等又は当該株式会社等に係る会社について同条第三項、第四項、第九項、第十四項、第十六項から第十八項まで及び第二十五項の規定並びに次項及び第二十九項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該特例事業受贈者については、法第七十条の六の八第三項、第四項、第十四項（第四号に係る部分に限る。）、第十六項から第十八項まで及び第二十五項（同項の表の第三号及び第四号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

二 法第七十条の七第二項第八号及び第九号、第三項第六号及び第八号から第十二号まで、第五項、第十四項（法第七十条の七の五第十項において準用する場合を含む。）、並びに第十六項から第二十五項まで並びに第七十条の七の五第十二項から第十九項までの規定は、当該特例事業受贈者の納税の猶予に係る期限及び贈与税の免除について準用する。この場合において、法第七十条の七第二項第八号中「認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条の六の八第六項の会社（以下この条において「承継会社」という。）」と、同号八中「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者」とあるのは「特例事業受贈者（第七十条の六の八第二項第二号に規定する特例事業受贈者）」と、以下この条において同じ。及び当該特例事業受贈者」と、同項第九号中「認定贈与承継会社」とあるのは「承継会社」と、同条第三項第六号中「当該経営承継受贈者が適用対象に係る認定贈与承継会社」とあるのは「承継会社」と、同項第八号から第十一号までの規定中「当該対象受贈非市場株式等に係る認定贈与承継会社」とあるのは「承継会社」と、同項第十二号中「当該経営承継受贈者」とあるのは「特例事業受贈者」と、同条第五項中「経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額」とあるのは「承継会社の株式等」を取得した日から猶予中贈与税額（第七十条の六の八第四項に規定する猶予中贈与税額をいう。以下この項において同じ。）」と、第一項（この項、第十一項、第十二項又は第十四項）とあるのは「この項、第十四項、同条第一項、第十一項又は第十二項」と、経営承継受贈者」とあるのは「特例事業受贈者」と、対象受贈非市場株式等」とあるのは「承継会社の株式等」と、認定贈与承継会社」とあるのは「承継会社」と、同条第十四項中、「第一項」とあるのは、「第七十条の六の八第一項」と「経営承継受贈者」とあるのは「特例事業受贈者」と、同条第一項中「あるのは」は「同法第六十四条第一項中」と、「第七十条の七第二項第一号（非市場株式等）についての贈与税の納税猶予及び免除」に規定する認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条の六の八第六項（個人の事業用資産）についての贈与税の納税猶予及び免除」の会社」と、同条の「とあるのは」は「一、租税特別措置法施行令第四十条の七の八第二十七項第二号（個人の事業用資産）についての贈与税の納税猶予及び免除」において読み替えて準用する同法第七十条の七の「と、第七十条の七第二項第一号に規定する認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条の六の八第六項の会社」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「会社」と、「第七十条の七第一項」とあるのは「第七十条の六の八第一項」と、「第七十条の七の」とあるのは「第七十条の六の八の」と、同条第十六項中「経営承継受贈者又は同項の対象受贈非市場株式等に係る認定贈与承継会社」とあるのは「経営承継受贈者（特例事業受贈者を含む。以下第二十四項までにおいて同じ。）又は第一項の対象受贈非市場株式等（承継会社の株式等を含む。以下第二十二項までにおいて同じ。）に係る認定贈与承継会社（承継会社を含む。以下第二十三項までにおいて同じ。）」と、第七十条の七の五第二項中「特例経営承継受贈者又は同項の特例対象受贈非市場株式等」に係る特例認定贈与承継会社」とあるのは「特例経営承継受贈者（第七十条の六の八第二項第二号に規定する特例事業受贈者を含む。以下第十七項までにおいて同じ。）又は第一項の特例対象受贈非市場株式等（同条第六項の株式又は出資を含む。以下第十五項までにおいて同じ。）に係る特例認定贈与承継会社（同条第六項の会社を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

三 当該特例事業受贈者が法第七十条の六の八第六項の規定により特例受贈事業用資産とみなされた株式会社等の全ての贈与をした場合において、当該贈与により当該株式等を取得した者が当該株式等について法第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けるは、同号中「同項」とあるのは、「第七十条の七の五第一項又は第七十条の七の五第一項」とする。

- 四 法第七十条の七第二十七項(同項の表の第三号及び第五号から第九号までに係る部分に限る。)及び第七十条の七の五第二十二項(同項の表の第九号から第十三号までに係る部分に限る。)の規定は、第二号において読み替えて準用する法第七十条の七第二項第八号若しくは第九号、第三項第六号若しくは第八号から第十二号まで、第五項、第十四項、第十六項若しくは第二十一項又は第七十条の七の五第十二項若しくは第十四項の規定の適用があつた場合における利子税の納付について準用する。
- 五 法第七十条の七第三十項から第三十四項までの規定は、当該会社が同条第三十項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合について準用する。
- 六 当該特例事業受贈者が法第七十条の六の八第九項の規定による届出書を提出する場合における次項の規定の適用については、同項第二号中「年月日」とあるのは「年月日(法第七十条の六の八第六項の会社の株式等を取得した年月日を含む。)」と、同項第三号中「所在地」とあるのは「所在地(法第七十条の六の八第六項の会社の名称及び本店の所在地を含む。)」と、同項第四号中「年」とあるのは「事業年度」と、同条第一項の事業に係る所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得」とあるのは「同条第六項の会社」とする。
- 七 当該特例事業受贈者又は当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が法第七十条の六の八第十四項の規定による届出書を提出する場合における第二十九項の規定の適用については、同項中「事業が同条第三項各号に掲げる場合又は同条第四項」とあるのは「同条第六項の株式等若しくは当該株式等に係る会社について第二十七項第二号において読み替えて準用する法第七十条の七第二項第八号若しくは第九号、第三項第六号若しくは第八号から第十二号まで又は第五項」とする。
- 28 法第七十条の六の八第九項の規定により提出する届出書には、引き続き同条第一項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 一 特例事業受贈者の氏名及び住所
 - 二 贈与者から特例受贈事業用資産の取得をした年月日
 - 三 特例受贈事業用資産に係る事業の所在地
 - 四 当該届出書を提出する直前の法第七十条の六の八第九項に規定する特例贈与報告基準日(以下この号及び次項において「特例贈与報告基準日」という。)の属する年の前年以前の各年(当該特例贈与報告基準日の直前の特例贈与報告基準日の属する年の前年以前の各年を除く。)における同条第一項の事業に係る所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得の総収入金額
 - 五 その他財務省令で定める事項
- 29 特例事業受贈者又は当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)は、法第七十条の六の八第十四項の届出書を提出する場合には、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた日の直前の特例贈与報告基準日(同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に当該各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合において、当該期間内に特例贈与報告基準日がないときは、当該贈与税の申告書の提出期限)の翌日から当該該当することとなつた日までの間における当該特例事業受贈者又は特例受贈事業用資産に係る事業が同条第三項各号に掲げる場合又は同条第四項に規定する場合に該当する事由の有無その他の財務省令で定める事項を明らかにする書類として財務省令で定めるものを当該届出書に添付しなければならない。
- 30 法第七十条の六の八第十四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条の贈与者の死亡の直前における猶予中贈与税額に、当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時に係る価額(当該贈与者が同項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用に係る贈与をした特例受贈事業用資産の価額を除く。)が当該贈与者の死亡の直前に当該特例受贈事業用資産に係る事業の用に供されていた当該特例受贈事業用資産の当該贈与の時に係る価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 31 特例受贈事業用資産が法第七十条の六の八第五項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同条第一項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産とみなされたものである場合又は特例受贈事業用資産について同条第十八項の規定の適用があつた場合には、第十八項第二号、第二十項第一号及び第二号、第二十一項第二号、第二十三項、第二十五項第二号並びに前項の特例受贈事業用資産の贈与の時に係る価額は、それぞれ、同条第一項の規定の適用に係る贈与により取得した特例受贈事業用資産で同条第五項の規定による承認に係る譲渡があつたものの当該贈与の時に係る価額のうち同項の規定により同条第一項の特例受贈事業用資産とみなされたものの価額に対応する部分の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額又は特例受贈事業用資産の同条第八項に規定する認可決定日における価額とする。
- 32 法第七十条の六の八第十五項の規定により提出する同条第九項又は第十四項の届出書には、第二十八項又は第二十九項に規定する事項のほか、これらの届出書を同条第九項に規定する届出期限又は同条第十四項に規定する免除届出期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、第二十八項又は第二十九項に規定する財務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 33 法第七十条の六の八第十六項第一号に規定する一人の者として政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 法第七十条の六の八第十六項第一号の譲渡又は贈与の時に、所得税法第四百三十三条の承認(同法第四百七条の規定により当該承認があつたものとみなされる場合の承認を含む。)を受けている個人
 - 二 持分の定めのある法人(医療法人を除く。)
 - 三 持分の定めのない法人(一般社団法人(公益社団法人を除く。))及び一般財団法人(公益財団法人を除く。)
- 34 法第七十条の六の八第十六項第一号及び第十八項に規定する政令で定める事実とは、法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実(同項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第三百五十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限る。)とし、法第七十条の六の八第十六項第一号に規定する政令で定める計画は、同令第二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第四号又は第五号に掲げる要件に該当する債務処理に関する計画とする。
- 35 法第七十条の六の八第十七項に規定する特例受贈事業用資産に係る事業の継続が困難な事由として政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
- 一 特例事業受贈者又は当該事業が法第七十条の六の八第十七項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた日の属する年の前年以前三年内の各年(次号において「直前三年内の各年」という。)のうち二以上の年において、当該事業に係る所得税法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額が零未満であること。
 - 二 直前三年内の各年のうち二以上の年において、当該事業に係る各年の所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得に係る総収入金額が、当該各年の前年の総収入金額を下回ること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、特例事業受贈者による当該事業の継続が困難となつた事由として財務省令で定める事由
- 36 法第七十条の六の八第十八項に規定する政令で定める評定は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める評定とする。
- 一 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があつたこと 特例事業受贈者が有する特例受贈事業用資産について当該再生計画の認可の決定があつた時の価額により行う評定
 - 二 法第七十条の六の八第十八項に規定する政令で定める事実 特例事業受贈者が法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定

37 法第七十条の六の八第十六項又は第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該提出があつた日又は同条第二十二項に規定する納期限のいずれか遅い日の翌日から同条第二十一項の規定による通知（同条第十六項又は第十七項に係るものに限る。）を發した日までの間の延滞税の額を計算するときは、猶予中贈与税額から同条第十六項又は第十七項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額を基礎として計算するものとする。

38 法第七十条の六の八第十六項又は第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該提出があつた日から同条第二十一項の規定による通知（同条第十六項又は第十七項に係るものに限る。）を發した日までの間の利子税の額を計算するときは、猶予中贈与税額から同条第十六項又は第十七項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額を基礎として計算するものとする。

39 特例事業受贈者が特例受贈事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合には、当該特例事業受贈者は、それぞれの事業につき所得税法第百四十八条第一項の規定による帳簿書類の備付け、記録又は保存をしなければならない。

40 特例事業受贈者が対象事業用資産（特例受贈事業用資産及び法第七十条の六の十第一項に規定する特例事業用資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の資産から先に譲渡又は贈与をしたものとなし、同条第十四項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をしたときは、同条第十四項及び第十四項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該対象事業用資産から先に当該贈与をしたものとなす。

41 特例事業受贈者が対象事業用資産の譲渡又は贈与をした場合における法第七十条の六の八第四項及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該対象事業用資産のうち先に取得したもの（当該先に取得したものが同項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により取得した特例受贈事業用資産である場合には、当該特例受贈事業用資産のうち先に同条第一項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次譲渡又は贈与をしたものとみなす。

42 法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする特例事業受贈者が贈与者（同項の規定の適用を受けている特例事業受贈者に限る。）から同条第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により当該贈与者に係る特例受贈事業用資産を取得している場合において、当該贈与の日の属する年に当該贈与者の相続が開始したときは、当該特例受贈事業用資産については、相続税法第十九条、第二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定は、適用しない。（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の特例）

四十条の七の九 法第七十条の六の九第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める者は、前条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

四十条の七の十 法第七十条の六の十第一項に規定する特定事業用資産を有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 法第七十条の六の十第二項第一号に規定する特定事業用資産（以下この条において「特定事業用資産」という。）を有していた者が法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前において当該特定事業用資産に係る事業を行っていた者である場合 当該事業について、当該相続の開始の日の属する年、その前年及びその前々年の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書を同項第四十号に規定する青色申告書（法第二十五条の二第三項の規定の適用に係るものに限る。）により所得税の納税地の所轄税務署長に提出している者

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 前号の相続の開始の直前において、掲げる要件の者と生計を一にする親族（法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする者が当該相続の開始前に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した当該特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、同項の規定の適用に係る贈与者で第四十条の七の八第一項第一号に定める者からの贈与の直前において、その者と生計を一にしていたその者の親族）であること。

ロ 前号に定める者の法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の時（同項の規定の適用を受けようとする者が当該相続の開始前に贈与により取得した同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、同項の規定の適用に係る贈与者で第四十条の七の八第一項第一号に定める者からの贈与の時）後に開始した相続に係る被相続人であること。

2 法第七十条の六の十第一項に規定する政令で定める日は、同項の規定の適用を受けようとする者が同項の規定の適用に係る相続の開始前に贈与により取得した同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、同項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合における最初の同項の規定の適用に係る贈与の日とする。

3 被相続人から法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与により特定事業用資産の取得をした個人が、当該贈与の日の属する年において当該被相続人の相続が開始し、かつ、当該被相続人からの相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により財産の取得をしたことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得をした特定事業用資産の価額が相続税の課税価格に加算される場合（当該特定事業用資産について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）には、法第七十条の六の十の規定の適用については、当該贈与により取得をした特定事業用資産は、当該個人が当該被相続人からの相続又は遺贈により取得をしたものとみなす。この場合において、同条第二項第一号中「前項の規定の適用に係る相続又は遺贈」とあるのは「からの当該資産の贈与」と、同項第二号中「前項の規定の適用に係る相続又は遺贈」とあるのは「贈与」と、同号八及びホ中「相続の開始」とあるのは「贈与」と、第一項第一号及び第二号、第十五項第二号、第十七項第一号及び第二号、第十八項第二号、第二十項、第二十二項第二号並びに第二十四項中「相続の開始」とあるのは「贈与」とする。

4 被相続人から法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により特定事業用資産の取得をした個人が第一次特例事業相続人等（当該被相続人からの相続又は遺贈により特定事業用資産の取得をした個人で、当該相続又は遺贈に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限前に当該相続税の申告書を提出しないうちに死亡したものをいう。）に該当する場合において、第二次特例事業相続人等（当該第一次特例事業相続人等からの相続又は遺贈により当該特定事業用資産の取得をした個人で、当該被相続人が六十歳以上で死亡した場合にあつては、当該特定事業用資産に係る事業（当該事業に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に従事していたものをいう。）があるときは、当該第一次特例事業相続人等に係る同項の規定については、同項中「が、当該相続に係る相続税の申告書（相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。）とあるのは「の相続人が、当該相続に係る相続税法第二十七條第二項の規定による申告書」と、「特定事業用資産で当該相続税の」とあるのは「特定事業用資産（当該特例事業相続人等からの相続又は遺贈により当該特定事業用資産の取得をした特例事業相続人等（以下この項において「第二次特例事業相続人等」という。）が、相続税の申告書（同条第一項の規定による期限内申告書をいう。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしたものに限る。）と、同条第二項の規定による」と、「相続税の申告書の提出期限まで当該」とあるのは「第二次特例事業相続人等が当該特例事業相続人等からの相続又は遺贈により取得をした

特定事業用資産につきこの項の規定の適用を受けるため特例事業用資産に係る」と、「その納税を猶予する」とあるのは「第十五項の規定の適用については、その納税を猶予したものとみなす」とする。

5 法第七十条の六の十第二項第一号に規定する政令で定める者は、同条第一項の規定の適用を受けようとする者（同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする者又は受けている者に限る。）の法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与者（第四十条の七の八第一項第一号に定める者に限る。）からの贈与の直前において当該贈与者と生計を一にしていた当該贈与者の親族とする。

6 第四十条の七の八第六項の規定は、法第七十条の六の十第二項第一号に規定する建物又は構築物の敷地の用に供されている同号イに規定する宅地等のうち政令で定めるものについて準用する。

7 法第七十条の六の十第二項第一号イに規定する小規模宅地等に相当する面積として政令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。

- 一 被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が、法第六十九条の四第三項第三号に規定する特定同族会社事業用宅地等である同条第一項に規定する小規模宅地等について同項の規定の適用を受ける場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項の規定の適用を受けられるものとしてその者が選択をした当該特定同族会社事業用宅地等の面積
- 二 被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が、法第六十九条の四第三項第四号に規定する貸付事業用宅地等である同条第一項に規定する小規模宅地等について同項の規定の適用を受ける場合 同項の規定の適用を受けるものとしてその者が選択をした同条第二項第三号イからハまでの規定により計算した面積の合計に二を乗じて計算した面積
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 零

8 第四十条の七の八第七項の規定は、法第七十条の六の十第二項第一号ロに規定する事業の用に供されている建物として政令で定めるものについて準用する。

9 法第七十条の六の十第二項第二号に規定する特例事業相続人等（以下この条において「特例事業相続人等」という。）の同項第三号の相続税の額は、同号に規定する特例事業用資産の価額（相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、特定債務額があるときは、当該特例事業用資産の価額から当該特定債務額を控除した残額。第二号において「特定価額」という。）を当該特例事業相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該特例事業相続人等の相続税の額（当該特例事業相続人等が同法第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条の十五又は第二十一条の十六の規定の適用を受ける者である場合において、当該特例事業相続人等に係る法第七十条の六の十第一項に規定する納付すべき相続税の額の計算上これらの規定により控除された金額の合計額が第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した残額とする。）

一 相続税法第十一条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該特例事業相続人等の相続税の額

二 特定価額を当該特例事業相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該特例事業相続人等の相続税の額

三 前項の規定する特定債務額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（その金額が零を下回る場合には、零）に第三号に掲げる金額を加えた金額をいう。

10 前項に規定する特定債務額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額から第三号に掲げる金額を控除した残額

二 前号の特例事業相続人等が法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈（当該相続又は遺贈に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により取得した財産の価額から法第七十条の六の十第二項第三号に規定する特例事業用資産の価額を控除した残額

三 相続税法第十三条の規定により控除すべき特例事業相続人等の負担に属する部分の金額から法第七十条の六の十第一項に規定する特例事業用資産（以下この条において「特例事業用資産」という。）に係る事業に関する債務と認められるもの以外の債務（当該事業に関するもの以外のもの）であることが金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る。）の金額を控除した残額

11 法第七十条の六の十第二項第三号に規定する納税猶予分の相続税額（以下この条において「納税猶予分の相続税額」という。）に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

12 納税猶予分の相続税額を計算する場合において、特例事業相続人等に係る被相続人から相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受ける者がいるときにおける当該財産の取得をした全ての者に係る相続税の課税価格は、同条第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格とする。

13 特例事業相続人等が次の各号に掲げる規定の適用を受ける者である場合において、当該各号に定める税額と調整前事業用資産猶予税額（第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事業用資産猶予税額をいう。）との合計額が猶予可能税額（当該特例事業相続人等が法第七十条の六の十第一項の規定及び当該各号に掲げる規定の適用を受けないものとした場合における当該特例事業相続人等が納付すべき相続税の額をいう。）を超えるときにおける特例事業用資産に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前事業用資産猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一 法第七十条の六の八第一項 調整前農地等猶予税額（第四十条の七第十六項に規定する調整前農地等猶予税額をいう。）

二 法第七十条の六の八第六項 調整前山林猶予税額（第四十条の七第十六項第一号に規定する調整前山林猶予税額をいう。）

三 法第七十条の六の八第七項 調整前美術品猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前美術品猶予税額をいう。）

四 法第七十条の七の二第二項 第七十条の七の四第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項 調整前株式等猶予税額（第四十条の七第十六項第四号に規定する調整前株式等猶予税額をいう。）

五 法第七十条の七の十二第二項 調整前持分猶予税額（第四十条の七第十六項第五号に規定する調整前持分猶予税額をいう。）

14 第四十条の七の八第十四項、第十六項及び第十七項の規定は、法第七十条の六の十第一項の規定の適用がある場合における法第七十条の六の八第二項第四号に規定する政令で定める期間、同号ハに規定する必要経費に算入されないものとして政令で定めるもの及び同項第五号に規定する政令で定める期間について、それぞれ準用する。

15 法第七十条の六の十第四項に規定する事業の用に供することが困難になつた場合として政令で定める場合は、特例事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由により当該特例事業用資産を廃棄した場合とする。この場合において、当該特例事業用資産の全部又は一部の廃棄をした特例事業相続人等は、次に掲げる事項を記載した届出書に当該廃棄をしたことが確認できる書類として財務省令で定める書類を添付し、これを当該廃棄をした日から二月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該特例事業相続人等の氏名及び住所

二 当該廃棄をした特例事業用資産の明細及び当該特例事業用資産の法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける価額

- 三 当該特例事業用資産の廃棄の委託をした場合には、当該委託を受けた事業者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地
- 四 その他参考となるべき事項
- 16 法第七十条の六の十第四項に規定する特例事業用資産の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等に係る納税猶予分の相続税額のうち同条第四項に規定する場合に該当したことにより納税の猶予に係る期限が確定したものの合計額とする。
- 17 法第七十条の六の十第四項に規定する事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の相続税額（既に同項に規定する場合に該当したことにより納税の猶予に係る期限が確定した相続税の金額を除く）に、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。
- 一 当該事業の用に供されなくなった特例事業用資産の法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける価額
- 二 当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例事業用資産の法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける価額
- 18 法第七十条の六の十第五項の税務署長の承認を受けようとする特例事業相続人等は、同項の譲渡に係る特例事業用資産について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した申請書を当該譲渡があつた日から一月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 当該譲渡に係る特例事業用資産の明細、当該特例事業用資産の法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける価額及び当該譲渡の対価の額
- 三 当該譲渡があつた日から一年以内に法第七十条の六の十第五項の事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産の明細、取得予定年月日及び取得価額の見積額
- 四 その他参考となるべき事項
- 19 前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出があつた日から一月以内に当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。
- 20 法第七十条の六の十第五項第二号に規定する政令で定める部分は、同号の譲渡に係る特例事業用資産のうち、当該譲渡の対価で当該譲渡があつた日から一年を経過する日までに同号の事業の用に供される資産の取得に充てられなかつたものの額が当該譲渡の対価の額に占める割合を、当該譲渡に係る特例事業用資産の同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける価額に乘じて計算した金額に相当する部分とする。
- 21 第四十条の七の八第二十四項の規定は、特例事業相続人等が法第七十条の六の十第五項の承認を受けた場合における同項の譲渡の対価の額に相当する金額について準用する。
- 22 法第七十条の六の十第六項の税務署長の承認を受けようとする特例事業相続人等は、同項の移転に係る特例事業用資産について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付し、これを当該移転があつた日から一月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 当該移転に係る特例事業用資産の明細、当該特例事業用資産の法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける価額並びに当該移転により設立された会社の名称、本店の所在地及び定款に記載された当該特例事業用資産の出資の額
- 三 当該移転により取得をした株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）の明細、取得年月日及び取得時の価額
- 四 その他参考となるべき事項
- 23 前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出があつた日から一月以内に当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。
- 24 特例事業用資産が法第七十条の六の十第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定により同条第一項の規定の適用を受ける特例事業用資産とみなされたものである場合又は特例事業用資産について同条第十九項の規定の適用があつた場合には、第十五項第二号、第十七項第一号及び第二号、第十八項第二号、第二十項並びに第二十二項第二号の特例事業用資産の相続の開始の時ににおける価額は、それぞれ、同条第一項の規定の適用に係る相続若しくは遺贈により取得した特例事業用資産で同条第五項の規定による承認に係る譲渡があつたものの当該相続の開始の時ににおける価額のうち同項の規定により同条第一項の特例事業用資産とみなされたものの価額に対応する部分の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額又は特例事業用資産の同条第十九項に規定する認可決定日における価額とする。
- 25 法第七十条の六の十第六項の承認を受けた後における特例事業相続人等、同項の特例事業用資産とみなされた株式等又は当該株式等に係る会社についての同条第三項、第四項、第十項、第十五項、第十七項から第十九項まで及び第二十六項の規定並びに次項及び第二十七項の規定の適用については、次に定めるところによる。
- 一 当該特例事業相続人等については、法第七十条の六の十第三項、第四項、第十五項（第三号に係る部分に限る）、第十七項から第十九項まで及び第二十六項（同項の表の第三号及び第四号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。
- 二 法第七十条の七第二項第八号及び第九号、第七十条の七の二第三項第六号及び第八号から第十二号まで、第五項、第十五項（法第七十条の七の六第六項において準用する場合を含む。）並びに第十七項から第二十六項まで並びに第七十条の七の六第十三項から第二十項までの規定は、当該特例事業相続人等の納税の猶予に係る期限及び相続税の免除について準用する。この場合において、法第七十条の七第二項第八号中「認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条の六の十第六項の会社（次号及び次条において「承継会社」という。）」と、同号八中「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者」とあるのは「特例事業相続人等（第七十条の六の十第二項第二号に規定する特例事業相続人等をいう。以下八及び次条において同じ。）及び当該特例事業相続人等」と、同項第九号中「認定贈与承継会社」とあるのは「承継会社」と、法第七十条の七の二第三項第六号中「当該経営承継相続人等が適用対象非上場株式会社」とあるのは「特例事業相続人等が承継会社の株式会社」と、「適用対象非上場株式会社」とあるのは「特例事業相続人等」と、同項第八号から第十一号までの規定中「当該対象非上場株式会社」とあるのは「特例事業相続人等」と、同条第五項中「経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額」とあるのは「承継会社の株式等」を取得した日から猶予中相続税額（第七十条の六の十第四項に規定する猶予中相続税額をいう。以下この項において同じ。）」と、「第一項、この項、第十三項、第十三項又は第十五項」とあるのは「この項、第十五項、同条第十二項又は第十三項」と、「経営承継相続人等」とあるのは「特例事業相続人等」と、「対象非上場株式会社」とあるのは「承継会社の株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「承継会社」と、同条第十五項中、「第一項」とあるのは「第七十条の六の十第一項」と、「経営承継相続人等」とあるのは「特例事業相続人等」と、同条第十五項中、「第七十条の七の二第二項第一号（非上場株式会社等）についての相続税の納税猶予及び免除」に規定する認定承継会社」とあるのは「第七十条の六の十第六項（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）の会社」と、「同条の一」とあるのは「相続特別措置法施行令第四十条の七の二十五項第二号（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）において読み替えて準用する同法第七十条の七の二の一」と、「第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社」とあるのは「第

七十条の六の第十項の会社」と、「認定承継会社」とあるのは「会社の」と、「七十条の七の第二項」とあるのは「七十条の六の第十項」と、「第七十条の七の二」とあるのは「第七十条の六の第十項」と、「同条第十七項中「経営承継相続人等又は同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社」とあるのは「経営承継相続人等（特例事業相続人等を含む。以下第二十五項までにおいて同じ。）又は第一項の対象非上場株式等（承継会社の株式等を含む。以下第二十三項までにおいて同じ。）に係る認定承継会社（承継会社を含む。以下第二十四項までにおいて同じ。）と、法第七十条の七の六第十三項中「特例経営承継相続人等又は同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社」とあるのは「特例経営承継相続人等（第七十条の六の第十項第二項第二号に規定する特例事業相続人等を含む。以下第十八項までにおいて同じ。）又は第一項の特例対象非上場株式等（同条第六項の株式又は出資を含む。以下第十六項までにおいて同じ。）に係る特例認定承継会社（同条第六項の会社を含む。以下この項において同じ。）と読み替えるものとする。

三 当該特例事業相続人等が法第七十条の六の第十項の規定により特例事業用資産とみなされた株式等の全ての贈与をした場合において、当該贈与により当該株式等を取得した者が当該株式等について法第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けるときに、同条第十七項の六の第十項第十五項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第十七項の六の八第一項とあるのは、「次条第一項又は第七十条の七の五第一項」とする。

四 法第七十条の七の第二十八項（同項の表の第三号及び第五号から第九号までに係る部分に限る。）及び第七十条の七の六第二十三項（同項の表の第九号から第十三号までに係る部分に限る。）の規定は、第二号において読み替えて準用する法第七十条の七第二項第八号若しくは第九号、第七十条の七の第二十三項第六号若しくは第八号から第十二号まで、第五項、第十五項、第十七項若しくは第二十二項又は第七十条の七の六第十三項若しくは第十五項の規定の適用があつた場合における利子税の納付について準用する。

五 法第七十条の七の第二十三項から第三十九項までの規定は、当該会社が同条第三十一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合について準用する。

六 当該特例事業相続人等が法第七十条の六の第十項の規定による届出書を提出する場合における次項の規定の適用については、同条第二号中「年月日」とあるのは「年月日（法第七十条の六の第十項の会社の株式等を取得した年月日を含む。）」と、同条第三号中「所在地」とあるのは「所在地（法第七十条の六の第十項の会社の名称及び本店の所在地を含む。）」と、同条第四号中「年」とあるのは「事業年度」と、同条第一項の事業に係る所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得」とあるのは「同条第六項の会社」とする。

七 当該特例事業相続人等又は当該特例事業相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が法第七十条の六の第十項第十五項の規定による届出書を提出する場合における第二十七項の規定の適用については、同項中「事業が同条第三項各号に掲げる場合又は同条第四項」とあるのは、「同条第六項の株式等若しくは当該株式等に係る会社について第二十五項第二号において読み替えて準用する法第七十条の七第二項第八号若しくは第九号又は第七十条の七の第二十三項第六号若しくは第八号から第十二号まで若しくは第五項」とする。

法第七十条の六の第十項の規定により提出する届出書には、引き続き同条第一項の規定の適用を受けた旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 特例事業相続人等の氏名及び住所
- 二 被相続人から特例事業用資産の取得をした年月日
- 三 特例事業用資産に係る事業の所在地

四 当該届出書を提出する直前の法第七十条の六の第十項に規定する特例相続報告基準日（以下この号及び次項において「特例相続報告基準日」という。）の属する年の前年以前の各年（当該特例相続報告基準日の直前の特例相続報告基準日に属する年の前年以前の各年を除く。）における同条第一項の事業に係る所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得の総収入金額

五 その他財務省令で定める事項

27 特例事業相続人等又は当該特例事業相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）は、法第七十条の六の第十項第十五項の届出書を提出する場合には、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた日の直前の特例相続報告基準日（同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に当該各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合において、当該期間内に特例相続報告基準日がないときは、当該相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該期間内に当該各号に掲げる場合において当該特例事業相続人等又は特例事業用資産に係る事業が同条第三項各号に掲げる場合又は同条第四項に規定する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

28 法第七十条の六の第十項第六項の規定により提出する同条第十項又は第十五項の届出書には、前二項に規定する事項のほか、これらの届出書を同条第十項に規定する届出期限又は同条第十五項に規定する免除届出期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、前二項に規定する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

29 第四十条の七の八第三十三項の規定は、法第七十条の六の第十項第七項第一号に規定する一人の者として政令で定めるものについて準用する。

30 第四十条の七の八第三十四項の規定は、法第七十条の六の第十項第七項第一号及び第十九項に規定する政令で定める事実並びに同条第十七項第一号に規定する政令で定める計画について準用する。

31 第四十条の七の八第三十五項の規定は、法第七十条の六の第十項第十八項に規定する特例事業用資産に係る事業の継続が困難な事由として政令で定める事由について準用する。

32 第四十条の七の八第三十六項の規定は、法第七十条の六の第十項第十九項に規定する政令で定める評定について準用する。

33 法第七十条の六の第十項第十七項又は第十八項の申請書の提出があつた場合において、当該提出があつた日又は同条第二十三項に規定する納期限のいずれか遅い日の翌日から同条第二十二項の規定による通知（同条第十七項又は第十八項に係るものに限る。）を發した日までの間の延滞税の額を計算するときは、猶予中相続税額から同条第十七項又は第十八項に規定する免除申請相続税額を控除した残額を基礎として計算するものとする。

34 法第七十条の六の第十項第十七項又は第十八項の申請書の提出があつた場合において、当該提出があつた日から同条第二十二項の規定による通知（同条第十七項又は第十八項に係るものに限る。）を發した日までの間の利子税の額を計算するときは、猶予中相続税額から同条第十七項又は第十八項に規定する免除申請相続税額を控除した残額を基礎として計算するものとする。

35 法第七十条の六の九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同条第一項に規定する特例受贈事業用資産について同項の特例事業受贈者が法第七十条の六の第十項第一項の規定の適用を受ける場合における同項、同条第二項及び第五項の規定並びに第九項及び第十項の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該特例事業受贈者が法第七十条の六の第十項第一項の規定の適用を受けようとする場合における同項に規定する特定事業用資産を有していた個人として政令で定める者は、第四十条の七の八第一項に規定する者とする。
- 二 当該特例事業受贈者に係る被相続人から相続又は遺贈により取得をした資産について法第七十条の六の第十項第一項の規定の適用を受けようとする場合における同条第二項第一号の規定の適用については、同号イ中「四百平方メートル」とあるのは「残存宅地等面積（四百平方メートルから第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申

告書に記載された同条第二項第一号イの宅地等の面積を控除した面積をいう。二」と、を四百平方メートル」とあるのは「を当該残存宅地等面積」と、同号口中「第七十条の六の八第二項第一号ロに定める資産」とあるのは「当該建物の床面積の合計のうち八百平方メートルから第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載された同条第二項第一号ロの建物の床面積を控除した床面積以下の部分」とする。

三 当該特例事業受贈者に係る被相続人から相続又は遺贈により取得をした法第六十九条の四第一項に規定する宅地等について同項の規定の適用を受ける者がいる場合には、当該特例受贈事業用資産のうち法第七十条の六の八第二項第一号イに規定する宅地等に該当するものについては、同条第一項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載された当該宅地等の面積のうち四百平方メートルから第七項に定める面積を控除した面積に達するまでの部分に限り、法第七十条の六の十第一項の規定を適用する。

四 当該特例事業受贈者が法第七十条の六の十第一項の規定を受けようとする場合における同条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「当該被相続人が六十歳未満で死亡した場合には、ロ」とあるのは、「イからニまで」とする。

五 当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる原因となつた贈与者の死亡の日前一年以内に行われた当該特例受贈事業用資産に係る法第七十条の六の八第五項の譲渡につき同項に規定する承認を受けている場合には、当該譲渡は法第七十条の六の十第五項の譲渡とみなし、当該承認は同項の規定による承認とみなす。

六 当該特例事業受贈者に係る法第七十条の六の八第二項第三号に規定する納税猶予分の贈与税額（同条第十九項に規定する再計算猶予中贈与税額を含む。以下この号において同じ。）の計算において同条第二項第三号の債務の金額が控除された場合には、当該特例受贈事業用資産の価額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額を第九項の特例事業用資産の価額とみなして当該特例事業受贈者の納税猶予分の相続税額を計算する。
イ 当該納税猶予分の贈与税額の計算において第四十条の七の八第八項の規定により計算された価額に相当する金額

口 当該納税猶予分の贈与税額の計算に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
ロ 当該特例事業受贈者等が特例事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合には、当該特例事業用資産等は、それぞれの事業につき所得税法第四百八条第一項の規定による帳簿書類の備付け、記録又は保存をしなければならない。

37 特例事業相続人等が対象事業用資産（特例事業用資産及び法第七十条の六の八第一項に規定する特例受贈事業用資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の当該特例事業相続人等の事業の用に供されている資産（法第七十条の六の十第二項第一号イ若しくはロに掲げる資産又は同号ハに定める資産に限る。）を有する場合において、当該資産の譲渡又は贈与をしたとき（同条第十五項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をしたときを除く。）は、同条第四項の規定の適用については、当該対象事業用資産以外の資産から先に譲渡又は贈与をしたものとみなし、同条第十五項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をしたときは、同条第四項及び第十五項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該対象事業用資産から先に当該贈与をしたものとみなす。

38 特例事業相続人等が対象事業用資産の譲渡又は贈与をした場合における法第七十条の六の十第四項及び第十五項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該対象事業用資産のうち先に取得したもの（当該先に取得したものが法第七十条の六の八第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により取得した同条第一項に規定する特例受贈事業用資産である場合には、当該特例受贈事業用資産のうち先に同項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次譲渡又は贈与をしたものとみなす。

中「法第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。」を削り、同条第十九項に次のただし書を加える。

ただし、認定贈与承継会社の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の財務省令で定める事由が生じたことにより当該期間内のいずれかの日において当該認定贈与承継会社に係る特定資産の割合（同条第二項第八号イ及びハに掲げる金額の合計額に対する同号ロ及びハに掲げる金額の合計額をいう。）が百分の七十以上となつた場合には、当該事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間を除くものとする。
第四十条の八第二項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前の事業年度終了の日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、認定贈与承継会社の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の財務省令で定める事由が生じたことにより当該期間内に終了するいずれかの事業年度における当該認定贈与承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の割合が百分の七十五以上となつた場合には、当該事業年度の開始の日から当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を除くものとする。

第四十条の八第三項中「当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る同項第二号の贈与者が死亡した」を「同項各号に掲げる場合（同項第三号に掲げる場合にあつては、対象受贈非上場株式等の全てについて同号に規定する贈与をした場合に限り）のいずれかに該当することとなつた」に改め、「当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る同号の贈与者が」を削り、「に死亡した」を「に当該各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた」に、「当該死亡した」を「当該該当することとなつた」に改め、同条第四十一項中「平成二十五年法律第九十八号」を削る。

第四十条の八の二第三項の表中「同法」を「相続税法」に、

その納税を猶予する	第十六項の
、相続税法	、同法
その納税を猶予する	第十六

規定の適用については、その納税を猶予したものとみなす
に改め、同条第七項第一号中「第三十項第一号、第五十四項及び第六十七項」を「以下この条」に改め、同条第二十項第四号中「第四十条の七第十六項第四号」を「第四十条の七第十六項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産猶予税額（第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事業用資産猶予税額をいう。）
第四十条の八の二第二十五項に次のただし書を加える。

ただし、認定承継会社の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の財務省令で定める事由が生じたことにより当該期間内のいずれかの日において当該認定承継会社に係る特定資産の割合（前項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号イ及びハに掲げる金額の合計額に対する前項の規定により読み替えて適用する同号ロ及びハに掲げる金額の合計額をいう。）が百分の七十以上となつた場合には、当該事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間を除くものとする。
第四十条の八の二第二十七項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前の事業年度終了の日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、認定承継会社の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の財務省令で定める事由が生じたことにより当該期間内に終了するいずれかの事業年度における当該認定承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の割合が百分の七十五以上となつた場合には、当該事業年度の開始の日から当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を除くものとする。

第四十条の八の二第四十三項中「当該経営承継相続人等が死亡した」を「同項各号に掲げる場合(同項第二号に掲げる場合にあつては、対象非上場株式会社等の全てについて同号に規定する贈与をした場合に限り)のいずれかに該当することとなつた」に、「当該経営承継相続人等が同条第一項」を「同条第一項」に、「死亡した」を「当該各号に掲げる場合(対象非上場株式会社等の全てについて同号に規定する贈与をした場合に限り)に該当する場合」に、「当該経営承継相続人等が当該贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から当該贈与の日まで」を「該当することとなつた日まで」に改める。

第四十条の八の四第十四項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八の二第二十五項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の四第十六項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前の事業年度終了の日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八の二第二十七項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の五第十一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八第十九項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の五第十三項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前の事業年度終了の日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八第二十二項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の五第二十二項第一号及び第三号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第三十項中「二年」を「同条第十四項に規定する二年」に改め、同条第三十一項中「同項」を「同項に規定する」に改め、同項第二号中「同条第十四項」を「当該」に、「同項第一号」を「同条第十四項第一号」に改める。

第四十条の八の六第十一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八の二第二十五項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の六第十三項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前の事業年度終了の日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八の二第二十七項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の六第二十二項第三号中「第四十条の七第十六項第四号」を「第四十条の七第十六項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 法第七十条の六の七第一項 調整前美術品贈与税額(第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前美術品贈与税額をいう。)

四 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産贈与税額(第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事業用資産贈与税額をいう。)

第四十条の八の六第二十九項第一号及び第三号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第三十七項中「二年」を「同条第十五項に規定する二年」に改め、同条第三十八項中「同項」を「同項に規定する」に改め、同項第二号中「同条第十五項」を「当該」に、「同項第一号」を「同条第十五項第一号」に改める。

第四十条の八の七を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十条の七の七第一項に規定する政令で定める価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額とする。

一 法第七十条の七の五第十二項(第一号に係る部分に限る。又は第十四項(同条第十二項第一号に係る部分に限る。))の規定の適用があつた場合 同条第一項に規定する特例贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした同項に規定する特例対象受贈非上場株式会社等の当該贈与の時における価額(同条第二項第八号の特例対象受贈非上場株式会社等の価額をいう。)

二 法第七十条の七の五第十二項(第二号に係る部分に限る。))の規定の適用があつた場合 同号の合併に際して交付された当該合併に係る吸収合併存続会社等(同号に規定する吸収合併存続会社等をいう。第四号において同じ。))の株式等(株式又は出資をいう。以下この項において同じ。))の価額(当該合併に係る合併対価(同条第二十二項第二号に規定する合併対価をいう。))の額が同号に規定する財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額に、当該株式等の価額が当該合併対価の額のうち占める割合を乗じて計算した金額)

三 法第七十条の七の五第十二項(第三号に係る部分に限る。))の規定の適用があつた場合 同号の株式交換等(同号に規定する株式交換等をいう。以下この号及び第五号において同じ。))に際して交付された同項第三号の他の会社の株式等の価額(当該株式交換等に係る交換等対価(同号に規定する交換等対価をいう。))の額が同号に規定する財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額に、当該株式等の価額が当該交換等対価の額のうち占める割合を乗じて計算した金額)

四 法第七十条の七の五第十四項(同条第十二項第二号に係る部分に限る。))の規定の適用があつた場合 同号の合併に際して交付された当該合併に係る吸収合併存続会社等の株式等の価額

五 法第七十条の七の五第十四項(同条第十二項第三号に係る部分に限る。))の規定の適用があつた場合 同号の株式交換等に際して交付された同号の他の会社の株式等の価額

第四十条の八の第十二項中「第四十条の七第十六項第四号」を「第四十条の七第十六項第五号」に改め、同項第四号中「第四十条の七第十六項第三号」を「第四十条の七第十六項第四号」に改め、同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産贈与税額(第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事業用資産贈与税額をいう。)

第四十条の九第一項、第四十条の十第二項及び第四十条の十一第二項中「第七十条の六の七第一項」の下に、「第七十条の六の十第一項」を、「第七十条の六の七第二項第六号」の下に、「第七十条の六の十第二項第三号」を加える。

第四十三条の二第二項第一号中「区域」の下に「以下この号及び」を加え、「五万平方メートル以上」を「七万五千平方メートル以上」に改め、同項第二号中「区域」の下に「以下この号及び」を加え、「五万平方メートル以上」を「七万五千平方メートル以上」に改め、同項第三号中「区域」の下に「以下この号及び」を加え、「五万平方メートル以上」を「七万五千平方メートル以上」に改める。

第四十三条の三第一項第二号中「土地及び」を「土地若しくはその土地の上に存する権利及び」に、「新築又は」を「新築若しくは」に改め、「第四号」を削り、「土地を」を「土地若しくはその土地の上に存する権利を」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同条第五項中「当該土地」を「当該特定建築物」に改め、他の土地」の下に「土地の上に存する権利を含む。」を加え、同条第十項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改める。

第四十四条の二第二項中「平成三十年法律第四十九号」を削る。

第四十六条の二第二項中「次項において同じ。」と、同令第五十四条第三項を「次項及び第三項において同じ。」と、同令第五十四条第三項に改める。

第五十条の三第三号中「又は久米島」を「久米島又は下地島」に改める。

第五十一条の二第二項第一号口中「平成三十年四月三十日までの間は、百分の百三十八」を削る。

第五十二条の六第三項中「大使等」を「大使等」に改める。

第五十二条の三第一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫

第五十四条の二を削る。

第五十五条第一項中「第二十号の二第十三項」を「第二十号の二第十四項」に、「第三十八号の四第二十二項」を「第三十八号の四第二十三項」に改める。

(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第二条 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第四百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「者(以下この項を「者(以下この条)に、「三年」を「六年」に、「同条第七号」を「旧令第二条第七号」に、「において新令」を「において租税特別措置法施行令」に、「個人番号(以下この項を「個人番号(以下この条)に、「)又は「を」及び「を」に、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「改正法」という。)(第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。))を「租税特別措置法」に、「新法」を「同法」に、「新令」を「租税特別措置法施行令」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定する受託者が、旧登録者で同項の規定による個人番号の登録を行っていない者(以下この項において「番号未登録者」という。)(個人番号を国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三の四第二項の規定による同項に規定する番号等の提供を受けて確認した場合)には、当該番号未登録者から当該受託者に前項の規定による個人番号の登録が行われたものとみなす。

附則第七条中「新法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「改正法」という。)(第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。))に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第二十号の二の改正規定(同条第十一項第二号口に係る部分を除く。)、同令第二十二号第二十項第二号の改正規定、同令第二十五号の四第二項の改正規定、同令第三十三号の五の改正規定、同令第三十九号第十七項第二号の改正規定、同令第三十九号の九十七の改正規定、同令第四十四号の二第一項の改正規定及び同令第五十五号第一項の改正規定並びに附則第四条第一項、第二十三号第一項、第四十二号(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第四百十五号)附則第二十七号の改正規定に限る。)、第四十四号及び第四十六号の規定 平成三十一年六月一日

二 第一条中租税特別措置法施行令第四十号の四の三第三項第二号の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条第二十三項の改正規定、同条第二十項の改正規定、同条第十八項の次に五項を加える改正規定(第二十二項及び第二十三項に係る部分に限る。)、同令第四十号の四の四第二十六項の改正規定及び同令第二十九項の改正規定並びに附則第三十八号第三項及び第四項の規定 平成三十一年七月一日

三 第一条中租税特別措置法施行令第五条の六の二第一項の改正規定、同令第二十七号の十二の三第一項の改正規定及び同令第四十六号の二第二項の改正規定並びに附則第四十五号(国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)附則第十七項の改正規定に限る。)(平成三十一年十月一日)

四 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二の改正規定、同令第四条の九の改正規定、同令第四条の十の改正規定、同令第四条の十一の改正規定、同令第五条の改正規定、同令第二十五号の十の十第六項の改正規定、同令第二十五号の十三の七第二項の改正規定及び同令第二十六号の二十七第一項の改正規定並びに附則第四十一条(復興特別所得税に関する政令(平成二十四年政令第十六号)第十三号第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定(第三十九号の十八号第十七項)を「第三十九号の十八号第九項」に、「第三十九号の二十の七第六項」を「第三十九号の二十の七第九項」に、「第三十九号の百十八号第十五項」を「第三十九号の百十八号第九項」に、「第三十九号の百二十の七第六項」を「第三十九号の百二十の七第九項」に改める部分に限る。)(平成三十一年一月一日)

五 次に掲げる規定 平成三十二年四月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定(「関連者等に係る利子等の」を「支払利子等に係る」に、「関連者等に係る純支払利子等の」を「対象純支払利子等に係る」に改める部分に限る。)、同令第三十九号の十二の改正規定、同令第三十九号の十二の二第一項の改正規定、同令第三十九号の十三の三の改正規定、同令第三十九号の十三の二(見出しを含む。)(改正規定、同令第三十九号の十三の三(見出しを含む。)(改正規定、同令第三十九号の百十二の四の改正規定、同令第三十九号の百二十一の号を加える改正規定、同章第二十六節の節名の改正規定、同令第三十九号の百二十二の二第一項の改正規定、同章第二十六節の節名の改正規定、同令第三十九号の百二十三の三(見出しを含む。)(改正規定、同令第三十九号の百二十六の四の改正規定、同令第三十九号の百三十一の号を加える改正規定、同令第四十号の二第五項の改正規定(「特例対象宅地等(以下この項)の下に、「次項」を加える部分に限る。及び同項の次に一項を加える改正規定並びに附則第二十五号、第三十四号及び第三十五号の規定

ロ 第二条中租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第四百十八号)附則第三条第二項の改正規定(「者(以下この項を「者(以下この条)に改める部分、同条第七号」を「旧令第二条第七号」に改める部分及び「個人番号(以下この項)を「個人番号(以下この条)に改める部分に限る。及び同条に一項を加える改正規定

六 第一条中租税特別措置法施行令第二十六号の四第二十四項の改正規定(「十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。に改める部分及び「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第四十一号」を「第四十一号第一項」に改める部分を除く。及び附則第十四号第一項の規定 平成三十一年十月一日

七 第一条中租税特別措置法施行令第二十五号の十八の三の改正規定、同令第二十五号の十八の四第一項第一号の改正規定及び同令第二十六号の二十八の七の改正規定 平成三十一年一月一日

八 第一条中租税特別措置法施行令第二十五号の十三第五項の改正規定(「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。)、同令第二十五号の十三の八第二項の改正規定及び同条第七項の改正規定 平成三十四年四月一日

九 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定(「退職所得」を「退職所得等」に改める部分に限る。)、同令第六条の二の次に一条を加える改正規定、同令第二章第七節の二の節名の改正規定、同令第十九号の三(見出しを含む。)(改正規定(同令第十二項に係る部分(同令第五号)を「同項第三号」に、「第八十四号第二項第五号」を「第八十四号第二項第三号」に改める部分に限る。)、同令第二十五号の十の二第六項の改正規定、同令第二十八号の五から第二十八号の七までの改正規定及び同令第三十九号の五十二から第三十九号の五十四までの改正規定 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日

十 第一条中租税特別措置法施行令第二十条の二第十一項第二号口の改正規定及び同令第三十八号の四第二十項第二号口の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日

十一 第一条中租税特別措置法施行令第二十二号の四第二項第四号の改正規定、同令第二十二号の七に三項を加える改正規定(第六項に係る部分に限る。)、同令第三十九号の三第五項第四号の改正規定、同令第三十九号の四第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定及び同令第三十九号の百一第四項第四号の改正規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日

十二 第一条中租税特別措置法施行令第二十二條の八の改正規定(同條第二十八項第一号に係る部分を除く。)、同令第二十二條の九第一項の改正規定、同令第三十九條の五の改正規定、同令第三十九條の六第二項の改正規定、同令第四十條の六の改正規定、同令第四十條の七の改正規定、同令第四十條の七の改正規定(同令第十六項に係る部分を除く。)、並びに同令第四十條の七の第二項及び第四十條の七の第四項の改正規定並びに附則第四條第三項、第二十三條第三項及び第三十八條第五項から第八項までの規定、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第一号) 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置)

第二 此の政令の施行の日(以下「施行日」という。前提出した確定申告書(所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)以下「改正法」という。)、同令第一條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。))第二條第一項第十号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。))についての第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。))第四條の二第九項の規定により読み替えられた改正法第一條の規定による改正前の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)以下この条及び附則第五條において「旧所得税法」という。、第二百二十條第三項第四号(旧所得税法第二百二十二條第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第四項及び第二百七條第四項(これらの規定を旧所得税法第六十六條において準用する場合を含む。))並びに第六十六條において準用する場合を含む。附則第五條において同じ。))の規定の適用については、なお従前の例による。

第三 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」という。))第六條の四第二項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする改正法第十一條の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。))第十二條の二第一項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二條の二第一項に規定する医療用機器については、なお従前の例による。

2 改正法附則第三十二條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十四條(第二項第一号に掲げる建築物(同号口に掲げる地域内において整備されるものに限る。))及び同項第二号に掲げる構築物に係る部分に限る。))の規定に基づく旧令第七條の規定は、なおその効力を有する。(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第四 新令第二十二條第二十項(第二号に係る部分に限る。))の規定は、個人が平成三十一年六月一日以後に新法第三十三條第三項第二号に規定する資産の損失に対する補償金を取得する場合について適用し、個人が同日前に旧法第三十三條第二号に規定する資産の損失に対する補償金を取得した場合については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一條第十一号に定める日の前日までの間における新令第二十二條の七第二項の規定の適用については、同項中「第四項及び第六項」とあるのは、「第四項」とする。

3 新令第二十二條の九第一項の規定は、個人が附則第一條第十二号に定める日以後に行う新法第三十四條の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十四條の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第五 施行日前に提出した確定申告書についての旧令第二十五條の九第十四項の規定により読み替えられた旧所得税法第二百二十條第三項第四号の規定の適用については、なお従前の例による。(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例等に関する経過措置)

第六 新令第二十五條の十の第二十四項(第二十六号に係る部分に限る。))の規定は、施行日以後に同号に規定する発行人等に対する役務の提供の対価として当該発行人等から取得する同号に規定する上場株式等について適用する。

2 新令第二十五條の十の第七項(新令第二十五條の十三の八第二十八項において準用する場合を含む。))の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第七 新令第二十五條の十一の第二十二項の規定により読み替えられた所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百二十一條の三第二項及び第二百二十一條の六第一項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に提出した確定申告書についての旧令第二十五條の十一の第二十二項の規定により読み替えられた所得税法施行令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第九十五号)による改正前の所得税法施行令(次条第二項において「旧所得税法施行令」という。))第二百六十二條第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

第八 新令第二十五條の十二の第二十四項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百二十一條の三第二項及び第二百二十一條の六第一項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に提出した確定申告書についての旧令第二十五條の十二の第二十四項の規定により読み替えられた旧所得税法施行令第二百六十二條第五項の規定の適用については、なお従前の例による。(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第九 施行日から附則第一條第九号に定める日の前日までの間における新令第二十五條の十三第六項の規定の適用については、同令第三号中「特定新株予約権」とあるのは、「特定新株予約権等」とする。

2 新令第二十五條の十三第八項(第二号に係る部分に限る。))及び第十項(同令第十一項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に行うこれらの規定に規定する電磁的方法による提供について適用し、施行日前に行つた旧令第二十五條の十三第八項(第二号に係る部分に限る。))及び第十項(同令第十一項において準用する場合を含む。))に規定する電磁的方法による提供については、なお従前の例による。(非課税口座異動届出書等に関する経過措置)

第十 新令第二十五條の十三の第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同令第二項の規定により提出する同令第三項の非課税口座異動届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五條の十三の二第一項に規定する非課税口座異動届出書については、なお従前の例による。(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第十一 新令第二十五條の十三の八第三項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による提供については、なお従前の例による。

2 施行日から平成三十四年十二月三十一日までの間における新令第二十五條の十三の八第十二項の規定の適用については、同令第五号中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。

3 平成三十五年一月一日において、新令第二十五條の十三の八第十二項第五号に規定する出国移管依頼書の提出をした者が十九歳又は二十歳である場合には、その者を同日において十八歳である者とみなして、同号の規定を適用する。

4 施行日から附則第一條第九号に定める日の前日までの間における新令第二十五條の十三の八第二十項の規定の適用については、同令の表第二十五條の十三第六項の項中「特定新株予約権」とあるのは、「特定新株予約権等」とする。

5 新令第二十五條の十三の八第二十項において準用する新令第二十五條の十三の六第五項の規定は、施行日以後に受理する新令第二十五條の十三の八第八項に規定する書面については適用し、施行日前に受理した旧令第二十五條の十三の八第八項に規定する書面については、なお従前の例による。

(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置)
第十二条 新令第二十五条の二十第二項、第五項及び第六項並びに第二十五条の二十二の二第二項の規定は、新令第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の平成三十一年分以後の各年分の課税対象金額等(同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をい)、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の平成三十年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合は、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)
第十三条 新令第二十五条の二十六第六項から第十八項までの規定は、新法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成三十一年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額(当該居住者に係る同項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成三十年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額を計算する場合は、なお従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)
第十四条 新令第二十六条の三第三項(新令第二十六条の四第二十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において「居住日」という。)の規定は、新令第二十六条の三第三項に規定する居住日(以下この項において「居住日」という。)の属する年分(平成三十一年から平成三十三年までの各年分に限る。)又はその翌年以後八年内(同条第三項に規定する八年内をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの年分の所得税につき新法第四十一条第一項の規定の適用を受けた個人に対し平成三十一年十月一日以後に交付する新令第二十六条の三第三項に規定する証明書について適用し、同日前に交付した旧令第二十六条の三第三項(旧令第二十六条の四第二十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する証明書及び居住日の属する年分(平成三十年以前の各年分に限る。)又はその翌年以後八年内(同条第三項に規定する八年内をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの年分の所得税につき新法第四十一条第一項の規定の適用を受けた個人に対し平成三十一年十月一日以後に交付する新令第二十六条の三第三項に規定する証明書については、なお従前の例による。

2 施行日から平成三十一年九月三十日までの間における新令第二十六条の三第三項及び第二十六条の四第二十四項の規定の適用については、新令第二十六条の三第三項中「から」とあるのは「からその適用に係る同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅及び同条第一項に規定する土地等に関する事項並びに当該居住の用に供した年月日についての」と、「次の各号に掲げる」とあるのは「当該申請に係る」と、「当該各号に掲げる事項についての」とあるのは「当該」と、新令第二十六条の四第二十四項中「前条」とあるのは「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第二百二号) 附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用される前条」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に関する経過措置)
第十五条 新令第二十六条の二十六第六項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)
第十六条 別段の定めがあるものを除き、新令第三章の規定は、法人(租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人(同項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下同じ。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係(同項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。)にある連結子法人(同項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下同じ。)の連結親法人事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日以後に開始する連結事業年度(租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定す

る連結事業年度をいう。以下同じ。)分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)
第十七条 法人が新令第二十七条の四第九項の規定の適用を受ける場合には、旧令第二十七条の四第九項に規定する合理的な方法について受けた認定は、新令第二十七条の四第九項に規定する合理的な方法について受けた認定と、旧令第二十七条の四第九項の分割等に係る同項の分割法人等及び分割承継法人等がした同項に規定する届出は、新令第二十七条の四第二十四項に規定する届出と、それぞれみなす。

2 法人が新令第二十七条の四第二十四項の規定の適用を受ける場合には、旧令第二十七条の四第二十四項に規定する合理的な方法について受けた認定は、新令第二十七条の四第二十四項に規定する合理的な方法について受けた認定と、旧令第二十七条の四第二十四項の分割等に係る同項の分割法人等及び分割承継法人等がした同項に規定する届出は、新令第二十七条の四第二十四項に規定する届出と、それぞれみなす。

3 新令第二十七条の四第九項又は第二十四項の規定の適用を受ける法人の同条第九項又は第二十四項の分割等(前二項の規定の適用に係るものを除く。)が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われたものである場合における同条第九項又は第二十四項の認定及び届出に關し必要な経過措置は、財務省令で定める。

(中小企業等が機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置)
第十八条 法人の施行日前に開始した事業年度における新令第二十七条の六第一項の規定の適用については、同項第一号中「出資(その有する自己の株式又は出資を除く。次号において同じ。)」とあるのは「出資」と、資本」とあるのは「又は資本」と又は第二十七条の四第十二項第一号イ若しくはロに掲げる法人をい」とあるのは「をい」とする。

2 施行日から中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新令第二十七条の六第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十三条第一項」とあるのは「第二十七条第一項」とする。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)
第十九条 新令第二十七条の十三第五項(第二号ハに係る部分に限る。)の規定は、施行日後に新法第二条第二項第一号の三に規定する公益法人等に該当することとなる同項第二号の二に規定する普通法人及び同項第一号の四に規定する協同組合等について適用し、施行日以前に旧法第六十八条の三の四第一項に規定する公益法人等に該当することとなった同項に規定する特定普通法人等については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)
第二十条 新令第二十八条の四第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第四十四条第一項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十四条第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

2 新令第二十八条の十第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする新法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器については、なお従前の例による。

3 改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十七条の二(第三項第一号に掲げる建築物(同号ロに掲げる地域内に於いて整備されるものに限る。))及び同項第二号に掲げる構築物に係る部分に限る。)の規定に基づき旧令第二十九条の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第五項中「法第六十八条の三十五第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号) 附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」と、「第三十九条の六十四第三項」とあるのは「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第二百二号) 附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の六十四第三

(新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置)
第二十一条 改正法附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条の二の規定に基づく旧令第三十二条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項第一号中「以後」とあるのは、「から平成三十一年三月三十一日までの間」とする。

第二十二條 新令第三十四條第八項から第十項までの規定は、施行日以後に同条第八項又は第九項の認定を受ける法人及び施行日以後に同条第十項の認定を受ける同項の外国法人について適用し、施行日前に旧令第三十四條第八項又は第九項の認定を受けた法人及び施行日前に同条第十項の認定を受けた同項の外国法人については、なお従前の例による。

第二十三條 新令第三十九條第十七項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が平成三十一年六月一日以後に租税特別措置法第六十四條第二項第二号に規定する資産の損失に対する補償金を取得する場合について適用し、法人が同日前に同号に規定する資産の損失に対する補償金を取得した場
合については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新令第三十九條の四第三項の規定の適用については、同項中「次項及び第五項」とあるのは、「次項」とする。
3 新令第三十九條の六第二項の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に行う新法第六十五條の五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五條の五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供に関する経過措置)
第二十四條 新令第三十九條の十二の四第一項の規定は、施行日以後に開始する租税特別措置法第六十六條の四の四第四項第七号に規定する最終親会計年度に係る同条第一項に規定する国別報告事項について適用し、施行日前に開始した同号に規定する最終親会計年度に係る同項に規定する国別報告事項については、なお従前の例による。

(対象純支払子等に係る課税の特例に関する経過措置)
第二十五條 新令第三十九條の十三の三第一項の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する同条第二項に規定する対象事業年度に係る新法第六十六條の五の三第一項に規定する超過利子額について適用し、法人の同日前に開始した旧令第三十九條の十三の三第二項に規定する対象事業年度に係る旧法第六十六條の五の三第一項に規定する超過利子額については、なお従前の例による。

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置)
第二十六條 新令第三十九條の十四の三第一項から第四項まで、第二十五項、第二十六項、第二十八項及び第二十九項、第三十九條の十五第二項及び第五項から第七項まで、第三十九條の十七第二項並びに第三十九條の十七の二第二項の規定は、新法第六十六條の六第一項各号に掲げる内国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る課税対象金額等(同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をい、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧法第六十六條の六第一項各号に掲げる内国法人の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)
第二十七條 新令第三十九條の二十の三十六項から第十八項までの規定は、新法第六十六條の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額(当該内国法人に係る同項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以

後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧法第六十六條の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関する経過措置)
第二十八條 新令第三十九條の三十五の四第三項の規定は、施行日後に行われる同項に規定する合併について適用し、施行日以前に行われた旧令第三十九條の三十五の四第四項に規定する合併については、なお従前の例による。

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)
第二十九條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が新令第三十九條の三十九第八項の規定の適用を受ける場合には、旧令第三十九條の三十九第八項に規定する合理的な方法について受けた認定は新令第三十九條の三十九第八項に規定する合理的な方法について受けた認定と、旧令第三十九條の三十九第八項の分割等に係る同項の分割法人等の連結親法人(当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等)及び分割承継法人等の連結親法人(当該分割承継法人等が連結親法人である場合には、当該分割承継法人等)がした同項に規定する届出は新令第三十九條の三十九第八項に規定する届出と、それぞれみなす。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が新令第三十九條の三十九第九項の規定の適用を受ける場合には、旧令第三十九條の三十九第九項に規定する合理的な方法について受けた認定は新令第三十九條の三十九第九項に規定する合理的な方法について受けた認定と、旧令第三十九條の三十九第九項の分割等に係る同項の分割法人等の連結親法人(当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等)及び分割承継法人等の連結親法人(当該分割承継法人等が連結親法人である場合には、当該分割承継法人等)がした同項に規定する届出は新令第三十九條の三十九第九項に規定する届出と、それぞれみなす。

3 新令第三十九條の三十九第八項又は第二十三項の規定の適用を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同条第八項又は第二十三項の分割等(前二項の規定の適用に係るものを除く。)が施行日以後最初に開始する連結親法人事業年度開始の日前に行われたものである場合における同条第八項又は第二十三項の認定及び届出に関し必要な経過措置は、財務省令で定める。

(中小連結法人が機械等を取扱った場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置)
第三十條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度における新令第三十九條の四十一第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「出資(その有する自己の株式又は出資を除く。ロにおいて同じ。)」とあるのは、「出資」と、「資本」とあるのは、「又は資本」と、「又は第三十九條の三十九第十一項第一号イ(1)若しくは(2)に掲げる法人をい」とあるのは、「をい」とする。

2 施行日から中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日前日までの間における新令第三十九條の四十一第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「第二十三條第一項」とあるのは、「第十七條第一項」とする。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)
第三十一條 新令第三十九條の五十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第六十八條の十九第一項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第六十八條の十九第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

2 改正法附則第六十九條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八條の三十五(第三項第一号に掲げる建築物(同号口に掲げる地域内において整備されるものに限る。))及び同項第二号に掲げる構築物に係る部分に限る。の規定に基づく旧法第三十九條の六十四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第二十九條の五第一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百二号)附則第二十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(第四項において「旧効力措置法施行令」という。))第二十九條の五第一項第一号」と、同条第四項中「法第四十七條の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十二條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第三十一條の規定による改正前の租税特別措置法第四十七條の二第一項」と、「第二十九條の五第四項」とあるのは「旧効力措置法施行令第二十九條の五第四項」とする。

第三十二條 改正法附則第七十條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八條の四十三の二の規定に基づく旧法第三十九條の七十二の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項第一号中「以後」とあるのは、「から平成三十一年三月三十一日までの間」とする。

2 新令第三十九條の八十三第二十項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置)

第三十三條 新令第三十九條の八十八第七項から第九項までの規定は、施行日以後に同条第七項又は第八項の認定を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人及び施行日以後に同条第九項の認定を受ける同項の外国法人について適用し、施行日前に旧法第三十九條の八十八第七項又は第八項の認定を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人及び施行日前に同条第九項の認定を受けた同項の外国法人については、なお従前の例による。

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

第三十四條 新令第三十九條の百十二第五項から第七項までの規定は、連結法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の対象純支払子等に係る課税の特例に関する経過措置)

第三十五條 新令第三十九條の百十三の三第一項の規定は、連結法人の平成三十二年四月一日以後に開始する同条第二項に規定する対象連結事業年度に係る新法第六十八條の八十九の三第一項に規定する連結超過利子額について適用し、連結法人の同日前に開始した旧法第三十九條の百十三の三第二項に規定する対象連結事業年度に係る旧法第六十八條の八十九の三第一項に規定する連結超過利子額については、なお従前の例による。

(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十六條 新令第三十九條の百十四の二第二項から第四項まで、第二十五項、第二十六項、第二十八項及び第二十九項、第三十九條の百十五第二項、第五項及び第六項並びに第三十九條の百十七第二項の規定は、新法第六十八條の九十一第一項各号に掲げる連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る個別課税対象金額等(同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をい、当該連結法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧法第六十八條の九十一第一項各号に掲げる連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十七條 新令第三十九條の百二十の三第二項から第十四項までの規定は、新法第六十八條の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額(当該連結法人に係る同項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧法第六十八條の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。(相続税又は贈与税の特例に関する経過措置)

第三十八條 施行日から平成三十一年六月三十日までの間における新令第四十條の四の三第十六項の規定の適用については、同項中「第四号」とあるのは、「第二号」とする。

2 施行日前に租税特別措置法第七十條の二の二第二項第二号に規定する受贈者が取得をした旧法第七十條の二の二第二項の規定の適用に係る同項に規定する信託受益権又は同項に規定する金銭等は、新令第四十條の四の三第二十項又は第二十四項第三号の贈与者(新法第七十條の二の二十項に規定する贈与者をいう。)の死亡前三年以内に取得をしたものに含まれないものとする。

3 新令第四十條の四の三第二十五項及び第二十八項の規定は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係るこれらの規定の遺留分侵害額の請求があった場合について適用し、同日前に開始した相続に係る旧法第四十條の四の三第二十項第一号又は第二十三項の遺留分による減殺の請求があった場合については、なお従前の例による。

4 新令第四十條の四の二十六項及び第二十九項の規定は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係るこれらの規定の遺留分侵害額の請求があった場合について適用し、同日前に開始した相続に係る旧法第四十條の四の二十六項第一号又は第二十九項の遺留分による減殺の請求があった場合については、なお従前の例による。

5 附則第一条第十二号に定める日前に旧法第四十條の六第十一項第四号に規定する農地利用集積円滑化事業のために譲渡をした旧法第七十條の四第一項に規定する農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

6 新令第四十條の六第五十二項及び第六十一項の規定は、附則第一条第十二号に定める日以後に新法第七十條の四第二十二項に規定する営農困難時貸付けを行う場合について適用し、同日前に旧法第七十條の四第二十二項に規定する営農困難時貸付けを行った場合については、なお従前の例による。

7 附則第一条第十二号に定める日前に旧法第四十條の七第十項に規定する農地利用集積円滑化事業のために譲渡をした旧法第七十條の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

8 新令第四十條の七第五十六項及び第六十項の規定は、附則第一条第十二号に定める日以後に新法第七十條の六第二十八項に規定する営農困難時貸付けを行う場合について適用し、同日前に旧法第七十條の六第二十八項に規定する営農困難時貸付けを行った場合については、なお従前の例による。

9 新令第四十條の八第十九項ただし書(新令第四十條の八の五第十一項後段において準用する場合を含む。)及び第二十二項ただし書(新令第四十條の八の五第十三項後段において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する財務省令で定める事由が生ずる場合について適用する。

10 新令第四十條の八の二第二十五項ただし書(新令第四十條の八の四第十四項後段及び第四十條の八の六第十一項後段(新令第四十條の八の八第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)及び第二十七項ただし書(新令第四十條の八の四第十六項後段及び第四十條の八の六第十三項後段(新令第四十條の八の八第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する財務省令で定める事由が生ずる場合について適用する。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第三十九条 新令第四十三条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新令第四十三条の三第一項の規定は、施行日以後に新法第八十三条の三第一項に規定する特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得する同項に規定する不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条の三第一項に規定する特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得した同項に規定する不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（印紙税の特例に関する経過措置）

第四十条 新令第五十二条の三第三項の規定は、平成三十年五月二十日以後に発生した租税特別措置法第九十一条の四第二項に規定する災害に係る同項に規定する消費貸借契約書について適用する。

2 新令第五十二条の三第三項の規定の適用により印紙税を課さないこととされる租税特別措置法第九十一条の四第二項に規定する消費貸借契約書で平成三十年五月二十日から施行日の前日までの間に作成したものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第四十一条 復興特別所得税に関する政令の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「規定する所得税」を「納付した所得税」に、

（及び） 当該所得税	これらの税	を	（及び） が当該所得税	これらの税
---------------	-------	---	----------------	-------

に、	（の額に） 計額に	を	（の額に） 計額に	を	（及び） 復興特別所得税の額の合	に、	（の額に） 計額に	を	（及び） 復興特別所得税の額の合	に、	（の額に） 計額に
----	--------------	---	--------------	---	---------------------	----	--------------	---	---------------------	----	--------------

に、「第四条の六の二第二十七項」を「第四条の六の二第二十八項」に、「第四条の六の二第二十八項」を「第四条の六の二第二十九項」に、「第四条の六の二第二十九項」を「第四条の六の二第三十項」に、

に、「第四条の六の二第二十七項」を「第四条の六の二第二十八項」に、「第四条の六の二第二十八項」を「第四条の六の二第二十九項」に、「第四条の六の二第二十九項」を「第四条の六の二第三十項」に、

に、「第四条の六の二第二十七項」を「第四条の六の二第二十八項」に、「第四条の六の二第二十八項」を「第四条の六の二第二十九項」に、「第四条の六の二第二十九項」を「第四条の六の二第三十項」に、

法	「租税特別措置法」	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」
---	-----------	--

「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」
--	--

「第四条の六の二第二十一項の表」を「第四条の六の二第二十二項の表」に、

「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」
--	--

「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」
--	--

「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」
--	--

に、「第四条の六の二第二十六項」を「第四条

同条第三項	特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第三項又は特別措置法第二十八條第三項
所得税の額から同項各号	所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第三項各号

の六の二第二十八項」に、「第四條の六の二第二十八項」を「第四條の六の二第三十項」に、「第四條の九第一項第一号イからハまで及び第二号イからハまで並びに第二項第一号イ、第二号イ及び第三号イ」を「第四條の九第二項各号」に、「第三十九條の十八第十五項」を「第三十九條の十八第十九項」に、「第三十九條の二十の七第六項」を「第三十九條の二十の七第九項」に、「第三十九條の百十八第十五項」を「第三十九條の百十八第十九項」に、「第三十九條の百二十の七第六項」を「第三十九條の百二十の七第九項」に改める。

(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第四十二條 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行令第四條の二の改正規定を次のように改める。

第四條の二第九項の表中	第二百五十八條第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号	総所得金額	総所得金額、上の金額
-------------	-----------------------------	-------	------------

場株式等に係る配当所得等

第二百五十八條第三項第一号及び第二号	総所得金額	総所得金額
第二百五十八條第四項	受けた	受けた租四号の規
(法)		(租税特別措置法)
及び法		及び同号
第二百五十八條第五項第一号イ	総所得金額	総所得金額

に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項

額、上場株式等に係る配当所得等
 税特別措置法第八條の四第三項第一号より読み替えられた法
 別措置法第八條の四第三項第四号より読み替えられた法
 の規定により読み替えられた法
 額、上場株式等に係る配当所得等

を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 法第八條の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三條第一項に規定する所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額は、法第八條の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける上場株式等の配当等(法第九條の三の二第二項に規定する上場株式等の配当等をいう。以下この項において同じ)に係る第四條の六の二第二項第一号に掲げる金額(法第九條の三の二第三項の規定により控除された金額に限る)及び当該上場株式等の配当等について第四條の九第六項(第四條の十第三項及び第四條の十一第三項において準用する場合を含む)の規定により計算した金額とする。

13 法第八條の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第六十五條の五の三第一号に規定する政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の同法第六十四條第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき計算した所得税の額(同法第六十五條の五の三及び第六十五條の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二條第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ)の額を除く)及び法第八條の四第一項の規定による所得税の額(附帯税の額を除く)とする。

第一条のうち、租税特別措置法施行令第二十六條の二十七第一項の改正規定中「調整」を「調整等」に改め、同令第三十九條の十八第十項の改正規定中「第三十九條の十八第十項」に改め、同令第三十九條の三十二の三第十四項から第十七項までを削る改正規定中「同令第十四項から第十七項まで」を「同令第十五項から第十八項まで」に改め、同令第三十九條の三十五の三第四項の改正規定中「第八項」を「第九項」に、「第六項各号」を「第七項」に改め、同令第八項の改正規定中「同令第八項」を「同令第九項」に改め、同令第九項から第十二項までを削る改正規定中「同令第九項から第十二項まで」を「同令第十項から第十三項まで」に改める。

附則第一條第四号中「同令第十一項に係る部分を除く」を削り、「同令第十項」を「同令第十二項」に、「同令第十三項」を「同令第十五項」に、「第三十九條の三十二の三第十四項から第十七項まで」を「第三十九條の三十二の三第十五項から第十八項まで」に改める。

附則第二十七條第一項中「おける新令」を「おける租税特別措置法施行令」に、「新令第三十八條の四第四十四項」を「同令第三十八條の四第四十五項」に、「は、新令」を「は、同令」に改め、同令第二項及び第三項中「おける新令」を「おける租税特別措置法施行令」に、「新令第三十八條の四第四十四項」を「同令第三十八條の四第四十五項」に改める。

附則第二十九條第三項中「新令第三十九條の十八第十九項」を「租税特別措置法施行令第三十九條の十八第二十三項」に改める。

附則第三十條第二項中「新令第三十九條の二十の七第十項」を「租税特別措置法施行令第三十九條の二十の七第十三項」に改める。

附則第四十二條第三項中「新令第三十九條の百十八第二十項及び第二十一項」を「租税特別措置法施行令第三十九條の百十八第二十四項及び第二十五項」に、「同令第二十項」を「同令第二十四項」に、「同令第二十一項」を「同令第二十五項」に改める。

附則第四十三條第二項中「新令第三十九條の百二十の七第十一項及び第十二項」を「租税特別措置法施行令第三十九條の百二十の七第十四項及び第十五項」に、「同令第十一項」を「同令第十四項」に、「同令第十二項」を「同令第十五項」に改める。

(復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令の一部改正)
第四十三條 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令(平成三十年政令第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定中「第四條の第二十項の表」を「第四條の第二十九項の表」に、「第四條の第二十四項」を「第四條の第二十二項」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)
第四十四條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一「租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の項第一号中「第二十條の二十三項」を「第二十條の第二十四項」に、「第三十八條の四第二十二項」を「第三十八條の四第二十三項」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第四十五条 国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第二項若しくは」を「第二項又は」に改め、「又は同法第九十七条の第二項に規定する特別還付金」を削る。

附則第十七項中「千分の九百六十」を「千分の九百六十二」に、「千分の四十」を「千分の三十八」に改める。

(日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第四十六条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七年政令第二百三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十八条の四第三十八項第一号」を「第三十八条の四第三十九項第一号」に、「前条第三十八項」を「前条第三十九項」に改める。

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

租税特別措置法施行令第六條の四第二項第一号及び第二十八條の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等
(構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものとして厚生労働大臣が指定するもの)

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号。次条において「令」という。)第六條の四第二項第一号及び第二十八條の十第二項第一号に規定する構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものとして厚生労働大臣が指定するもの(次条において「対象機器」という。)は、次に掲げるものであつて病院において医療保健業の用に供されるものとする。

- 一 超電導磁石式全身用MR装置
- 二 永久磁石式全身用MR装置
- 三 全身用X線CT診断装置(4列未満を除く。)
- 四 人体回転型全身用X線CT診断装置(4列未満を除く。)

(厚生労働大臣が定める要件)

第二条 令第六條の四第二項第一号及び第二十八條の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件は、次の各号に掲げる対象機器の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすことについて当該対象機器を医療保健業の用に供する病院の所在する構想区域等(医療法(昭和三十三年法律第二百五号)第三十條の十四第一項に規定する構想区域等をいう。以下この条において同じ。)に係る都道府県知事により確認がされたこととする。

- 一 前条第一号又は第二号に掲げる対象機器(以下この号において「全身用MR装置」という。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件
 - イ 当該全身用MR装置が既に医療保健業の用に供されている全身用MR装置(イにおいて「既存全身用MR装置」という。)に替えて新たに医療保健業の用に供される場合 当該既存全身用MR装置を医療保健業の用に供した病院における当該既存全身用MR装置の利用された回数がその新たに医療保健業の用に供される日の属する年の前年の一月から十二月までの各月において四十を上回っていること。
 - ロ 当該全身用MR装置が新設又は増設により医療保健業の用に供される場合 その用に供する病院(ロにおいて「全身用MR装置新増設医療機関」という。)と連携している他の病院又は診療所(全身用MR装置を医療保健業の用に供していないものに限る。ロにおいて「全身用MR装置連携先医療機関」という。)で診療を受けた者のために当該全身用MR装置新増設医療機関と当該全身用MR装置連携先医療機関との間で連携して当該全身用MR装置が利用される予定であること(当該全身用MR装置連携先医療機関から紹介された患者のために利用される予定である場合を含む。)
 - ハ 当該全身用MR装置がイ及びロに定める要件に該当しない場合 構想区域等に係る医療法第三十條の十四第一項の協議の場における協議の内容を踏まえ、当該構想区域等における医療提供体制の確保に必要であると認められること。
 - ニ 前条第三号又は第四号に掲げる対象機器(以下この号において「全身用CT装置」という。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件
 - イ 当該全身用CT装置が既に医療保健業の用に供されている全身用CT装置(イにおいて「既存全身用CT装置」という。)に替えて新たに医療保健業の用に供される場合 当該既存全身用CT装置を医療保健業の用に供した病院における当該既存全身用CT装置の利用された回数とその新たに医療保健業の用に供される日の属する年の前年の一月から十二月までの各月において二十を上回っていること。

○厚生労働省告示第五十一号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第六條の四第二項第一号及び第二十八條の十第二項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第六條の四第二項第一号及び第二十八條の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

ロ 当該全身用CT装置が新設又は増設により医療保健業の用に供される場合、その用に供する病院（ロにおいて「全身用CT装置新増設医療機関」という。）と連携している他の病院又は診療所（全身用CT装置を医療保健業の用に供していないものに限る。ロにおいて「全身用CT装置連携先医療機関」という。）で診療を受けた者のために当該全身用CT装置新増設医療機関と当該全身用CT装置連携先医療機関との間で連携して当該全身用CT装置が利用される予定であること（当該全身用CT装置連携先医療機関から紹介された患者のために利用される予定である場合を含む。）。

ハ 当該全身用CT装置がイ及びロに定める要件に該当しない場合、構想区域等に係る医療法第三十条の十四第一項の協議の場合における協議の内容を踏まえ、当該構想区域等における医療提供体制の確保に必要であると認められること。

○厚生労働省告示第百五十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等

（医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画に記載すべき事項）

第一条 租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画（第五号において「計画」という。）の対象となる医療機関（病院又は診療所に限る。以下この条において「対象医療機関」という。）の名称及び所在地
- 二 対象医療機関における医師その他の医療従事者の勤務時間の実態及び当該実態に対する分析
- 三 対象医療機関における医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮に関する目標

四 対象医療機関における医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮に関する基本方針

五 計画の実施期間

六 対象医療機関における医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮のための対策の概要

七 前号の対策を進めるために有用な機器等及び当該機器等の機能

（勤務時間短縮用設備等）

第二条 令第六条の四第四項第一号及び第二十八条の十第四項第一号に規定する医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものは、次に掲げるものとする。

- 一 労働時間管理の省力化又は充実に資する器具及び備品（令第六条の四第三項及び第二十八条の十第三項に規定する器具及び備品をいう。以下この条において同じ。）並びに特定ソフトウェア（令第六条の四第五項及び第二十八条の十第五項に規定する特定ソフトウェアをいう。以下この条において同じ。）
- 二 医師の行う作業の省力化に資する器具及び備品並びに特定ソフトウェア
- 三 医師の診療行為を補助し、又は代行する器具及び備品並びに特定ソフトウェア
- 四 遠隔医療を可能とする器具及び備品並びに特定ソフトウェア
- 五 チーム医療の推進等に資する器具及び備品並びに特定ソフトウェア

医師等勤務時間短縮計画

(元号) 年 月 日作成

〈基礎情報〉

1. 医療機関名称：
2. 管理者名： 印
3. 開設者名： 印
4. 所在地：
5. 病床数： 床
6. 診療科：
7. 最も多い病床の種類（高度急性期／急性期／回復期／慢性期）：
8. 常勤医師数： 人
9. 常勤以外の医師数： 人

〈現状分析〉

1. 本計画の対象医師（時間外労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上）数： 人（うち常勤 人）
※時間外労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載する場合は、その人数を記載
2. 過去3ヶ月において対象医師について、ヒアリングした結果に基づく分析を別途実施
：(元号) 年 月

〈目標〉

1. 対象医師の時間外労働等の分析と目標設定

医師ごとに過去3ヶ月間の時間外労働について記入

※時間外労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載する場合は、備考欄に勤務形態（従前及び今後）等改善内容がわかるよう記載

※「対象医師の平均」の内訳について任意で欄を作成することも可能

	4月	5月	6月	3ヶ月平均	備考
対象医師の平均					
目標（最長時間）					
目標（平均値）					

※本計画期間における目標値。医師の労働時間縮減の最終目標と一致せずともよい。

2. 削減対象内容：主に（手術や外来対応の延長、記録・報告書作成や書類の整理、会議・勉強会・研修会等への参加）に係る時間を削減することで目標を達成

※特に取り組む内容に○で囲む

3. 医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取組の目標

(勤務時間外に緊急でない患者の病状説明等を行わない、複数主治医制導入
当直明けの勤務負担緩和(連続勤務時間制限)、勤務間インターバル設定、
完全休日の設定)

※特に取り組む内容に○で囲む

4. 計画の実施期間：(元号) 年 月～ 月

〈実行計画(対策の概要)〉

※それぞれの取組の実施時期も記載

※2～4については法令上全ての医療機関が必ず行うことになっている

1. 進捗管理

(1) 病院管理者による改革の宣言

※行っていない場合は(元号) 年 月までに行う

(2) 病院管理者による改革の宣言の医療機関内における周知

※行っていない場合は(元号) 年 月までに行う

(3) この計画の担当者

事務担当者 (役職 氏名)

進捗管理者 (役職 氏名) ※原則病院管理者

※決まっていない場合は(元号) 年 月までに決める

2. 労働時間管理の適正化

(1) 医師に係る宿日直許可の確認(許可申請未提出で宿日直許可基準に適合する場合は、労働基準監督署に許可申請を行う)

※行っていない場合は(元号) 年 月までに行う

(2) 研鑽の取扱いの適正化・明確化(厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会」のとりまとめを踏まえたガイドラインの内容に即して考え方を書面等で明示する/取組を徹底する/全職員に周知する)

※行っていない場合は(元号) 年 月までに行う

(3) ICカードの導入等労働時間の客観的な把握を開始する

※行っていない場合は(元号) 年 月までに行う

(4) 労働条件通知書の発行の(有、無)

※行っていない場合は(元号) 年 月までに行う

(5) 時間外労働時間の把握を上司の確認がなく、自己申告のみで行っている場合の適正化

※行っていない場合は(元号) 年 月までに行う

(6) ガイドラインに沿った労働時間管理項目の適用状況

()

※行っていない場合は(元号) 年 月までに行う

3. 36協定等の締結

(1) 36協定の定めなく、又は定めを超えて時間外労働をさせていないかの確認の（有、無）

※行っていない場合は（元号） 年 月までに行う

(2) 36協定で定める時間外労働時間数と実際の状況に応じた見直しの（有、無）

※行っていない場合は（元号） 年 月までに行う

4. 産業保健の仕組みの活用

(1) 長時間労働となっている医師、診療科等ごとに対応方策についての議論の（有、無）

※行っていない場合は（元号） 年 月までに行う

5. 医師の時間外労働時間の削減等に向けた戦略の設定：

【タスク・シフティング（業務の移管）】

・

※開始・導入・強化等の時期（元号） 年 月

【女性医師等の支援】

・

※開始・導入・強化等の時期（元号） 年 月

【医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取組】

・

※開始・導入・強化等の時期（元号） 年 月

※ 計画の実行に器具・備品・ソフトウェア（税込30万円以上のもの）を必要とする場合は別紙も記載し添付のこと

別紙

器具・備品・ソフトウェアの取得等リスト

(税込 30 万円以上のもの)

(計画を実施していくうちに、新たに購入が必要となった場合等は、後日追加又は修正)

※ 該当するものにチェック (リストにないものは適宜、加筆)

※ 製品名等だけでは医師の労働時間削減の効果が明らかでないものについては、解説を加えること

1. 労働時間の管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等

(省力化)

IC カード管理の導入 (製品名 :メーカー名)

タイムカードの導入 (製品名 :メーカー名)

勤怠管理ソフトの導入 (製品名 :メーカー名)

(充実)

時間外に行う研鑽に関する取扱いの明確化

(製品名 :メーカー名)

2. 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等

(製品名 :メーカー名)

効果の説明

3. 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

(製品名 :メーカー名)

効果の説明

4. 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

(製品名 :メーカー名)

効果の説明

5. チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

※ 医師の事務のタスク・シフト先である他職種の労働時間圧縮含む。

情報共有強化 (製品名 :メーカー名)

効果の説明 (随時かつ全メンバー同時の情報共有を可能とし、情報共有に係る時間を圧縮)

院内搬送用ロボット (製品名 :メーカー名)

□患者の離症センサー（製品名 _____ :メーカー名 _____ ）

6. その他（類型1～5において明示していない設備等）

※医師の労働時間の削減に資するメーカーによる3%以上の業務効率化に関する指標の表示等が必要（必須）（説明が記載されたパンフレット等を添付）

以下、租税特別措置法第 条の 第 項（※）に該当するため、特別償却制度を活用する場合は2部作成し、都道府県担当課の確認を経て管轄の税務署に青色申告する際に申告書にこの計画書1部を添付すること

※個人の場合は租税特別措置法第12条の2第2項、法人の場合は租税特別措置法第45条の2第2項、連結親法人等の場合は租税特別措置法第68条の2第2項

<医療機関勤務環境改善支援センター記載欄>

本計画が当センターの助言に基づき作成したものであることを認める。

担当者名：医療経営アドバイザー _____ 印

医療労務アドバイザー _____ 印

医療勤務環境改善支援センター長（責任者） _____ 印

(元号) _____ 年 _____ 月 _____ 日

相談期間：(元号) _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

助言特記事項：

※本計画に関連して突起すべき助言等がある場合にはここに付記

<都道府県担当課確認印>

上記計画が、本都道府県医療機関勤務環境改善支援センターの相談支援を受けて作成されたものであることを確認します。

(元号) _____ 年 _____ 月 _____ 日

(都道府県名) _____ 課(室)長 _____ 印

<計画実行結果の報告>

計画実行後半年をめぐりに、対象医師の労働時間数の状況をご報告ください。

※機器等の導入予定がある場合には、導入後（共用開始後）半年をめぐりにご報告ください。

※事例を把握し、今後の医師の労働時間削減の取組に活かして参りますので、ご協力ください。

報告予定月（元号） _____ 年 _____ 月（ _____ 年 _____ 月の対象医師の労働時間の実績をご報告ください。）

※報告予定月前であっても、また、報告後であっても、ご相談がありましたら、ご連絡ください。

(都道府県名) 医療勤務環境改善支援センター（電話： _____ — _____ e-mail： @ _____ ）

※本計画策定後、計画実行中に計画を改訂した場合には、下記も記載ください。

<医療機関勤務環境改善支援センター記載欄>

本計画が当センターの助言に基づき作成・改訂したものであることを認める。

担当者名：医業経営コンサルタント 印
社会保険労務士 印
(都道府県名) 勤務環境改善支援センター長 (責任者) 印
(元号) 年 月 日

相談期間：(元号) 年 月～ 月

助言特記事項：

※本計画に関連して突起すべき助言等がある場合にはここに付記
改定した内容

()

<都道府県担当課確認印>

上記計画が、本県医療機関勤務環境改善支援センターの相談支援を受けて作成・改訂されたものであることを確認します。

(元号) 年 月 日
(都道府県名) 課(室)長 印

(別添2)

医師等勤務時間短縮計画報告書

(元号) 年 月 日作成

〈基礎情報〉

1. 医療機関名称：
2. 管理者名： 印
3. 開設者名： 印
4. 所在地：
5. 病床数： 床
6. 診療科：
7. 最も多い病床の種類（高度急性期／急性期／回復期／慢性期）：
8. 常勤医師数： 人
9. 常勤以外の医師数： 人

〈実施後の現状分析〉

1. 本計画の対象医師（時間外労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上）数： 人（うち常勤 人）
※時間外労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載する場合は、その人数を記載
2. 過去3ヶ月において対象医師について、ヒアリングした結果に基づく分析を別途実施
：(元号) 年 月

〈実績〉

1. 対象医師の時間外労働等の分析と目標設定

医師ごとに計画書作成の時間外労働及び計画実施6ヶ月後の実績について記入

※時間外労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載する場合は、備考欄に勤務形態（従前及び今後）等改善内容がわかるよう記載

※「対象医師の平均」の内訳について任意で欄を作成することも可能

	計画作成前3ヶ月平均	計画実施6ヶ月後実績 (月)	備考
対象医師の平均			
目標（最長時間）			
目標（平均、実績）			

2. 削減対象内容：主に（手術や外来対応の延長、記録・報告書作成や書類の整理、

会議・勉強会・研修会等への参加)に係る時間を削減することで目標を達成

※特に取り組む内容に○で囲む

3. 医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取組の目標

(勤務時間外に緊急でない患者の病状説明等を行わない、複数主治医制導入
当直明けの勤務負担緩和(連続勤務時間制限)、勤務間インターバル設定、
完全休日の設定)

※特に取り組む内容に○で囲む

4. 計画の実施期間:(元号) 年 月～ 月

〈実行実績(対策の概要)〉

※それぞれの取組の実施時期も記載

※2～4については法令上全ての医療機関が必ず行うことになっている

1. 進捗管理

- (1) 病院管理者による改革の宣言 済・未済
- (2) 病院管理者による改革の宣言の医療機関内における周知
- (3) この計画の担当者

事務担当者 (役職 氏名)

進捗管理者 (役職 氏名) ※原則病院管理者

2. 労働時間管理の適正化

- (1) 医師に係る宿日直許可の確認(許可申請未提出で宿日直許可基準に適合する場合は、労働基準監督署に許可申請を行う)
- (2) 研鑽の取扱いの適正化・明確化(厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会」のとりまとめを踏まえたガイドラインの内容に即して考え方を書面等で明示する/取組を徹底する/全職員に周知する)
- (3) ICカードの導入等労働時間の客観的な把握を開始する
- (4) 労働条件通知書の発行の(有、無)
- (5) 時間外労働時間の把握を上司の確認がなく、自己申告のみで行っている場合の適正化
- (6) ガイドラインに沿った労働時間管理項目の適用状況
()

3. 36協定等の締結

- (1) 36協定の定めなく、又は定めを超えて時間外労働をさせていないかの確認の(有、無)
- (2) 36協定で定める時間外労働時間数と実際の状況に応じた見直しの(有、無)

4. 産業保健の仕組みの活用

- (1) 長時間労働となっている医師、診療科等ごとに対応方策についての議論の(有、無)

5. 医師の時間外労働時間の削減等に向けた戦略の設定：

【タスク・シフティング（業務の移管）】

記載例)

・

※開始・導入・強化等の時期（元号） 年 月

【女性医師等の支援】

・

※開始・導入・強化等の時期（元号） 年 月

【医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取組】

・

※開始・導入・強化等の時期（元号） 年 月

※ 計画の実行に器具・備品・ソフトウェア（税込 30 万円以上のもの）を必要とする場合は別紙も記載し添付のこと

別紙

器具・備品・ソフトウェアの取得等リスト

(税込 30 万円以上のもの)

※ 該当するものにチェック (リストにないものは適宜、加筆)

※ 製品名等だけでは医師の労働時間削減の効果が明らかでないものについては、解説を加えること

1. 労働時間の管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等

(省力化)

IC カード管理の導入 (製品名 :メーカー名)

タイムカードの導入 (製品名 :メーカー名)

勤怠管理ソフトの導入 (製品名 :メーカー名)

(詳細化)

時間外に行う研鑽に関する取扱いの明確化

(製品名 :メーカー名)

2. 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等

(製品名 :メーカー名)

効果の説明

3. 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

(製品名 :メーカー名)

効果の説明

4. 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

(製品名 :メーカー名)

効果の説明

5. チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

※医師の事務のタスク・シフト先である他職種の労働時間圧縮含む。

情報共有強化 (製品名 :メーカー名)

効果の説明

院内搬送用ロボット (製品名 :メーカー名)

患者の離症センサー (製品名 :メーカー名)

6. その他（類型1～5において明示していない設備等）

※医師の労働時間の削減に資するメーカーによる3%以上の業務効率化に関する指標の表示等が必要
（必須）（説明が記載されたパンフレット等を添付）